

地方分権に関する基本問題についての
調査研究会・専門分科会 報告書

(座長：堀場 勇夫)

令和6年3月

一般財団法人 自治総合センター

はしがき

第1次・第2次地方分権改革では、国と地方の関係を対等・協力の関係に変えるという理念の下、地域が自らの創意と工夫により課題を解決するための制度的基盤の構築が図られてきた。

平成25年6月に「第3次一括法」、平成26年5月に「第4次一括法」が成立し、地方公共団体に対する事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が進められてきた。

さらに、地方の発意に根ざした取組を推進する新たな手法として、個々の地方公共団体等から地方分権改革に関する提案を広く募集し、それらの提案の実現に向けて検討を行う「提案募集方式」が平成26年から導入された。

「提案募集方式」による地方公共団体等からの提案等を踏まえ、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等を一層推進するため、平成27年6月に「第5次一括法」が制定された。平成28年度以降も毎年度、一括法の制定により更なる事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直し等が行われ、令和5年6月には「第13次一括法」が成立した。

このような地方分権に関する種々の改革の進展や課題を視野に入れながら、地方分権に関する基本問題について先進的かつ実践的な調査研究を実施するため、平成16年度に本研究会を設置し、検討を重ねてきた。令和5年度においては、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の新型コロナウイルス感染症の位置づけが五類感染症へと変更されたこと等を踏まえ、対面・リモートを併用する形式で研究会を開催しており、本報告書は、その成果をとりまとめたものである。

本報告書が、我が国の地方税財政を考える上での一助となれば幸いである。

なお、本研究会は、一般財団法人全国市町村振興協会と一般財団法人自治総合センターが共同で実施したものである。

令和6年3月

一般財団法人 全国市町村振興協会
理事長 坂本 森 男
一般財団法人 自治総合センター
理事長 安田 充

地方分権に関する基本問題についての調査研究会（専門分科会）

委員名簿

令和5年4月現在

座長	堀場 勇夫	青山学院大学名誉教授
座長代理	中井 英雄	大阪経済法科大学国際学部教授
	足立 泰美	甲南大学経済学部教授
	石田 三成	東洋大学経済学部准教授
	井田 知也	近畿大学経済学部教授
	小川 光	東京大学大学院経済学研究科・公共政策大学院教授
	加藤美穂子	香川大学経済学部教授
	倉本 宜史	京都産業大学経済学部准教授
	小林 航	千葉商科大学政策情報学部教授
	齊藤 仁	和歌山大学経済学部准教授
	齊藤由里恵	中京大学経済学部准教授
	篠崎 剛	東北学院大学経済学部教授
	塩津ゆりか	京都産業大学経済学部教授
	菅原 宏太	京都産業大学経済学部教授
	中澤 克佳	東洋大学経済学部教授
	広田 啓朗	武蔵大学経済学部教授
	松本 睦	名古屋大学大学院環境学研究科教授
	柳原 光芳	名古屋大学大学院経済学研究科教授
	湯之上英雄	名古屋市立大学経済学部教授

目次

第1章 調査報告

- 地方債と交付税措置 3
- 合併市町村の費用効率性：合併15年後の検証 48
- アメリカ医療扶助における Long-term Careの制度設計
. 71
- 水道広域化進捗度の要因分析 107
- 法人住民税均等割における超過課税の実証分析 . . 135
- 財政調整基金の現状—地方財政制度からの考察—
. 173

第2章 参考資料

- 地方財政を取り巻く最近の動向等について 197
- 普通交付税の算定について 208
- 令和5年度における主な地方財政関連施策等について
. 237
- 地方債制度と市場化 254
- 公営企業の現状と課題 279

第 1 章

調 查 報 告

総務省「地方分権に関する基本問題についての調査研究会」

地方債と交付税措置

2023年7月14日（於：総務省自治財政局）

甲南大学 足立泰美

本研究の目的

地方債に対する交付税措置の適用拡大→
基準財政需要額の元利償還費への算入→
地方公共団体の財政上の自由度が拡大→
予算制約のソフト化＝歳出の膨張と地方債の累増



地方債の元利償還金に対する交付税措置が、
地方公共団体の歳出配分と地方債の増加に与える影響を検証

本研究の結果

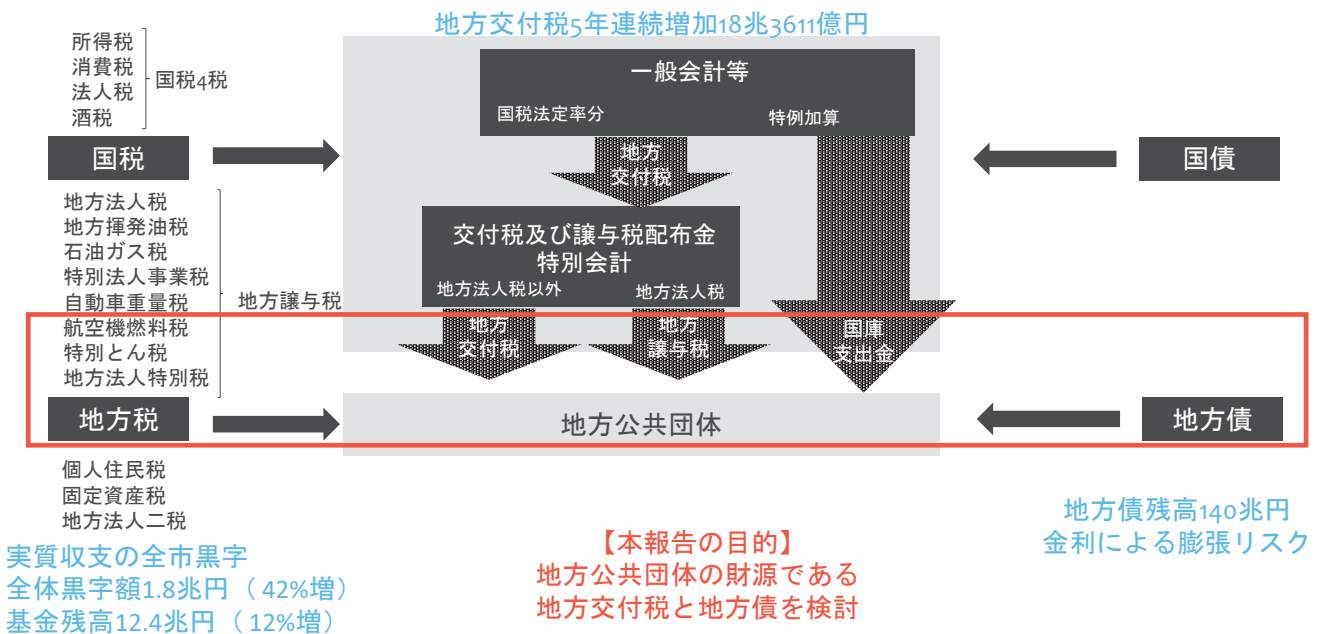
01

基準財政需要額算入見込額標準財政規模比が歳出の増加および地方債（一般単独事業債・過疎対策債）を累増させる恐れがある。

02

事業債補正標準財政規模比及び密度補正標準財政規模比は共通して、有意に歳出を増加させている。

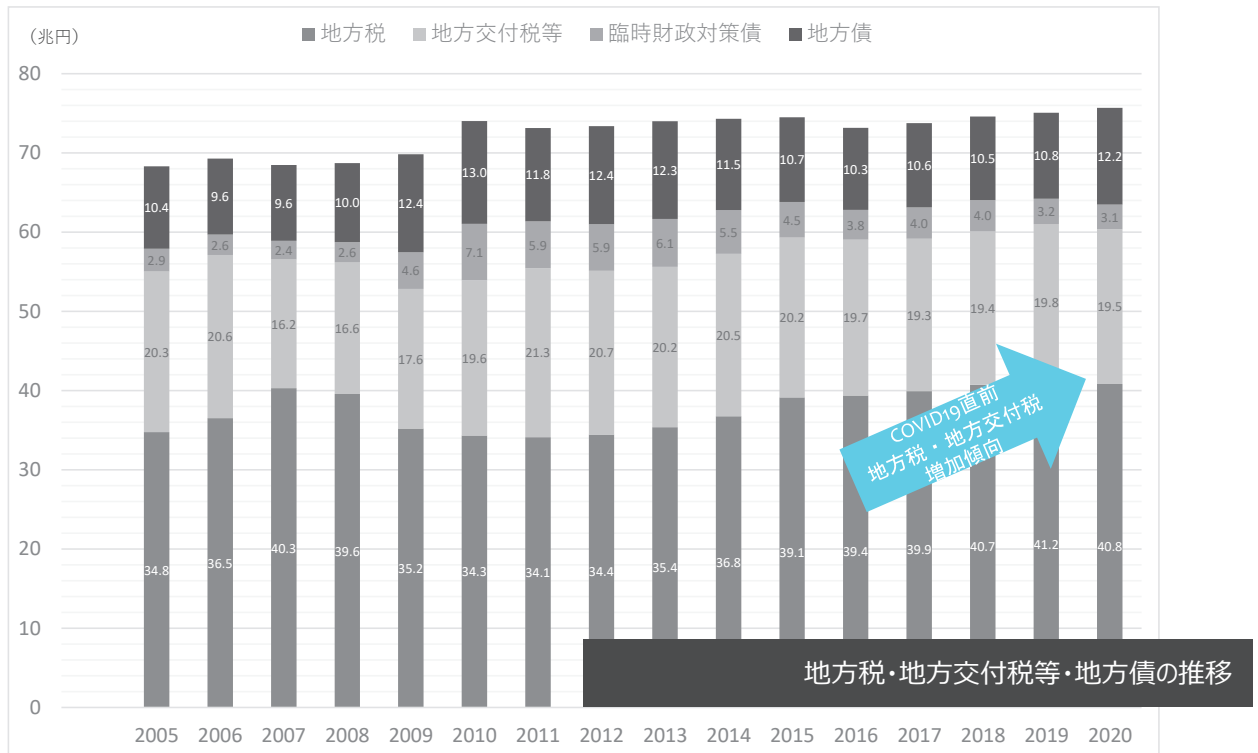
地方公共団体のお金の流れ



※数値は令和4年地方財政白書より抜粋

Trey
research

4



出典) 総務省「令和4年度地方財政白書」をもとに筆者作成

Trey
research

5

COVID-19への普通交付税による清算

基準財政収入額の精算制度と減収補填債制度

【基準財政需要額】

○増加要因

- ・個別算定経費の増加
(幼保・高等教育の無償化、社会保障関係費(介護給付費負担金、障がい者自立支援給付費負担金等))
- ・包括算定経費の増加
- ・地域社会再生事業費の増加

○減少要因

減税補てん償還費

【基準財政収入額】

2020年度の地財計画は新型コロナ禍以前の段階で策定されたため、地方税や地方譲与税の高い伸びを見込んでおり、その結果収入額も伸びる算定結果となっている。

備考) 上記、数値はいずれも臨時財政対策債控除後

出典) 総務省「基準財政収入額の精算制度と減収補填債制度」をもとに筆者作成

Trey
research

6

COVID-19への普通交付税による清算

基準財政収入額の精算制度と減収補填債制度

減収補てん債・基準財政収入額の精算措置の対象項目

	道府県分	市町村分
減収補てん債	法人税割、事業税、利子割、特別法人事業譲与税	法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金
基準財政収入額の精算	所得割 [※] 、法人税割、事業税、利子割、特別法人事業譲与税	所得割 [※] 、法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金、特別とん譲与税

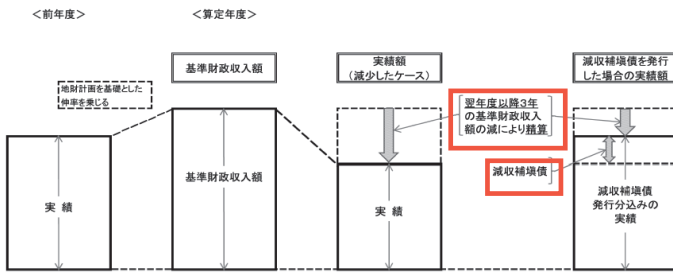
標準的な地方税収入等を算定する基準財政収入額は、課税実績とのかい離への精算は行わないが、一部の税目に特例として精算制度を設定

⇒景気の変動によって、算定額（推計基準税額）と課税実績額との間に著しく格差が生じ、地方団体の財政運営への影響を考慮して、精算又は減収補填債により、算定額（推計基準税額）と実績額の差が是正される。

具体的な対応

- (1) 減収補填債の発行
- (2) 普通交付税の精算措置
- (3) 特別交付税による措置

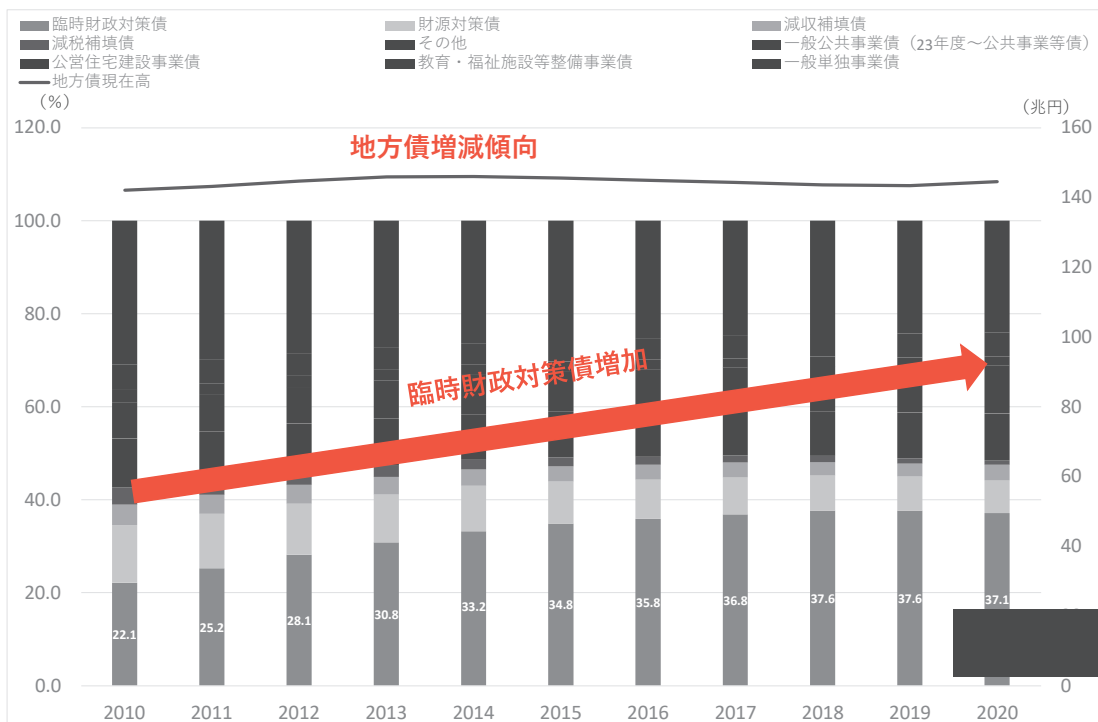
⇒発行された減収補填債は、当該年度の実績額に加算（75%）し、精算額から控除されるとともに、元利償還金は後年度基準財政需要額（=交付税措置）に算入される。



出典) 総務省「基準財政収入額の精算制度と減収補填債制度」をもとに筆者作成

Trey
research

7



出典) 総務省「令和4年度地方財政白書」をもとに筆者作成

8

項目	根拠法	内容	根拠法	内容
歳入の原則	財政法 第4条第1項但し書き	国債以外の歳入をもって 財源とすることを規定	地方財政法 第5条	地方債以外の歳入をもって財源と することを規定
建設公債	財政法 第4条第1項但し書き (昭和22年法律第34 号)	一般会計 公共事業費、出資金及び 貸付金の財源	地方財政法 第5条1~5但し書 き (昭和23年法律 第109号)	一般会計 公営企業会計 地方公営企業、出資金、借換え、 災害応急事業等の財源
借款債	特別会計に関する法律 (平成19年法律第23 号) 第46条第1項及び 第47条第1項	債整理基金特別 会計 建設国債等の償還の財源 の一部	地方財政法 第5条3但し書 き(昭和23年法 律第109号)	一般会計 地方債の借換えのために要する 経費の財源
赤字公債	財政運営に必要な財源 の確保を図るための公 債の発行の特例に関す る法律(平成24年法 律第101号)第3条第1 項	一般会計 租税収入等に加えて建設 国債を発行してもなお 不足する歳出の財源	地方税法等改正 法第33条1~6の 3(平成6年法律 第111号)	一般会計 個人の道府県民税又は市町村民税 に係る特別減税等が伴う場合の 財源

国債と地方債

地方財政法第5条 【地方債の制限】

第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業（以下「公営企業」という。）に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付金の財源とする場合（出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。）
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費（公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。）及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費（当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。）の財源とする場合

出典) 「昭和二十三年法律第百九号 地方財政法」より抜粋

項目	根拠法	内容	根拠法	内容
歳入の原則	財政法 第4条第1項但し書き	国債以外の歳入をもって財源とすることを規定	地方財政法 第5条	地方債以外の歳入をもって財源とすることを規定
建設公債	財政法 第4条第1項但し書き (昭和22年法律第34号)	一般会計 公共事業費、出資金及び貸付金の財源	地方財政法 第5条1~5但し書き (昭和23年法律第109号)	一般会計 公営企業会計 地方公営企業、出資金、借換え、災害応急事業等の財源
借款債	特別会計に関する法律 (平成19年法律第23号) 第46条第1項及び第47条第1項	債整理基金特別会計 建設国債等の償還の財源の一部	地方財政法 第5条3但し書き (昭和23年法律第109号)	一般会計 地方債の借換えのために要する経費の財源
赤字公債	財政運営に必要な財源の確保を図るための公債の発行の特例に関する法律(平成24年法律第101号) 第3条第1項	一般会計 租税収入等に加えて建設国債を発行してもなお不足する歳出の財源	地方税法等改正法第33条1~6の3(平成6年法律第111号)	一般会計 個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等が伴う場合の財源

国債と地方債

地方債を起すことができる経費(特別法等によるもの)

地方財政法第5条各号に規定する経費以外の経費については、別途法的措置が必要である。

- 1) 地方財政法第33条の5の5の規定に基づく退職手当債
- 2) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく辺地対策事業債
- 3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎対策事業債
- 4) 地方財政法第33条の6の規定に基づく鉱害復旧事業債
- 5) 災害対策基本法に基づく歳入欠かん等債
- 6) 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律に基づく有明海・八代海等の再生のための事業債
- 7) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づく防災集団移転促進のための事業債
- 8) 活動火山対策特別措置法に基づく避難施設整備のための事業債
- 9) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業債
- 10) 総合保養地域整備法第13条の規定に基づく民間事業者に対する助成のための事業債
- 11) 多極分散型国土形成促進法第18条及び第26条の規定に基づく振興拠点地域等における中核的施設等の整備のための事業債
- 12) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配圏の促進に関する法律第16条の規定に基づく法人事業者に対する助成のための事業債
- 13) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第18条の規定に基づく助成のための事業債
- 14) 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の体的推進に関する特別措置法第22条の規定に基づく助成等のための事業債
- 15) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第30条の規定に基づく公共交通特定事業に関する助成のための事業債
- 16) 市町村の合併の特例に関する法律第11条の2の規定に基づく合併特例債
- 17) 地方財政法第33条の5の2の規定に基づく臨時財政対策債
- 18) 地方財政法第33条の6の3の規定に基づく石綿対策事業債
- 19) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第12条又は第17条の規定に基づく軌道運送高度化事業又は道路運送高度化事業に関する助成のための事業債
- 20) 石綿による健康被害の救済に関する法律第33条の規定に基づく石綿健康被害救済基金への拠出のための事業債
- 21) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第170条の規定に基づく事業債
- 22) 被災者生活再建支援法第19条の規定に基づく支援業務を運営するための基金への拠出のための事業債
- 23) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法第6条の規定に基づく特定支援除去等事業のための事業債
- 24) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第7条の規定に基づく特定間伐材等の実施又は助成のための事業債
- 25) 地方財政法第33条の5の3の規定に基づく減収補填債
- 26) 地方財政法第33条の5の6、地方財政法第33条の5の9及び地方財政法第33条の5の10の規定に基づく地方債(調整債)
- 27) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第12条第1項の規定に基づく再生振替特例債
- 28) 地域再生法第17条の規定に基づく地域において使用されていない公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業のための事業債
- 29) 南海トラフ地震に係る地盤防災対策の推進に関する特別措置法第18条の規定に基づく集団移転促進事業のための事業債
- 30) 地方財政法第33条の5の8の規定に基づく公共施設等の除却のための事業債
- 31) 地方財政法第33条の5の11の規定に基づく河川等におけるしゅんせつ等のための事業債
- 32) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地盤に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第17条の規定に基づく集団移転促進事業のための事業債

地方債の適用範囲の拡大

建設関係に関する地方債

改正年	変更内容	法律	
1947	地方債の範囲を①地方公営企業に要する経費②出資金及び貸付金③地方債の借換え④災害応急事業費・災害復旧事業費及び災害救助事業費⑤戦災復旧事業費及び公共施設(学校、河川、道路、港湾等)建設事業費(ただし普通税の賦課率または賦課総額が標準の1.2倍以上である場合に限る)とする。	第109号	第5条の見直し
1950	戦災復旧事業費及び公共施設建設事業費の税率制限が「標準税率以上である」場合まで緩和	第226号	
1953	「学校、河川、道路、港湾等の公共施設」が「学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設」に改められる。地方債の償還期限は公共事業で建設される施設の耐用年数を超えないようにする。	第132号	
1962	「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」が制定。辺地対策事業債として起債対象に追加。	第51号	第33条による改正
1970	「過疎地域対策緊急措置法」が制定。過疎対策事業債が起債対象として追加。	第31号	
1973	公共用地先行取得債を地方債の対象に追加。	第96号	
1974	公害財特法第4条・第5条、地方交付税法附則第5条によって、公害防止事業債が起債対象として追加。		
2004	「市町村の合併の特則に関する法律」第11条2で、旧合併特例債が起債対象として追加。	第59号	
	「地方財政法」第33条5の8で、公共施設等の除却に係る地方債が起債対象として追加。	第5号	
2020	「地方財政法」第33条5の11で、緊急浚渫推進事業が起債対象として追加。	第6号	
2020	「地方財政法」第33条の5の12で、猶予特例債が起債対象として追加。	第26号	

地方債の元利償還金に対する交付税措置

○地方債の元利償還金に対する交付税措置は「地方団体の負担意識を薄める仕組み」と指摘され（「骨太方針（平成13年度）」廃止・縮小を行ってきている。

○地方債の元利償還金に対する交付税措置（括弧の左側が**地方債充当率**、右側が**元利償還金の交付税算入率**）

- 1) 喫緊の政策課題に対応するもの（措置年限等を限定したうえで措置）
例：辺地対策債（**100%—80%**） 過疎対策債（**100%—70%**） 公共施設等適正管理（**90%—50%**）
- 2) 防災・減災対策など国民の生命・安全にかかわるもの
例：災害復旧事業（**100%—95%**） 緊急防災・減災事業（**100%—70%**） 防災対策事業（**75%—30%**）
- 3) 全国的にみて財政需要が偏在しているもの
例：整備新幹線（**90%—50%**） 新直轄高速自動車国道（**90%—50%**） 直轄ダム（**90%—50%**）

高い地方債充当率に手厚い交付税算入率

赤字地方債

名称	根拠条文	期間	発行目的	元利償還費に対する交付税措置割合
臨時財政対策債	第33条の5の2	令和二年度から令和四年度までの間	地方交付税総額と国税法定率分の地方交付税財源の差額を補填 地方交付税法附則第六条の二第一項の規定の範囲内	100%
減税補填債	第33条の2、3、5	平成六年度から平成八年度までの間	個人住民税の特別減税による地方税収減の補填	100%
減収補填債	第33条の5の3	当分の間	地方交付税算定時の地方税収見込み額と実額の乖離による過小算定された地方交付税の補填	75%
臨時税収補填債	第33条の4	平成九年度に限り	地方消費税導入時の平年ベースの税収確保が難しいことから、差額相当分を発行 平常時に計上された地方公共団体の退職手当財源の平年時ベースを上回る不足額を補填	100%
退職手当債	第33条の5の5	当分の間	退職手当財源の平年時ベースを上回る不足額を補填	元利償還費・利払費措置無し
調整債	第33条の5の6	令和元年度の限り	地方法人特別税等への暫定措置による減収補填	元利償還費・利払費措置無し

↓
第33条による改正

↓
手厚い交付税措置

地方交付税法における地方財政措置

地方交付税法（昭和25年法律第211号）

第7条（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金**

地方債の充当率 と 交付税措置

	内訳	充当率		元利償還金に対する 交付税措置	
		本来分	財源対策債分	本来分	財源対策債分
一般単独事業	一般事業（その他事業）	75		なし	
	地域活性化事業	90		30	
	旧合併特例	95		70	
	緊急防災・減災事業	100		70	
	公共施設等適正化管理推進事業	90		30~50	
	緊急自然災害防止対策事業	100		70	
公共事業等	学校教育施設 （公立学校施設整備負担金事業）	90	75 15	70	5
	社会福祉施設	80	なし	なし	なし
	一般廃棄物処理事業（補助事業分）	90	75 15	50	5
公営住宅建設 事業		100			なし
災害復旧事業	補助・直轄災害復旧事業	80~100			95
	一般単独災害復旧事業 （公共土木施設）	100			47.5~85.5 財政力補正 66.5~95
	公共土木施設等小災害復旧事業	100			
辺地対策事業		100			80
過疎対策事業		100			70

高い地方債充当率

手厚い交付税措置率

【資金調達先】 地方公共団体金融機構 財政融資資金

	地方公共団体金融機構					財政融資資金				
	固定金利		利率見直し			固定金利		利率見直し		
	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)		償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	償還期限 (年以内)	据置期間 (年以内)	
公 営 企 業 債	水道事業	30	5	30	5	水道事業	40	5	40	5
	下水道事業	30	5	30	5	下水道事業	40	5	40	5
	交通事業	30	5	30	5	交通事業	40	5	40	5
	工業用水事業	30	5	30	5	バス	20	5	30	5
	電気事業	30	5	30	5	電車	13	3	13	3
	ガス事業	25	5	25	5	その他	20	5	20	5
	病院事業	30	5	30	5	病院事業	10	1	10	1
	市場事業	25	5	25	5	病院、診療所、宿舍	30	5	30	5
	港湾整備事業	20	5	30	5	港湾整備事業	40	5	40	5
	と畜場事業	20	5	20	5	上屋	31	3	31	3
					貯木場	20	3	20	3	
臨時財政 対策債	都道府県			30	3	臨時財政 対策債			20	3
	政令指定都市 市町村			30	3				20	3
一般単 独事業	一般事業	20	5	20	5	一般単独事業	30	5	30	5
	地域活性化事業	30	5	30	5	公共施設等適正化管理推進事 業	30	5	30	5
	防災対策事業	30	5	30	5	緊急自然災害防止対策事業	30	5	30	5
	地方道路等 整備事業	20	5	20	5	学校教育施設、各種災害関 連・社会福祉施設	25	3	25	3
	合併特例事業	30	5	30	5	一般廃棄物処理事業	20	3	20	3
一 般 会 計 債	公営住宅	25	5	25	5	公営住宅建設 事業	25	3	25	3
	社会福祉施設 整備事業	20	3	20	3	災害復旧事業	9	2	9	2
辺地対策事業	診療所及び宿舍・下水道施設	10	2	30	5	診療所及び宿舍・下水道施設	10	2	30	5
	義務教育諸学校施設	10	2	25	3	義務教育諸学校施設	10	2	25	3
	その他	10	2	10	2	その他	10	2	10	2
	診療所及び宿舍・下水道施設	12	3	30	5	診療所及び宿舍・下水道施設	12	3	30	5
過疎対策事業	義務教育諸学校施設及び高等 学校施設	12	3	25	3	義務教育諸学校施設及び高等 学校施設	12	3	25	3
	その他	12	3	12	3	その他	12	3	12	3

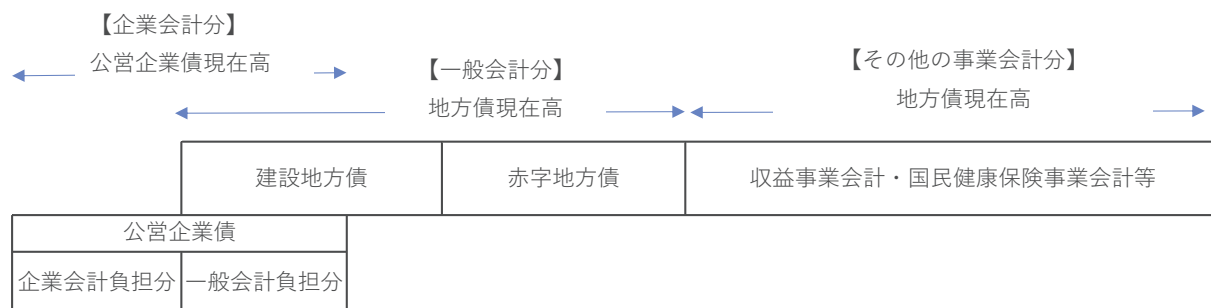
本研究の目的

地方債に対する交付税措置の適用拡大→
基準財政需要額の元利償還費への算入→
地方公共団体の財政上の自由度が拡大→
予算制約のソフト化＝歳出の膨張と地方債の累増



地方債の元利償還金に対する交付税措置が、
地方公共団体の歳出配分と地方債の増加に与える影響を検証

地方債



地方財政状況調査

発行目的別元利償還別市町村別データ (地方財政状況調査 33表)

借入先別利率別市町村別データ (地方財政状況調査 34表)

本研究の主眼の被説明変数

1	公共事業等債
うち	財源対策債
うち	住宅建設事業債
うち	復興・復興事業債
うち	(旧)緊急防災・減災事業債
3	災害復旧事業債
(1)	緊急防災・減災事業債
(2)	補助災害復旧事業債
4	(旧)緊急防災・減災事業債
(1)	補助・復興事業債
(2)	被災者生活再建支援事業債
(3)	緊急防災・減災事業計画に基づく単独事業債
5	金型防災事業債
8	教育福祉施設等整備事業債
(1)	学校教育施設等整備事業債
(2)	社会福祉施設整備事業債
(3)	一般福祉施設整備事業債
(4)	一般福祉施設整備等事業債
うち	施設債
(5)	施設整備事業債(一般財源化分)
7	一般単独事業債
うち	地域総合整備事業債
うち	旧地域総合整備事業債(継続事業分)
うち	地域活性化事業債
(1)	転用事業債
うち	防災対策事業債
うち	旧合併特別事業債
(1)	旧市町村合併特別事業債
(2)	旧市町村合併推進事業債
うち	地方道路等整備事業債
うち	一般事業債(臨時施設学校改築等分)
うち	一般事業債(防災施設復旧関連事業等分)
うち	一般事業債(除却事業分)
うち	地域再生事業債
うち	日本新生緊急支援整備事業債
うち	臨時経費対策事業債
うち	復興・復興事業債
うち	(新)緊急防災・減災事業債
うち	公共施設数値化事業債
うち	公共施設等適正管理推進事業債

区分	平成28年度末	平成29年度末	平成29年度元利償還額		①の財源内訳	
			元金	利息	特定財源	一般財源等
1 公共事業等債	0.1					

借入先	利率	借入先別利率別												
		0.1%	0.2%	0.3%	0.4%	0.5%	0.6%	0.7%	0.8%	0.9%	1.0%			
借入先	0.1													

1	財政融資資金
うち	旧資金運用部資金
うち	旧還元融資資金
2	旧郵政公社資金
(1)	旧郵便貯金資金
(2)	旧簡易生命保険資金
3	地方公共団体金融機構資金
うち	旧公営企業金融庫資金
4	国の予算貸付・政府関係機関貸付
5	ゆうちょ銀行
6	市中銀行
7	その他の金融機関
8	かんぽ生命保険
9	保険会社等
10	交付公債
11	市場公募債
(1)	個別発行債
	10年債

出典) 総務省「地方財政状況調査」より抜粋



健全化判断比率・資金不足比率等の算定様式等データ

【実質公債費比率】

本研究の主眼の説明変数

【将来負担比率】

総括表④ 実質公債費比率の状況(令和3年度決算) Ver.03.00

区分	令和3年度	令和2年度	令和1年度
実質公債費比率(%)	0	0	0
実質公債費比率(%)	0	0	0
実質公債費比率(%)	0	0	0

①の注釈: 1. 地方債の元金償還額を、地方債の元金償還額に、地方債の利息償還額を加算したものを、地方債の元金償還額に、地方債の利息償還額を加算したものと見做す。

②の注釈: 1. 地方債の元金償還額を、地方債の元金償還額に、地方債の利息償還額を加算したものと見做す。

③の注釈: 1. 地方債の元金償還額を、地方債の元金償還額に、地方債の利息償還額を加算したものと見做す。

④の注釈: 1. 地方債の元金償還額を、地方債の元金償還額に、地方債の利息償還額を加算したものと見做す。

総括表④ 将来負担比率の状況(令和3年度決算) Ver.03.00

区分	令和3年度	令和2年度	令和1年度
将来負担比率(%)	0	0	0
将来負担比率(%)	0	0	0
将来負担比率(%)	0	0	0

将来負担比率の算定式:
$$\frac{\text{将来公債費等の額 D}}{\text{標準財政規模 C}} = \frac{\text{将来公債費等の額 D}}{\text{標準財政規模 C}}$$

出典) 総務省「健全化判断比率・資金不足比率等の算定様式等データ」より抜粋



データによる検証：交付税措置が地方債を膨らませていないか

【目的】

2008年度～2020年度の市町村別データを使用し、歳出および地方債に与える影響を検証する。

【仮説】

地方交付税措置における基準財政需要額算入見込額（充当率および補正）が、歳出および地方債の地方公共団体の財政運営に影響を与える。

【データ】

総務省「健全化判断比率・資金不足比率等の算定様式等データ」、「地方財政状況調査：市町村」の32表「資金収支の状況」33表「地方債現在高の状況」34表「地方債借入別の状況」、ならびに「市町村決算状況調査：市町村」を用いて、を検証する。

※公債費等負担を示す指標である従来の起債制限比率が見直され、2007年度には実質公債費比率が導入されました。当該年度に、満期一括償還方式の地方債に係る減債基金積立額の比率への反映ルールが統一され、公営企業の元利償還金への一般会計からの繰入金の算入等が行われ、実質の公債費等の負担を示す実質公債費比率を採用されました。これらを踏まえ、かつ、本稿の主眼である基準財政需要額算入見込額および密度補正や事業費補正の入手が可能な2008年から検証を行う。

財政健全化指標と交付税措置：将来負担比率

$$\frac{\text{将来負担額} - \text{充当可能財源}}{\text{標準財政規模} - \text{算入公債費額}} = \text{将来負担比率}$$

将来負担額 =

地方債現在高 + 債務負担行為に基づく支出予定額 + 公営企業債等繰入見込額 + 退職手当負担見込額 + 設立法人の負債額等負担見込額 + 連結実質赤字額 + 組合連結実質赤字額負担見込額

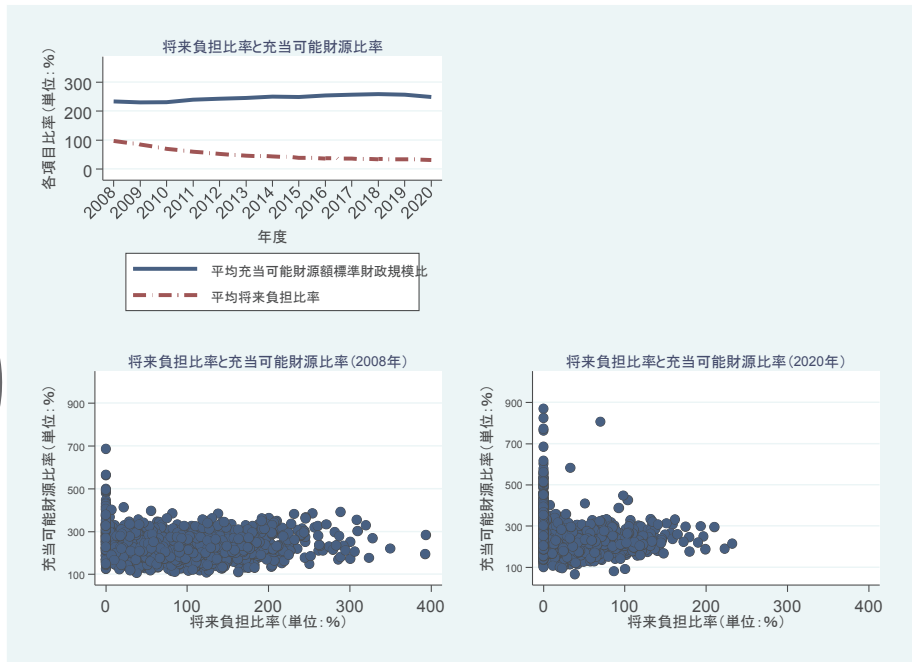
設立法人の負債額等負担見込額 =

地方道路公社、土地開発公社、地方独立行政法人、第3セクター等（損失補償、信託、貸付）

充当可能財源 =

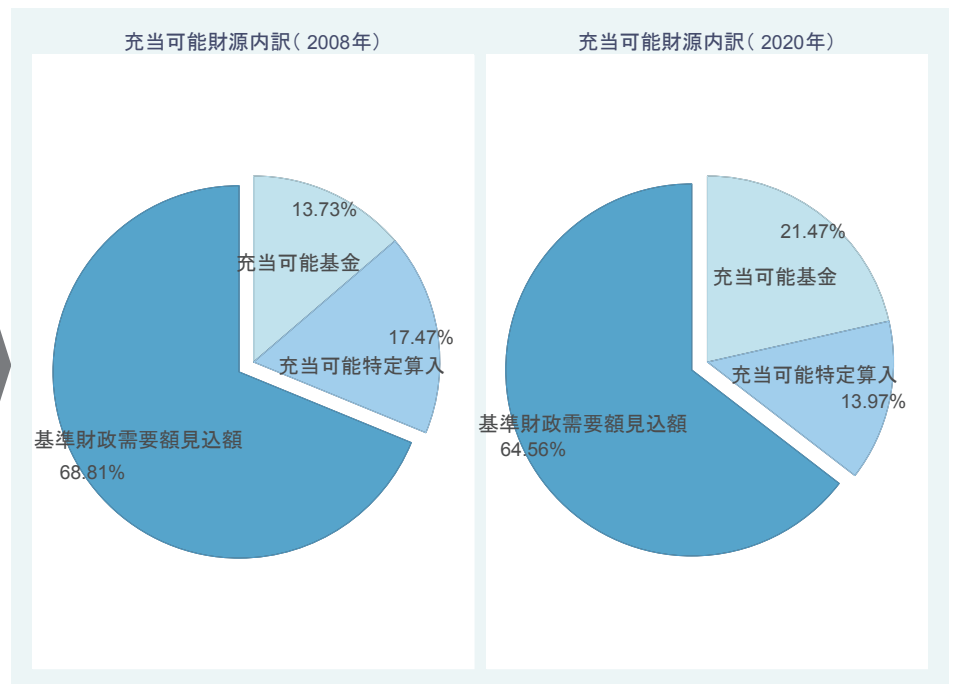
充当可能基金 + 充当可能特定算入（都市計画税含む） +
基準財政需要額算入見込額（= 交付税措置と補正（事業費補正と密度補正））

将来負担比率 と 充当可能財源比率



- 将来負担比率(平均)が減少するなかで、充当可能財源比率(平均)は増加傾向
- 2008年度と比べて2020年度は、将来負担比率(平均)は改善するが、充当可能財源比率(平均)は増加傾向

充当可能財源 内訳



充当可能財源の6割以上を、基準財政需要算入見込額で占めている

基準財政需要算入見込額

出典) 財政統計研究所「財政統計資料館」より「抜粋」
<https://zaisei.net/files/h5/#mytop05>

地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額

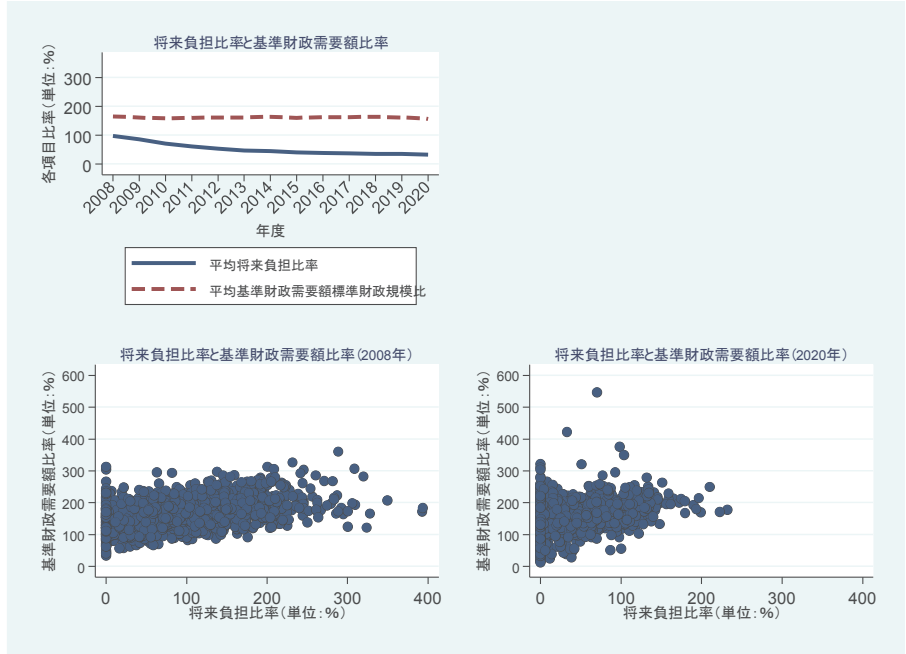
- 地方債の償還等に要する経費
- 公債費における事業費補正や、各団体の事情を反映させた密度補正による算定以降の基準財政需要額に算入が見込まれる額で、総務大臣の定めで算定された額

基準財政需要額算入見込額標準財政規模率（上位10自治体）

年度	都道府県	市町村	住民基本台帳 登録人口	人口増減率 (%)	基準財政需要額算入見込額 標準財政規模率 (%)	年度	都道府県	市町村	住民基本台帳 登録人口	人口増減率 (%)	基準財政需要額算入見込額 標準財政規模率 (%)
2008	島根県	奥出雲町	15261	21.80	360.43	2020	福岡県	大任町	5221	-3.20	546.83
2008	島根県	海士町	2370	17.60	326.77	2020	熊本県	益城町	33357	-3.30	422.16
2008	兵庫県	豊岡市	89286	7.80	313.24	2020	島根県	海士町	2214	-3.70	375.42
2008	鹿児島県	十島村	614	26.60	312.97	2020	島根県	西ノ島町	2745	-7.90	349.82
2008	兵庫県	篠山市	44962	14.90	306.62	2020	熊本県	西原村	6749	-5.50	321.49
2008	兵庫県	養父市	27883	9.40	305.23	2020	熊本県	南阿蘇村	10373	-14.50	320.68
2008	鹿児島県	三島村	368	22.30	304.59	2020	高知県	中土佐町	6473	-12.30	310.70
2008	石川県	輪島市	32581	16.40	303.13	2020	鹿児島県	十島村	684	-2.10	303.68
2008	石川県	かほく市	35293	2.50	297.53	2020	島根県	知夫村	645	3.10	295.41
2008	鳥取県	智頭町	8424	10.30	295.22	2020	石川県	能登町	16516	-10.70	286.21

年度	都道府県	市町村	人口増減率 (%)	基準財政需要額算入見込額 標準財政規模率 (%pt)
2008-2020	熊本県	益城町	0.36	170.84
2008-2020	熊本県	南阿蘇村	-14.10	150.37
2008-2020	熊本県	西原村	-1.43	139.37
2008-2020	長野県	南相木村	-13.77	124.74
2008-2020	福岡県	大任町	-10.09	121.06
2008-2020	和歌山県	太地町	-15.30	107.65
2008-2020	北海道	神恵内村	-25.30	93.65
2008-2020	福島県	檜枝岐村	-15.53	84.58
2008-2020	和歌山県	那智勝浦町	-18.56	79.48
2008-2020	北海道	東川町	8.40	78.08

将来負担比率と基準財政需要額比率



○平均将来負担比率が減少するなかで、基準財政需要額算入見込額比率は逡増傾向
 ○2008年度と比べ2020年度は将来負担比率は改善しているが、基準財政需要額算入見込額比率は増加傾向

基準財政需要算入見込額

出典) 財政統計研究所「財政統計資料館」より「抜粋」
<https://zaisei.net/files/h5/#mytop05>

- 地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額
 - 地方債の償還等に要する経費
 - 公債費における事業費補正や、各団体の事情を反映させた密度補正による算定以降の基準財政需要額に算入が見込まれる額で、総務大臣の定めで算定された額

基準財政需要額

機械的な算定で導出される額

基準財政需要額

- = 各団体の標準的行政経費
- = 実際の各団体の予算や決算とは関係ない
- = 機械的に算定
(算定方法)

測定単位×単位費用× { (段階補正×態容補正) } + 密度補正 + 事業費補正

項目	内容
測定単位	人口
段階補正	測定単位の多寡に応じたスケールメリットの補正
態容補正	都市形態や地域手当級による補正
密度補正	各団体の事情を反映 (一部の項目のみ)
事業費補正	公債費に係る需要額加算 (一部の公債費のみ)
単位費用	測定単位当たりの標準的経費

出典) 尼崎市「尼崎市における地方交付税の現状と課題：地方財政制度の理解の深化を目指して」をもとに筆者作成

Trey
research

31

基準財政需要額：標準

基本的には「人口を基礎に機械的に算定」

費目	内容	費目	内容
総務費	消防費	その他	包括算定費
	農業行政費		地域の元気創造事業費
	林野水産行政費		人口減少等特別対策事業費
厚生費	商工行政費	地域社会再生事業費	
	道路橋りょう費	公債費	
	港湾費		
	都市計画費		
教育費	公園費		
	小学校費	下水道費	
	中学校費	その他土木費	
	高等学校費		
	その他の教育費		

例：消防費

項目	内容
常備消防	消防本部 1本部 消防署 1署 出張所 2箇所 消防吏員 100人 一般職員 2人
非常備消防	分団数 15分団 団員数 500人
人口	10万人
(標準団体における標準的な行政経費試算)	
歳入	1,150,000千円
歳出	5000千円
差引一般財源	1,145,000千円

行政経費試算を人口で除したものが単位費用
= 人口1人当たり経費
(= 単位費用) 11,450円

出典) 尼崎市「尼崎市における地方交付税の現状と課題：地方財政制度の理解の深化を目指して」をもとに筆者作成

Trey
research

32

基準財政需要額：独自事情の反映

独自事情の反映した**密度補正**と投資的経費を反映した**事業費補正**で対応

密度補正	人口以外の補正係数
社会福祉費	保育所入所人員、児童扶養手当受給者数
保健衛生費	国保料軽減者数・軽減世帯数、被保険者数
例)	
生活保護費	被保険者数に応じて基準財政需要額に割増か割落 (理由) 生活保護扶助費は必ずしも人口や扶助費に比例しないから
事業費補正	実際の投資的経費を反映した補正係数
例)	
公債費	一部の地方債に係る元利償還金等の一定割合を、各団体の地方債の発行実績や実際の元利償還金に基づき、需要額において算定。

出典) 尼崎市「尼崎市における地方交付税の現状と課題：地方財政制度の理解の深化を目指して」をもとに筆者作成

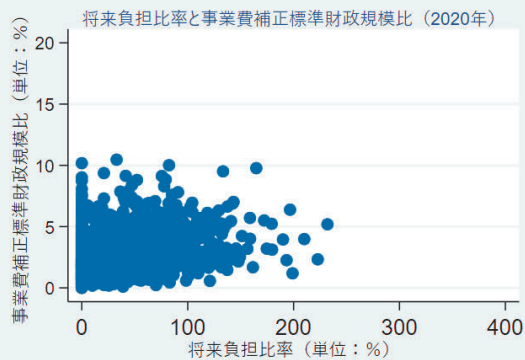
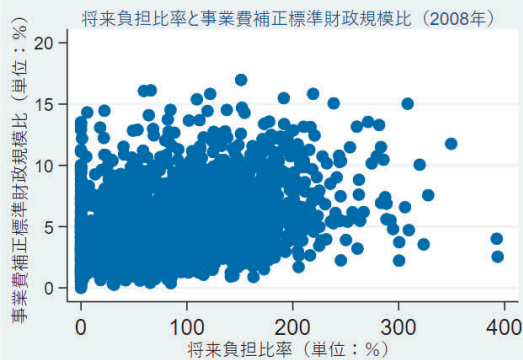
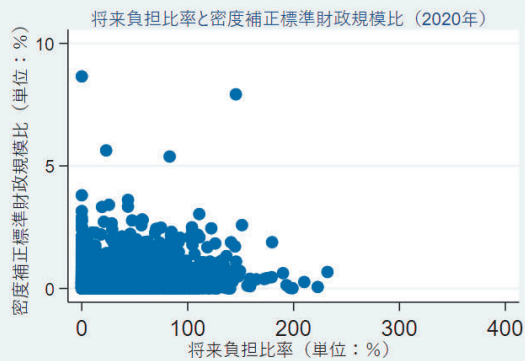
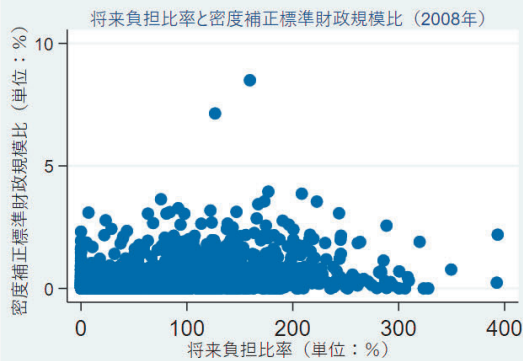
標準財政規模比(事業費補正・密度補正)



事業費補正と密度補正の推移

密度補正標準財政規模比は微増であるが、事業費補正標準財政規模比は減少傾向にある

出典) 総務省「健全化判断比率・資金不足比率等の算定様式等データ」(地方財政状況調査)をもとに筆者作成



事業費補正・密度補正
と
将来負担比率

出典) 総務省「健全化判断比率・資金不足比率等の算定モード等データ」[「地方財政状況調査」]をもとに筆者作成

Trey
research

35

先行研究

先行研究において、地方債と歳出および地方交付税との関係について中野(2000)、佐藤(2001)、山下・赤井・佐藤(2002)、堀場・持田・深江(2003)を検証している。

	データ	被説明変数	説明変数
土居・別所(2005a)	1979~2000年 都道府県 (688~1075標本数)	地方債残高	交付税措置率 投資的経費補助率 経常経費補助比率
土居・別所(2005b)			
林・石田(2008)	1990~1999年度 654~670標本数 (各年推計)	1人当たり単独事業費	交付税ダミー 平均処置効果 経常収支比率
大野・小林(2011)	1990~2008年度 1578標本数	普通建設事業費地方債充当率	地方債利回り 交付税措置率 投資補助率
宮下・中澤(2014)	2003~2005年度 (1161~1422標本数)	1人あたり地方債残高	合併ダミー 起債制限比率ダミー
宮下(2015)	2010年度324標本数	過疎債・特例債	交付税措置

交付税措置が地方債の起債を誘導していることを示している。

Trey
research

36

データによる検証：交付税措置が地方債を膨らませていないか

○被説明変数 *Bond*

【歳出標準財政規模比】＝「歳出」/「標準財政規模比」

※地方税及び地方交付税等が限られているなかで、地方債で財源を確保した場合に、地方公共団体の財政運営を示す指標として、義務的経費や投資的経費を網羅した歳出を用いる。

【地方債標準財政規模比】＝「地方債現在高」/「標準財政規模」

【建設地方債現在高標準財政規模比】

＝「建設地方債現在高」/「標準財政規模」

【赤字地方債現在高標準財政規模比】

＝「赤字地方債現在高」/「標準財政規模」

➢ 「建設地方債現在高」＝「現在高」－「赤字地方債現在高」

➢ 「赤字地方債現在高」

＝「減収補填債」＋「減税補填債」＋「臨時財政対策債」＋「臨時財政特例債」＋「臨時税収補填債」＋「公共施設特例債」

【一般単独事業債標準財政規模比】＝「一般単独事業債現在高」/「標準財政規模」

【過疎対策債標準財政規模比】＝「過疎対策債現在高」/「標準財政規模」

$$Bond_{it} = \alpha_1 + \beta_1 Fiscal\ Measures_{it} + \gamma Z_{it} + \mu \quad (1)$$

一般単独事業

	内訳	元利償還金に対する交付税措置				
		充当率		元利償還金に対する交付税措置		
		本来分	財源対策債分	本来分	財源対策債分	
一般単独事業	一般事業（その他事業）	75			なし	
	地域活性化事業	90			30	
	旧合併特例	95			70	
	緊急防災・減災事業	100			70	
	公共施設等適正化管理推進事業	90			30~50	
	緊急自然災害防止対策事業	100			70	
公共事業等	学校教育施設 （公立学校施設整備負担金事業）	90	75	15	70	5
	社会福祉施設	80	80	なし	なし	なし
	一般廃棄物処理事業（補助事業分）	90	75	15	50	5
公営住宅建設事業	100				なし	
災害復旧事業	補助・直轄災害復旧事業	80~100				95
	一般単独災害復旧事業	100				47.5~85.5
	（公共土木施設） 公共土木施設等小災害復旧事業	100				財政力補正 66.5~95
辺地対策事業	100				80	
過疎対策事業	100				70	

高い地方債充当率

手厚い交付税措置率

過疎対策債（ハード部分）

厚生施設	振興施設
下水処理のための施設	地場産業、観光、レクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資
一般廃棄物処理のための施設	産業の振興を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道
火葬場	漁港、港湾施設
消防施設	地場産業の振興に資する施設
保育所及び児童館	中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場、事務所
認定こども園	観光、レクリエーションに関する施設
高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設	産業の振興を図るために必要な市町村が管理する都道府県道
障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設	林業用作業路
診療施設	農林漁業の経営の近代化のための施設
簡易水道施設及び簡易下水道施設であった水道施設（平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの）	商店街振興のために必要な共同利用
市町村保健センター、母子健康包括支援センター	
教育施設	交通施設
公民館その他の集会所	交通の確保を図るために必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道
公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校	電気通信に関する施設
市町村立の専修学校、各種学校	住民の交通手段の確保又は地域間交流のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両
図書館	交通の確保を図るために必要な市町村が管理する都道府県道
地域文化の振興等を図るための施設	住民の交通の便に供するための自動車、渡船施設
公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食施設・設備	除雪機械
公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教職員住宅	

出典) 総務省「過疎対策債の概要」より抜粋

Trey
research

39

過疎対策債（ソフト部分）

年度	地方債計画額 (単位: 億円)	うちソフト分 (単位: 億円)	内容
			【対象事業の拡充】
2010	2700	662	・認定こども園・市町村立の幼稚園・図書館・自然エネルギー利用施設・設備 ・公立小・中学校の校舎、屋内運動場、寄宿舎、教員住宅、スクールバス等、学校給食施設・設備について、統合要件を撤廃 ・ソフト事業
2011	2700	702	
2012	2900	727	ソフト分の弾力運用（省令改正）→ソフト分の発行限度額の最大2倍まで発行可・下水処理施設に係る償還期間の延長（12年→30年）
2013	3050	745	
			【対象事業の拡充】
2014	3600	769	・市町村管理の都道府県道・貸工場・貸事務所・地域鉄道・一般廃棄物処理施設 ・火葬場・障害者（児）福祉施設・公立小・中学校の屋外運動場、プール ・市町村立高等学校の校舎、屋内運動場、屋外運動場、プール、寄宿舎、教職員住宅、スクールバス等 ・「地方創生特別分」の創設（～H31年度）
2015	4100	759	→民間雇用の創出や産業の振興に資する事業に対し優先的に配分
2016	4200	764	
			【対象事業の拡充】
2017	4500	764	・市町村立中等教育学校、特別支援学校 ・市町村立中等教育学校（前期課程）、特別支援学校の学校給食施設・設備 ・市町村立の専修学校、各種学校 ・学校教育施設に係る償還期間の延長（12年→25年）
2018	4600	744	・資金に地方公共団体金融機構資金を追加（下水処理施設及び簡易水道施設）
2019	4700	731	・資金に地方公共団体金融機構資金を追加（診療施設）
2020	4700	733	・資金に地方公共団体金融機構資金を追加（全事業） ・「光ファイバ等整備特別分」の創設→光ファイバ等の整備に関する事業に対し優先的に配分 ・「地方創生特別分」について、名称を「雇用創出特別分」に変更のうえ、対象期間を令和2年度まで継続

出典) 総務省「過疎対策債の概要」より抜粋

Trey
research

40

データによる検証：交付税措置が地方債を膨らませていないか

○主眼の説明変数 *Fiscal Measures*

【基準財政需要額算入見込額】＝「基準財政需要額算入見込額」/「標準財政規模比」

※本稿では、将来負担比率を構成する基準財政需要額算入見込額を、交付税措置における充当率の指標として採用する。基準財政需要額算入見込額とは、充当可能財源等のうちの充当可能基金、充当可能特定算入（うち都市計画税）を除去した額である。

【事業費補正標準財政規模比】＝「事業費補正」/「標準財政規模」

【密度補正標準財政規模比】＝「密度補正」/「標準財政規模」

※基準財政需要額に算入された公債費である事業費補正と、基準財政需要額に算入された地方公共団体の事情を反映した密度補正を採用する。なお、密度補正の元利償還金及び準元利償還は、実質公債費比率の算出に従って公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金、一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金、公債費に準ずる債務負担行為に係るもの、一時借入金の利子を採用する。

※事業費補正および密度補正は、2016年以降は、元利償還金及び準元利償還金に係る額を合算して公開されていることから、2008年～2015年の事業費補正および密度補正において、基準財政需要額に算入される元利償還金額と準元利償還金に係る額を合算して算出する。

$$Bond_{it} = \alpha_1 + \beta_1 Fiscal\ Measures_{it} + \gamma Z_{it} + \mu \quad (1)$$

41

データによる検証：交付税措置が地方債を膨らませていないか

○コントロール変数

■ 財政要因

【公債費充当標準財政規模比】＝「公債費充当一般財源等額」/「標準財政規模」

【投資的補助標準財政規模比】＝「国庫支出金＋都道府県支出金」/「標準財政規模」

【地方債利回標準財政規模比】＝「元利償還額（利子）」/「標準財政規模」

■ 人口・産業要因

【可住地面積当たり人口】＝「人口」/「可住地面積」

【人口増減率】＝「当該年度人口」－「前年度人口」/「前年度人口」

【第2産業率】＝「第2次産業率」

【第3産業率】＝「第3次産業率」

$$Bond_{it} = \alpha_1 + \beta_1 Fiscal\ Measures_{it} + \gamma Z_{it} + \mu \quad (1)$$

記述統計

項目名	単位	標本数	平均	標準偏差	最小値	最大値
歳出標準財政規模比	比率	19,728	1.811	0.589	0.868	18.285
地方債標準財政規模比	比率	19,728	0.171	0.110	0	7.067
赤字地方債標準財政規模比	比率	19,728	0.058	0.025	0	0.311
建設地方債標準財政規模比	比率	19,728	0.113	0.111	0	6.996
一般単独事業債標準財政規模比	比率	19,728	0.040	0.059	0	1.691
過疎対策債標準財政規模比	比率	19,728	0.033	0.065	0	1.843
基準財政需要額算入見込額 標準財政規模比	比率	19,728	1.614	0.393	0.125	5.468
事業費補正標準財政規模比	比率	19,728	0.040	0.024	0	0.182
密度補正標準財政規模比	比率	19,728	0.005	0.007	0.000	0.100
公債費充当標準財政規模比	比率	19,728	0.001	0.009	0	0.141
投資補助標準財政規模比	比率	19,728	0.462	0.378	0.057	14.699
地方債利回標準材財政規模比	比率	19,728	0.018	0.010	0	0.130
可住地面積当たり人口	人/1,000Km ²	19,728	0.862	1.781	0.001	14.824
人口増減率	比率	19,728	-0.008	0.020	-0.185	1.183
第2次産業率	%	19,728	26.427	8.289	1.300	69.900
第3次産業率	%	19,728	61.665	10.146	19.800	93.400

記述統計

(主眼の変数の平均的推移)

- 歳出標準財政規模比、地方債標準財政規模比は増加傾向
- 赤字地方債標準財政規模比は減少傾向にあるが、逆に、建設地方債標準財政規模比は増加傾向にある。
- 一般単独事業債標準財政規模比および過疎対策債標準財政規模比も増加傾向にある。
- 基準財政需要額算入見込額標準財政規模比は増減しているが、事業費補正標準財政規模比は減少、密度補正標準財政規模比は横ばいで推移している。

2010年	単位	標本数	平均	標準偏差	最小値	最大値
歳出標準財政規模比	比率	1,644	1.651	0.263	1.164	4.590
地方債標準財政規模比	比率	1,644	0.162	0.075	0	1.250
赤字地方債標準財政規模比	比率	1,644	0.085	0.027	0	0.215
建設地方債標準財政規模比	比率	1,644	0.077	0.070	0	1.110
一般単独事業債標準財政規模比	比率	1,644	0.029	0.051	0	1.068
過疎対策債標準財政規模比	比率	1,644	0.019	0.041	0	0.728
基準財政需要額算入見込額 標準財政規模比	比率	1,644	1.585	0.366	0.372	3.252
事業費補正標準財政規模比	比率	1,644	0.048	0.026	0	0.143
密度補正標準財政規模比	比率	1,644	0.005	0.006	0	0.086
2015年	単位	標本数	平均	標準偏差	最小値	最大値
歳出標準財政規模比	比率	1,644	1.792	0.560	1.257	9.263
地方債標準財政規模比	比率	1,644	0.175	0.095	0	1.097
赤字地方債標準財政規模比	比率	1,644	0.057	0.021	0	0.159
建設地方債標準財政規模比	比率	1,644	0.118	0.093	0	1.049
一般単独事業債標準財政規模比	比率	1,644	0.042	0.054	0	0.425
過疎対策債標準財政規模比	比率	1,644	0.037	0.068	0	0.935
基準財政需要額算入見込額 標準財政規模比	比率	1,644	1.609	0.378	0.253	3.759
事業費補正標準財政規模比	比率	1,644	0.040	0.023	0	0.169
密度補正標準財政規模比	比率	1,644	0.005	0.006	0	0.090
2020年	単位	標本数	平均	標準偏差	最小値	最大値
歳出標準財政規模比	比率	1,644	2.243	0.466	1.347	9.589
地方債標準財政規模比	比率	1,644	0.191	0.124	0	1.634
赤字地方債標準財政規模比	比率	1,644	0.042	0.019	0	0.135
建設地方債標準財政規模比	比率	1,644	0.149	0.125	0	1.605
一般単独事業債標準財政規模比	比率	1,644	0.060	0.083	0	1.415
過疎対策債標準財政規模比	比率	1,644	0.042	0.079	0	1.424
基準財政需要額算入見込額 標準財政規模比	比率	1,644	1.565	0.433	0.125	5.468
事業費補正標準財政規模比	比率	1,644	0.028	0.018	0	0.105
密度補正標準財政規模比	比率	1,644	0.005	0.007	0	0.087

【推計結果】

- 基準財政需要額算入見込額標準財政規模比が歳出および地方債（一般単独事業債・過疎対策債）の起債を膨らます恐れがある。
- 事業債補正標準財政規模比及び密度補正標準財政規模比は共通して、有意に歳出を膨張させている。

	歳出標準財政規模比				地方債標準財政規模比			
	(1A)	(2A)	(3A)	(4A)	(5A)	(6A)	(7A)	(8A)
	REM	FEM	REM	FEM	REM	FEM	REM	FEM
基準財政需要額算入見込額標準財政規模比	0.190 **	0.282 **			0.139 **	0.206 **		
	(0.009)	(0.011)			(0.003)	(0.004)		
事業費補正標準財政規模比			-0.200	1.030 **			-0.114 *	0.191
			(0.163)	(0.252)			(0.054)	(0.103)
密度補正標準財政規模比			1.284 *	4.896 **			0.262	0.171
			(0.590)	(1.169)			(0.187)	(0.477)
公債費充当標準財政規模比	2.445 **	-1.049	2.621 **	-0.398	0.217	-2.383 **	0.246	-1.936 **
	(0.470)	(1.194)	(0.472)	(1.213)	(0.135)	(0.468)	(0.147)	(0.495)
投資補助標準財政規模比	1.190 **	1.122 **	1.192 **	1.132 **	0.023 **	0.020 **	0.022 **	0.027 **
	(0.006)	(0.006)	(0.006)	(0.006)	(0.002)	(0.002)	(0.002)	(0.003)
地方債利回標準材財政規模比	-2.540 **	-6.220 **	0.727	-3.839 **	-1.883 **	-7.114 **	0.785 **	-5.166 **
	(0.497)	(0.610)	(0.488)	(0.620)	(0.167)	(0.239)	(0.172)	(0.253)
可住地面積当たり人口	-0.018 **	-0.154 **	-0.030 **	-0.287 **	0.000	0.070 **	-0.008 **	-0.021
	(0.003)	(0.034)	(0.003)	(0.034)	(0.001)	(0.013)	(0.001)	(0.014)
人口増減率	0.258 **	0.385 **	0.232 *	0.382 **	-0.050	-0.012	-0.081 *	-0.015
	(0.095)	(0.094)	(0.096)	(0.096)	(0.036)	(0.037)	(0.039)	(0.039)
第2次産業比率	-0.004 **	0.009 **	-0.003 **	0.011 **	-0.002 **	-0.001	-0.001 **	-0.000
	(0.001)	(0.002)	(0.001)	(0.002)	(0.000)	(0.001)	(0.000)	(0.001)
第3次産業比率	-0.001	0.010 **	-0.001	0.012 **	-0.000 *	0.000	-0.000	0.002 **
	(0.000)	(0.002)	(0.001)	(0.002)	(0.000)	(0.001)	(0.000)	(0.001)
年度ダミー	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
_cons	1.143 **	0.263	1.321 **	0.507 **	0.053 **	-0.036	0.179 **	0.182 **
	(0.041)	(0.142)	(0.040)	(0.144)	(0.012)	(0.056)	(0.013)	(0.059)
標本数	19,728	19,728	19,728	19,728	19,728	19,728	19,728	19,728
F値			2178.822		1977.922		165.6217	46.99084
尤度比検定			2420.989		2111.451		20892.21	19808.52
Hausman test			1396.77 **		1078.09 **		1350.51 **	1172.7 **

【推計結果】

- 基準財政需要額算入見込額標準財政規模比は赤字地方債標準財政規模比には有意性が認められないが、建設地方債標準財政規模比の起債を増加させている。
- 例えば、一般単独事業費標準財政規模比および過疎対策債標準財政規模比に対して有意に増加させている。

	赤字地方債標準財政規模比				建設地方債標準財政規模比				一般単独事業債標準財政規模比				過疎対策債標準財政規模比			
	(1B)	(2B)	(3B)	(4B)	(5B)	(6B)	(7B)	(8B)	(9B)	(10B)	(11B)	(12B)	(13B)	(14B)	(15B)	(16B)
	REM	FEM	REM	FEM	REM	FEM	REM	FEM	REM	FEM	REM	FEM	REM	FEM	REM	FEM
基準財政需要額算入見込額標準財政規模比	0.003 **	0.001			0.134 **	0.205 **			0.048 **	0.082 **			0.062 **	0.073 **		
	(0.001)	(0.001)			(0.003)	(0.004)			(0.002)	(0.003)			(0.002)	(0.002)		
事業費補正標準財政規模比			0.027 *	-0.027 *			-0.214 **	0.218 *			0.107 **	-0.017			-0.291 **	0.020
			(0.011)	(0.013)			(0.053)	(0.102)			(0.031)	(0.056)			(0.034)	(0.048)
密度補正標準財政規模比			-0.002	0.026			0.331	0.145			0.089	-0.081			0.428 **	0.369
			(0.044)	(0.060)			(0.185)	(0.473)			(0.111)	(0.260)			(0.125)	(0.221)
公債費充当標準財政規模比	0.234 **	0.231 **	0.242 **	0.231 **	0.064	-2.614 **	0.071	-2.167 **	-0.157	-0.207	-0.128	-0.078	0.090	0.095	0.159	0.249
	(0.038)	(0.063)	(0.038)	(0.063)	(0.138)	(0.464)	(0.145)	(0.491)	(0.083)	(0.266)	(0.088)	(0.270)	(0.102)	(0.222)	(0.102)	(0.229)
投資補助標準財政規模比	0.001 *	0.001 *	0.001 **	0.001 *	0.022 **	0.019 **	0.021 **	0.026 **	-0.004 **	-0.005 **	-0.004 **	-0.003 **	-0.000	0.000	0.001	0.003 *
	(0.0003)	(0.0003)	(0.0003)	(0.0003)	(0.002)	(0.002)	(0.002)	(0.003)	(0.001)	(0.001)	(0.001)	(0.001)	(0.001)	(0.001)	(0.001)	(0.001)
地方債利回標準材財政規模比	0.155 **	0.042	0.175 **	0.065 *	-2.411 **	-7.156 **	0.351 *	-5.231 **	-0.154	-0.791 **	0.646 **	-0.173	-1.647 **	-2.160 **	-0.544 **	-1.437 **
	(0.029)	(0.032)	(0.029)	(0.032)	(0.168)	(0.237)	(0.170)	(0.251)	(0.098)	(0.136)	(0.098)	(0.138)	(0.097)	(0.113)	(0.097)	(0.117)
可住地面積当たり人口	-0.000	0.005 **	-0.000	0.005 **	0.000	0.066 **	-0.008 **	-0.026	-0.0003	0.038 **	-0.003 **	0.012	-0.000	0.002	-0.005 **	-0.030 **
	(0.0003)	(0.002)	(0.000)	(0.002)	(0.001)	(0.013)	(0.001)	(0.014)	(0.000)	(0.008)	(0.001)	(0.008)	(0.001)	(0.008)	(0.001)	(0.006)
人口増減率	-0.004	-0.006	-0.004	-0.006	-0.057	-0.006	-0.084 *	-0.009	-0.006	-0.023	-0.021	-0.024	-0.025	0.015	-0.030	0.014
	(0.005)	(0.005)	(0.005)	(0.005)	(0.038)	(0.037)	(0.038)	(0.039)	(0.020)	(0.021)	(0.021)	(0.017)	(0.017)	(0.017)	(0.018)	(0.018)
第2次産業比率	0.001 **	0.0005 **	0.001 **	0.0005 **	-0.003 **	-0.001 *	-0.002 **	-0.0005	0.0003 **	-0.001	0.001 **	-0.000	-0.003 **	-0.002 **	-0.002 **	-0.002 **
	(0.00005)	(0.0001)	(0.00005)	(0.0001)	(0.0002)	(0.001)	(0.0002)	(0.001)	(0.001)	(0.0004)	(0.0001)	(0.0004)	(0.0001)	(0.0004)	(0.0001)	(0.0004)
第3次産業比率	0.001 **	0.0002 *	0.001 **	0.0002 *	-0.001 **	0.0003	-0.001 **	0.002 **	0.001 **	0.001	0.001 **	0.001	-0.002 **	-0.002 **	-0.002 **	-0.001 **
	(0.00004)	(0.0001)	(0.00004)	(0.0001)	(0.0001)	(0.001)	(0.0002)	(0.001)	(0.001)	(0.0004)	(0.0001)	(0.0004)	(0.0001)	(0.0003)	(0.0001)	(0.0003)
年度ダミー	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
_cons	0.013 **	0.037 **	0.015 **	0.039 **	0.059 **	-0.072	0.178 **	0.144 *	-0.079 **	-0.064 *	-0.035 **	0.005	0.148 **	0.108 **	0.209 **	0.185 **
	(0.003)	(0.007)	(0.003)	(0.007)	(0.012)	(0.055)	(0.012)	(0.058)	(0.007)	(0.032)	(0.007)	(0.032)	(0.009)	(0.026)	(0.009)	(0.027)
標本数	19,728	19,728	19,728	19,728	19,728	19,728	19,728	19,728	19,728	19,728	19,728	19,728	19,728	19,728	19,728	19,728
F値		1253.448		1190.955		221.9005		93.72935		64.85038		31.1522		131.468		61.16595
尤度比検定		60618.01		60619.16		21059.63		19869.75		32069.55		31753.19		35645.09		35013.94
Hausman test		274.35 **		279.83 **		1351.01 **		1067.4 **		120.84 **		106.57 **		714.32 **		779.76 **

本研究の結果

01

基準財政需要額算入見込額標準財政規模比が歳出の増加および地方債（一般単独事業債・過疎対策債）を累増させる恐れがある。

02

事業債補正標準財政規模比及び密度補正標準財政規模比は共通して、有意に歳出を増加させている。



ありがとうございます

甲南大学 足立 泰美 

078-341-3431 (代表) 

adachi@konan-u.ac.jp 

Trey
research

48

「地方分権に関する基本問題調査研究会・専門分科会」

財政健全化指標と交付税措置

2023年7月14日報告

足立 泰美

甲南大学経済学部経済学科

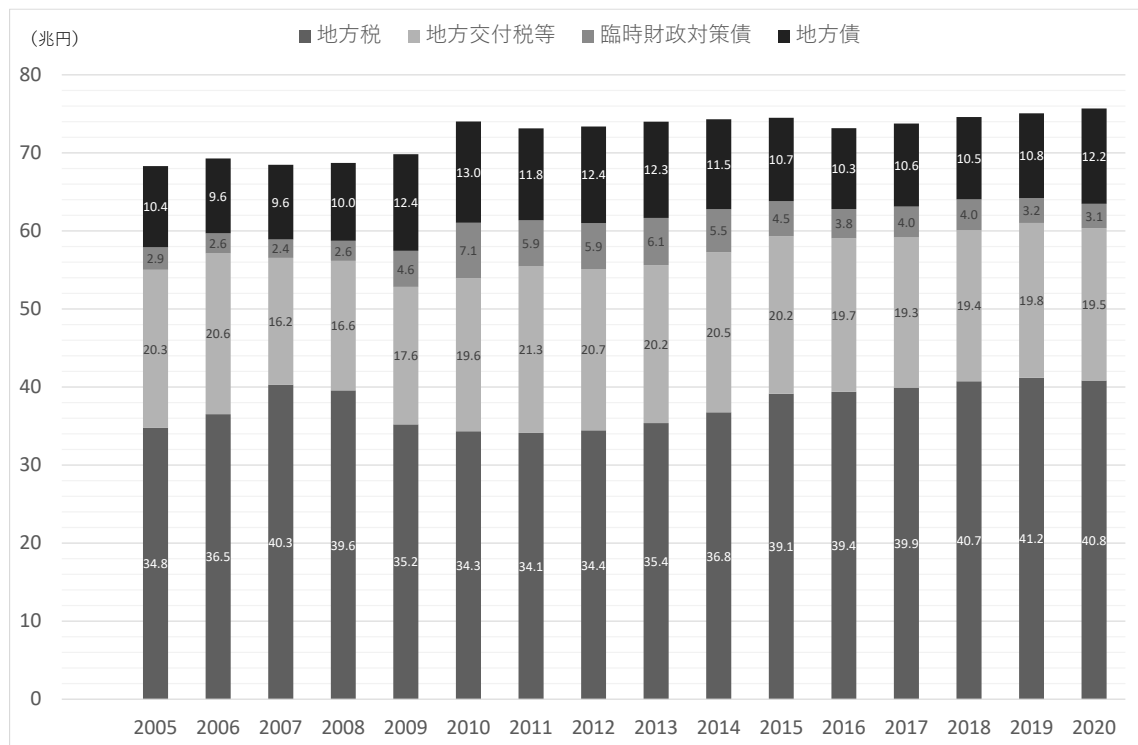
財政健全化指標と交付税措置¹

甲南大学 足立泰美²

1. はじめに

総務省「令和 4 年度地方財政白書」では、各地方公共団体の実質収支は黒字で推移し、その黒字額は全体で 1.8 兆円、基金残高は 12.4 兆円であると報告されている。だが、国から各地方公共団体への地方交付税は、新型コロナウイルス感染症（以降、COVID-19 とする）直前の 2019（令和元）年度までは 5 年連続で増加し、2022 年（令和 2 年）度には 18 兆 3,611 億円が交付されるなかで、140 兆円に達した地方債残高の金利の膨張リスクに直面している（図表 1 参照）。

図表 1 地方税・地方交付税・地方債の推移



¹ 本研究は 2023 年度「地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会（公営企業）」で報告した内容に加筆・修正したものである。研究会において参加者からは有意義なコメントをいただいた。研究会に参加された方々に感謝する。なお、本研究は日本学術振興会の科学研究費補助金（基盤研究（B）20H01450）の助成を受けたものの一部である。また、本研究についての責任は、全て著者に帰す。

² 連絡先：(所属) 甲南大学・経済学部（メールアドレス）adachi@konan-u.ac.jp

出典) 総務省「令和4年度 地方財政白書」をもとに筆者作成

財務省は、後年度影響試算で金融政策の正常化による金利のリスクを示している。2026(令和8)年度の想定金利が1%上振れすれば、国債費は2023(令和5)度より3割増えると報告している。成長率3%で試算した場合に、2032(令和14)年度の国債残高(復興債など除く)は1,000兆円を超え、利払い費は17兆円まで膨らむ。1,000兆円ほどに上っている利付普通国債の発行残高は、2年債や5年債、超長期債も含めて金利が上がれば、借り換えのたびに、利払い費の負担が雪だるま式に増えていくであろう。金利のリスクは地方債においても同様の影響をもたらすであろう。

だが、地方債残高による各地方公共団体への負担を示す将来負担比率は、改善傾向にある。都道府県の将来負担比率は、2011(平成23)年で69.2%あったのが2022(令和3)年には15.4%に、市町村においては217.5%から160.3%まで改善している。その背景には、財政健全化に向けた各地方公共団体が講じてきた様々な対策に起因する。1995年の阪神大震災後、神戸市は莫大な市債発行で、財政規模に対する借金返済額の割合を示す実質公債費率が上昇したが、行政改革と投資抑制によって改善してきた。昨今は、人口減少による税収減が将来にわたって見込まれるなかで、積極的な投資政策に舵を切ってきている。例えば都心部の三宮や沿岸部のウォーターフロントエリアでインフラ投資が進められているが、実質公債費率及び将来負担比率は政令指定都市のなかでも低位に位置している³。一方で、なんらかの対策を講じなければ、厳しい財政状況に直面する団体もある。和歌山県では、2023(令和5)年度末に209億円あった財政調整基金及び県債管理基金残高が、2025(令和7)年度には5億円の赤字に陥り底を突くことが報道されている。

そもそも、将来負担比率とはどのように導出されているのだろうか。地方公社や出資法人等も含め、地方公共団体の一般会計等が将来負担する実質的な負債残高を、標準的な状態で通常収入に相当する経常的一般財源で除した値が将来負担比率である。このとき、除する値(分母)は、標準税収入額等に普通交付税等(臨時財政対策債発行可能額含む)を加算している標準財政規模である。一方で、除される値(分子)は将来負担額から、交付税措置によって基準財政需要額に算入される見込額等の充当可能財源を減算している。つまり、交付税措置等の影響を強くうけるであろう。交付税措置とは、地方債の元利償還金部分を将来の基準財政需要額に算入することで、地方公共団体の財政上の自由度が拡大する。それによって、予算制約のソフト化を招く恐れがあるだろう。先行研究においても、制度面の視点から、バブル崩壊後の景気対策として行われてきた単独事業が、交付税措置によって誘導されてきたことを論じている(入谷(1995), 梅原(1996), 池上(1998), 岡崎(1999, 2000a, 2000b), 細井(2022))。また、計量的な視点からも、単独事業費、社

³ 横浜市においても、2023(令和3)年度予算編成時に400億円近い収支不足であったが、市立保育所の民間移管等の歳出削減、保有資産の売却や外郭団体の解散・合併そして税収の堅調な増加で財政健全化を図ってきた。

会資本ストック、公共投資、地方債の起債と交付税措置との関係を検証がなされたきた（土居・別所（2005a, 2005b）、別所（2008）、林・石田（2008）、宮崎（2015））

本稿では、将来負担比率に注目し、地方債の元利償還金部分に対する交付税措置が与える影響を検証する。次章では、交付税措置の概要について説明する。第3章、第4章では本稿に関する先行研究とデータの概要及び分析モデルについて、第5章では推計結果及び考察を、第6章は結びとする。本稿の推計結果から、以下の2点が明らかとなった。第1に、交付税措置と赤字地方債との関係では、基準財政需要額の投資的経費の費目として算入される事業費補正において、将来負担が危ぶまれる団体であるほど大規模な公共事業が集中した場合の財政補填をせざる負えない可能性が高いだろう。また、交付税措置があることで将来負担比率が高いリスクのある団体であるほど、赤字地方債を多く起債している傾向が検出され、財政負担が膨張させる恐れがある。第2に、建設地方債との関係では、基準財政需要額への算入方式に、公園緑地事業債や地域総合整備事業債などの投資的経費の費目に算入される事業費補正において、将来負担が危ぶまれる団体であるほど大規模な公共事業が集中した場合の影響が大きく、事業費補正の恩恵を受けている可能性が高いことが示唆される。また、前期基準財政需要額算入見込額標準財政規模比が高い団体であるほど、建設地方債の発行を促す傾向にあるが、将来負担比率の多寡に応じて建設地方債の起債に有意な差が生じていない結果となった。

2. 交付税措置の概要

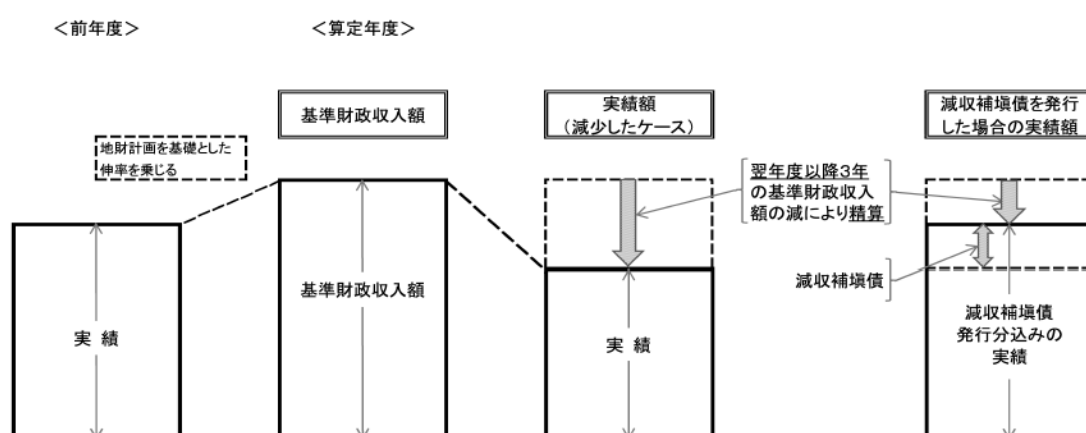
将来の基準財政需要額を増額することで賄う交付税措置の算出方法には、いくつかある。基準財政需要額は、各サービス別に測定単位、単位費用、補正係数の積を合算して算出される値である。基準財政需要額における交付税措置の算出には、単位費用における公債費への算入による算出と、補正係数の一つである事業費補正による事業単価の嵩上げによる算出がある。単位費用における公債費の算入とは、発行した地方債の公債費を基準財政需要額の1項目として計上すること⁴。事業費補正とは、各地方公共団体の財政状況、公共施設の整備状況、投資的経費の必要の度合い等に応じて、基準財政需要額を補正する投資態様補正をいう。投資的態様補正には、人口や面積等の統計指標による補正（密度補正）と、投資的経費における地方負担額や元利償還金等による補正（事業費補正）がある。

交付税措置は、COVID-19 禍においても行われてきた。2020（令和2）年度の地方財政

⁴例えば、公害防止事業債償還費の場合、測定単位が元利償還金、単位費用が1000円あたり500円と規定されている。臨時財政対策債の場合は、測定単位が元利償還金で、単位費用が元利償還金の100%としている。1994（平成6）～1999（平成11）年の各年度の財源対策のために発行が許可された2000（平成12）年度の財源対策債は、測定単位が過去の元利償還金で、単位費用は許可額1000円あたり97円である。

計画では、COVID-19 以前の段階で策定されたため、基準財政需要額は、幼保・高等教育の無償化、介護給付費負担金ならびに障がい者自立支援給付費負担金の社会保障関係に係る個別算定経費に加え、地域社会再生事業費の包括算定経費によって増える傾向にあった。一方で、地方税や地方譲与税は高い伸びが見込まれており、それによって基準財政収入額は増える算定となっていた。このとき、算定額（推計基準税額）と課税実績額との間に景気の変動等で著しく格差が生じた場合、地方公共団体の財政運営への影響を考慮して、精算又は減収補填債によって、算定額（推計基準税額）と実績額の差が是正されてきた。

図表2 減収補填債による清算措置



出典) 総務省「基準財政収入額の精算制度と減収補填債制度」より抜粋

COVID-19 禍においても、図表2のように、課税実績と基準財政収入額との乖離に対して、一部の税目に特例として精算制度の設定を可能とした⁵。具体的には、減収補填債の発行である。減収補填債とは、法人事業税等が基準財政収入額算定見込額を下回る恐れがある場合に、減収に対して、地方公共団体は減収補填債の発行が認められる。このとき、発行された減収補填債は、当該年度の実績額に加算(75%)し、精算額から控除されるとともに、元利償還金は後年度基準財政需要額に算入され交付税措置がなされた^{6,7}。基準財

⁵ 減収補填債には、法人税割、事業税、利子割、特別法人事業譲与税等の道府県分と法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金の市町村分が対象項目になった。基準財政収入額の清算には、所得割、法人税割、事業税、利子割、特別法人事業譲与税の道府県分が、所得割、法人税割、利子割交付金、法人事業税交付金、特別とん譲与税の市町村分が対象項目となった。

⁶ これ以外にも、普通交付税の精算措置や特別交付税による措置が行われた。普通交付税の清算措置とは、法人事業税等の算定が過大又は過小の場合、減収補填債で措置されない額に対して、翌年度以降の基準財政収入額に加算又は減算される。特別交付税による措置とは、基準財政収入額が著しく過大算定されていた場合、税収不足相当分を特別交付税で補う場合がある。

⁷ 普通交付税の清算措置では、法人税割、法人事業税、利子割（交付金を含む。）及び地方法人特別譲与税

政需要額や基準財政収入額においては、地方交付税法（昭和25年法律第211号）の第7条で、歳出歳入総額の見込額の提出及び公表が義務付けられている。歳出においては、総額及び前年度に対する増減額、国庫支出金に基づく経費の総額そして、地方債の利子及び元金償還金等、歳入では税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額、使用料及び手数料、国庫支出金、雑収入に加え起債額等を公表するとしている。

図表3 赤字地方債

名称	根拠条文	期間	発行目的	元利償還費に対する交付税措置割合
臨時財政対策債	第33条の5の2	令和二年度から令和四年度までの間	地方交付税総額と国税法定率分の地方交付税財源の差額を補填 地方交付税法附則第六条の二第一項の規定の範囲内	100%
減税補填債	第33条の2、3、5	平成六年度から平成八年度までの間	個人住民税の特別減税による地方税収減の補填	100%
減収補填債	第33条の5の3	当分の間	地方交付税算定時の地方税収見込み額と実額の乖離による過小算定された地方交付税の補填	75%
臨時税収補填債	第33条の4	平成九年度に限り	地方消費税導入時の平年ベースの税収確保が難しいことから、差額相当分を発行	100%
退職手当債	第33条の5の5	当分の間	平常時に計上された地方公共団体の退職手当財源の平年時ベースを上回る不足額を補填	元利償還費・利払費措置無し
調整債	第33条の5の6	令和元年度の限り	地方法人特別税等への暫定措置による減収補填	元利償還費・利払費措置無し

出典) 総務省「地方債制度等について」をもとに筆者作成

財政補填を行う地方債には、減収補填債以外にも、図表3で示すように、臨時財政対策債や減税補填債があり、期間、発行目的ならびに元利償還金に対する交付税措置の内容を明らかにしたうえで起債が認められてきた。地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、履行が一会計年度を超えて行われるものをいう。地方債は原則として、公営企業（交通、ガス、水道など）の経費や建設事業費の財源を調達する場合等、地方財政法第5条各号に掲げる場合においてのみ発行できることとなっている。つまり、地方債は公共投資等の適債事業への特定財源である

この地方債で起こすことができる経費が、昨今、図表4で示すように地方財政法第5条各号に規定する経費以外の経費について、地方債を起こすことができる対象項目等が拡充傾向にある。

図表4 地方債が起こすことができる経費

で、減収補填債か当該精算措置による方法が認められている。

他方債を起すことができる経費（特別法等によるもの）

地方財政法第5条各号に規定する経費以外の経費について地方債を起すためには、別途法的措置が必要である。

- 1) 地方財政法第33条の5の5の規定に基づく退職手当債
 - 2) 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく辺地対策事業債
 - 3) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎対策事業債
 - 4) 地方財政法第33条の6の規定に基づく鉱害復旧事業債
 - 5) 災害対策基本法に基づく歳入欠かん等債
 - 6) 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律に基づく有明海・八代海等の再生のための事業債
 - 7) 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づく防災集団移転促進のための事業債
 - 8) 活動火山対策特別措置法に基づく避難施設整備のための事業債
 - 9) 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業債
 - 10) 総合保養地域整備法第13条の規定に基づく民間事業者に対する助成のための事業債
 - 11) 多極分散型国土形成促進法第18条及び第26条の規定に基づく振興拠点地域等における中核的施設等の整備のための事業債
 - 12) 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配圏の促進に関する法律第16条の規定に基づく法人事業者に対する助成のための事業債
 - 13) 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第18条の規定に基づく助成のための事業債
 - 14) 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の体的推進に関する特別措置法第22条の規定に基づく助成等のための事業債
 - 15) 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第30条の規定に基づく公共交通特定事業に関する助成のための事業債
 - 16) 市町村の合併の特例に関する法律第11条の2の規定に基づく合併特例債
 - 17) 地方財政法第33条の5の2の規定に基づく臨時財政対策債
 - 18) 地方財政法第33条の6の3の規定に基づく石綿対策事業債
 - 19) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第12条又は第17条の規定に基づく軌道運送高度化事業又は道路運送高度化事業に関する助成のための事業債
 - 20) 石綿による健康被害の救済に関する法律第33条の規定に基づく石綿健康被害救済基金への拠出のための事業債
 - 21) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第170条の規定に基づく事業債
 - 22) 被災者生活再建支援法第19条の規定に基づく支援業務を運営するための基金への拠出のための事業債
 - 23) 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法第6条の規定に基づく特定支援除去等事業のための事業債
 - 24) 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第7条の規定に基づく特定間伐材等の実施又は助成のための事業債
 - 25) 地方財政法第33条の5の3の規定に基づく減収補填債
 - 26) 地方財政法第33条の5の6、地方財政法第33条の5の9及び地方財政法第33条の5の10の規定に基づく地方債（調整債）
 - 27) 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第12条第1項の規定に基づく再生振替特例債
 - 28) 地域再生法第17条の規定に基づく地域において使用されていない公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業のための事業債
 - 29) 南海トラフ地震に係る地緩防災対策の推進に関する特別措置法第18条の規定に基づく集団移転促進事業のための事業債
 - 30) 地方財政法第33条の5の8の規定に基づく公共施設等の除却のための事業債
 - 31) 地方財政法第33条の5の11の規定に基づく河川等におけるしゅんせつ等のための事業債
 - 32) 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地盤に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第17条の規定に基づく集団移転促進事業のための事業債
-

出典）総務省「地方債制度等について」をもとに筆者作成

たとえば、建設関係に関する地方債の場合、当初、1947（昭和22）年に、地方債の範囲を①地方公営企業に要する経費、②出資金及び貸付金、③地方債の借換え、④災害応急事業費・災害復旧事業費及び災害救助事業費、⑤戦災復旧事業費及び公共施設(学校、河川、道路、港湾等)建設事業費(ただし普通税の賦課率または賦課総額が標準の1.2倍以上である場合に限り)としていた。1950（昭和25）年には、戦災復旧事業費及び公共施設建設事業費の税率制限が「標準税率以上」まで緩和され、1953（昭和28）年には「学校、河川、道路、港湾等の公共施設」から「学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設」へと対象の拡充が改められ、地方債の償還期限を公共事業で建設される施設の耐用年数を超えないこととした。これらは、第5条の見直しにとどまっていた。1962(昭和37)年の「辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律」による辺地対策事業債や、1970(昭和45)年の「過疎地域対策緊急措置法」による過疎対策事業債、続く2004年には「市町村の合併の特例に関する法律」第11条2で旧合併特例債は特別法による追加となった。同時に、個人の道府県民税又は市町村民税に係る特別減税等に伴う地方債の特例としてある地方財政法第33条の5の8で公共施設等の除却に係る地方債、2020（令和2）年には地方財政法第33条の5の11に緊急浚渫推進事業が、地方財政法第33条の5の12で猶予

特例債が、起債項目に追加された。このように建設関係に関する地方債の起債は、地方財政法第5条の見直しから、特別措置に、さらには地方財政法第33条による改正を経ながら対象項目が広がってきた。

図表5 地方債の充当率と交付税措置

	内訳	充当率		元利償還金に対する 交付税措置		
		本来分	財源対策債分	本来分	財源対策債分	
一般単独事業	一般事業（その他事業）	75			なし	
	地域活性化事業	90			30	
	旧合併特例	95			70	
	緊急防災・減災事業	100			70	
	公共施設等適正化管理推進事業	90			30~50	
	緊急自然災害防止対策事業	100			70	
	学校教育施設 （公立学校施設整備負担金事業）	90	75	15	70	50
公共事業等	社会福祉施設	80	80	なし	なし	なし
	一般廃棄物処理事業（補助事業分）	90	75	15	50	50
公営住宅建設 事業	100				なし	
災害復旧事業	補助・直轄災害復旧事業	80~100			95	
	一般単独災害復旧事業 （公共土木施設）	100			47.5~85.5 財力補正	
	公共土木施設等小災害復旧事業	100			66.5~95	
辺地対策事業	100				80	
過疎対策事業	100				70	

出典）地方公共団体金融機構「JFM DISCLOSURE2010」及び財務省「令和4年度財政融資資金地方資金の償還期限及び据置期間基準年数表」より筆者作成

現在、建設関係に関する地方債の元利償還金に対する交付税措置は、①喫緊の政策課題への対応、②防災・減災対策など国民の生命・安全にかかわるもの、③全国的にみて財政需要が偏在しているものに重点的に行われており、高い地方債充当率に手厚い交付税措置が施されている。例えば、喫緊の政策課題に対応するもの（措置年限等を限定したうえで措置）として辺地対策債、過疎対策債、公共施設等適正管理事業債がある。辺地対策債は100%の地方債充当率のなかで80%の元利償還金の交付税算入が認められている。過疎対策債は100%の充当率に70%の交付税算入率が、公共施設等適正管理事業債は90%の充当率に50%の交付税算入率としている。また、防災・減災対策にかかわる災害復旧事業、緊急防災・減災事業、防災対策事業のそれぞれの充当率と交付税算入率は100%と95%、

100%と70%、75%と30%である。さらに、全国的にみて財政需要が偏在している整備新幹線、新直轄高速自動車国道ならびに直轄ダムでは共通して、元利償還金の90%が地方債で充当が可能で、かつその50%は交付税措置とされてきた。地方財政法第33条では、建設関係に加え、期間を一定限定する時限措置のもとで、発行目的を明確にし、元利償還金に対して概ね100%の交付税措置を行う財政補填に対する交付税措置も行われてきた。これら地方債の充当率と交付税措置を図表5で示す。

このように地方債の元利償還金に対する交付税措置が行われてきたが、従来から、地方団体の負担意識を薄める仕組みとして指摘されてきた（「骨太方針（2001（平成13）年度）」）。土居・別所（2005a）においても、地方交付税交付金を通じた地方債の元利補給に取り上げ、地方交付税の3割、公債費支出の6割を超える規模に達し、元利補給が公共投資の増加を促していることを指摘している。昨今の地方債に対する交付税措置の適用が拡大するなかで、基準財政需要額の元利償還費への算入によって、地方公共団体の財政上の自由度が拡大した場合、地域住民のニーズにあったサービスの提供に繋がるものの、予算制約のソフト化が生じる可能性も否めないだろう。また地方債の利子および元利償還金に対して金利の影響が膨らむ恐れがある。今までは、超低金利のもとで、実際の金利が想定を大幅に下回っており、当初予算に計上した国債費のうち浮いた分を実質的に補正予算の財源に充ててきた。これまでのように、補正予算を編成すれば、赤字国債の発行が増える悪循環に陥りかねない。

2. 先行研究

地方債の元利償還金は地方交付税交付金額の算出の基礎となる基準財政需要額の差算定に影響を与え、地方交付税を通じた異時点間・地域間の所得再分配が行われている。先行研究においても、各地方公共団体の決算後の中央政府からの事後的な救済の枠組みが各団体の非効率な財政運営を容認するとし、ソフトな予算制約が指摘されてき（Kornai,1980; 土居,1996; 中野,2000; 佐藤,2001; 田近他,2001; 山下,2001; 山下・佐藤,2002; 堀場他,2003; 赤井他,2003）。赤井他（2003）は、基準財政需要額における測定単位の算入、事業費補正、補正係数を取り上げ、基準財政需要額の算定方式が、事後的な救済となり、地方公共団体の効率的な運営を妨げるとしている。土居・別所（2005a）は、地方債の元利償還金に対する補助金は利子率を引き下げることから、経常経費に対する投資的経費の比率を増加させるかどうかを仮説としてたて、1980（昭和55）～2000（平成12）年度の都道府県別データを用いて、Hayashi, M(2000)の2期間モデルを拡張し検証を行った。推計結果から、投資的経費補助率及び経常経費補助率と地方債残高に注目し、1980年代は事業費補正によって地方債の起債が促され、公共事業が誘導されていることを明らかにしている。地方債の恒常的な発行への償還が、地方税に加え、中央政府からの後年度の資金移転である交付税措置に注目した先行研究は多くある。土居・別所（2005b）は、1976（昭和51）～2000（平成12）

年度の都道府県別データで、地方債の元利償還金の交付税措置が地方債の発行を増加させる結果を導出している。林・石田(2008)は、1990(平成 2)～1999(平成 11)年度データを使用し、交付税措置が 1 人当たり単独事業費に与える影響を検証し、自主的・主体的に地域の実情等に応じて、国の補助等を受けずに実施する独自事業の経費が、各地方公共団体の事後的な救済によって増えている。大野・小林(2011)は、1990(平成 2)～2008(平成 20)年度データを使用し、地方債利回り、交付税措置率及び投資補助率によって普通建設事業費における充当率が高まっていることを検証している。宮下(2015)は、2010(平成 22)年度データを使用し、過疎債及び特例債の起債が、交付税措置によって増えていることを示している⁸。以上のことから、基準財政需要額の算出方法や交付税措置が、事後的な救済とみなされ、歳出や地方債の起債を誘導していることが指摘されてきた。このとき先行研究では、測定単位、事業費補正、補正係数等の基準財政需要額の算出や交付税措置に関わる変数を外生変数として検証してきた。だが、これら変数によって確かに歳出を検討する可能性が高いが、逆に、歳出の多寡によって、補正や措置が調整されていることも考えられ、同時決定の可能性もある。⁹そこで、本稿では、基準財政需要額の算出に関わる変数および交付税措置が、地方公共団体の財政運営に与える影響を、将来負担比率との関係から明らかにする。このとき、分析上の課題として、先行研究の多くが外生変数として検証を行っており、逆の因果関係による同時性バイアスが生じているおそれがあることを指摘してきた。本稿でも、先行研究と同様に、当該期の被説明変数に対し、説明変数を 1 期前のラグをとり、説明変数から被説明変数への一方向の因果を設定することで、見せかけの回帰を回避し被説明変数と説明変数の因果関係を検証する。

3. データの概要と推計モデル

本稿では、地方交付税措置における基準財政需要額算入見込額（充当率及び補正）が、歳出及び地方債の地方公共団体の財政運営に影響を与えるかどうかを、2008(平成 20)～2020(令和 2)年度の市町村別データを使用し、歳出及び地方債に与える影響を検証する。本稿で使用する主なデータは総務省「健全化判断比率・資金不足比率等の算定様式等データ」、「地方財政状況調査：市町村」の 32 表「資金収支の状況」33 表「地方債現在高の状況」34 表「地方債借入別の状況」、ならびに「市町村決算状況調査：市町村」を用いて検証する。このとき、公債費等負担を示す指標である従来の起債制限比率が見直され、2007(平成 19)年度には実質公債費比率が導入された。当該年度に、満期一括償還方式の地

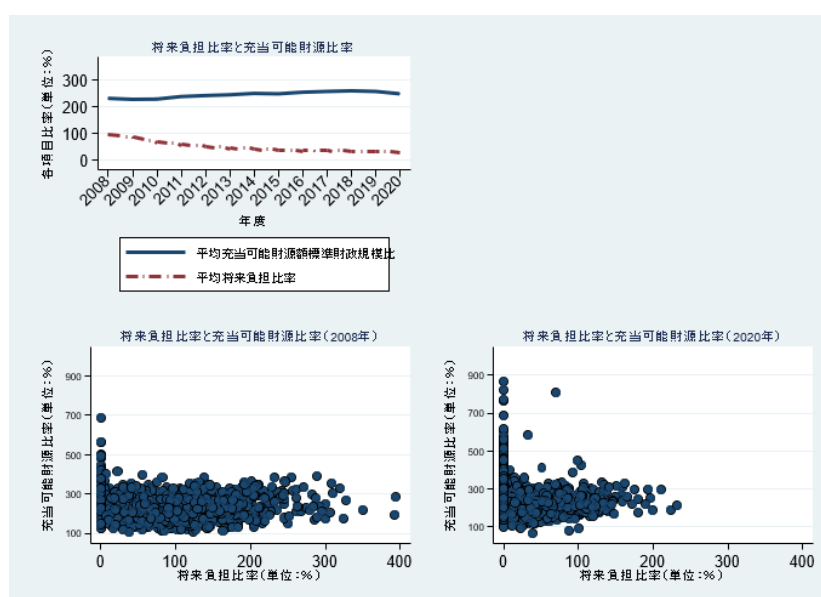
⁸ 宮下・中澤(2014)は合併の有無と地方債残高の関係を検証している。

⁹ 宮崎(2010)は、都道府県別データを使用し、ダイナミックパネル分析を行い、前期の各項目の経常経費及び基準財政需要額の乖離率が補正係数の改正に影響をもたらすことを示している。なお、宮崎(2010)では、Blunedell and Bond(1998)による $N \rightarrow \infty$ かつ T が有限で成立し、モーメント条件は被説明変数の初期条件に依存するとしているシステム GMM 推定を採用し検証をしている。

方債に係る減債基金積立額の比率への反映ルールが統一され、公営企業の元利償還金への一般会計からの繰入金の算入等が行われ、実質の公債費等の負担を示す実質公債費比率を採用された。これらを踏まえ、かつ、本稿の主眼である基準財政需要額算入見込額及び密度補正や事業費補正の入手が可能な 2008（平成 20）年から検証を行う。

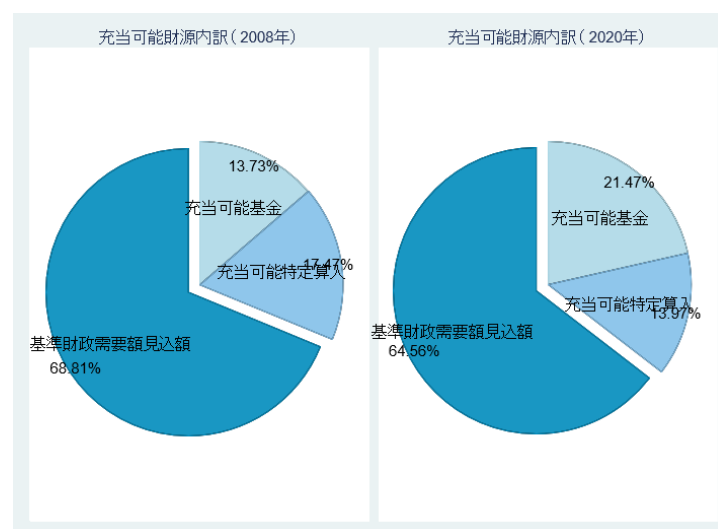
図表 6 から図表 8 には、本稿の使用するデータの傾向を示す。図表 6 から、将来負担比率は、当該対象期間である 2008(平成 20)～2020(令和 2)年は、改善傾向にある。だが、将来負担比率とは、将来負担額を充当可能財源で引いた値を、標準財政規模比を算入公債費額で差し引いた値で除して導出される。将来負担額は、地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、公営企業債等繰入見込額、退職手当負担見込額、設立法人の負債額等負担見込額、連結実質赤字額ならびに組合連結実質赤字額負担見込額の合算額である¹⁰。充当可能財源とは、交付税措置、事業費補正、密度補正で構成される基準財政需要額算入見込額をはじめ、充当可能基金、充当可能特定算入（都市計画税含む）の合算額をいう。基準財政需要額算入見込額とは、地方債の償還等に要する経費、公債費における事業費補正や、各団体の事情を反映させた密度補正による算定以降の基準財政需要額に算入が見込まれる額で、総務大臣の定めで算定された額をいう。

図表 6 将来負担比率と充当可能財源の関係



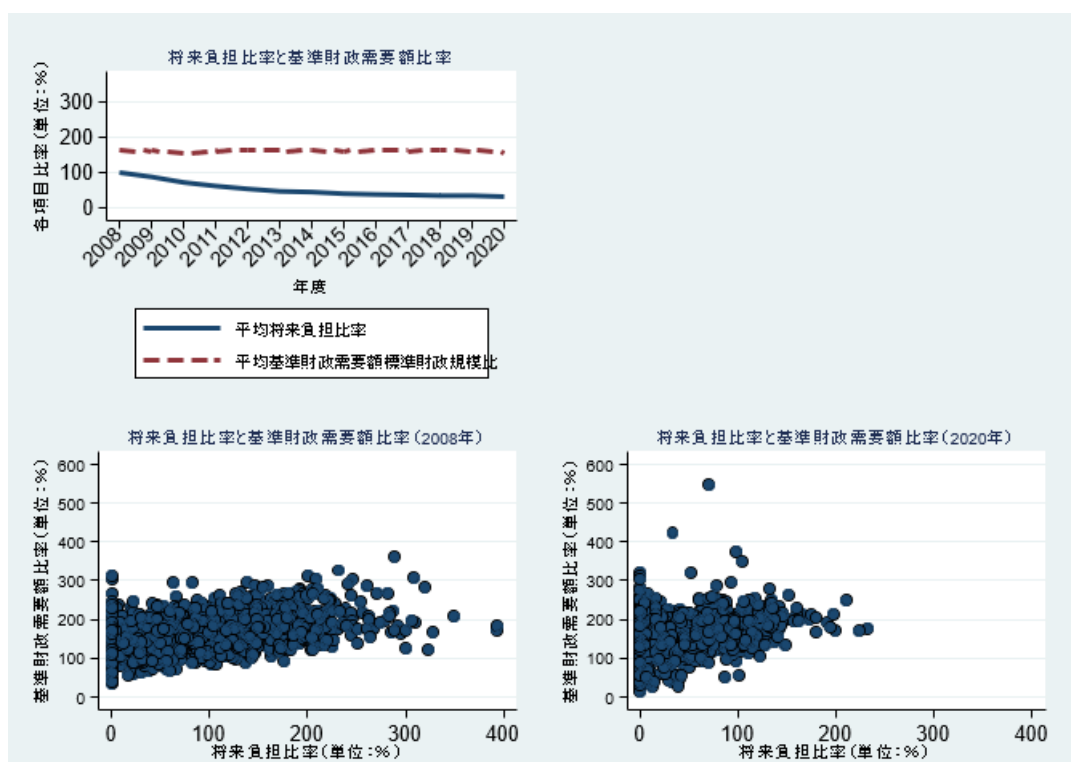
図表 7 充当可能財源の内訳

¹⁰ 設立法人の負債額等負担見込額とは、地方道路公社、土地開発公社、地方独立行政法人、第 3 セクター等（損失補償、信託、貸付）の合算をいう。



図表 6 から、将来負担比率が平均的に減少するなかで、充当可能財源比率が平均的に増加傾向にある。2008(平成 20)年度と比べて 2020(令和 2)年度は、将来負担比率は改善しているが、充当可能財源比率は増加している。図表 7 から、2008(平成 20)年度データ及び 2020(令和 2)年度データで共通して、充当可能財源の 6 割以上を基準財政需要算入見込額で占めていることがわかる。図表 8 から将来負担比率と基準財政需要額算入見込額との関係において、平均将来負担比率が減少するなかで、基準財政需要額算入見込額比率は逡増している。このとき、2008(平成 20)年度と比べ 2020(令和 2)年度の将来負担比率は改善しているが、基準財政需要額算入見込額比率は増えている。

図表 8 将来負担比率と基準財政需要額算入見込額



このことから、地方債に対する交付税措置の適用が拡大するなかで、基準財政需要額の元利償還費への算入が行われ、地方公共団体の財政上の自由度が拡大し、予算制約のソフト化が起きている可能性が高い。つまり、歳出が膨張したり、地方債が累増したりする恐れがある。そこで本稿では、地方債の元利償還金に対する交付税措置が、地方公共団体の歳出配分と地方債の増加に与える影響を検証する。

基準財政算入見込額と歳出及び地方債に関する変数には、逆の因果関係による同時性バイアスが生じるおそれがある。そこで本稿では、まず(1)式で、歳出及び地方債に関する変数を外生変数としてみなし、当該期の被説明変数に対し、説明変数を1期前のラグをとり、説明変数から被説明変数への一方向の因果を設定することで、見せかけの回帰を回避する検証を行う。

$$Bond_{it} = \alpha_1 + \beta_1 Exp_{it-1} Burden_{it-1} + \gamma_1 Z_{it} + \mu_{it} \quad (1)$$

したがって、 $Bond$ は赤字地方債や建設地方債を表す変数、 $Finace$ は基準財政需要の算出に関する変数及び交付税措置に関する変数、 $Burden$ は将来財政負担比率を表す。各地方公共団体の財政状況や人口構造が異なっていることから経費の負担にも相違が生じるなかで効率的な運営を求められている。そこで、各地方公共団体の財政運営に影響をもたらす構造要因及び経営要因を表す変数ベクトルを Z とする。次いで、歳出や地方債が膨らむのは、将来的に交付税措置で補填されることや、逆に交付税措置があるから歳出等が高まる

恐れがあり、交付税措置や歳出や地方債の増減は各地方公共団体の財政運営の選択によって内生的に決定されていることが考えられる。そこで、まず、(2)式で地方公共団体の財政状況に影響をもたらす構造的要因を採用することでFinaceの外生化を試みる。

本稿で地方公共団体の観察されない欠落変数によるバイアスを除去するために、パネルデータを用いて、財政要因及び人口要因を考慮し、地方公共団体の歳出水準、企業債水準ならびに歳入水準が一般会計における交付税措置に与える影響を検証する。本稿の使用する主なデータは、総務省「健全化判断比率・資金不足比率等の算定様式等データ」、「地方財政状況調査：市町村」の32表「資金収支の状況」33表「地方債現在高の状況」34表「地方債借入別の状況」、ならびに「市町村決算状況調査：市町村」の2008(平成20)～2020(令和2)年度の個票データを使用する。これらデータを用い、地方財政法第5条及び第33条を対象とする起債を踏まえて下記の変数を作成した。このとき、「」は総務省「健全化判断比率・資金不足比率等の算定様式等データ」等のデータ名、【】は作成した変数を示している。

第1に被説明変数には、歳出標準財政規模比、地方債標準財政規模比、建設地方債標準財政規模比、赤字地方債標準財政規模比、一般単独事業債標準財政規模比、過疎対策債標準財政規模比を用いる。これは、地方税が限られているなかで、将来の基準財政需要額に算入される交付税措置が行われることで、地方債の起債が膨らんだり、義務的経費や投資的経費を網羅した歳出が増えたり、といったソフトの予算制約が生じているかを検証する。公共インフラの維持・更新が多額の金額を要し、一方で、人口動態の変化による地方税減収によって必要経費を賄うことが難しく、地方債の起債で確保される場合に、交付税措置に計上される金額が適正な水準であれば、歳出、地方債（建設地方債、赤字地方債）、一般単独事業債、過疎対策債に対して、正の有意性もしくは有意性は生じないであろう。

被説明変数

【建設地方債現在高標準財政規模比】

= 「建設地方債現在高」 / 「標準財政規模」

【赤字地方債現在高標準財政規模比】

= 「赤字地方債現在高」 / 「標準財政規模」

「建設地方債現在高」 = 「現在高」 - 「赤字地方債現在高」

「赤字地方債現在高」

= 「減収補填債」 + 「減税補填債」 + 「臨時財政対策債」 + 「臨時財政特例債」 + 「臨時税収補填債」 + 「公共施設特例債」

第2に、本稿が主眼とする説明変数として、基準財政需要額算入見込額標準財政規模比、事業費補正標準財政規模比、密度補正標準財政規模比を採用する。将来負担比率を構成す

る基準財政需要額算入見込額を、交付税措置における充当率の指標として採用する。基準財政需要額算入見込額とは、充当可能財源等のうちの充当可能基金、充当可能特定算入（うち都市計画税）を除去した額である。基準財政需要額に算入された公債費である事業費補正と、基準財政需要額に算入された地方公共団体の事情を反映した密度補正を採用する。なお、密度補正の元利償還金及び準元利償還は、実質公債費比率の算出に従って公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金、一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金、公債費に準ずる債務負担行為に係るもの、一時借入金の利子を採用する。事業費補正及び密度補正は、2016(平成 28)年以降は、元利償還金及び準元利償還金に係る額を合算して公開されていることから、2008(平成 20)年～2015(平成 27)年の事業費補正及び密度補正において、基準財政需要額に算入される元利償還金額と準元利償還金に係る額を合算して算出する。地方公共団体の財政要因及び人口要因が同じ条件下にあれば、交付税措置の水準が高ければ（低ければ）、事業費補正の水準が高ければ（低ければ）、密度補正の水準が高ければ（低ければ）、歳出や地方債に対して将来への基準財政需要額への算入等への依存度が大きい（小さい）ことが予想される。

説明変数

【事業費補正標準財政規模比】 = 「事業費補正」 / 「標準財政規模」

【密度補正標準財政規模比】 = 「密度補正」 / 「標準財政規模」

【基準財政需要額算入見込額】 = 「基準財政需要額算入見込額」 / 「標準財政規模比」

【将来負担比率】 = 「将来負担比率」

第3に、地方公共団体における財政運営が与える影響をコントロールする。財政要因として、公債費充当標準財政規模比、投資的補助標準財政規模比、地方債利回標準財政規模比を採用する。公債費充当標準財政規模比は、標準財政規模に公債費で充当された割合を示し、値が高いほど、財政運営の硬直性の高まりを表す。投資的補助標準財政規模比とは標準財政規模に投資的経費に係る国庫補助負担額で充当される財政的支援の割合を示す。地方債利回標準財政規模比とは、標準財政規模に地方公共団体が起債する地方債利回りで充当された割合を示し、値が高いほど相対的に地方債の利回りが期待され、必要な資金を地方債で調達することが可能となり、財政運営の硬直性の低まることを示す。公債費充当標準財政規模比率が高ければ（低ければ）、投資的補助標準財政規模比が高ければ（低ければ）、地方債利回標準財政規模比が低ければ（高ければ）、交付税措置に期待し、歳出及び地方債の起債が高く（低く）なることが考えられる。

財政要因

【公債費充当標準財政規模比】 = 「公債費充当一般財源等額」 / 「標準財政規模」

【投資的補助標準財政規模比】 = 「国庫支出金 + 都道府県支出金」 / 「標準財政規模」

【地方債利回標準財政規模比】 = 「元利償還額（利子）」 / 「標準財政規模」

最期に、構造要因を採用する。地方公共団体の地方税収は、同じような人口構造や産業構造等の条件をもつ類似の状況にあることが考えられ、一般行政にかかる経費が類似である可能性が高い。

構造要因

【可住地面積当たり人口】 = 「人口」 / 「可住地面積」

【人口増減率】 = 「当該年度人口」 - 「前年度人口」 / 「前年度人口」

【第2産業率】 = 「第2次産業率」

【第3産業率】 = 「第3次産業率」

図表9のパネルAでは本稿の全標本数の記述統計を、パネルBでは被説明変数と主眼の説明変数の2010年、2015年、2010年の推移を示す。赤字地方債標準財政規模比は減少傾向にあるが、建設地方債標準財政規模比は増加傾向にある。事業費補正標準財政規模比は減少しており、密度補正標準財政規模比は横ばいで、基準財政需要額算入見込額標準財政規模比は増減して推移している¹¹。

図表9 記述統計
パネルA 全標本数

全標本数	単位	標本数	平均	標準偏差	最小値	最大値
赤字地方債標準財政規模比	比率	19,728	0.058	0.025	0.000	0.311
建設地方債標準財政規模比	比率	19,728	0.113	0.111	0.000	6.996
事業費補正標準財政規模比	比率	19,728	0.040	0.024	0.000	0.182
密度補正標準財政規模比	比率	19,728	0.005	0.007	0.000	0.100
基準財政需要額算入見込額標準財政規模比	比率	19,728	1.614	0.393	0.125	5.468
将来負担比率	%	19,728	48.254	54.560	0	1091
公債費充当標準財政規模比	比率	19,728	0.001	0.009	0.000	0.141
投資補助標準財政規模比	比率	19,728	0.462	0.378	0.057	14.699
地方債利回標準財政規模比	比率	19,728	0.018	0.010	0.000	0.130
可住地面積当たり人口	人/1,000Km ²	19,728	0.862	1.781	0.001	14.824
人口増減率	比率	19,728	-0.008	0.020	-0.185	1.183
第2次産業率	%	19,728	26.427	8.289	1.300	69.900
第3次産業率	%	19,728	61.665	10.146	19.800	93.400

パネルB 被説明変数及び主眼の説明変数の推移

¹¹ 将来負担比率の最大値、例えば、2009年の1,091%は、北海道夕張市である。

2010	单位	標本数	平均	標準偏差	最小值	最大值
赤字地方債標準財政規模比	比率	1,644	0.085	0.027	0.000	0.215
建設地方債標準財政規模比	比率	1,644	0.077	0.070	0.000	1.110
事業費補正標準財政規模比	比率	1,644	0.048	0.026	0.000	0.143
密度補正標準財政規模比	比率	1,644	0.005	0.006	0.000	0.086
基準財政需要額算入見込額標準財政規模比	比率	1,644	1.585	0.366	0.372	3.252
将来負担比率	%	1,644	70.505	61.444	0	923
2015	单位	標本数	平均	標準偏差	最小值	最大值
赤字地方債標準財政規模比	比率	1,644	0.057	0.021	0.000	0.159
建設地方債標準財政規模比	比率	1,644	0.118	0.093	0.000	1.049
事業費補正標準財政規模比	比率	1,644	0.040	0.023	0.000	0.169
密度補正標準財政規模比	比率	1,644	0.005	0.006	0.000	0.090
基準財政需要額算入見込額標準財政規模比	比率	1,644	1.609	0.378	0.253	3.759
将来負担比率	%	1,644	40.033	48.497	0	632
2020	单位	標本数	平均	標準偏差	最小值	最大值
赤字地方債標準財政規模比	比率	1,644	0.042	0.019	0.000	0.135
建設地方債標準財政規模比	比率	1,644	0.149	0.125	0.000	1.605
事業費補正標準財政規模比	比率	1,644	0.028	0.018	0.000	0.105
密度補正標準財政規模比	比率	1,644	0.005	0.007	0.000	0.087
基準財政需要額算入見込額標準財政規模比	比率	1,644	1.565	0.433	0.125	5.468
将来負担比率	%	1,644	31.834	40.383	0	336

4. 推計結果

図表 10 に本稿の推計結果を示す。本稿の主眼の説明変数を外生変数とみなし、当該期の被説明変数に対し、説明変数を 1 期前のラグをとり、説明変数から被説明変数への一方向の因果を設定することで、見せかけの回帰を回避する検証を行った。これら推計結果は、Hauman test の結果に基づいて固定効果モデルの結果を示す。

Model(1)(2)(3)から、前期事業費補正標準財政規模比と赤字地方債発行額標準財政規模比の関係では有意性が得られないが、前期事業費補正標準財政規模比において将来負担比率が高い地方公共団体であるほど、赤字地方債発行額標準財政規模比が 5%有意水準で上昇する傾向にある。人口密度等が要因で行政経費の差を反映させる前期密度補正標準財政規模比では、赤字地方債発行額標準財政規模比に対して 5%水準で正に有意な影響が認められるが、前期密度補正標準財政規模比において将来負担比率が高い団体であるほど、赤字地方債発行額標準財政規模比が 5%有意水準で抑制傾向にある。前期基準財政需要額算入見込額標準財政規模比は、赤字地方債発行額標準財政規模比に対して負に 1%水準で有意な影響が生じており、前期基準財政需要額算入見込額標準財政規模比において将来負担比率が高い団体であるほど、赤字地方債発行額標準財政規模比が 5%有意水準で膨らんでいることが明らかとなった。したがって、先行研究と同様に、基準財政需要額の投資的経費の費目として算入される事業費補正において、将来負担が危ぶまれる団体であるほど大規模な公共事業が集中した場合の財政補填をせざる負えない可能性が高いだろう。また、交付税措置があることで将来負担比率が高いリスクのある団体であるほど、赤字地方債を多く起債している傾向が検出され、財政負担が膨張させる恐れがある。

Model(4)(5)(6)から、前期事業費補正標準財政規模比と建設地方債発行額標準財政規模比の関係では負の有意性が 5%水準で検出されたが、前期事業費補正標準財政規模比において将来負担比率が高い地方公共団体であるほど、建設地方債発行額標準財政規模比で 1%有意水準が高い傾向にある。これは、基準財政需要額への算入方式に、公園緑地事業債や地域総合整備事業債などの投資的経費の費目に算入される事業費補正において、将来負担が危ぶまれる団体であるほど大規模な公共事業が集中した場合の影響が大きく、事業費補正の恩恵を受けている可能性が高いことが示唆される。期密度補正標準財政規模比と建設地方債発行額標準財政規模比では有意性が得られなかった。前期基準財政需要額算入見込額標準財政規模比が高い団体であるほど、建設地方債発行額標準財政規模比に対して正に 1%水準で有意な影響が生じているが、将来負担比率の多寡に応じて建設地方債の起債に有意な差が生じていなかった。

図表 10 推計結果

	赤字地方債発行額標準財政規模比			建設地方債発行額標準財政規模比		
	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
前期事業費補正標準財政規模比	0.008 (0.014)			-0.249 * (0.104)		
前期事業費補正標準財政規模比 * 将来負担比率	0.018 * (0.007)			0.283 ** (0.053)		
前期密度補正標準財政規模比		0.158 * (0.066)			0.316 (0.507)	
前期密度補正標準財政規模比 * 将来負担比率		-0.075 * (0.038)			0.143 (0.292)	
前期基準財政需要額算入見込額標準財政規模比			-0.004 ** (0.001)			0.052 ** (0.005)
前期基準財政需要額算入見込額標準財政規模比 * 将来負担比率			0.001 ** (0.0003)			-0.003 (0.002)
公債費充当標準財政規模比	0.142 * (0.059)	0.139 * (0.059)	0.143 * (0.059)	-0.034 (0.452)	-0.021 (0.453)	-0.098 (0.451)
投資補助標準財政規模比	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)	0.026 ** (0.002)	0.026 ** (0.002)	0.025 ** (0.002)
地方債利回標準材財政規模比	0.102 ** (0.037)	0.163 ** (0.035)	0.102 ** (0.037)	-2.572 ** (0.281)	-2.030 ** (0.264)	-2.335 ** (0.285)
可住地面積当たり人口	0.005 ** (0.002)	0.005 ** (0.002)	0.003 (0.002)	-0.036 ** (0.014)	-0.033 * (0.014)	-0.010 (0.014)
人口増減率	-0.016 (0.010)	-0.016 (0.010)	-0.013 (0.010)	-0.132 (0.075)	-0.135 (0.075)	-0.168 * (0.075)
第2次産業比率	0.000 * (0.000)	0.000 * (0.000)	0.000 * (0.000)	-0.001 (0.001)	-0.001 (0.001)	-0.001 (0.001)
第3次産業比率	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)	0.000 (0.000)	0.001 (0.001)	0.001 (0.001)	0.001 (0.001)
年度ダミー	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
_cons	0.064 ** (0.008)	0.062 ** (0.008)	0.068 ** (0.008)	0.123 * (0.057)	0.108 (0.057)	0.056 (0.057)
標本数	18,084	18,084	18,084	18,084	18,084	18,084
F値	1452.01	1451.79	1458.6	85.2445	83.634	90.6048

(注) 数値は回帰係数、括弧内はロバスト標準誤差を表す。**は有意水準1%、*は同5%を表す。

IV. 結語

本稿では、総務省「健全化判断比率・資金不足比率等の算定様式等データ」や「地方財政状況調査：市町村」等 2008(平成 20)～2020(令和 2)年度の市町村別データを使用して、将来負担比率に注目し、地方債の元利償還金部分に対する交付税措置が与える影響を検証する。本稿の推計結果から、第 1 に、交付税措置と赤字地方債との関係では、基準財政需要額の投資的経費の費目として算入される事業費補正において、将来負担が危ぶまれる団体であるほど大規模な公共事業が集中した場合の財政補填をせざる負えない可能性が高いだろう。また、交付税措置があることで将来負担比率が高いリスクのある団体であるほど、赤字地方債を多く起債している傾向が検出され、財政負担が膨張させる恐れがある。第 2 に、建設地方債との関係では、基準財政需要額への算入方式に、公園緑地事業債や地域総合整備事業債などの投資的経費の費目に算入される事業費補正において、将来負担が危ぶまれる団体であるほど大規模な公共事業が集中した場合の影響が大きく、事業費補正の恩恵を受けている可能性が高いことが示唆される。また、前期基準財政需要額算入見込額標準財政規模比が高い団体であるほど、建設地方債の発行を促す傾向にあるが、将来負担比率の多寡に応じて建設地方債の起債に有意な差が生じていない結果となった。

参考文献

- 池上岳彦 (1998) 「一般財源主義の限界と新たな一般財源主義」, 神野直彦・金子勝編『地方に税源を』東洋経済新報社, 77-133 頁。
- 入谷貴夫 (1995) 「地方公共投資の構造変化と地域経済(上)(下): 地方単独事業を中心に」『宮崎大学教育学部紀要. 社会科学』76, 1-39 頁。
- 梅原英治 (1996) 「地方単独事業の拡大と地方債 地方交付税措置」『分権時代の経済と福祉』日本経済評論社。
- 大野太郎・小林航 (2010) 「地方債充当率の経済分析—理論分析と都道府県データからの検証」『財政研究』6, 170-189 頁。
- 大野太郎・小林航 (2011) 「地方債充当率の実証分析—市町村データからの検証」『財政研究』7, 176-190 頁。
- 岡崎靖典 (1999) 「地方単独事業における地方交付税の利用 (上)」『自治研究』75(10), 86-101 頁。
- 岡崎靖典 (2000a) 「地方単独事業における地方交付税の利用 (中)」『自治研究』76(3), 102-116 頁。
- 岡崎靖典 (2000b) 「地方単独事業における地方交付税の利用 (下)」『自治研究』76(8), 96-117 頁。
- 佐藤主光 (2001) 「ソフトな予算制約と税源委譲の経済効果」『現代経済学の潮流 2001』東洋経済新報社。

- 鈴木洋昌 (2019) 「自治体における一般単独事業債の発行要因の検証—指定都市の事例をめぐって—」 公共政策研究, 18, 156-168 頁.
- 土居丈朗(2004) 「地方債と破綻処理スキーム」『フィナンシャルレビュー』 71, 5-40 頁.
- 土居丈朗・別所俊一郎 (2005a) 「地方債元利償還金の交付税措置の実証分析--元利補給は公共事業を誘導したか」『日本経済研究』 51, 33-58 頁.
- 土居丈朗・別所俊一郎 (2005b) 「地方債の元利補給の実証分析. 財政研究」 1, 311-328 頁.
- 中野英夫「地方債起債許可制度と地方政府の歳出行動」井堀利宏・加藤竜太・中野英夫・中里透・土居丈朗・佐藤正一『財政赤字の経済分析ⅡⅢ中長期的視点からの考察』（経済分析 政策研究の視点シリーズ 16）.
- 林正義・石田三成 (2008) 「地方単独事業と交付税措置—平均処置効果の推定」『財政研究』 4, 252-267 頁.
- 別所俊一郎. (2008) 「公共投資の実施と政府間関係」『フィナンシャル・レビュー』 (2), 93-117 頁.
- 細井雅代 (2022) 「地方交付税の算定をめぐる近年の見直しとその帰結に関する考察」『日本地方財政学会研究叢書』 29, 93-120.
- 堀場勇夫・持田信樹・深江敬志 (2003) 「地方交付税とモラルハザード固定資産税制度との関連で」『青山経済論集』 54(4), 27-54 頁.
- 宮下量久・中澤克佳 (2014) 「合併自治体における地方債発行の実証分析」『財政研究』 10, 242-258 頁.
- 宮下量久 (2015) 「過疎自治体における過疎債と特例債の発行要因」『九州市立大学都市政策研究所』 9, 61-77 頁.
- 宮崎毅 (2010) 「地方交付税におけるソフトな予算制約の検証--経常経費における補正係数の決定」『経済分析』 編集委員会編, (183.), 77-103 頁.
- 宮崎雅人 (2015) 「交付税措置による事業誘導仮説の検証: 道府県における臨時地方道整備事業債を事例に」『社会科学論集』 145, 13-22 頁.
- 山下耕治・赤井伸郎・佐藤主光 (2000) 「地方交付税制度に潜むインセンティブ効果: フロントティア費用関数によるソフトな予算制約問題の検証」『フィナンシャルレビュー』 61, 120-45 頁.
- Kornai, J (1980) “The dilemmas of a socialist economy: the Hungarian experience”, *Cambridge Journal of Economics*, 4(2), 147-157.

第2回 基本問題研究会

合併市町村の費用効率性：合併15年後の検証

中澤 克佳
東洋大学経済学部
2023/08/25

1

報告の概要

- 「平成の大合併」のその後
 - 合併5年後（2010年）と15年後（2020年）の費用効率性
 - 費用効率性を確率的フロンティア費用関数で推定
- 費用（歳出）に与える影響
 - 合併ダミーは非効率性への影響は確認できない（5年後，15年後）
 - 合併参加数，人口占有度は5年後の非効率性に影響するが，15年後には確認されない

2

- Contents -

01

問題意識



02

合併後の変化



03

推定方法



04

推定結果
まとめ



3

01

問題意識

• Bigger is better arguments

- 合併の目的（の一つ）は，規模の経済の達成によるコスト低減・効率化の向上
- 国内外を問わず数多くの先行研究が存在
- コスト低減や効率性の向上を確認する研究が数多く存在するものの，反例も多い
- その理由として，合併が直ちにコスト低減や効率性の向上をもたらすわけではないから

4

01

問題意識

・自治体合併と効率性：阻害要因①

- ・人口規模が拡大しても，人口の集約化がなされるわけではない
- ・合併前に設置された公共施設やインフラ等の再配置/集約がすぐにおこなわれるわけではない
- ・公務員がすぐに削減されるわけではない
- ・地方支分部局等の存続

 効率化／集約化には時間を要する

5

01

問題意識

・自治体合併と効率性：阻害要因②

- ・合併にともなう新たな財政負担
 - ・インフラ整備
 - ・周辺部対策
- ・合併における財政措置
 - ・合併算定替
 - ・合併特例債

 追加的なコストや財政措置

6

01

問題意識

• 自治体合併と効率性：阻害要因③

- 異なる組織・慣習のもとで運営されていた行政組織を，単一の組織として運営していくことの問題



組織統合のコスト

7

01

問題意識

研究の目的

• 合併後自治体の効率性の変化

- 合併後5年，15年における費用効率性を推定
- 確率的フロンティア費用関数

• ランニングコストに注目

- 人件費／物件費

8

02

合併後の変化

• 平均値の比較

		人口 (人)	一人当たり歳出 (千円)	一人当たり人件費 (千円)	100人当たり職員数 (人)
2010年	非合併	65,995	640.446	107.479	1.135
	合併	88,331	543.483	91.843	0.982
2020年	非合併	66,605	994.134	136.657	1.340
	合併	85,739	792.782	103.124	1.014

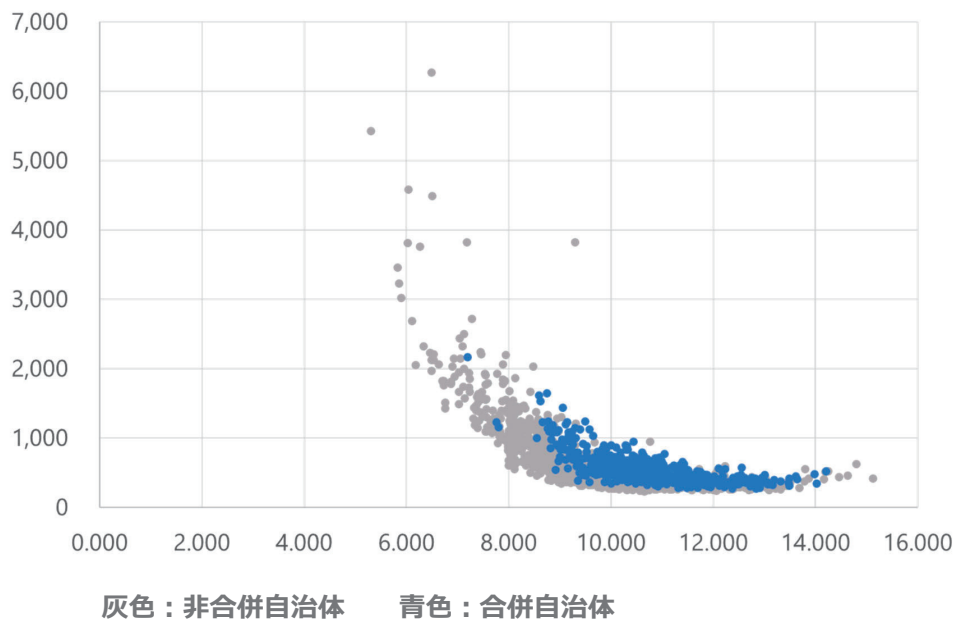
- 旧特例法下での合併自治体のみを対象（2006年度以降合併は除外）
- 2020年は原発避難者特例法適用の13自治体は除外
- 合併自治体は平均人口が大きく、平均費用は小さい

9

02

合併後の変化

• 人口（対数）と一人当たり歳出：2010年

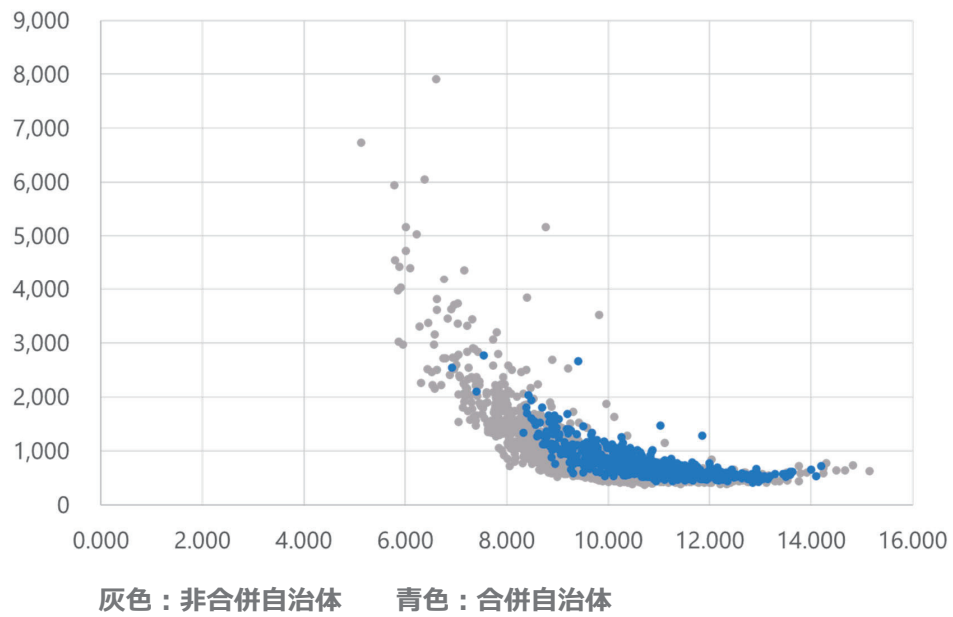


10

02

合併後の変化

・人口（対数）と一人当たり歳出：2020年

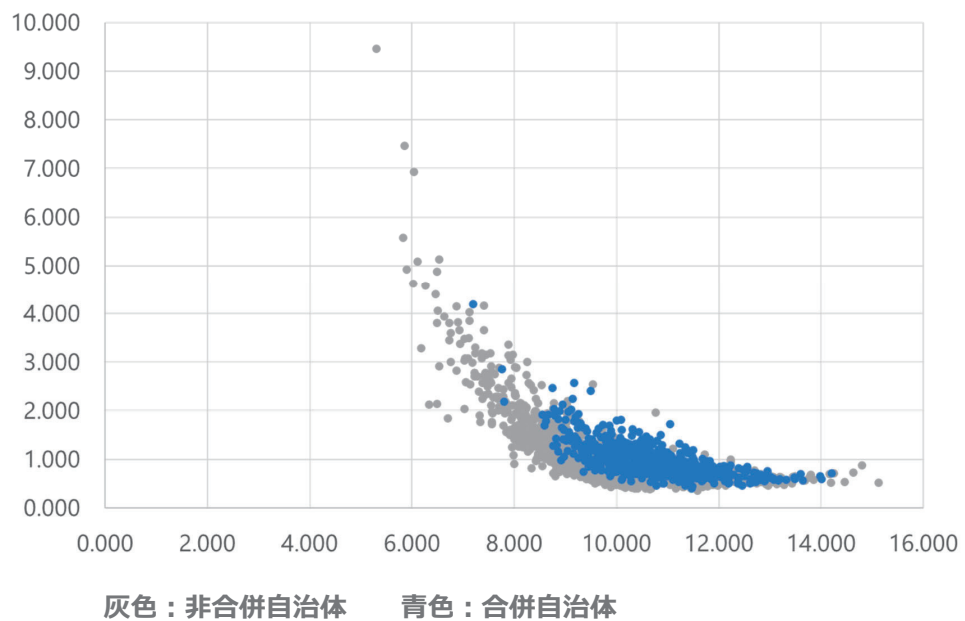


11

02

合併後の変化

・人口（対数）と100人当たり職員数：2010年

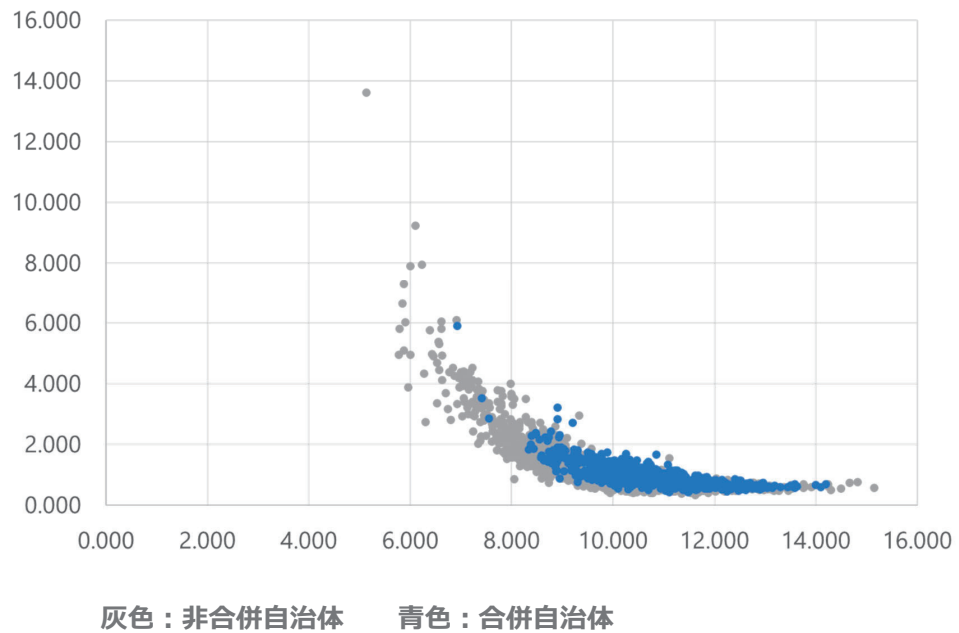


12

02

合併後の変化

・人口（対数）と100人当たり職員数：2020年



13

03

推定方法

確率的フロンティア費用関数

モデル

$$\ln c_i = \ln c(\cdot) + v_i + u_i$$

c_i ：自治体*i*の支出， $c(\cdot)$ ：費用関数， v_i ：通常の誤差項

u_i ：非負の非効率誤差項（切断正規分布を仮定）

- 通常の費用関数（費用最小化がなされた費用関数）から得られる確率フロンティアからの乖離を測定する
- 公共サービスの直接生産物と生産要素，規模の経済性を考慮したCobb-Douglas型の費用関数を推定

14

03

推定方法

確率的フロンティア費用関数

モデル

$$\ln c_i = \alpha_0 + \beta_1 \ln z_i + \beta_2 \ln w_i + \beta_3 \ln n_i + \beta_4 \ln n_i^2 + v_i + u_i$$

z : 行政サービス水準, w : 公務員給与, n : 人口

u_i : 非負の非効率誤差項 (切断正規分布を仮定)

- 合併ダミー (合併自治体 = 1)
- 合併参加自治体数
- 合併自治体における最大人口規模旧自治体の人口占有度

15

03

推定方法

確率的フロンティア費用関数

行政サービスの指標

- わが国の地方歳出 (市町村) を推定する上で, 主要な先行研究となっていると私が考えるものは, 林 (2002), 山下・赤井・佐藤 (2002) の2編 (いずれも『フィナンシャル・レビュー』61号)
- 1998年の「行政サービス水準総合得点」 (日経産業消費研究所 (現・日経グローバル)) を公共サービス水準として採用
- ただし, 日経グローバルは同指標の集計と公表を廃止
- 宮崎 (2006), Nakazawa(2013)では, 自治体公表データを用いて (可能な範囲で) 同指標を再現

16

03

推定方法

確率的フロンティア費用関数

行政サービスの指標

$$z = \left(30 \times \frac{1}{4} \sum_{s=1}^4 y_s + 35 \times \frac{1}{2} \sum_{s=5}^6 y_s + 25 \times \frac{1}{3} \sum_{s=7}^9 y_s + 40 \times \frac{1}{2} \sum_{s=10}^{11} y_s \right) \div 130$$

- 高齢者福祉，児童福祉，教育，生活インフラ
- ウェイトは30，35，25，40
- 各指標のもとに複数のサブインデックス
- それぞれのサービス得点を偏差値化する

17

03

推定方法

確率的フロンティア費用関数

y	内容
1	高齢者当たり医師数
2	高齢者当たり介護老人福祉施設定員
3	高齢者当たり介護老人保健施設定員
4	高齢者当たり介護療養型医療施設ベッド数
5	0-5歳人口当たり幼稚園定員
6	0-5歳人口当たり保育所定員
7	保育所定員当たり待機児童数
8	小学校生徒数当たり教員数
9	中学校生徒数当たり教員数
10	自治体面積当たり道路総延長
11	人口当たりゴミ計画収集人口

18

04

推定結果

・ 2010年/合併ダミー

	総額			人件費			物件費		
	Coefficient	z	P>z	Coefficient	z	P>z	Coefficient	z	P>z
行政サービス水準	0.521	4.550	0.000	0.408	3.270	0.001	0.636	3.770	0.000
公務員給与	0.076	1.350	0.178	0.693	10.380	0.000	0.039	0.550	0.585
人口	-1.468	-25.890	0.000	-1.335	-6.580	0.000	-1.714	-24.090	0.000
人口二乗	0.061	22.200	0.000	0.054	6.500	0.000	0.071	20.290	0.000
15歳以下人口比率	0.027	6.980	0.000	-0.004	-0.700	0.486	0.009	1.620	0.105
65歳以上人口比率	0.013	7.000	0.000	0.007	1.890	0.058	-0.004	-1.650	0.098
面積	0.150	27.390	0.000	0.108	5.280	0.000	0.115	14.860	0.000
政令市ダミー	-0.217	-3.780	0.000	-0.301	-4.850	0.000	-0.489	-5.780	0.000
中核/特例市ダミー	-0.094	-3.880	0.000	-0.098	-3.670	0.000	-0.176	-5.330	0.000
特別区ダミー	0.240	3.400	0.001	0.265	1.430	0.152	0.382	4.190	0.000
_cons	10.434	13.750	0.000	4.169	2.840	0.004	10.476	10.440	0.000
非効率項									
合併ダミー	0.089	0.740	0.458	0.479	0.240	0.813	0.242	1.270	0.206
_cons	-2.511	-21.650	0.000	-3.553	-1.040	0.301	-2.592	-9.620	0.000

19

04

推定結果

・ 2020年/合併ダミー

	総額			人件費			物件費		
	Coefficient	z	P>z	Coefficient	z	P>z	Coefficient	z	P>z
行政サービス水準	0.412	5.060	0.000	0.461	3.210	0.001	0.463	2.500	0.013
公務員給与	0.010	0.220	0.822	0.538	7.860	0.000	0.096	1.540	0.125
人口	-1.215	-28.330	0.000	-1.408	-22.110	0.000	-1.522	-24.360	0.000
人口二乗	0.049	23.060	0.000	0.055	22.770	0.000	0.060	19.260	0.000
15歳以下人口比率	0.029	8.520	0.000	0.008	1.790	0.074	0.024	4.810	0.000
65歳以上人口比率	0.011	7.220	0.000	0.007	1.530	0.126	0.002	0.970	0.334
面積	0.143	31.520	0.000	0.116	5.170	0.000	0.134	18.060	0.000
政令市ダミー	-0.139	-2.640	0.008	-0.029	-0.220	0.827	-0.408	-5.350	0.000
中核/特例市ダミー	-0.074	-3.600	0.000	-0.039	-0.800	0.424	-0.119	-3.970	0.000
特別区ダミー	0.236	4.690	0.000	0.313	1.840	0.066	0.481	7.260	0.000
_cons	10.532	18.610	0.000	5.895	3.930	0.000	9.824	9.520	0.000
非効率項									
合併ダミー	-0.341	-2.650	0.008	0.260	0.120	0.907	-0.187	-1.560	0.120
_cons	-2.411	-24.230	0.000	-3.704	-0.800	0.422	-2.063	-18.110	0.000

20

04

推定結果

・ 2010年/合併参加自治体数・占有度

	総額			人件費			物件費		
	Coefficient	z	P>z	Coefficient	z	P>z	Coefficient	z	P>z
行政サービス水準	0.515	4.550	0.000	0.389	3.170	0.002	0.619	3.690	0.000
公務員給与	0.081	1.450	0.147	0.699	11.730	0.000	0.047	0.650	0.513
人口	-1.457	-26.070	0.000	-1.323	-13.410	0.000	-1.703	-24.250	0.000
人口二乗	0.060	22.290	0.000	0.054	12.280	0.000	0.071	20.320	0.000
15歳以下人口比率	0.027	7.000	0.000	-0.005	-1.100	0.271	0.009	1.560	0.118
65歳以上人口比率	0.013	7.120	0.000	0.007	3.080	0.002	-0.004	-1.730	0.084
面積	0.151	27.610	0.000	0.108	10.460	0.000	0.115	14.810	0.000
政令市ダミー	-0.198	-3.620	0.000	-0.269	-4.710	0.000	-0.456	-5.490	0.000
中核/特例市ダミー	-0.087	-3.650	0.000	-0.085	-3.210	0.001	-0.167	-5.140	0.000
特別区ダミー	0.241	3.440	0.001	0.265	2.720	0.007	0.380	4.230	0.000
_cons	10.357	13.820	0.000	4.173	4.320	0.000	10.436	10.520	0.000
非効率項									
参加自治体数	0.123	5.080	0.000	0.252	2.100	0.036	0.154	4.870	0.000
人口占有度	-0.008	-4.800	0.000	-0.009	-1.870	0.061	-0.007	-3.500	0.000
_cons	-2.487	-21.880	0.000	-3.537	-2.860	0.004	-2.567	-10.580	0.000
平均非効率性	1.274			1.639			1.272		

21

04

推定結果

・ 2020年/合併参加自治体数・占有度

	総額			人件費			物件費		
	Coefficient	z	P>z	Coefficient	z	P>z	Coefficient	z	P>z
行政サービス水準	0.415	5.170	0.000	0.455	3.240	0.001	0.457	2.490	0.013
公務員給与	0.008	0.170	0.868	0.531	7.210	0.000	0.091	1.460	0.145
人口	-1.210	-28.420	0.000	-1.400	-24.720	0.000	-1.519	-24.500	0.000
人口二乗	0.049	23.150	0.000	0.054	22.560	0.000	0.060	19.370	0.000
15歳以下人口比率	0.029	8.490	0.000	0.007	1.650	0.100	0.023	4.690	0.000
65歳以上人口比率	0.011	7.250	0.000	0.007	1.280	0.201	0.002	0.870	0.384
面積	0.144	31.630	0.000	0.115	3.960	0.000	0.134	17.920	0.000
政令市ダミー	-0.132	-2.500	0.013	0.002	0.010	0.988	-0.394	-5.150	0.000
中核/特例市ダミー	-0.070	-3.420	0.001	-0.027	-0.520	0.603	-0.112	-3.770	0.000
特別区ダミー	0.233	4.670	0.000	0.314	1.640	0.101	0.478	7.240	0.000
_cons	10.515	18.820	0.000	5.984	3.620	0.000	9.883	9.640	0.000
非効率項									
参加自治体数	0.013	0.380	0.705	0.223	0.440	0.662	0.058	1.990	0.046
人口占有度	-0.008	-2.880	0.004	-0.011	-1.170	0.242	-0.008	-3.870	0.000
_cons	-2.376	-24.110	0.000	-3.737	-0.700	0.486	-2.037	-18.040	0.000
平均非効率性	1.295			1.142			1.359		

22

04

推定結果

まとめ

2010年と2020年段階での非効率性

- モデルの当てはまりは人件費が良く、総額と物件費は公務員給与が有意ではない
- 合併ダミーは2020年の総額のみ有意：合併自治体の方が効率的？
- 参加自治体数/占有度は2010年で前者が正（非効率）、後者が負（効率的）
- 2020年には参加自治体数が有意ではなくなる

23

04

推定結果

まとめ

2010年と2020年段階での非効率性

- 散布図から類推できるように、合併後の経過期間においても合併自治体が非合併自治体と比較して効率的/非効率的であるとは言えない
- 一方で、合併の形式によって非効率性に影響が生じており、時間の経過と共に非効率性が変化した可能性

24

合併市町村の費用効率性：合併 15 年後の検証

中澤 克佳[※]

2024 年 2 月

1 はじめに

本稿は、平成の大合併後の市町村を対象に、確率的フロンティア費用関数を用いて合併自治体の費用効率性を検討する。具体的には 2010 年と 2020 年のデータを用いることで合併後自治体の費用効率性の経年変化を検討する。本稿の特徴は、2005 年を中心におこなわれた平成の大合併から 5 年後と 15 年後のデータを用いて検討をおこなうことで、合併算定替といった財政措置や合併後の自治体再編の影響が強い時期と、その影響が低減してきた時期における費用効率性の変化を捉えることにある。

多くの国で自治体合併や境界改革を実施している。その大きな理由の一つが、規模の経済の実現を通じた公共サービス供給の効率化である。このような背景から、多くの研究が合併によるコスト削減効果の検証を試みている¹。これら先行研究では、自治体合併により規模の経済性が実現されたという証拠は見つかっていない。一方で、Reingewertz (2012)をはじめとする複数の研究では自治体合併によって歳出の効率化や費用の低減が確認されたと報告されているが、研究によって合併後の経過年数によって効果は異なっている。自治体合併

[※] 東洋大学経済学部

¹ Bish(2001), Byrnes and Dollery(2002), Liner(1992, 1994), Mehay(1981)

が合併後の自治体財政に与えた影響については統一的な結論は得られていない。それに加えて、自治体合併が財政に与えた影響を検証するためには、合併後一定期間が経過したあとに検証をおこなうべきであることが分かる。

上記の論点は、わが国の平成の大合併にも当てはまる。合併後に一定期間が経過したあとで検討することが必要な理由は二点あると考える。一点目は平成の大合併にともなう財政措置である。合併前後の合併特例債や合併推進債の起債許可や普通交付税の合併算定替といった財政措置によって、合併自治体の財政規模は拡大する傾向にあるからである。この点については合併前自治体の起債行動を検証した Nakazawa(2016), Hirota and Yunoue(2017)において、合併前自治体が地方債起債を増加させていることを指摘している。二点目は合併によって成立した自治体は、非合併自治体と比較して職員数や業務の調整、公共施設等の統廃合が進んでない点にある。複数の自治体に分散した公共施設や職員は、合併直後に統合がなされるわけではない。行政コストとしては合併後に歳出の拡大や非効率の増大が生じる可能性がある。この点については Nakazawa(2014)が合併後自治体における庁舎設置方式のサイト行政コストに注目して確率的フロンティア費用関数の推定をおこなった結果、旧自治体の組織や建物を残した総合支所方式を選択した自治体ほど非効率な歳出となっていることを指摘している。

以上のように、合併自治体に対する財政措置と合併に伴う統廃合の問題により、合併直後には歳出がむしろ増加する可能性が高く、自治体合併が歳出削減や効率性の向上といった効果を発揮するまでにはタイムラグがあることが分かる。実際、広田・湯之上(2013)は2001年から2006年のデータを用いて合併自治体は合併直後に歳出を一時的に増加させ、その後低下させていると指摘している。また、Nakazawa(2013)は合併後の組織統合コストに注目し、合併参加自治体が多いほど合併後自治体の費用効率性が低下するということを明らかにしている。

ここまでの議論を受けて本稿では、平成の大合併から15年後のデータを用いることで合併後自治体の費用効率性を被合併自治体との比較を通じて明らかにする。本稿で検証する仮説は以下の通りである。

- ・ 合併自治体は非合併自治体と比較して非効率な費用構造を持つ。非効率性は時間の経過と共に低減する。
- ・ 合併参加自治体数が多いほど公共施設や組織統合のコストが増加し、合併後自治体の費用非効率性は大きくなるが、時間の経過と共に逡減する。
- ・ ただし、人口規模が圧倒的に大きい自治体が周辺の小規模自治体を吸収する開始期

の合併では、公共施設や組織統合のコストは小さい。

以上の仮説を検証するにあたり、本稿では市町村運営のランニングコストである人件費および物件費に注目する。比較のために歳出総額についても推定をおこなう。また、分析は Nakazawa(2013)を踏襲し、確率的フロンティア費用関数を用いる。

2 予備的考察

本稿が対象とする平成の大合併は、旧合併特例法の対象となる 2005 年度末までの市町村合併とする。2006 年度以降に合併した自治体は分析の対象からは除外する。まず、予備的考察として、合併経過 5 年後の 2010 年と 15 年後の 2020 年のデータを用いて、人口、住民一人あたり歳出、住民一人あたり人件費、住民 100 人あたり公務員数の平均値を表 1 で提示する。

表 1 合併・非合併自治体の各指標の比較（平均値）²

	人口 (人)	一人当たり歳出 (千円)	一人当たり人件費 (千円)	100人当たり職員数 (人)
2010年 非合併	65,995	640.446	107.479	1.135
2010年 合併	88,331	543.483	91.843	0.982
2020年 非合併	66,605	994.134	136.657	1.340
2020年 合併	85,739	792.782	103.124	1.014

表 1 より、合併自治体は非合併自治体と比較して平均人口は多く、住民あたり歳出や公務員数は少なくなっている。あくまで平均値を用いた数字であるため注意が必要であるが、合併自治体は合併後 5 年、そして 15 年後の段階で非合併自治体よりも効率的な財政運営を実現できている可能性がある。

次に、平均値ではなく個別自治体の状況を把握するため、図 1 から図 4 において人口（対数）と住民一人あたり歳出（対数）をプロットしたものと人口（対数）および住民 100 人あたり公務員数（対数）をプロットしたものを提示する。図はいずれも横軸に人口（対数）を取っている。

² 2020 年に関して、原発避難者特例法適用の 13 自治体は除外している。

図1 人口（対数）と一人あたり歳出（対数）：2010年³

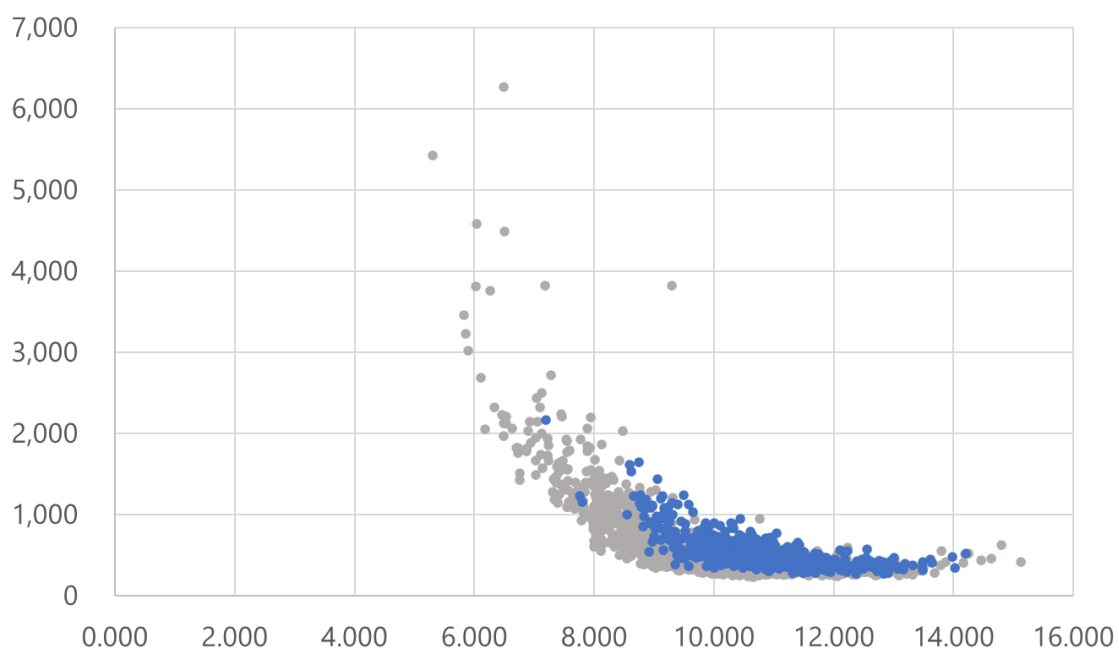
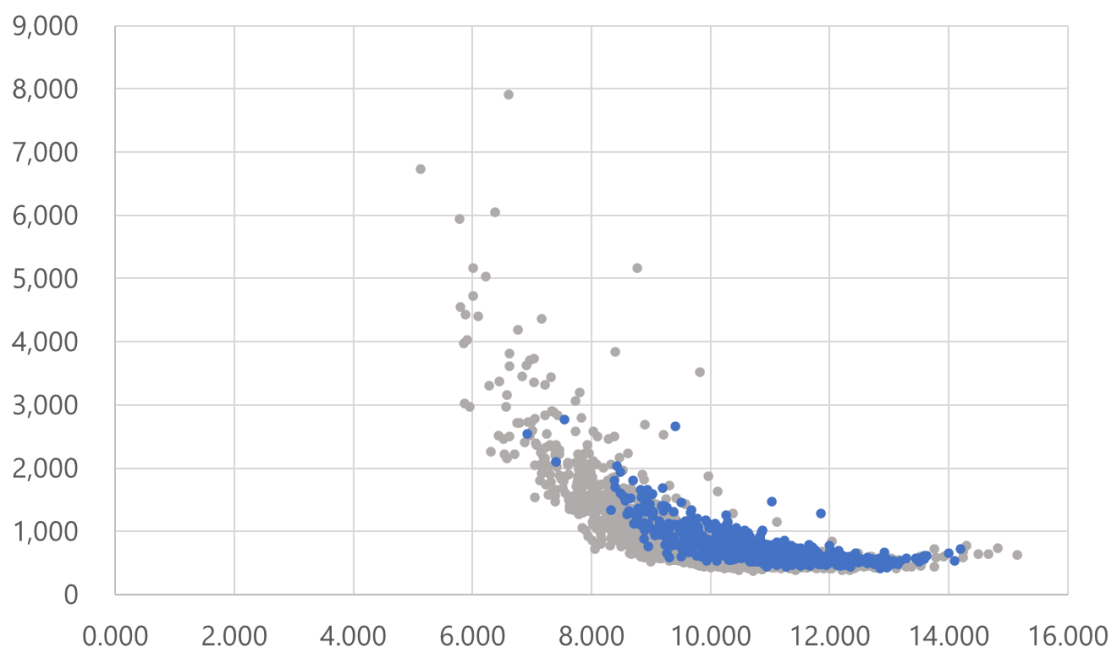


図2 人口（対数）と一人あたり歳出（対数）：2020年



³ 灰色の点は非合併自治体，青色の点は合併自治体である。以下の図も同様。

図3 人口（対数）と100人あたり職員数（対数）：2010年

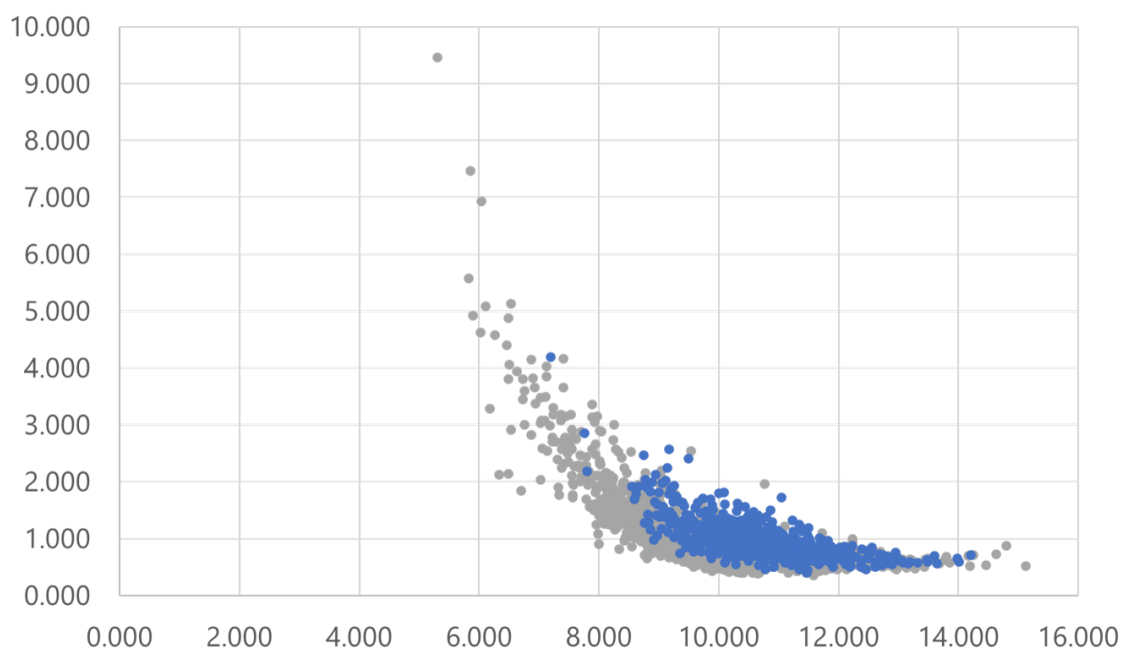
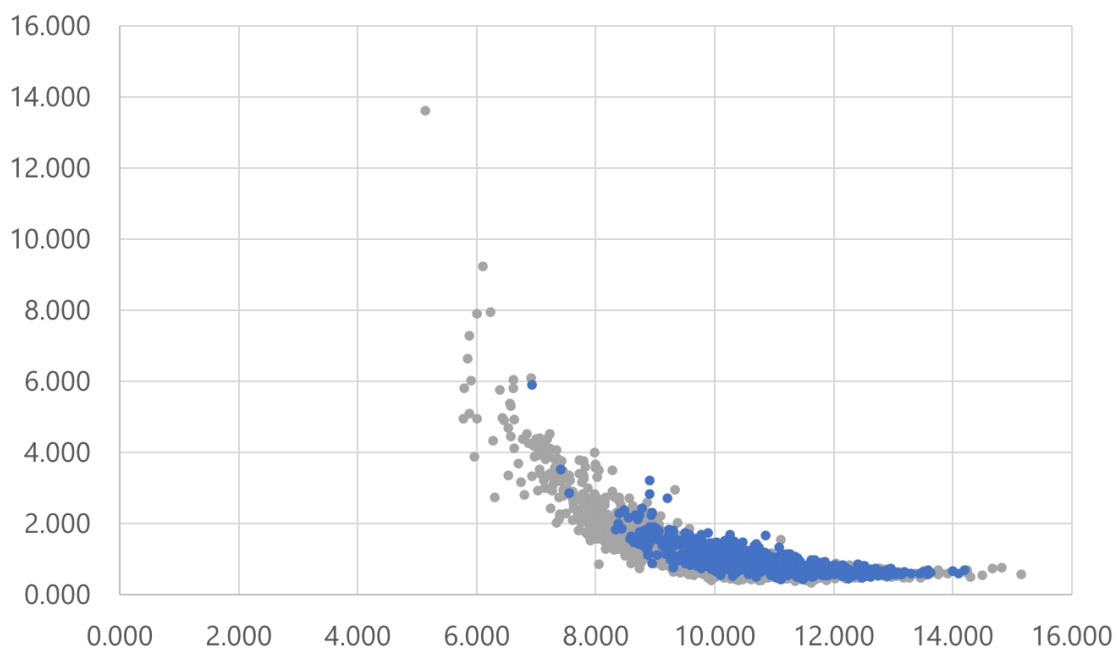


図4 人口（対数）と100人あたり職員数（対数）：2020年



人口に対して住民一人あたり歳出および住民100人あたり職員数はU字ないしL字型の形状を示しており、人口に対する規模の経済性が存在していることが示唆される。また、合

併自治体の多くがプロットの右側に位置しており、非合併自治体と顕著な差は見受けられない。そこで、次節では1説で提示した仮説と本節の予備的考察を受けて、合併自治体の費用（非）効率性の推定をおこなう。

3 合併自治体の費用効率性の推定

3.1 モデル

本稿における推定は、Nakazawa(2013)を踏襲し、通常のコスト関数（費用最小化がなされた費用関数）から得られる確率フロンティアからの乖離を測定する確率的フロンティア費用関数を推定する。

$$\ln c_i = \ln c(\cdot) + v_i + u_i$$

c_i : 自治体*i*の支出, $c(\cdot)$: 費用関数, v_i : 通常のエラー項

u_i : 非負の非効率エラー項（切断正規分布を仮定）

公共サービスの直接生産物と生産要素、規模の経済性を考慮した Cobb-Douglas 型の費用関数を推定する。具体的には以下の推定式を用いる。

$$\ln c_i = \alpha_0 + \beta_1 \ln z_i + \beta_2 \ln w_i + \beta_3 \ln n_i + \beta_4 \ln n_i^2 + v_i + u_i$$

z : 行政サービス水準, w : 公務員給与, n : 人口

u_i : 非負の非効率エラー項（切断正規分布を仮定）

- ・ 合併ダミー（合併自治体=1）
- ・ 合併参加自治体数
- ・ 合併自治体における最大人口規模旧自治体の人口占有度

資本と労働から公共サービスを生産することを想定し、資本価格は地域間で一定として定数項に含まれると想定する。労働価格は公務員給与を用いる⁴。また、公共サービス生産および消費における規模の経済性を考慮し、人口および人口の二乗を変数として採用する。

⁴ 公務員給与は地方公務員給与実態調査結果を用いている。

合併自治体の歳出に非効率をもたらさしめる要因として、先に挙げた仮説を導入する。具体的には合併の有無と合併にともなう統合コストを考慮している。非合併自治体の合併ダメージは 0、合併参加自治体数は 1、そして合併自治体における最大人口規模旧自治体の人口占有度は 1 と設定する。

3.2 行政サービス水準

地方自治体の費用関数を推定する上で、地方行政サービスの生産を把握する必要があるが、通常これらの生産を数値として把握することは困難である。そこで、わが国の地方自治体の費用効率性について検討している林（2002）、山下・赤井・佐藤（2002）では、公共サービスの生産の代理指標として 1998 年の「行政サービス水準総合得点」を採用している⁵。

ただし、日経グローバルの指標は市レベルに留まり、かつ現在では同指標の収集と公表をおこなっていないため、同指標をそのまま用いることができない。そこで、宮崎（2006）では自治体公表データを用いて、可能な範囲で同指標の再現を試みており、Nakazawa(2013)でもこの手法を踏襲している。本手法による行政サービス水準の算出は以下の通りである。

$$z = \left(30 \times \frac{1}{4} \sum_{s=1}^4 y_s + 35 \times \frac{1}{2} \sum_{s=5}^6 y_s + 25 \times \frac{1}{3} \sum_{s=7}^9 y_s + 40 \times \frac{1}{2} \sum_{s=10}^{11} y_s \right) \div 130$$

行政サービス水準（z）は 4 つの大きなカテゴリー（高齢者福祉、児童福祉、教育、生活インフラ）から構成されており、各カテゴリー下に複数の個別指標を持っている。個別指標は元データから偏差値化された数値となっており、これをカテゴリーごとに足し合わせて平均化した後にカテゴリーごとのウェイト（高齢者福祉 30、児童福祉 35、教育 25、生活インフラ 40）を掛けて足し合わせ、ウェイトの合計値で割ることで総合得点（偏差値）を産出する。算出に用いられる各変数は以下の表 2 で示す。

⁵ 日経産業消費研究所（現・日経グローバル）。

表2 算出に用いた指標

y	内容
1	高齢者あたり医師数
2	高齢者あたり介護老人福祉施設定員
3	高齢者あたり介護老人保健施設定員
4	高齢者あたり介護療養型医療施設ベッド数
5	0-5歳人口あたり幼稚園定員
6	0-5歳人口あたり保育所定員
7	保育所定員あたり待機児童数
8	小学校生徒数あたり教員数
9	中学校生徒数あたり教員数
10	自治体面積あたり道路総延長
11	人口あたりゴミ計画収集人口

3.3 推定結果

推定式には計算された行政サービス水準、公務員給与、人口および人口の二乗に加えて、15歳以下人口比率、65歳以上人口比率、面積、政令市ダミー、中核市・特例市ダミー、特別区ダミーを導入した。

推定結果を以下の表3から表6で示す。

表3 2010年：合併ダミー

	総額			人件費			物件費		
	Coefficient	z	P>z	Coefficient	z	P>z	Coefficient	z	P>z
行政サービス水準	0.521	4.550	0.000	0.408	3.270	0.001	0.636	3.770	0.000
公務員給与	0.076	1.350	0.178	0.693	10.380	0.000	0.039	0.550	0.585
人口	-1.468	-25.890	0.000	-1.335	-6.580	0.000	-1.714	-24.090	0.000
人口二乗	0.061	22.200	0.000	0.054	6.500	0.000	0.071	20.290	0.000
15歳以下人口比率	0.027	6.980	0.000	-0.004	-0.700	0.486	0.009	1.620	0.105
65歳以上人口比率	0.013	7.000	0.000	0.007	1.890	0.058	-0.004	-1.650	0.098
面積	0.150	27.390	0.000	0.108	5.280	0.000	0.115	14.860	0.000
政令市ダミー	-0.217	-3.780	0.000	-0.301	-4.850	0.000	-0.489	-5.780	0.000
中核/特例市ダミー	-0.094	-3.880	0.000	-0.098	-3.670	0.000	-0.176	-5.330	0.000
特別区ダミー	0.240	3.400	0.001	0.265	1.430	0.152	0.382	4.190	0.000
_cons	10.434	13.750	0.000	4.169	2.840	0.004	10.476	10.440	0.000
非効率項									
合併ダミー	0.089	0.740	0.458	0.479	0.240	0.813	0.242	1.270	0.206
_cons	-2.511	-21.650	0.000	-3.553	-1.040	0.301	-2.592	-9.620	0.000

表4 2020年：合併ダミー

	総額			人件費			物件費		
	Coefficient	z	P>z	Coefficient	z	P>z	Coefficient	z	P>z
行政サービス水準	0.412	5.060	0.000	0.461	3.210	0.001	0.463	2.500	0.013
公務員給与	0.010	0.220	0.822	0.538	7.860	0.000	0.096	1.540	0.125
人口	-1.215	-28.330	0.000	-1.408	-22.110	0.000	-1.522	-24.360	0.000
人口二乗	0.049	23.060	0.000	0.055	22.770	0.000	0.060	19.260	0.000
15歳以下人口比率	0.029	8.520	0.000	0.008	1.790	0.074	0.024	4.810	0.000
65歳以上人口比率	0.011	7.220	0.000	0.007	1.530	0.126	0.002	0.970	0.334
面積	0.143	31.520	0.000	0.116	5.170	0.000	0.134	18.060	0.000
政令市ダミー	-0.139	-2.640	0.008	-0.029	-0.220	0.827	-0.408	-5.350	0.000
中核／特例市ダミー	-0.074	-3.600	0.000	-0.039	-0.800	0.424	-0.119	-3.970	0.000
特別区ダミー	0.236	4.690	0.000	0.313	1.840	0.066	0.481	7.260	0.000
_cons	10.532	18.610	0.000	5.895	3.930	0.000	9.824	9.520	0.000
非効率項									
合併ダミー	-0.341	-2.650	0.008	0.260	0.120	0.907	-0.187	-1.560	0.120
_cons	-2.411	-24.230	0.000	-3.704	-0.800	0.422	-2.063	-18.110	0.000

いずれの年も行政サービス水準、人口および人口の二乗の係数は想定通りでかつ有意であった。一方で歳出総額と物件費に関してはいずれの年も公務員給与が有意とはなっていない。非効率項を確認すると、2020年の歳出総額の推定において合併ダミーが負に有意となっている。つまり、合併自治体の方が効率的であるということを意味している。ほかの推定結果はいずれも合併ダミーは有意ではなく、合併自治体が非合併自治体と比較して効率のもしくは非効率的な財政構造となっているかは不明確である。

表5 2010年：合併参加自治体数・占有度

	総額			人件費			物件費		
	Coefficient	z	P>z	Coefficient	z	P>z	Coefficient	z	P>z
行政サービス水準	0.515	4.550	0.000	0.389	3.170	0.002	0.619	3.690	0.000
公務員給与	0.081	1.450	0.147	0.699	11.730	0.000	0.047	0.650	0.513
人口	-1.457	-26.070	0.000	-1.323	-13.410	0.000	-1.703	-24.250	0.000
人口二乗	0.060	22.290	0.000	0.054	12.280	0.000	0.071	20.320	0.000
15歳以下人口比率	0.027	7.000	0.000	-0.005	-1.100	0.271	0.009	1.560	0.118
65歳以上人口比率	0.013	7.120	0.000	0.007	3.080	0.002	-0.004	-1.730	0.084
面積	0.151	27.610	0.000	0.108	10.460	0.000	0.115	14.810	0.000
政令市ダミー	-0.198	-3.620	0.000	-0.269	-4.710	0.000	-0.456	-5.490	0.000
中核／特例市ダミー	-0.087	-3.650	0.000	-0.085	-3.210	0.001	-0.167	-5.140	0.000
特別区ダミー	0.241	3.440	0.001	0.265	2.720	0.007	0.380	4.230	0.000
_cons	10.357	13.820	0.000	4.173	4.320	0.000	10.436	10.520	0.000
非効率項									
参加自治体数	0.123	5.080	0.000	0.252	2.100	0.036	0.154	4.870	0.000
人口占有度	-0.008	-4.800	0.000	-0.009	-1.870	0.061	-0.007	-3.500	0.000
_cons	-2.487	-21.880	0.000	-3.537	-2.860	0.004	-2.567	-10.580	0.000
平均非効率性	1.274			1.639			1.272		

表6 2020年：合併参加自治体数・占有度

	総額			人件費			物件費		
	Coefficient	z	P>z	Coefficient	z	P>z	Coefficient	z	P>z
行政サービス水準	0.415	5.170	0.000	0.455	3.240	0.001	0.457	2.490	0.013
公務員給与	0.008	0.170	0.868	0.531	7.210	0.000	0.091	1.460	0.145
人口	-1.210	-28.420	0.000	-1.400	-24.720	0.000	-1.519	-24.500	0.000
人口二乗	0.049	23.150	0.000	0.054	22.560	0.000	0.060	19.370	0.000
15歳以下人口比率	0.029	8.490	0.000	0.007	1.650	0.100	0.023	4.690	0.000
65歳以上人口比率	0.011	7.250	0.000	0.007	1.280	0.201	0.002	0.870	0.384
面積	0.144	31.630	0.000	0.115	3.960	0.000	0.134	17.920	0.000
政令市ダミー	-0.132	-2.500	0.013	0.002	0.010	0.988	-0.394	-5.150	0.000
中核／特例市ダミー	-0.070	-3.420	0.001	-0.027	-0.520	0.603	-0.112	-3.770	0.000
特別区ダミー	0.233	4.670	0.000	0.314	1.640	0.101	0.478	7.240	0.000
_cons	10.515	18.820	0.000	5.984	3.620	0.000	9.883	9.640	0.000
非効率項									
参加自治体数	0.013	0.380	0.705	0.223	0.440	0.662	0.058	1.990	0.046
人口占有度	-0.008	-2.880	0.004	-0.011	-1.170	0.242	-0.008	-3.870	0.000
_cons	-2.376	-24.110	0.000	-3.737	-0.700	0.486	-2.037	-18.040	0.000
平均非効率性	1.295			1.142			1.359		

費用関数の推定結果は合併ダミーを導入した推定と大きく変わらない。合併参加自治体数および人口占有度は2010年で前者が正（非効率）、後者が負（効率的）となっているが、2020年で合併参加自治体数が有意ではなくなっており、時間の経過と共に合併の効果が変化していていることが現れている可能性がある。

4 おわりに

本稿では平成の大合併を経験した自治体の合併後の歳出における非効率性を、合併後5年の2010年と15年の2020年データを用いて検証した。確率的フロンティア費用関数の推定の結果、合併経験そのものは歳出の非効率性について明確な影響は見られず、合併形態の影響は経年変化の可能性が確認できた。しかしながら、主要な変数が統計的に有ではないことから、モデルやデータをより精査する必要がある。

参考文献

- Bish, R. (2001). Local government amalgamations: Discredited nineteenth-century ideals alive in the twenty-first. C.D. Howe Institute Commentary No. 150.
- Byrnes, J., & Dollery, B. (2002). Do economics of scale exist in Australian local government? A review of the research evidence. *Urban Policy and Research*, 20, 391–414.
- Liner, H. (1992). Annexation impact on municipal efficiency. *Review of Regional Studies*, 22, 75–87.
- Hirota, H., & Yunoue, H. (2017). Evaluation of the fiscal effect on municipal mergers: Quasi-experimental evidence from Japanese municipal data. *Regional Science and Urban Economics*, 66, 132–149.
- Liner, H. (1994). Institutional constraints: Annexation and municipal efficiency in the 1960s. *Public Choice*, 79, 305–323.
- Mehay, S. L. (1981). The expenditure effects of municipal annexation. *Public Choice*, 36, 53–62.
- Nakazawa, K. (2013). Cost inefficiency of municipalities after amalgamation. *Procedia Economics and Finance*, 5, 581–588.
- Nakazawa, K. (2014). Does the method of amalgamation affect cost inefficiency of the new municipalities? *Open Journal of Applied Sciences*, 4, 143–154.
- Reingewertz, Y. (2012). Do municipal amalgamations work? Evidence from municipalities in Israel. *Journal of Urban Economics*, 72, 240–251.
- 林正義 (2002) 「自治体特性と非効率性：確率フロンティア分析による予備的考察」『研究所年報（明治学院大学産業経済研究所）』 19, 15–21.
- 広田啓朗・湯之上英雄 (2013) 「平成の大合併と歳出削減— 規模の経済性と合併後の経過年数に関するパネルデータ分析—」『地域学研究』 43 (3), 325–340.
- 宮崎毅 (2006) 「効率的自治体による法定合併協議会の設置—1999 年合併特例法と関連して」『日本経済研究』 54, 20–38.
- 山下耕治・赤井伸郎・佐藤主光 (2002) 「地方交付税制度に潜むインセンティブ効果: フロンティア費用関数によるソフトな予算制約問題の検証」『フィナンシャル・レビュー』 61, 120–145.

「アメリカ医療扶助における Long-term Careの制度設計」

2023年10月13日

第4回 基本問題研究会・専門分科会(堀場座長)

香川大学経済学部

加藤美穂子

1

1. アメリカの医療保障システムにおける メディケイド

2

アメリカの医療保障の状況 (CY 2022)

		2022		
		million	%	
総人口		330.0		
医療保障 取得者	合計	304.0	92.1%	
	民間医療 保険	合計	216.5	65.6%
		雇用主ベース	179.8	54.5%
		直接購入	32.8	9.9%
		Marketplace coverage	11.8	3.6%
		軍人医療保障(TRICARE)	7.8	2.4%
	公的医療 保障	合計	119.1	36.1%
		メディケア	61.6	18.7%
		メディケイド	62.1	18.8%
		VA and CHAMPVA(障害・殉職 退役軍人家族医療保障)	3.4	1.0%
無保障者		25.9	7.9%	

出所: U.S. Census Bureau, Income, Poverty and Health Insurance Coverage in the U.S.: 2022

3

メディケイド (Medicaid) の概要

- ジョンソン政権の「偉大なる社会」政策の一環として、Social Security Amendments Act of 1965(P.L.89-97)で創設された医療扶助の連邦と州の共同プログラム
- 全米で一本化されたシステムではなく、50の州がそれぞれ実施する多様なプログラムの集合体
- メディケイドに参加する州政府は、連邦政府補助金が交付されると同時に、連邦政府が定めるルールの順守が求められる
- 様々な医療ケアとLong-Term Services and Supports(LTSS)を提供

4

メディケイド連邦補助金の特徴

- 奨励型特定補助金(参加は州の任意。実際は全ての州が参加)
- 補助率: 連邦資金のマッチング率(Federal Medical Assistance Percentage: FMAP)
 - 法定の算定式に基づき、各州の人口1人当たり所得に応じて50%~83%の間で設定。
 - 相対的に所得の低い州ほど高い連邦補助率となり、**所得再分配的な性質**を持つ
- 上限なしエンタイトルメント(open-ended entitlement)
 - 州政府が適格性を認めたメディケイド登録者すべてについて、連邦政府は、上限なく、州支出の一定割合を支払う義務がある。
- 州政府は、州メディケイド・プログラムの設計・運用において大きな裁量性を持つ。
 - mandatory…全ての州に順守が求められる義務的要件。内実は必要最小限の規制
 - optional…州が連邦資金を受けながら実施できる政策の選択肢。通常、追加的な連邦資金ルールの順守が求められる。
 - ウェイバー制度…連邦ルールの義務的要件等免除制度

5

FMAPに関する連邦政府側の裁量的運用

- 特定の州、状況、人口、供給者、サービスに対して、通常のFMAPとは異なるマッチング率を使用。
- Enhanced FMAP
 - 特定のサービスや人口への保障範囲の拡大、行政活動の実施に対する州政府へのインセンティブ。
 - ただし、一般行政支出に対しては、メディケイドの連邦補助率の下限である50%を適用
- FMAP reduction
 - 州政府へのペナルティとしてFMAP率を削減
 - 例) 電子訪問確認システム(electronic visit verification system;), 資産検証プログラム(asset verification program)

6

2. Long-Term Services and Supports(LTSS)

メディケイドにおけるLTSS

7

Long-Term Services and Supports(LTSS)

- 身体的、認知的、精神的状態や障害によってセルフケアができない個人が必要とする広範な医療や医療関連サービスや支援
 - 医療的治療を目的とせず、身体機能や「生活の質 (quality of life)」の最適レベルの維持・改善を支援するもの
 - 高齢者介護の他、障害者介護等も含む
 - 知的障害、発達障害、精神障害、外傷性脳損傷、高度循環器疾患、アルツハイマー、認知症等
- LTSSの必要度の測定
 - 「基礎的な日常生活活動 (ADL; activities of daily living) についての機能的な限界」、あるいは、「精神障害や認知障害にともなう監督・指導の必要性」によって測定。
 - 日常生活活動 (ADL): 個人の基礎的ニーズに対処するために必要なスキル。食事、入浴、排せつ、着替え、室内の移動など
 - 手段的日常生活動作能力 (IADL; Instrumental activities of daily living): 個人が地域で自立して生活することを可能にするスキル。食事の準備、金銭管理、家事、買い物、電話対応、洗濯、外出、薬剤管理など

Long-Term Services and Supports (LTSS) Spending, by Payer, 2021 (in billions)

all LTSS spending nationwide \$467.4B(100%)		
Public sources \$333.6B (71.4%)	Medicaid (医療扶助)	\$207.0B (44.3%)
	Medicare (高齢者・障害者への連邦医療保険)	\$92.6B (19.8%)
	Federal COVID-19 pandemic assistance	\$6.0B (1.3%)
	other public programs (e.g., Veterans Health Administration [VHA], Children's Health Insurance Program [CHIP])	\$28.1B (6.0%)
private sources \$133.8B (28.6%)	Out-of-pocket spending	\$63.6B (13.6%)
	private insurance	\$37.3B (8.0%)
	Other private funding (主として慈善寄付)	\$32.9B (7.0%)

出所) CRS(2023) Who Pays for Long-Term Services and Supports?より作成

9

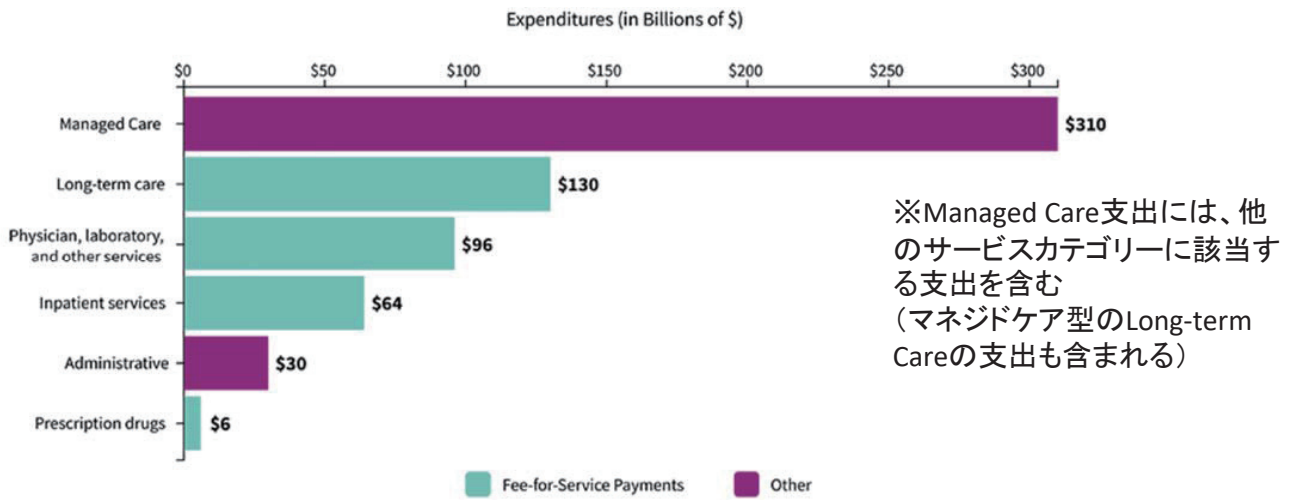
メディケイドに占めるLTSSの割合

- メディケイド支出に占めるLTSS支出の割合: CY2020 34.1%
- メディケイド受給者に占める割合: CY2019
 - メディケイド受給者総数 88.0 million
 - うち、LTSS受給者8.8 million (メディケイド受給者の10.3%)
 - 施設サービス受給者 1.6 million (LTSS受給者の18.4%)
 - HCBS受給者 7.5 million (同85.0%)
 - 両サービスの受給者 0.3 million (同3.5%)

出所) Colello, K. J., (2022), "Medicaid Coverage of Long-Term Services and Supports,"より

10

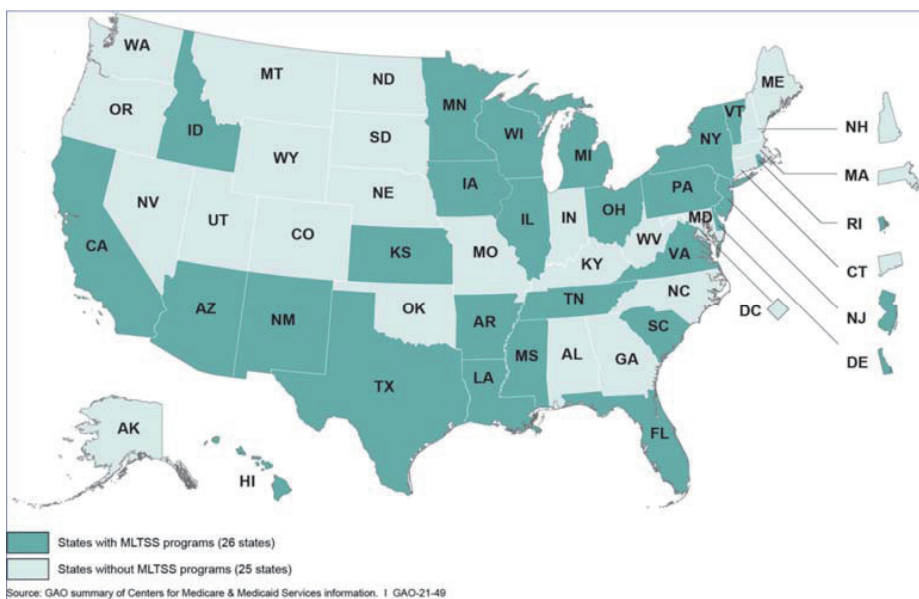
Annual Medicaid & CHIP Expenditures (Billions of \$) by Service Category, FY2019



出所) CMS, Annual Medicaid & CHIP Expenditures

11

States with Managed Long-Term Services and Supports (MLTSS) Programs, as of July 2020



各州のMLTSSプログラム

- メディケイドでは、州政府に制度設計の柔軟性を認めているため、プログラムの対象人口や、対象サービスの種類などは多様

出所) GAO(2020) Medicaid Long-Term Services and Supports, Figure 1

12

メディケイドLTSSの受給資格要件

- **メディケイドの受給資格要件**
 - categorical requirements
 - financial eligibility requirements } 州政府が設定
+
- **LTSSの適格要件 : needs-based eligibility criteria**
 - 州政府が設定
 - 機能的ニーズを測ることも多い
例) 日常生活活動(ADLs) や手段的日常生活動作能力 (IADLs)、慢性疾患やdisabling conditionといったケアに対する医療ニーズ
- **施設サービスを利用する場合**
 - + 施設サービスの適格要件
 - 州政府が設定
 - level-of-care criteria

13

Needs-Based Eligibility Criteria

- needs-based eligibilityを定義する際に、州政府はfunctional eligibility criteria(機能的適格基準)を使用してもよい。
- functional eligibility criteria
 - 日常生活活動(ADLs)
 - 手段的日常生活動作能力 (IADLs)
- functional eligibility criteriaに加え、州政府はclinical criteriaを使用できる。
 - clinical criteria : 病気、怪我、障害やその他の医学的状態の診断、治療・医薬品、認知状態、その他の情報を含む
 - 例) 自閉症や知的障害、重度精神疾患、外傷性脳損傷

14

Medicaid LTSS delivery systems

institutional LTSS	HCBS (Home and Community-Based Settings)
hospitals, long-term care facilities (LTCFs) or nursing homes, Intermediate Care Facilities for Individuals with Intellectual Disabilities (ICFs/IID), psychiatric hospitals, Psychiatric Residential Treatment Facilities (PRTFs) Institutions for Mental Diseases (IMDs)	Adult Day Health, Homemaker or Chore Services, Assistive Technology Devices and Services, Home Modifications, Case Management, Housing-Related Assistance and Supports, Caregiver Services and Supports, Personal Assistance, Employment Services and Supports, Rehabilitation, Financial Management and Legal Services, Respite, Habilitation, Nutrition Services, Health Promotion and Disease Prevention, School-Based Services, Home Health, Transportation Services

出典)CRS(2022)より作成

15

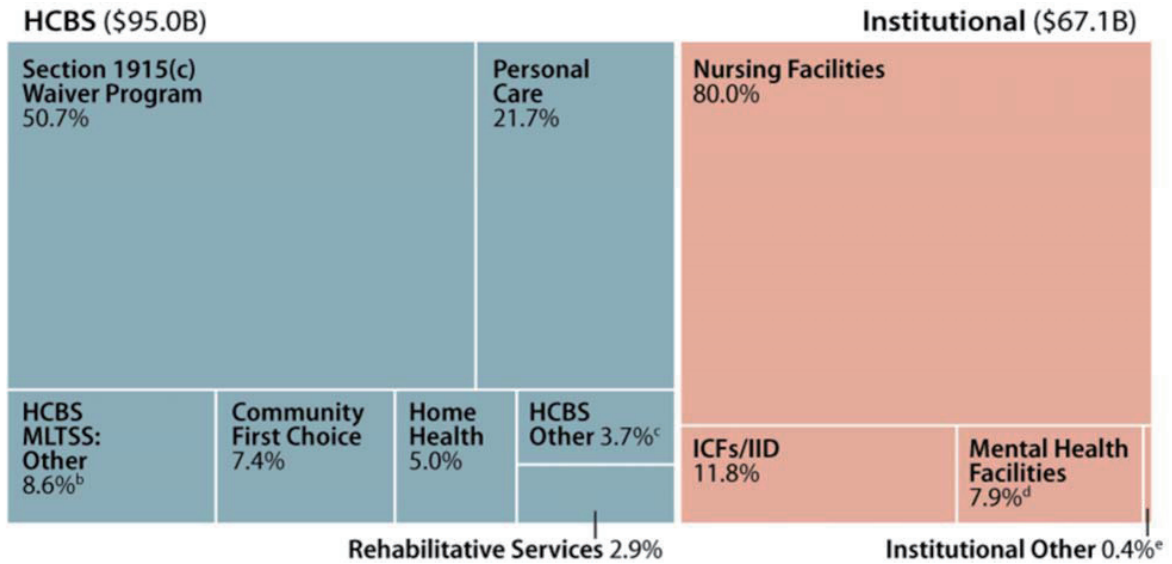
Home and Community-Based Settings (HCBS)

- 在宅ケア、グループホーム・高齢者集合住宅等の地域ベースのケア
- HCBS事業者については、通常、州政府が免許、登録、資格認定、その他の規制を課す。
- これらの事業者が、医療ケア、長期ケア、集合ケアとして認可されるかどうかは、州や対象者によって様々。
 - 例) 身体障害、知的障害、行動障害・物質使用障害(SUD)、65歳以上

16

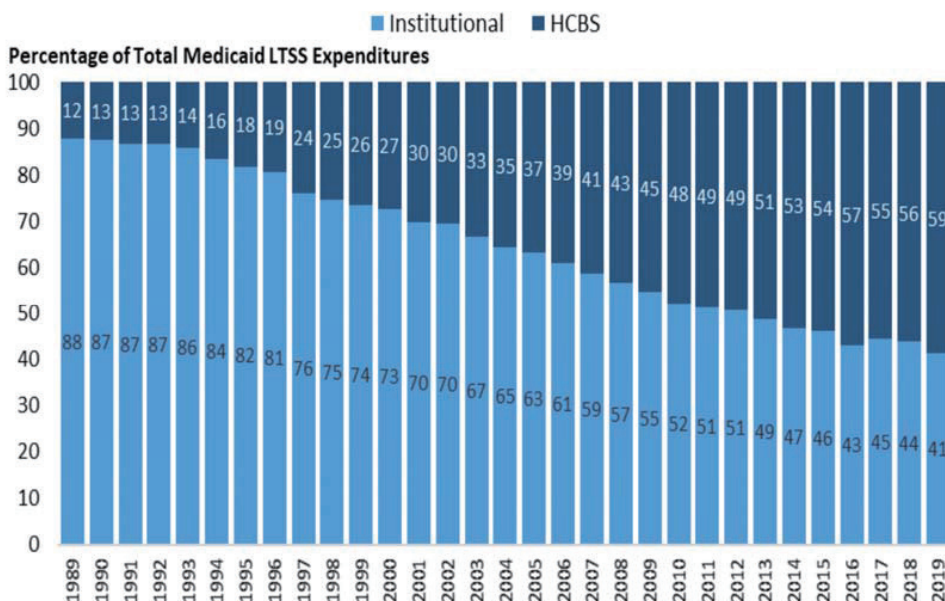
Total Medicaid Long-Term Services and Supports (LTSS) Expenditures (by Type and Service Category, FY2019)

Total Expenditures : \$ 162.1B



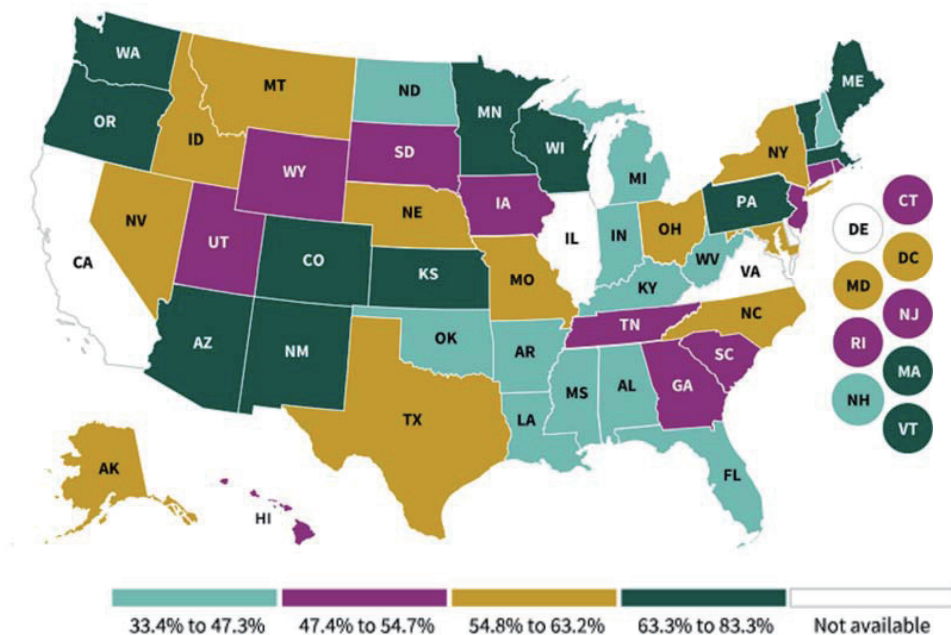
出所) Colello (2022), Figure B-1.

Medicaid Home and Community-Based Services (HCBS) and Institutional LTSS Expenditures as a Percentage of Total Medicaid LTSS Expenditures (FY1989 to FY2019)



出所) Colello (2022), Figure 1.

Expenditures on HCBS as a Percent of Total Medicaid LTSS Expenditures FY 2019



出所) CMS資料より

19

Medicaid LTSS Coverage (権限別)

1. Medicaid state plan coverage: メディケイドの基本的制度

- mandatory benefits
 - メディケイド連邦補助金を受ける州政府が、必ず提供しなければならない給付
- optional benefits
 - 州政府が提供を選択できる連邦補助対象となる給付
 - 特定の人口集団を対象とした給付等、給付内容は州政府が決定。

2. Medicaid waiver program coverage: 特例制度

- メディケイドstate planに関する連邦法の特定規定の免除申請制度(州政府が連邦HHS長官に申請)
- 州・連邦間で契約条件 (terms and conditions of the waiver agreement)を作成し、連邦HHS長官が承認
- HCBSに関する主なウェイバー
 - Social Security Act (SSA)—Section 1915(c) Home and Community-Based Waivers
 - Social Security Act (SSA)— Section 1115 Research and Demonstration Waivers

20

state planの給付に対する連邦ガイドライン(一部例外あり)

- “amount, duration, and scope”
 - 各サービス(給付)は、その目的を合理的に達するために、amount・duration・scopeにおいて十分なものでなければならない。
 - 州政府は、医療的必要性や needs-based eligibility criteriaなどの基準に基づいてサービス(給付)に適切な制限を課してもよい。
- “comparability” requirement
 - 州内で、登録者の特定集団に対して利用可能なサービスは、amount・duration・scopeにおいて等しいものでなければならない。
- “statewideness” requirement
 - 一部の例外を除き、給付のamount・duration・scopeは、州全体に渡って同じものでなければならない
- “freedom of choice”
 - 一部の例外を除き、メディケイドに参加する医療ケアプロバイダーやマネジドケア事業者について、受給者が“freedom of choice”を持たなければならない。

21

3. 施設から地域へ： Home and Community-Based Settings (HCBS)

22

施設から地域(HCBS)へ

- 制定当初(1965年)のメディケイド
 - 適格性のあるメディケイド受給者は、介護施設ケア(nursing facility care)に登録
→施設ケアの支出増加、地域ベース・ケアへの社会的要請の高まり
→連邦レベルでも、州のメディケイドLTSSの保障範囲の増加・多様化の支援を促進
(rebalancing: メディケイド支出のバランスを施設ケアからHCBSへとシフトすること)
- *Olmstead v. L.C., 527 U.S. 581 (1999)*
 - 地域ベース・ケアを受けることができる個人を入院させることを、Americans with Disabilities Act (ADA, P.L. 101-336)のTitle IIの侵害であるとした判例
 - Olmstead判決の下、州政府は、
 - 差別がない方法で、公的プログラムを運営しなければならない、
 - 可能な場合には、施設ではなく地域ケアにおいて障害者にサービスを提供することにより、個人のニーズに適合した最も統合的な環境でサービスを提供しなければならない。

23

Olmstead v. L.C., 527 U.S. 581 (1999)

1. 判決では、Title II of ADAと施行規則に基づき、州政府は、以下の3条件が満たされるとき、精神障害を持つ個人を非施設ケアに移行させなければならないとした。
 - 専門家が、そのような環境(非施設)が適切であると決定
 - そのcommunity placementを、その障害を持つ個人が反対しない
 - そのcommunity placementが、適当な生活場所を提供できる
 2. Title II of ADA の施行規則(Department of Justice (DOJ))
 - ①integration regulation(28 C.F.R. § 35.130(d))
 - 障害のある有資格者のニーズに適合した最も統合的な環境(the most integrated setting)で、サービス、プログラム、活動を運営することを公共団体(州政府、地方政府)に求める規制
 - ②make reasonable modifications(28 C.F.R. 35.130(b)(7))
 - 障害に基づく差別を避けるために合理的な改良を行うことを公共団体に求める規制
- ※ただし、プログラム等の性質の「根本的な変更」を必然的に伴う場合を除く

24

HCBS拡大に向けたメディケイド連邦補助金と州政府の権限の拡大

- Deficit Reduction Act of 2005 (DRA; P.L. 109-171)
 - SSA Section 1915(i)下に州計画の選択給付としてHCBSを創設(Section 1915(i) HCBS state plan option)
 - SSA Section 1915(j)下に、self-directed personal attendant servicesを創設
- Patient Protection and Affordable Care Act (ACA, P.L. 111-148, as amended) (2010)
 - Section 1915(i) HCBS州計画optionを修正 : HCBSの提供システムの強化・拡大のためにさらなる柔軟性を州政府に提供
 - SSA Section 1915(k)下のHCBS州計画にCommunity First Choice (CFC)を新設 など
- Section 9817 of the American Rescue Plan Act of 2021 (ARPA, P.L. 117-2)
 - プログラム改善期間(2021年4月1日～2022年3月31日)を通じて、HCBSプログラムの要件を満たす州への特定のHCBSに対するFMAPを一時的に10%ポイント増加。
 - 州政府はARPA資金を2025年3月31日まで利用可能。

25

Medicaid HCBS Waiver Programs

- 「州計画(連邦法に基づく基本制度)」と「ウェーバーに基づく特例制度」の違い
 - プログラム実施期間の制限
 - ウェイバーでの給付はウェイバーの申請期間に制限される(3年または5年)。
 - ウェイバー・プログラムを継続するには、州政府はCMSの承認を受けて更新しなければならない。
 - 費用中立性・財政中立性(cost neutrality and budget neutrality)
 - 州政府は、ウェイバー・プログラムの実施期間にわたり、連邦資金に関する財政中立性を証明しなければならない
 - 州政府は登録者数に上限を設定できる。多くの州にwaiting listsが存在。
- ウェイバー・プログラムは州計画と一体的に運用され、適格者に対するLTSS給付の設計に関して、幅広い選択肢を州政府に提供

26

4. Money Follows the Person (MFP) Rebalancing Demonstration Program

競争的補助金によるHCBSの推進の一例

27

Money Follows the Person (MFP) Rebalancing Demonstration Program (42 U.S.C. 1396a note)

- Deficit Reduction Act (DRA) of 2005によって創設された、LTSS提供施設(介護施設(nursing facilities)など)に居住するメディケイド受給者を、地域ベースケアに移行するための、連邦CMS所管の競争的補助金
- LTSSを要する個人に居住場所やサービスに関する選択肢を増やし、州のLTSSシステムにおける地域ベースケアの提供能力を強化するための支援
- 一般的に、MFP rebalancing demonstration は、限られた時間で地域への移行を成功させるための助けとして、通常よりも手厚く組み合わせた community servicesの提供を州政府に認めるもの。

28

MFP適格対象者

- 適格要件
 - 90日以上施設に居住しているメディケイド受給者(短期リハビリの日数は含まない)
 - 対象者は、地域内の適格住宅に移らなければならない(自宅、借家、4人以下の少人数グループホームを含む)
- 地域の適格住宅に移行後、MFPサービスに365日間適格となる。
 - この1年の適格期間の後、当該個人が適格である限り、州政府はメディケイドでカバーされるHCBS州計画あるいはウェイバーによるサービスの提供を継続しなければならない。

29

地域ケア移行要件(Transition Requirements)

- 州政府は、施設外への移行を望む施設入所中のメディケイド参加者を特定し、その移行を支援しなければならない。
- 適格者の要件
 - 「少なくとも60日以上、適格入院施設に居住」かつ「メディケイド受給者であり、施設ケアを必要とする」
 - 適格入院施設: hospital, nursing facility, institution for mental diseases [IMD] for eligible individuals, intermediate care facility for individuals with intellectual disability [ICF/ID]
- 適格者は、適格住宅(qualified residence)に移行しなければならない
 - 適格住宅の定義
 - Home: 自己所有住宅、本人または家族が借りる賃貸住宅
 - 個人が賃貸するapartment: 施錠できる出入口と、居住者が管理する生活・睡眠・入浴・料理エリアがあるもの。
 - Residence: 地域ベースの居住環境(4人以下の非親族が居住する少人数グループホーム等)

30

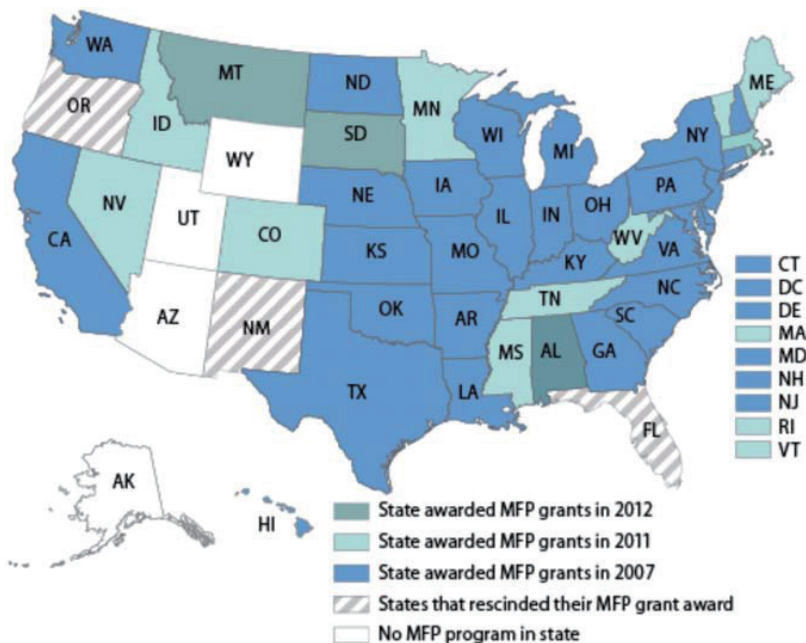
MFPの連邦補助率

• Enhanced Federal Match

- 州政府は、移行後12か月まで、特定のHCBS支出に対して、その他のMFPサービスに対する通常の支払いよりも高い、割増連邦補助率を受ける。
- enhanced FMAP = 通常の州FMAP + (100% - 通常の州FMAP) / 2
 - ただし、90%を超えてはならない (enhanced FMAPは、75%~90%の間)。

31

Medicaid Money Follows the Person (MFP) Demonstration States by Grant Award Year



• 43州とD.CがMFPに参加

• 2008~2019年間に community livingに移行した人数は 100,000人以上

• 州はMFPで、地域ケアへの移行により大きな困難を伴う施設入所者を対象にしている傾向

出所) CRS(2021)、Figure 1.

32

アメリカ医療扶助の Long-Term Services and Supports(LTSS)

：日本の介護保険を考察する視角を得るための研究ノート

香川大学経済学部

加藤 美穂子

序節

日本の介護保険における制度設計、特に「施設から地域へ」あるいは「脱施設化」を考察する視角を得るために、アメリカのメディケイド(Medicaid)における Long-Term Services and Supports(LTSS)の制度設計を検討したい。

主要先進国の中では相対的に高齢化率が低いアメリカでも、ベビーブーム世代(1946-1964年生まれ)の高齢化に伴って Long-term care(LTC;長期ケア)へのニーズは増加している。アメリカの高齢者や障害者に対する LTC は、家族などによるインフォーマルな無償ケアが中心的な役割を果たしているが、事業者等による施設介護サービスや居宅介護サービス、グループホームなどの多種多様な有償のサービスも多く介護需要の受け皿となっている。後者の有償の社会サービスの費用負担において、重要な役割を担うようになっているのが、メディケイド(租税資金で賄われる医療扶助)の LTSS である。

すなわち、日本に比べて福祉 NPO 等の地域コミュニティの介護ネットワークが発達していると思われるが、その介護ネットワークの核として、メディケイドが位置付けられており、それが最終的なセイフティネットとなることで、民間部門と政府部門による連携の中で多様なケア・システムが構築されるのであろう。そして後述のように、高齢者だけではなく障害者も含めて LTSS の制度の設計と運用において、明確な「人間の尊厳」という理念を掲げて「脱施設化(施設から地域コミュニティ)」を推進する役割を担うのである。

21世紀に入って世界全体で人口高齢化が急速に進み、介護需要の急増への対応やその財源調達の問題が大きな社会問題、政策課題となっている。人口高齢化は、裏返せば、各国の経済社会における労働参加率の低下、労働力の不足をもたらすため、長期的に増加傾向を辿る高齢者人口の対現役労働者の比率が高まる。すなわち、高齢者一人を支える現役労働者の数が減少して、社会全体にとって負担は次第に限界に向かっている。

それ故に、介護分野においても、介護サービスの提供システムにおける資源節約的な効率化、合理化という側面に焦点が当たることが多くなる。しかし、日本の介護保険の基本的理念は、自立的に日常生活をおくることが困難になっ

た高齢者等にとって、「人間としての尊厳」を維持すること、そして、その「人間としての尊厳」の維持のために多様な支援を提供することである。介護保険の創設の過程では、いわゆる「社会的入院」問題の解決が典型的な論点として取り上げられていた¹。

アメリカのメディケイドの LTSS は、高齢者介護のみならず、障害者介護等も担っているが、後に説明するように、「人間としての尊厳」を維持するために、「非施設化」が重要な理念として機能する。その非施設化は、アメリカ自由主義を基本理念としており、連邦最高裁の *Olmstead* 判決（1999 年）では、地域ケアを受けることができる個人を強制的に施設入院させることを、*Americans with Disabilities Act (ADA)* の Title II の侵害であるとした。*Olmstead* 判決の下、州政府は、「差別がない方法で公的プログラムを運営しなければならない」、「可能な場合には、施設ではなく地域ケアにおいて障害者にサービスを提供することにより、個人のニーズに適合した最も統合的な環境でサービスを提供しなければならない」ことが求められるようになった。その司法判断は、メディケイドにおける LTSS システムの制度設計を規定する重要な要件の一つとなっている。

日本でも、2000 年 4 月の介護保険の創設後、登録者、利用者、介護サービスの提供量が大きく増大する中で、2005 年および 2011 年の介護保険法改正をはじめとして予防重視と地域ベースの仕組みづくりに重点を置くようになった²。焦点が財政面の費用節約に向かいがちであるが、本来的には、介護保険の目的は「人間としての尊厳」の維持であり、そのための政策手段として予防重視と地域ベースがあるとするれば、「住み慣れた自宅や地域内で可能な限り自立した生活」を続けるための適切な支援体制の構築は重要な柱の一つとなろう。アメリカの *Olmstead* 判決や *Americans with Disabilities Act* は、同じことをアメリカ自由主義に基づいて明文化したと理解できる。そしてそれが、メディケイドの LTSS の制度設計を強く規定しているのである。

以上の観点から、本稿では、メディケイドの LTSS で進められている「施設から地域へ」の移行について、連邦政策を中心に整理する。第 1 にアメリカの医療・介護保障におけるメディケイドの役割について確認し、第 2 に、連邦補助金プログラムとしてのメディケイドの基本構造と LTSS についてみていく。第 3 に、「施設から地域 (HCBS) へ」の移行促進の動きについて、*Olmstead* 判決の概略とその後の連邦政策の動向、その一例として *Money Follows the Person (MFP) Rebalancing Demonstration Program* を検討する。

¹ 当時の社会的入院の状況については、岡本(1996)を参照されたい。

² 詳細については、加藤(2017)156-160 頁を参照されたい。

第1節：アメリカの医療・介護保障におけるメディケイド

メディケイド（Medicaid）は Social Security Amendments Act of 1965(P.L.89-97；以下、SSA)で創設された医療扶助の連邦補助金プログラムであり、州政府と連邦政府の共同プログラムである。メディケイドは、アメリカの医療保障システムにおける巨大なセイフティネットであり³、様々な医療ケアと共に Long-Term Services and Supports (LTSS)も提供している⁴。

医療扶助ではあるが、メディケイドの適格対象者には、生活扶助 (SSI、TANF) 受給者のみならず、より幅広く低所得層を含んでいる。日本でいえば、生活保護の医療扶助対象者のみならず、国民健康に加入する低所得層もカバーしていることになる。

また、メディケイドは連邦補助金プログラムであるものの、制度の設計と実施の主体はそれぞれの州政府である。州政府が設計・運用するプログラムを連邦政府が連邦補助金の仕組みを通して財源面で支援すると同時に、連邦補助金の交付要件の順守を求める法規制等を通して、参加する全ての州に対して統一的な制度・運営の大枠を設定している。しかしその大枠は、州政府の側の主体性をできる限り尊重するものとなっており、さらにはその前提となる大枠に対してさえも、州政府がより一層柔軟に制度設計できるようにする規制緩和の仕組みとしてウェイバー制度がある。ウェイバー制度とは、連邦法(ここでいえばメディケイド)の基本理念・目的と矛盾しない範囲内で、制度・運営に関する連邦ルールの適用除外を、州政府と連邦政府の交渉を通して実現できる仕組みである。そのウェイバー制度を通して、各州あるいは州内各地域の多様な社会構造に柔軟に整合的に対応できる制度設計が可能になるのである。

そのような地域特性に整合する政策選択を行う州政府の権限を保持する具体的な事例として、オバマ医療改革での「メディケイド拡大」（低所得層の健全な成人を新規に適格とする）の導入をめぐるプロセスがある。2010年オバマ医療保障改革法（Patient Protection and Affordable Care Act : ACA）の立法時の規定では、皆保障制度を実現するための要の一つとして「メディケイド拡大」をすべての州政府に義務付けていたが、同法の成立後に、連邦最高裁からこの義務化規定を違憲とする判決が下されたことにより、メディケイド拡大の実施は各州政府の主体的な判断に委ねられることになった。その結果、一部の州政

³ アメリカの医療保障システムにおける巨大なセイフティネットであるメディケイドの詳細については、加藤(2021)第4章を参照されたい。

⁴ Colello (2022), p.1.

府は実施しないことを選択しているものの、実際には、多くの州政府が主体的に実施することを選択している⁵。

日本でいえば生活保護と国民健康保険の一部の役割を担うメディケイドの中で、LTSS の分野が拡大している。アメリカのメディケイドの LTSS には、公的扶助ゆえに対象者は低所得者に限定されるが、日本の介護保険(高齢者介護)や障害者福祉(介護)が担う役割も含んでいる。メディケイドの LTSS の財源には、社会保険料がなく、上記のように、州政府と連邦政府の財政資金で賄われている。

そのようなアメリカのメディケイドの LTSS の分野で、施設介護から在宅・地域介護への移行が進展してきた。要因の一つには効率化、費用節約という政策課題もあるが、それ以上に、アメリカでは人権尊重の意識から進められてきた。この LTSS の「脱施設化」は、各州政府による主体的かつ多様な制度設計と運用を可能にするウェイバー制度の下で全米的に進展してきた。すなわち、本来的なアメリカ分権システムの中で脱施設化が推進されてきた。

1-1：アメリカの医療保障システムにおけるメディケイド

ここではまず、アメリカの医療保障システムにおけるメディケイドの位置づけを確認しておこう。アメリカの医療保障システムは、民間医療保険を基盤として構築されており、特に中心をなすのは雇用主提供医療保険である。政府による公的制度は補完的な役割を担い、民間保険の取得が困難な個人を対象としている。

図表 1 は、アメリカの医療保障の取得状況(2022 年)を示したものである。

第 1 に、2022 年時点の総人口 330.0 百万人の中で、医療保障を有する者は 304.0 百万人(92.1%)であり、無保障者(Uninsured)は 25.9 百万人(7.9%)である。

第 2 に、有保障者の中では、民間医療保険が 216.5 百万人(65.6%)、公的医療保障が 119.1 百万人(36.1%)である。

第 3 に、民間医療保険の主軸である雇用主提供医療保険は 179.8 百万人(54.5%)である。すなわち、現役世代の労働者については、雇用主が福利厚生の一環として提供する団体医療保険が主軸をなっていることが、アメリカの医療保障システムの特徴といえる。それ以外の民間医療保険は、直接購入(個人医療保険を保険会社から購入)が 32.8 百万人(9.9%)、「Marketplace⁶にお

⁵ 詳しくは、加藤(2021)の第 4 章を参照。

⁶ Marketplace とは、2010 年オバマ医療保障改革で創設された公営の民間医療保険の市場である。改革前には、雇用主提供医療保険を提供できる企業に就労しない低所得層に

ける購入」が 11.8 百万人（3.6%）、軍人医療保障（雇用主提供医療保険の形で民間医療保険を提供）が 7.8 百万人（2.4%）である。なお、軍人以外の公務員（連邦公務員、州・地方公務員）に対する医療保険は、上記の雇用主提供医療保険に含まれている。

第 4 に、公的医療保障（119.1 百万人、36.1%）の中では、メディケア（日本の基礎年金に該当する社会保障年金の受給者に対する基礎的医療をカバーする社会保険）が 61.6 百万人（18.7%）、メディケイド（医療扶助）が 62.1 百万人（18.8%）、退役軍人医療保障が 3.4 百万人（1.0%）である。

図表 1 アメリカの医療保障の状況（2022 年）

		百万人	%	
総人口		330.0	100.0	
医療保障取得者	合計	304.0	92.1	
	民間医療保険	小計	216.5	65.6
		雇用主ベース	179.8	54.5
		直接購入	32.8	9.9
		Marketplace coverage	11.8	3.6
		軍人医療保障(TRICARE)	7.8	2.4
	公的医療保障	小計	119.1	36.1
		メディケア	61.6	18.7
		メディケイド	62.1	18.8
		VA and CHAMPVA(障害・殉職退役軍人家族医療保障)	3.4	1.0
無保障者		25.9	7.9	

出所：U.S. Census Bureau, *Income, Poverty and Health Insurance Coverage in the U.S.: 2022* の Table 1 より作成。

備考：複数の医療保障を持つケースもあるため、各項目を合算した数値は、合計とは一致しない。

すなわち、アメリカの医療保障システムは、雇用主提供医療保険（公務員、軍人も含む）を主軸とする民間医療保険が全体の 3 分の 2 を占めており、メディケアやメディケイドが補完的な役割を果たす。だが、それでも取り残される

として個人医療保険の直接購入が困難であったので、この Marketplace で基礎的な医療をカバーする民間保険を入手可能な価格で購入する機会が提供された。詳細は加藤（2021）第 4 章を参照されたい。

無保障者が 25.9 百万人（7.9%）も存在するという構造である。そして、メディケイドは不完全ながらもセイフティネットの役割を担っており、上記のように 62.1 百万人の貧困層と低所得層に医療保障を提供している。

1-2 Long-Term Services and Supports(LTSS)とメディケイド

次に LTSS におけるメディケイドの位置づけをみていきたい。Long-Term Services and Supports(LTSS)とは⁷、「身体的、認知的、精神的状態や障害によってセルフケアができない個人が必要とする広範な医療や医療関連サービスや支援」を指し、「身体機能や生活の質の最適レベルの維持・改善を支援するもの」とされる。対象には、高齢者介護（アルツハイマー、認知症等）の他、障害者介護等（知的障害、発達障害、精神障害、外傷性脳損傷、高度循環器疾患）も含む。

LTSS の必要度は⁸、「基礎的な日常生活活動(ADL: activities of daily living) にとっての機能的な限界」、あるいは、「精神障害や認知障害にともなう監督・指導の必要性」によって測定される。日常生活活動(ADL)とは、個人の基礎的なニーズに対処するのに必要なスキルであり、食事、入浴、排せつ、着替え、室内の移動などを指す。他にも LTSS のニーズ測定には、個人が地域で自立して生活することを可能にするスキルである「手段的日常生活動作能力 (IADL : Instrumental activities of daily living)」が用いられることもあり、具体的には、食事の準備、金銭管理、家事、買い物、電話対応、洗濯、外出、薬剤管理などが該当する。

アメリカの LTSS のかなりの部分は、家族や友人、近隣住人などによるインフォーマルな無償ケアによって担われており⁹、その他、有償の多種多様な施設サービスや在宅サービス等も利用されている。有償の LTSS に関する全米での支出総額は、2020 年は 4674 億ドルであり、その 44.3%にあたる 2070 億ドルがメディケイド（連邦補助金および州財源）から支払われている（図表 2）。次いで大きいのは Medicare（高齢者・障害者への連邦医療保険）の 926 億ドル（19.8%）であり、これら 2 つの公的プログラムで全米の LTSS 支出の 64%が賄われている。

メディケイドの側からみても LTSS は無視できない大きさを占めており、メディケイド支出全体に占める LTSS 支出の割合は 34.1%（2020 年）となっている¹⁰。また、後述するように、2019 年度のメディケイドの LTSS 支出 1621 億ドルの

⁷ CRS(2021a), p.1, GAO(2020), p.8.

⁸ CRS(2021a) p.1 IF10427

⁹ 詳しくは AARP and National Alliance for Caregiving(NAC) (2020)を参照。

¹⁰ Colello(2022),p.1.

うち、施設サービスが671億ドル（LTSS支出の41%）、在宅ケア・地域ケアであるHome and Community-Based Settings(HCBS)が950億ドル（同59%）である。

受給者数でみると、2019年におけるメディケイド受給者が88.0百万人、そのうちの10.3%にあたる8.8百万人が LTSSを受給している。このLTSS受給者8.8百万人のうち、施設サービス受給者が1.6 百万人（LTSS受給者の18.4%）、HCBS受給者が7.5 百万人（同85.0%）、両サービスの受給者が0.3百万人（同3.5%）である。

図表 2 Long-Term Services and Supports (LTSS) Spending, by Payer, 2021年、10億ドル

LTSS 支出の全米総額		\$467.4 (100%)
Public sources \$333.6 (71.4%)	Medicaid (医療扶助)	\$207.0(44.3%)
	Medicare (高齢者・障害者への連邦医療保険)	\$92.6(19.8%)
	Federal COVID-19 pandemic assistance	\$6.0(1.3%)
	その他公的プログラム(e.g., Veterans Health Administration, Children’s Health Insurance Program)	\$28.1(6.0%)
private sources \$133.8 (28.6%)	自己負担(Out-of-pocket spending)	\$63.6(13.6%)
	民間保険	\$37.3(8.0%)
	その他民間資金 (主として慈善寄付)	\$32.9(7.0%)

出所：CRS(2023) , Figure 1 より作成

第 2 節：メディケイドの基本構造と LTSS

2-1：連邦補助金プログラムとしてのメディケイドの制度設計¹¹

ここではメディケイドの LTSS を検討するに先立ち、メディケイド連邦補助金の基本的な特徴と制度設計を確認しておく。メディケイド連邦補助金の基本的な特徴は次のとおりである。

¹¹ この第 2 節第 1 項は Colello(2022),pp.6-13, CRS(2020), GAO(2020)に依拠している。

第1に、メディケイドは奨励型特定補助金であり、参加は州政府の任意となっている。実際には、全ての州が主体的に選択して、参加している。

第2に、メディケイドに参加する州政府は、連邦補助金が交付されると同時に連邦政府が定めるルールへの順守が求められる。ただし、それらの連邦ルールはあくまでも大枠を定めるものであり、プログラムの設計・運用の主体は州政府である。その結果、メディケイドは全米で一本化されたシステムではなく、50の州がそれぞれ実施する多様なプログラムの集合体となっている。メディケイドの制度設計における連邦政府が定めるルールと州政府の裁量性については、後に項を改めて詳しく説明する。

第3に、州政府が設計・運営する各州のメディケイドに対して、連邦補助金は「定率の特定補助金」を提供する¹²。その連邦補助率（連邦資金のマッチング率）は **Federal Medical Assistance Percentage(FMAP)** として、法定の算定式に基づき、各州の人口1人当たり所得に応じて50%～83%の間で設定されている。所得水準が低い州に対しては高いFMAPを適用し、所得水準が高い州に対しては低いFMAPを適用するという仕組みの故に、所得再配分的な構造が内蔵されている。

なお、FMAPに関しては連邦政府側の裁量的運用の仕組みもある¹³。連邦政府は、特定の州、状況、人口、供給者やサービスに対して、通常のFMAPとは異なるマッチング率を使用することがある。**Enhanced FMAP**では、特定のサービスや人口への保障範囲の拡大、行政活動の実施に対する州政府へのインセンティブ付けを行い¹⁴、逆に、**FMAP reduction**では、州政府へのペナルティとしてFMAP率を削減する。

第4に、メディケイド連邦補助金は、「上限なしエンタイトルメント(**open-ended entitlement**)」であり、州政府が適格性を認めたメディケイド登録者すべてについて、連邦政府は、上限なく、州支出の一定割合を支払う義務がある。

図表3は、連邦補助金全体に占めるメディケイドの比重を示したものである。

第1に、メディケイドが創設された1960年代半ばから1990年までの期間にメディケイドの比重は増加傾向を辿り、90年代には連邦補助金全体の約4割を占めるようになっていく。第2に、1990年代から2000年代にかけては伸びが抑制されたものの、2010年オバマ医療保障改革の実施後にメディケイド連邦補助金は再度急増し、2015年には5割を超える水準になっている。

¹² CRS(2020),pp.1-2.

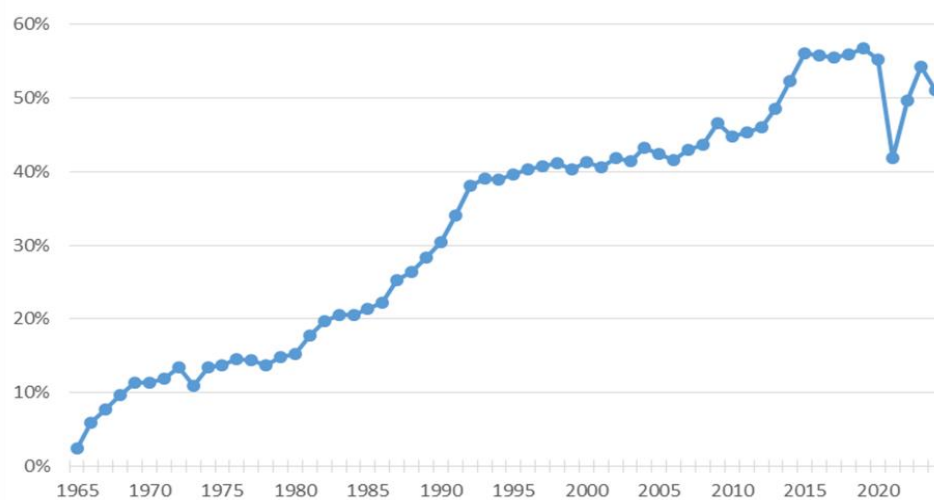
¹³ CRS(2020),pp.6-13.

¹⁴ ただし、一般行政支出に対しては、メディケイドの連邦補助率の下限である50%を適用する。

このような医療保障のセイフティネット拡大の背景には、周知のように、アメリカの産業構造が製造業からサービス業にシフトし、雇用主が医療保険を提供しない低技能・低所得の職種が増加するとともに、医療保険料の高騰によって民間医療保険の購入が困難な個人が増加するという長期的な傾向があった¹⁵。

また、先にも述べたように、メディケイド支出の3割以上はLTSSに関するものであり、今後、ベビーブーマー世代の高齢化に伴ってさらなる介護ニーズの増加が予想される中、メディケイドにおいてLTSSの費用抑制は重要な政策課題の一つとなっている。

図表 3 連邦補助金全体に占めるメディケイドの割合



出所： OMB(2023), *Historical Tables*, Table 12.3 より作成

2-2：メディケイドの州計画とウェイバー制度

各州政府は、州内のメディケイドの制度設計と運用において大きな裁量性を持っている。

第 1 に、メディケイドに関する連邦ルールには、まず、全ての州政府に順守を求める義務的制度(mandatory)がある。ただし内実は、全米の大半の州が受入れ可能な、必要最小限の規制となっている。

第 2 に、州政府が連邦資金を受けながら追加的に実施できる政策の選択肢(optional)が設けられている(以下、オプション制度)。州政府がオプション制度の実施を選択した場合、連邦資金が提供されると同時に、通常、追加的な連邦補助金の交付要件の順守が求められる。

¹⁵ 加藤(2021), 232-233 頁。

第3に、メディケイドには、義務的制度等の連邦ルールの免除制度であるウェイバー(waiver)制度も存在し、州政府がより柔軟に州プログラムを設計することを可能にしている。

1点目の義務的制度と2点目のオプション制度は、メディケイドの連邦法が定める原則的な制度であるのに対して、3点目のウェイバー制度は、政策効果の向上等が見込める場合に、例外的に、一層柔軟な制度設計を認める制度となる。

各州政府はメディケイド連邦補助金を受けるために、義務的制度とオプション制度に関する自州のメディケイド・プログラムの制度設計を記した「州計画」を作成し、連邦政府のDepartment of Health and Human Services(HHS)のCenters for Medicare & Medicaid Services (CMS)から承認を受ける必要がある。州計画書(state plan)とは¹⁶、州のメディケイド・プログラムの実施方法の詳細(適格対象者や給付内容、サービス供給者への支払い方法など)に関する州政府と連邦政府の間の契約文章であり、州政府が連邦補助金の交付要件を順守することを保障するものである。州政府が州計画を改定する場合には、その都度、修正州計画(state plan amendment: SPA)を作成してCMSに提出し、CMSの審査・承認を得る必要がある。州計画・SPAがいったん承認されると、その後はCMSからのさらなる審査や承認なしに、連邦メディケイド補助金を受けることができる。

そして、州政府がメディケイドの原則的なルールでは認められていない形で州のメディケイド・プログラムを実施したい場合には、州政府はウェイバー制度を用いて、州計画に関する連邦法の特定規定の免除を連邦HHS長官に申請することができる。連邦HHSは州政府から申請されたウェイバー・プログラムの詳細を審査し、その申請が認められると、州・連邦間で契約条件(terms and conditions of the waiver agreement)を作成して、連邦HHS長官が承認する。それによって、当該州政府はそのウェイバー制度に基づく特例的なプログラムを実施することができるようになる¹⁷。

州政府がウェイバー制度を活用する場合には、「義務的制度」及び「オプション制度」と一体的に運用され、州内のメディケイドの制度設計において幅広い選択肢を確保できるのである。

¹⁶ Colello(2022),p.2, CMS,“Medicaid State Plan Amendments.”

¹⁷ウェイバー制度で実施するプログラムは、その認可された期間に制限される(3年または5年)。そのウェイバー・プログラムを継続するには、州政府は連邦政府(CMS)の承認を受けて更新しなければならない。また、ウェイバー制度には費用中立性・財政中立性(cost neutrality and budget neutrality)の規定があり、州政府は、ウェイバー・プログラムの実施期間にわたり、連邦資金に関する財政中立性を証明しなければならない。(Colello(2022),p.19.)

2-3：メディケイド LTSS の受給資格要件

次に、メディケイドの LTSS の受給資格要件についてみていこう。個人が Medicaid で LTSS を受給するには、各州政府が設定するメディケイドの受給資格要件に加えて、介護給付の受給資格要件を満たす必要がある¹⁸。

まず、メディケイドの受給資格要件には、categorical requirements(人的属性に関する要件)と financial eligibility requirements (経済要件)があり、各州政府は連邦政府が定める最低基準を順守したうえで、これらの具体的な基準を設定する。

そしてメディケイドの LTSS についても、州政府が、要介護ニーズ等に基づいた LTSS の受給資格要件(needs-based eligibility criteria)を設定する(施設介護サービス、HCBS とともに)。その基準の設定の際に、州政府は、機能的適格基準(functional eligibility criteria)や臨床基準(clinical criteria)を使用することができる。機能的適格基準では、日常生活活動(ADLs)と手段的日常生活動作能力(IADLs)が測られる。臨床基準では、病気、怪我、障害やその他の医学的状態の診断、治療・医薬品、認知状態、その他の基準が使用される。

2-4：メディケイド LTSS のサービス提供システム

メディケイド LTSS のサービス提供システム(Medicaid LTSS delivery systems)は、施設介護サービスと Home and Community-Based Settings (HCBS) に大別できる¹⁹。メディケイド連邦補助金の交付要件によって、州政府は、適格者に対して特定の介護施設サービス(nursing facility care)を提供することを義務(mandate)とされるが、それ以外のサービス(HCBS含む)については州政府の裁量で提供することができる。

メディケイドの対象となる施設介護サービスには、病院、介護施設(Long-term Care facilities : LTCFs)やナーシング・ホーム、知的障害者中間ケア施設(Intermediate Care Facilities for Individuals with Intellectual Disabilities : ICFs/IID)、精神科病院、精神科医療施設(Psychiatric Residential Treatment Facilities:PRTFs)などがある。

他方のHCBSとは、自宅やグループホームや高齢者集合住宅等(Community-based residential settings)に居住する人に対する様々なサービスなどを指す(adult day health programs、職業訓練サービスも含む)。高齢者集合住宅等(board and care home、adult foster care、personal care homes、group homes、supported living arrangementsなど)では、医療サービスや福祉サービスに加

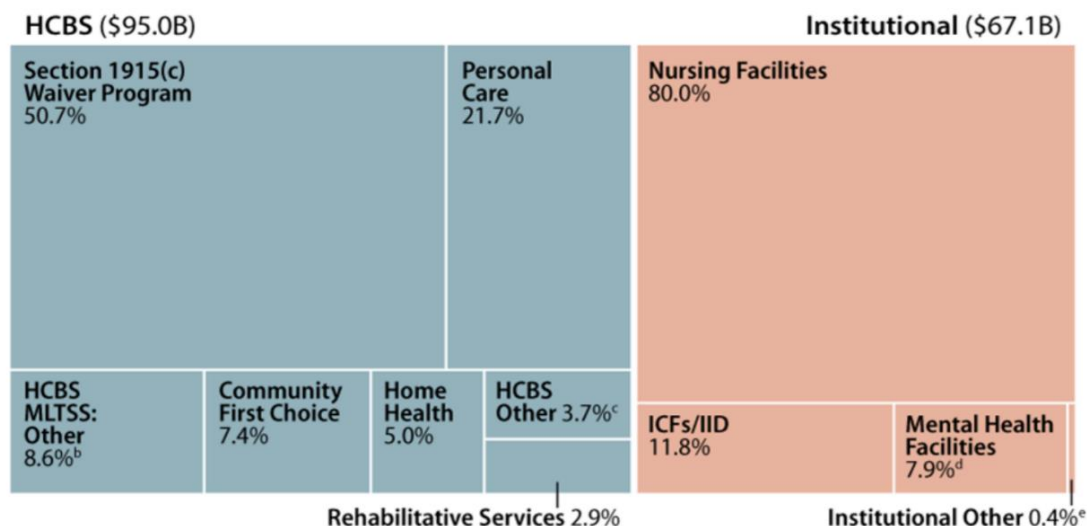
¹⁸ 以下の説明は、Colello(2022), pp.1,5, CRS(2019),pp.3,10 を参照。

¹⁹以下の施設サービスと HCBS に関する説明は、Colello, (2022), pp.2-5 を参照。

えて居住場所や食事が提供される²⁰。

図表4 Total Medicaid LTSS Expenditures (2019年度)

Total Expenditures : \$ 162.1 Billion



出所 : Colello (2022), Figure B-1.

次に、図表4は、メディケイドのLTSSへの支出の構成を示したものである(2019年度)。

第1に、先にも述べたように、メディケイドLTSSの合計1621億ドルの中で、施設サービスは671億ドル、HCBS(在宅・地域ベースのサービス)は950億ドルである。

第2に、施設サービスについては、Nursing Facilities(ナーシング・ホーム等)が80%を占めており、残りはICFs/IID(知的障害者中間ケア施設)とIMDs(精神疾患者の施設)である。

第3に、HCBSでは、半分がSection1915(c) Waiverによって実施されるプログラムであり、残りはPersonal Care(21%)やCommunity First Choice(7.4%)、Home Healthサービス(5.0%)等である²¹。

²⁰ Colello, (2022), p.3.

Community-based residential settingについては、通常、州政府が免許、登録、資格認定やその他の規制を課し、州によって基準は多様である。また、メディケイドのLTSSの対象事業者となるには、州政府の要件を満たさなければならず、在宅医療サービスを提供する場合には、連邦政府の在宅医療機関要件も満たす必要がある。

²¹ Personal Careは、州政府が州計画で実施できるオプション制度(社会保障法 section 1905(a)下の州プラン給付)であり、セルフケア支援(例：入浴、着替え)や家事援助(食事の準備等)を提供するものである。

Community First Choiceは2010年ACAで創設されたオプション制度であり(SSA Section 1915(k))、適格性のあるメディケイド登録者に対して在宅・地域ベースの訪問介

メディケイドの LTSS 支出に占める施設サービスと HCBS の割合は²²、1989 年度では施設サービスが 88%、HCBS が 12%であったが、その後、HCBS のシェアは上昇していき、2001 年には HCBS が 30%を占めるようになっている。この傾向はその後もさらに強まり、2013 年には施設サービス 49%に対して HCBS が 51%となり、両者のシェアが逆転している。そして 2019 年度には、施設サービス 41%に対して、HCBS は 59%となっている。

ただし、全米の州がすべて同様の状況にあるのではなく、州によって HCBS へのシフトには差がある。州内のメディケイド LTSS 支出に占める HCBS の比重は、オレゴン州では 80%を超えているが、ミシシッピ州やインディアナ州やルイジアナ州等のように 30%台にとどまる州も存在する²³。このことも、アメリカのメディケイド LTSS の制度設計における多様性を表しており、おそらく、それぞれの州や州内の地域における多様な社会構成やサービス提供者の前提条件に整合するための柔軟な運営を可能にしていると思われる。

第 3 節：施設から地域へ： Home and Community-Based Settings

3-1：1999 年 Olmstead 判決²⁴

Medicaid の LTSS の重要課題の一つとして、施設ケアから HCBS への移行がある。メディケイドが創設された 1965 年の連邦法では、適格性のあるメディケイド受給者は、介護施設ケア (nursing facility care) に登録された²⁵。しかし、施設ケアの支出増加や地域ケアへの社会的要請の高まりによって、連邦政府も、州政府のメディケイド LTSS の保障範囲の拡大と多様化を促進（上記のオプション制度に HCBS を追加）していった。このようなメディケイドの施設ケアから HCBS へとシフトは、rebalancing と呼ばれる²⁶。

連邦政府や州政府の脱施設化への動きを促進した重要な要因の一つが、連邦最高裁判所による *Olmstead v. L.C.*, 527 U.S. 581 (1999) 判決である。

護と支援を提供できるようにするものである。このオプション制度に関する州支出には連邦補助率(FMAP)が 6 ポイント加算される。

Home Health Services には、メディケイド HCBS において州政府に実施が義務づけられている訪問看護や訪問介護、在宅医療用機器・用品等の他、オプション制度の理学療法や作業療法、言語聴覚療法が含まれる。

(Medicaid gov. “Community First Choice (CFC) 1915 (k).”;Watts, Musumeci and Chidambaram(2020); Caitlin, Tourtellotte, Lipson and Wysocki(2021),p.25.)

²²Colello (2022), p.6, Figure 1.

²³ Caitlin, Tourtellotte, Lipson and Wysocki (2021), Figure IV.3.

²⁴ この節の Olmstead 判決に関する内容については、CRS(2011)を参照。

²⁵ Colello (2022), p.9.

²⁶ Colello(2022), p.5.

Olmstead 判決では、地域ケアを受けることができる個人を施設入院させることを、Americans with Disabilities Act (ADA, P.L. 101-336)の Title II の侵害とした判例である。

Olmstead 訴訟の原告は²⁷、主治医から地域ベースの環境で生活可能と判断された、州立病院の精神病棟に任意収容されていた精神障害者(複数名)である。患者である原告たちに対して、利用可能なプログラムがあるにもかかわらず、施設から移行することをジョージア州政府が拒否したことから、州施設への隔離を ADA の Title II の侵害として起こした訴訟である。

判決では、ADA の Title II とその連邦規則の *integration regulation* に基づき²⁸、州政府は、次の3条件が満たされるとき、精神障害を持つ個人を非施設ケアに移行させなければならないとした²⁹。第1に、州の専門家が、そのような環境(非施設)が適切であると決定すること、第2に、その非施設ケアに、当事者となる障害を持つ個人が反対しないこと、第3に、州財源と他の精神障害者のニーズを考慮した時に、その非施設ケアが、合理的に生活の場を提供できること、である。

この連邦最高裁による Olmstead 判決を受けて、州政府は、障害者差別がない方法で公的プログラムを運営し、可能な場合には、施設ではなく地域ケアにおいて、対象となる個人のニーズに適合した最も統合的な環境でサービスを提供することが求められるようになった。そして、これらを実現するにあたり、メディケイドにおいても脱施設化と HCBS への移行政策がさらに拡充されていくことになる。

3-2：メディケイドLTSSを実施するための州政府の選択肢の拡大

州政府は、州計画のオプション制度やウェイバー制度を利用することで、メディケイドで様々なHCBSを提供することができる。ウェイバー制度としては、SSAのSection 1915(c) Home and Community-Based Waiversと、Section 1115のResearch and Demonstration Waiversがある。2020年度の承認済みHCBSウェイバーの数は267件であり、そのうち、Section 1915(c) waiverが255件、Section 1115 waiverが12件となっている³⁰。

²⁷ CRS(2011), p.2.

²⁸ CRS(2011), p.1. *integration regulation* は、連邦政府の Department of Justice (DOJ)が公示する ADA Title II の規則の一つである(28 C.F.R. §35.130(d))。障害のある有資格者のニーズに適合した最も統合的な環境(*the most integrated setting*)で、サービス、プログラム、活動を運営することを公共団体(州政府、地方政府)に求める規制である(プログラム等の性質の「根本的な変更」を必然的に伴う場合を除く)。

²⁹ CRS(2011), p.2.

³⁰ Colello (2022), p.20.

既述のように、メディケイドLTSSの中で、在宅・地域ベースのLTSSであるHCBSの比重が1989年度の12%から2019年度の59%へと増加するが、その具体的な内容として、メディケイドのウェイバー制度とオプション制度が活用された。メディケイドでHCBSが最初の実施できるようになったのは、Omnibus Budget Reconciliation Act (OBRA) of 1981によるSSAへのsection 1915(c)ウェイバーの創設からである(施設ケアに関するメディケイドの規定の免除)。その後、連邦政府はHCBSの拡大に向けてメディケイド連邦補助金を拡充すると同時に、州政府の権限も拡大してきた。

例えば³¹、Deficit Reduction Act of 2005 (DRA; P.L. 109-171)では、HCBSを州計画のオプション制度としても実施できるよう、SSAにSection 1915(i) HCBS state plan option等を創設した³²。また、LTSSにおけるHCBSへの移行をさらに強く促進するために、時限付きの競争的補助金としてMoney Follows the Person Rebalancing Demonstration (MFP)も創設されている。

2010年ACA(オバマ医療保障改革法)では、HSBSの拡大・強化のために、Section 1915(i)を修正して、州政府がさらに柔軟な制度設計をできるようにした。加えて、SSAのSection 1915(k)に州計画で実施できるオプション制度としてCommunity First Choice (CFC)も新設した。

このように、メディケイドにおけるHCBSの給付は1980年代から実験的に開始されており、2000年代に入ると、ウェイバー制度下での政策実験の成果や1999年Olmstead判決などを受けて、HCBSに関する州政府の選択肢が増やされてきた。

また、上記のように州計画オプションやウェイバー制度に加えて、競争的補助金による移行促進策も実施されている。その典型例であるMoney Follows the Person (MFP) Rebalancing Demonstration Programについて、最後に取り上げておこう。

3-3 : Money Follows the Person (MFP) Rebalancing Demonstration Program : 競争的補助金によるHCBSの推進

Money Follows the Person (MFP) Rebalancing Demonstration Programは、連邦HHSのCMS所管の競争的補助金であり、DRA of 2005によって創設された。LTSS提供施設(介護施設など)に居住するメディケイド受給者を、地域ベースのケアに移行するために、LTSSが必要な個人の居住場所やサービスに関

³¹ 以下のHCBSの拡充の変遷は、Colello (2022), Summary, pp.5-6; GAO(2018), pp.6-7,10-11を参照した。

³² その他、Section 1915(j) self-directed personal attendant servicesも創設されている

する選択肢を増やし、州の LTSS システムにおける地域ベースのケアの提供能力を強化するための支援策である。一般的に、MFP rebalancing demonstration は、5年間の時限内（時限到来時に更新は可能である）に、施設 LTSS から地域ベースのサービスへの移行を促進するための支援として、通常よりも手厚いコミュニティ・サービスの提供を州政府に認めるものである。

MFP の目的としては、次の四点がある³³。

第 1 に、メディケイドの LTSS の中で、施設 LTSS（ナーシング・ホーム等）よりも HCBS の利用を増やすことであり (Rebalancing)、第 2 に、メディケイド LTSS の利用者が自ら選択する環境で LTSS を受けられるようにメディケイド資金を用途の制約を削減することである (Money follows the person)。第 3 に、「自身の選択」で施設サービスから HCBS サービスへ移行した利用者に LTSS サービスを提供できるように州のメディケイド・プログラムを強化すること (Continuity of service)、第 4 に、移行した利用者に対して、LTSS サービスが低下しないことを保証すること (Quality assurance and quality improvement) である。

これらの目的を達成するために、MFP では具体的に以下のことが行われている³⁴

第 1 に、適格要件は、施設ケアを要するメディケイド受給者であり、60 日以上、施設(病院、ナーシング・ホーム、知的障害者施設等)に居住し、地域ケアへの移行を希望する者である。

第 2 に、適格者はコミュニティ内の適格住宅（自宅、借家、4 人以下の少人数グループホームを含む）に移ることになり、その移行後 365 日間、MFP サービスが提供される。ちなみに、適格住宅としては、Home（自己所有住宅、本人または家族が借りる賃貸住宅）、個人が賃貸する apartment（施錠できる出入口と、居住者が管理する生活・睡眠・入浴・料理エリアがあるもの）、Residence（地域ベースの居住環境（4 人以下の非親族が居住する少人数グループホーム等）がある）がある。

第 3 に、この 1 年の MFP サービスの後、当該個人が適格である限り、州政府はメディケイドでカバーされる HCBS 州計画あるいはウェイバーによるサービスの提供を継続しなければならない。

すなわち、施設サービスから HCBS サービスへの移行時の 1 年間については、通常の HCBS サービスよりは手厚いサービスを提供するために MFP サービスを提供して、移行を円滑化するという意味である。

³³ CRS (2021b), p.1.

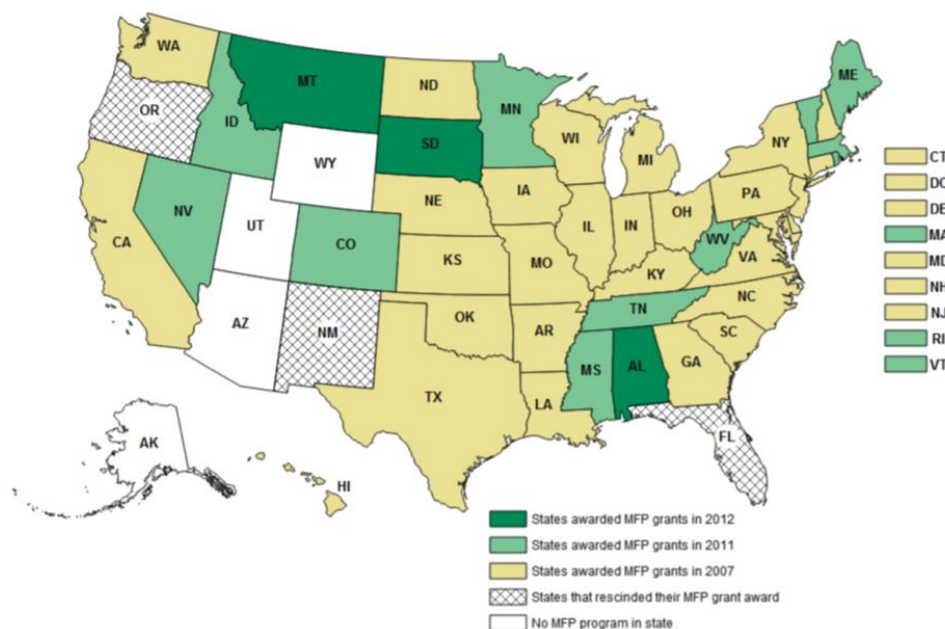
³⁴ CRS (2021b) pp.1-2, HHS (2017), p.2.

第4に、MPFでは、州政府はメディケイドの連邦規制の一部の免除(waiver)を受けることができ、州計画におけるよりも柔軟な形で HCBS への移行プログラムを実施できる。

第5に、州政府は、移行後の MFP サービスが提供される 365 日間は、その財源として割増連邦補助率 (Enhanced Federal Match)が適用される。enhanced FMAP は、「通常の州 FMAP」に「全額を連邦負担する場合の補助率(100%)と通常の州 FMAP との差額の半分」を上乗せして算出される(ただし、90%を超えてはならず、enhanced FMAP は 75%~90%の間)。例えば、通常の FMAP が 60%の場合には、100%と 60%の差額である 40 ポイントの半分の 20 ポイントを上乗せするので、enhanced FMAP は 80%となる。

図表5にみるように、2007年に30州とDCがMPF補助金の交付対象となり、その後、対象となる州の数が拡大され、2019年では43州とDCがMPFを実施している。2008~2019年の間に施設から地域(community living)に移行した個人は100千人以上であり、州政府はMPFによって、地域ケアへの移行により大きな困難を伴う施設入所者を対象にしている傾向があるとされる³⁵。

図表5： MFP Demonstration States by Grant Award Year



出所：Coughlin et al.,(2017), p.2, Figure I -1.

³⁵ CRS(2021b),p.1, Coughlin et al.(2017),p.1, , HHS (2017), pp.3-4.

結びに代えて：次の研究課題

日本においては、いよいよベビーブーム世代が後期高齢者に移行しており、医療保険とともに、介護保険の財政的な持続性や合理化が喫緊の政策課題となっているが、同時に、介護サービスの提供システムの持続可能性も問われる。

アメリカにおけるメディケイドは、上記のように、州政府あるいは地方政府のレベルにおける分権的かつ多様な制度設計と運用の中で、介護需要への対応策が構築されつつあり、各地域コミュニティにおける HCBS 提供システムも多様である。そこでは地域ごとの多様なニーズに対応するために、地域の民間部門や NPO などの草の根的な支持基盤が重要な役割を果たしていると考えられる。

この州政府レベルでの多様なメディケイド LTSS の制度設計と提供システムの詳細を比較研究することが、第 1 の今後の研究課題である。そして、HCBS への移行における州・地方政府の政策運営と、草の根レベルの多様な主体との連携について、今後、地域調査などを通じて研究することが第 2 の研究課題であり、日本へのインプリケーションも得られると考えている。

また、メディケイドにおける脱施設化は、特に障害者介護の分野で HCBS への移行が進んできたが、増加するベビーブーム世代の介護需要の受け皿として、高齢者介護についても「施設から地域」への移行がさらに進められていくと考えられる。しかし HCBS では、施設介護と異なり、家族などによるインフォーマルケアによって支えられる部分も多く、アメリカでも家族の扶養機能の低下がいわれる中で、家族介護者の負担やインフォーマルケアを受けられない個人の問題はさらに大きくなるだろう。

上述の第 2 の研究課題にあげた地域調査では、より困難な条件を伴う高齢者介護等における地域ケアへの移行について、特に、郡政府レベルと地域コミュニティの連携の中で進められるケア・システムの新たな多様な展開と構築のプロセスにおいて、本稿で詳しく検討した「メディケイド補助金の「ウェイバー制度」が活用されて、連邦補助金が各地域コミュニティにおける多様で創造的な試みを促進する財源として活用される具体的な事例に注目していきたい。

参考文献

- ・ AARP and National Alliance for Caregiving(NAC) (2020), *Caregiving in the U.S. 2020*, Washington, DC: AARP.

- Caitlin, M., A. Tourtellotte, D. Lipson and A. Wysocki (2021), *Medicaid Long Term Services and Supports Annual Expenditures Report: Federal Fiscal Year 2019*, Chicago, IL: Mathematica.
- Centers for Medicare & Medicaid Services (CMS), “Medicaid State Plan Amendments,” (<https://www.medicaid.gov/medicaid/medicaid-state-plan-amendments/index.html>, 2024/2/14 最終閱覽)
- Colello, K.J. (2022), “Medicaid Coverage of Long-Term Services and Supports,” *CRS Report*, R43328.
- CRS (Congressional Research Service), (2011), “Olmstead v. L.C. Judicial and Legislative,” *CRS Report*, R40106.
- CRS. (2019), “Medicaid Eligibility Older Adults and Individuals with Disabilities,” *CRS Report*, R46111.
- CRS, (2020), “Medicaid’s Federal Medical Assistance Percentage (FMAP),” *CRS Report*, R43847 (<https://crsreports.congress.gov/product/pdf/R/R43847/11>)
- CRS, (2021a), “Overview of Long-Term Services and Supports,” *CRS Report*, IF10427.
- CRS, (2021b) , “ Medicaid’s Money Follows the Person Rebalancing,” *CRS Report*, IF11839.
- CRS, (2022), “ Medicaid Coverage of Long-Term Services,” *CRS Report*, R43328.
- CRS, (2023) “Who Pays for Long-Term Services and Supports?,” *CRS Report*, IF10343.
- Coughlin, R., J. Ward, N., Denny-Brown et al., (2017), *Money Follows the Person Demonstration Overview of State Grantee Progress*, Cambridge, MA: Mathematica Policy Research
- GAO (U.S. Government Accountability Office), (2018), *MEDICAID HOME- AND COMMUNITY-BASED SERVICES Selected States' Program Structures and Challenges Providing Services*, GAO-18-628.
- GAO, (2020), *Medicaid Long-Term Services and Supports: Access and Quality Problems in Managed Care Demand Improved Oversight*, GAO-21-49.
- Kim, Weizenegger and Wysocki (2022), “Medicaid Beneficiaries Who Use Long-Term Services and Supports 2019.” Chicago, IL Mathematica.
- HHS (U.S. Department of Health and Human Services), (2017) , *Report to the President and Congress : Money Follows the Person (MFP) Rebalancing Demonstration*.
- MACPAC (2018), *Report to Congress on Medicaid and CHIP*, (<https://www>.


macpac.gov/wp-content/uploads/2018/06/June-2018-Report-to-Congress-on-Medicaid-and-CHIP.pdf)

- ・ Medicaid gov., “Community First Choice (CFC) 1915 (k),” (<https://www.medicaid.gov/medicaid/home-community-based-services/home-community-based-services-authorities/community-first-choice-cfc-1915-k/index.html>)
- ・ OMB(Office of Management and Budget),(2023), *Budget of the U.S. Government, Historical Tables*, U.S. Government Publishing Office, Washington. D.C.
- ・ U.S. Census Bureau, (2022), *Income, Poverty and Health Insurance Coverage in the U.S.*
- ・ Watts, M. O’Malley, M. Musumeci and P. Chidambaram (2020), Medicaid Home and Community-Based Services Enrollment and Spending, *Issue Brief*, February 2020, Kaiser Family Foundation.
- ・ 岡本祐三(1996)『高齢者医療と福祉』岩波新書
- ・ 加藤美穂子 (2017)『アメリカの分権的財政システム』日本経済評論社
- ・ 加藤美穂子 (2021)『アメリカの連邦補助金：医療・教育・道路』東京大学出版会
- ・ 木下武徳・吉田健三・加藤美穂子(2017)『日本の社会保障システム：理念とデザイン』東京大学出版会



水道広域化進捗度の 要因分析

京都産業大学経済学部 塩津ゆりか
2023年11月10日
第5回基本問題研究会・専門分科会



問題意識と研究目的


◎ 問題意識

水道事業の研究

- 地域特有の事情・地域特性
- 地理的な要因？
- 政治的な要因？

◎ 研究目的

「自治体からみた」水道広域化阻害要因の検討

- 広域化の議論を促進する要因と阻害する要因は何か
 - 広域化の阻害要因の解消策を検討
- 

背景

水道広域化推進プラン

実施計画や取り組みの姿勢には
ばらつきが大きい

目的：市町村等の実施する水道事業について市町村の区域を
超えた広域連携推進に向けた具体的な計画策定を行うこと

作成単位：都道府県

期日：2023年3月31日

策定状況：2023年5月12日付 総務省・厚労省発表資料

https://www.soumu.go.jp/main_content/000877803.pdf

沖縄県は策定中

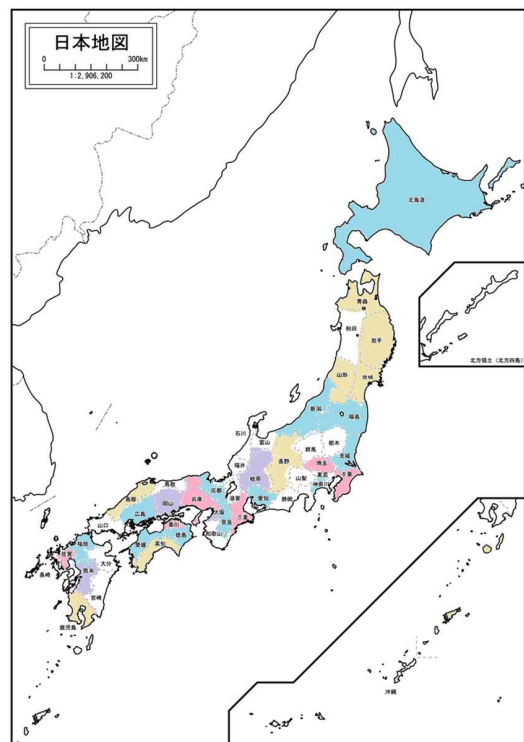
→水道広域化推進プラン策定に関する議事録に着目；

first approach

3

分析対象

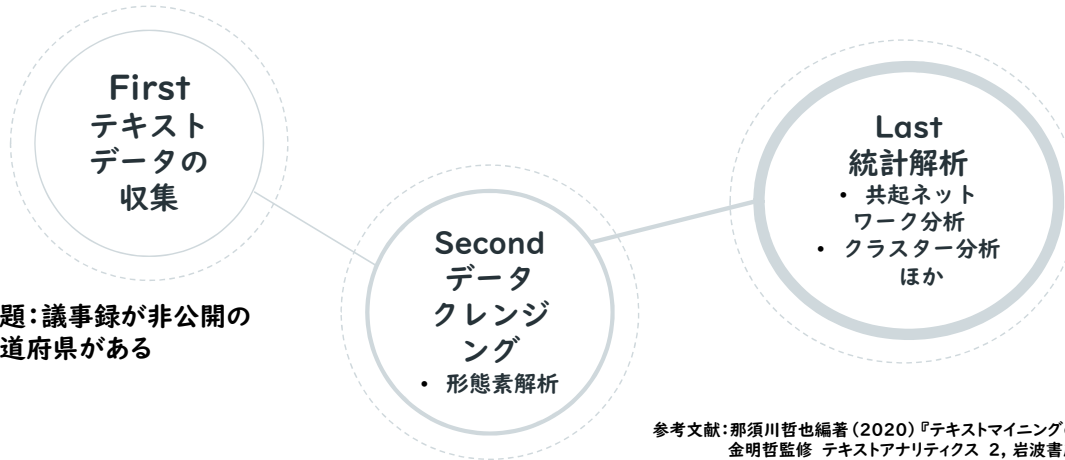
- ◎ 広域連携推進プラン検討
 - 議事録あり（水色）・・・12
=グループ1
 - 報告書あり（クリーム色）・・・8
=グループ2
- ◎ 通達以前から検討
 - 議事録あり（ピンク）・・・6
=グループ3
 - 報告書あり（紫）・・・4
=グループ4
 - うち、すでに広域化
香川県、佐賀県
法定協議会設置
広島県、奈良県



4

分析手順

目的：文字情報（テキストデータ）から有益な情報を取り出すこと



分析手法

- ◎ テキストマイニング
 - 形態素解析

例：水道/広域/化/推進/プラン/の/策定/に/向けた/取組/を/支援/する/ため、/策定/に/当たって/の/実務/上/の/参考/資料/と/して、/プラン/の/全体/像/や/標準/的/な/記載/事項/等/を/示した/「水道/広域/化/推進/プラン/策定/マニュアル」/を/取り/まとめて/います/。

- 共起ネットワーク分析（グラフ理論の1分野）
大量のテキストデータから単語同士の関係性を可視化し、出現頻度の高い表現等を抽出

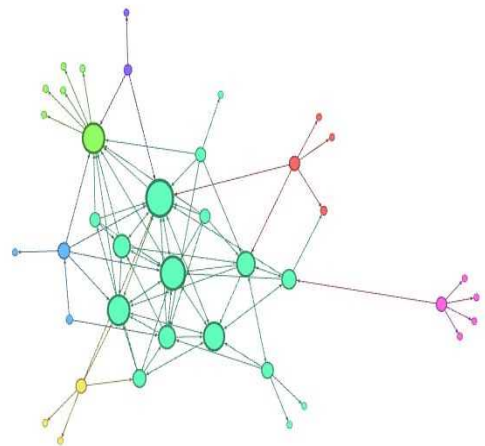


例：有向グラフ
Modularity clustering

Modularityの計算式の一例

$$Q = \sum_i (e_{ii} - (\sum_j e_{ij})^2) = \sum_i (e_{ii} - a_i^2)$$

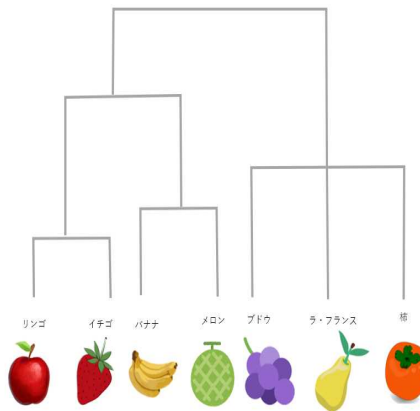
M. E. J. Newman and M. Girvan, "Finding and evaluating community structure in networks," Phys. Rev. E 69, 026113 (2004)



出典：Y. Shiozu et al., "Does ICT promote the private provision of Local Public Goods?", in S. Yamamoto (Ed.): HIMI 2014, Part I, LNCS 8521, pp. 629-640, 2014.

分析手法

- ◎ 階層クラスター分析
 - 目的
 - 類似する文章をグルーピング
 - 手法（類似度を判定する指標）
 - Ward法&Jaccard係数



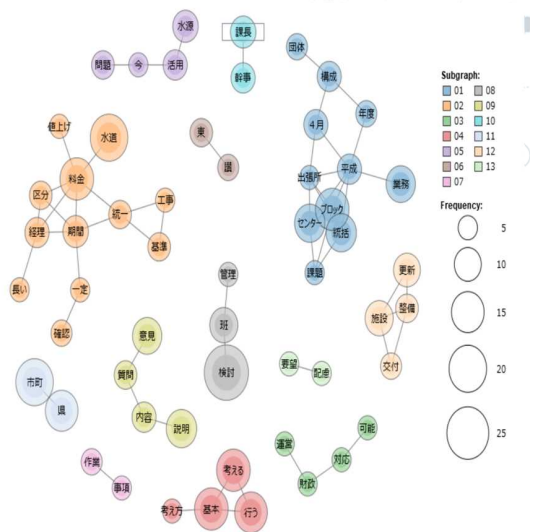
出典：GMOリサーチ クラスター分析とは
<https://gmo-research.jp/research-column/cluster-analysis>

分析結果例：香川県（通達以前から検討かつ議事録あり）

クラスター	含まれる文章数
クラスター1	14
クラスター2	7
クラスター3	5
クラスター4	11
クラスター5	49
クラスター6	6
クラスター7	5
クラスター8	29
クラスター9	6
クラスター10	10



クラスター5の特徴語		全体	共起	Jaccard	
抽出語	品詞				
1	事業	名詞	19 (0.124)	16 (0.327)	0.3077
2	企業	名詞	17 (0.111)	11 (0.224)	0.2
3	県	名詞C	12 (0.078)	10 (0.204)	0.1961
4	思う	動詞	12 (0.078)	10 (0.204)	0.1961
5	広域	名詞	14 (0.092)	10 (0.204)	0.1887
6	市町	名詞	15 (0.098)	10 (0.204)	0.1852
7	水道	名詞	14 (0.092)	9 (0.184)	0.1667
8	料金	名詞	10 (0.065)	8 (0.163)	0.1569
9	協議	サ変名詞	31 (0.203)	10 (0.204)	0.1429
10	お願い	サ変名詞	8 (0.052)	7 (0.143)	0.14

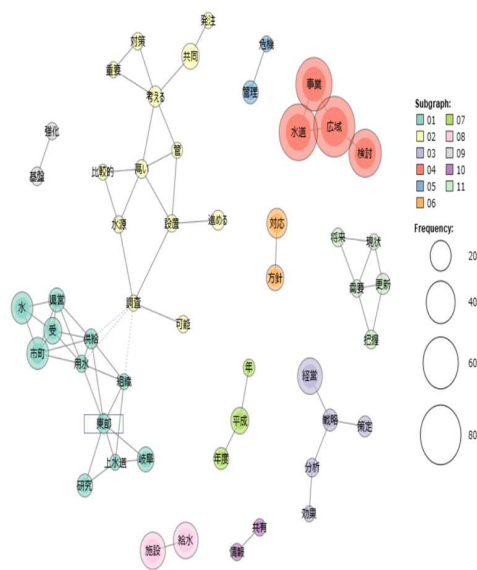


分析結果例：岐阜県（通達以前から検討かつ報告書あり）

	含まれる 文章数
クラスター1	8
クラスター2	7
クラスター3	4
クラスター4	10
クラスター5	32
クラスター6	3
クラスター7	4
クラスター8	13
クラスター9	14
クラスター10	29



クラスター5の特徴語					
	抽出語	品詞	全体	共起	Jaccard
1	事業	名詞	34 (0.250)	22 (0.688)	0.5
2	水道	名詞	37 (0.272)	22 (0.688)	0.4681
3	施設	サ変名詞	18 (0.132)	13 (0.406)	0.3514
4	市町村	名詞	19 (0.140)	13 (0.406)	0.3421
5	市町	名詞	12 (0.088)	11 (0.344)	0.3333
6	水	名詞C	14 (0.103)	11 (0.344)	0.3143
7	地域	名詞	13 (0.096)	10 (0.313)	0.2857
8	給水	サ変名詞	18 (0.132)	13 (0.344)	0.2821
9	広域	名詞	52 (0.382)	18 (0.563)	0.2727
10	連携	サ変名詞	21 (0.154)	11 (0.344)	0.2619



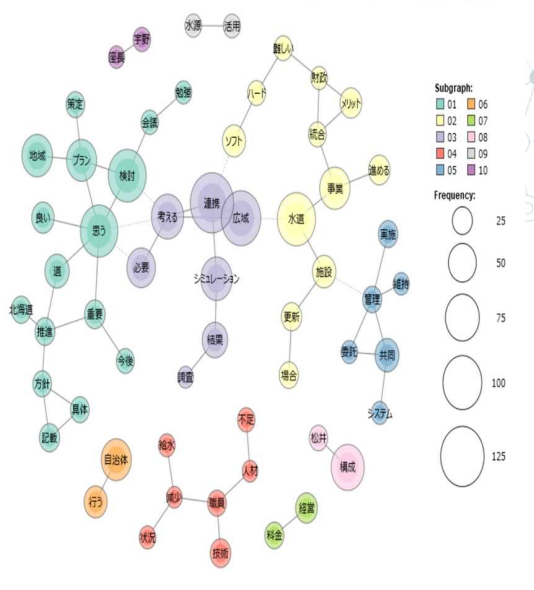
9

分析結果例：北海道（広域化プラン検討かつ議事録あり）

	含まれる 文章数
クラスター1	42
クラスター2	19
クラスター3	21
クラスター4	15
クラスター5	38
クラスター6	29
クラスター7	8
クラスター8	109
クラスター9	9
クラスター10	190



クラスター10の特徴語					
	抽出語	品詞	全体	共起	Jaccard
1	水道	名詞	77 (0.150)	66 (0.347)	0.3284
2	事業	名詞	50 (0.097)	40 (0.211)	0.2
3	広域	名詞	87 (0.169)	42 (0.221)	0.1787
4	必要	形容動詞	48 (0.093)	33 (0.174)	0.161
5	施設	サ変名詞	30 (0.058)	28 (0.147)	0.1458
6	考える	動詞	61 (0.119)	27 (0.142)	0.1205
7	企業	名詞	28 (0.054)	22 (0.116)	0.1122
8	共同	サ変名詞	30 (0.058)	22 (0.116)	0.1111
9	自治体	名詞	47 (0.091)	22 (0.116)	0.1023
10	更新	サ変名詞	18 (0.035)	17 (0.089)	0.089
10	方針	名詞	20 (0.039)	15 (0.138)	0.1316

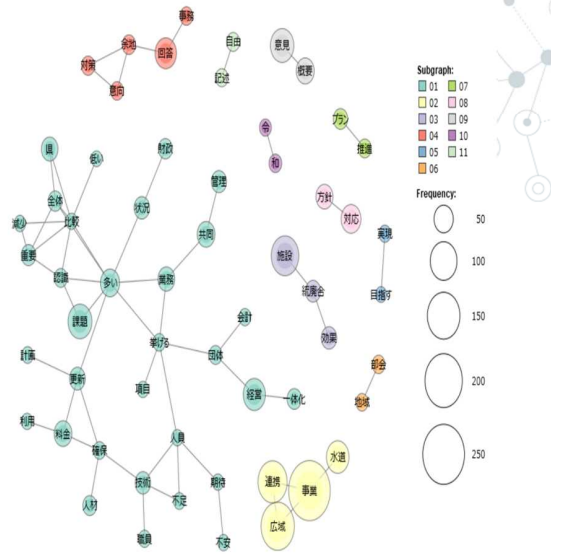


10

分析結果例：宮城県（広域化連携プラン検討かつ報告書あり）

	含まれる 文章数
クラスター1	56
クラスター2	27
クラスター3	19
クラスター4	59
クラスター5	162
クラスター6	66
クラスター7	22
クラスター8	14
クラスター9	18
クラスター10	99

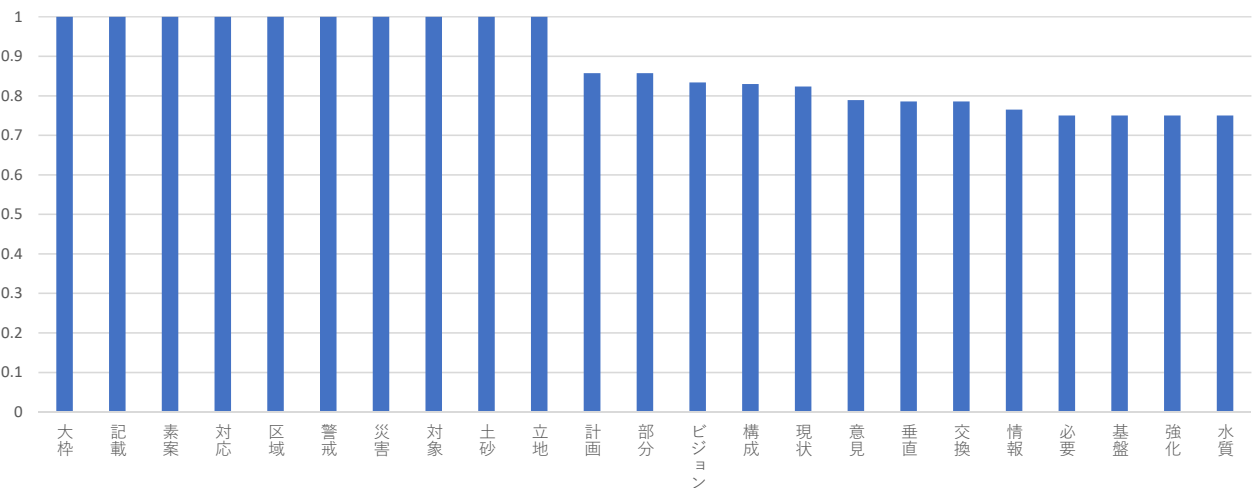
クラスター5の特徴語		全体	共起	Jaccard
抽出語	品詞			
1 事業	名詞	164 (0.270)	127 (0.784)	0.6382
2 広域	名詞	128 (0.211)	57 (0.352)	0.2446
3 統合	サ変名詞	41 (0.067)	38 (0.235)	0.2303
4 考える	動詞	69 (0.113)	42 (0.259)	0.2222
5 多い	形容詞	33 (0.054)	33 (0.204)	0.2037
6 経営	サ変名詞	55 (0.090)	32 (0.198)	0.173
7 県	名詞C	36 (0.059)	29 (0.179)	0.1716
8 施設	サ変名詞	81 (0.133)	35 (0.216)	0.1683
9 検討	サ変名詞	94 (0.155)	36 (0.222)	0.1636
10 課題	名詞	55 (0.090)	30 (0.185)	0.1604



11

Jaccard係数からみた特徴語（総数615）

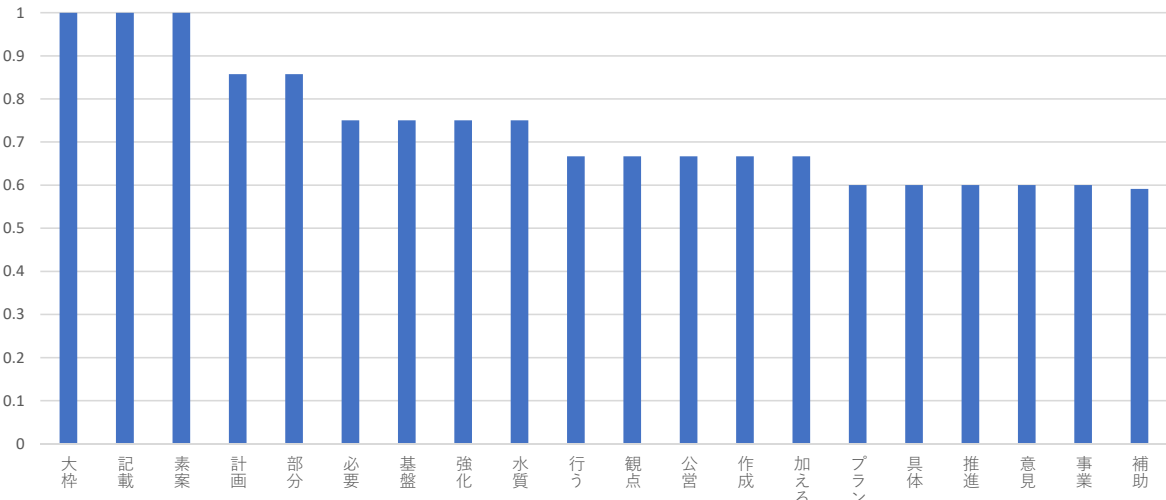
グループ全体のJaccard係数からみた特徴語（TOP20）



12

グループ1のJaccard係数からみた特徴語（総数242）

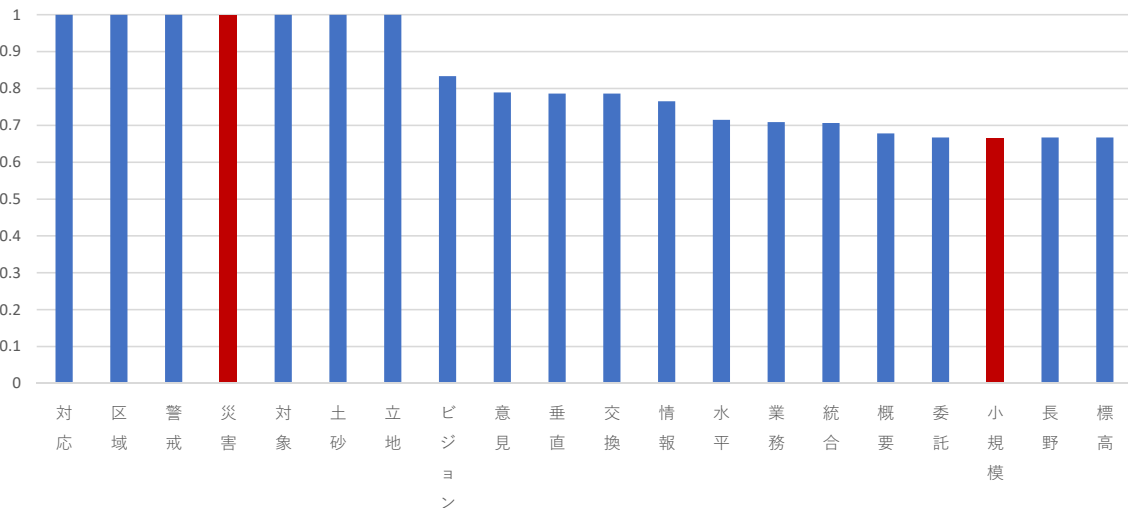
グループ1のJaccard係数からみた特徴語（TOP20）



13

グループ2のJaccard係数からみた特徴語（総数149）

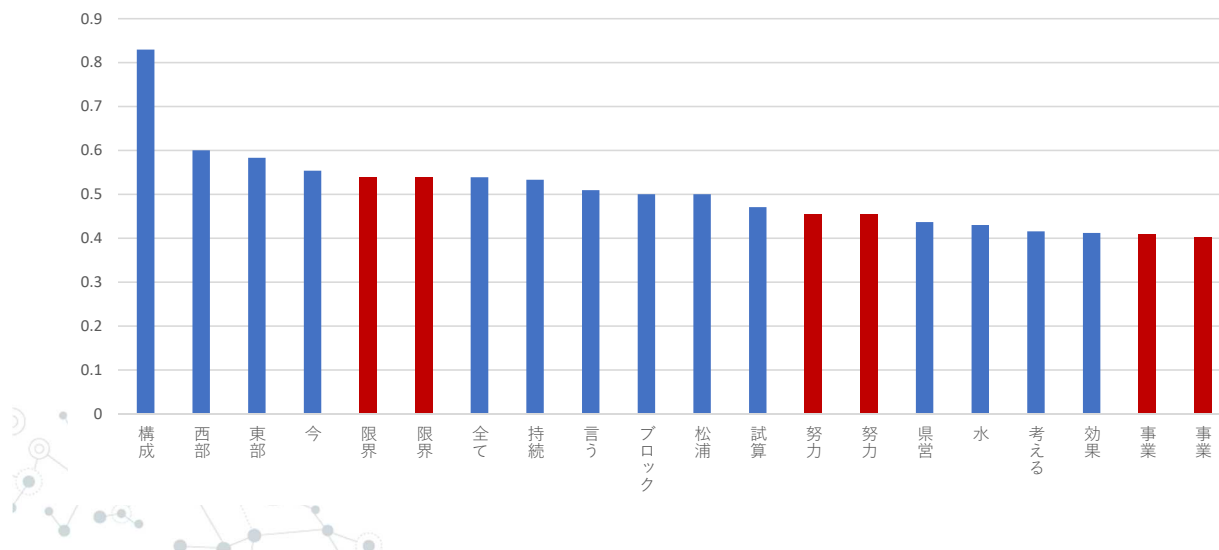
グループ2のJaccard係数からみた特徴語（TOP20）



14

グループ3のJaccard係数からみた特徴語（総数141）

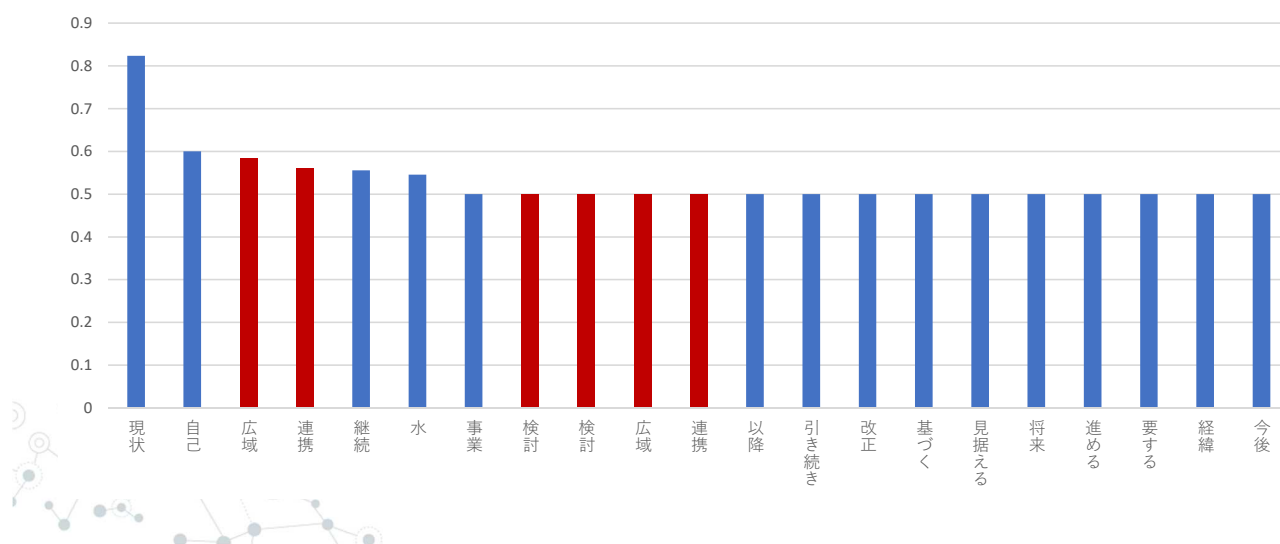
グループ3のJaccard係数からみた特徴語（TOP20）



15

グループ4のJaccard係数からみた特徴語（総数83）

グループ4のJaccard係数からみた特徴語（TOP20）



16

まとめ

- ◎ 特徴語を含むクラスター数
広域化検討の進捗度とは無関係（最小1 最大5）
- ◎ 特徴語と広域化検討の進捗度



17

今後の課題

- ◎ 特徴語から見る積極性（消極性）による課題抽出
→文章の極性分析（ネガポジ分析）＝ML利用
- ◎ データクレンジングの精度向上
→形態素解析用に専門用語辞書構築



18

水道広域化進捗度の要因分析

京都産業大学経済学部 塩津 ゆりか

要約

本稿では、自治体からみた水道広域化の阻害要因の検証を行うため、First Approach としてテキストマイニングのうち共起ネットワークの可視化と特徴語比較を行った。

分析結果から、国からの水道広域化プラン作成を要請する通達の発出を契機として別途検討会を設置した場合には、数多くの文章が公開され、特徴語の出現頻度も多くなること、通達発出以前から水道広域化を検討していた自治体は水道広域化をボトムアップ型課題としてとらえていた可能性があるが、通達発出後に別途研究会を設置した場合には、トップダウン型課題と認識している可能性があること、報告書を公開する場合は、文章の構成等を検討するため、類似度の高い特徴語が出現しやすいこと、比較対象の抽出によっては、特徴語の分析結果が安定せず、First Approach では限界があることを示した。

キーワード：テキストマイニング、水道広域化、議事録

1. はじめに

日本の水道事業は、水道法や地方財政法、地方公営企業法によって、安定的に安価で清廉な水道供給を独立採算制によって行うことを要請されている。しかし、人口減少による給水人口の減少や節水機器の普及などで水需要が低迷し料金収入が減少する一方で、更新投資の増大によって費用が増大しており、水道事業の経営を取り巻く環境は厳しさを増している。加えて労働人口の減少や公営企業の経営改革の結果、技術職員を中心に人手不足となっている。これらを背景に市町村が経営主体となって水道事業を運営していくことには限界を迎えつつある。このため、総務省と厚生労働省は、これまでも複数回にわたり、水道事業の広域化を推進してきた。

日本の水道事業の研究では、地域特有の事情や地域特性によって効率性が阻害されると分析されることが多い。持続可能性と効率性の改善をはかるために水道広域化政策を推進する際にも地域特性や地域特有の事情への配慮がしばしば求められる。しかし、地域特有の事情や地域特性とは、河川の流域と自治体の境界が不一致であることなどの地理的要因によるものなのか、議会等の政治的な要因によるものなのかが判然としていない。このため、総論としては水道広域化に賛成したとしても、実際に施策として水道広域化を実現させる際には反対意見が散見され、一向に問題解決に至らない場合がある。道府県による強力なリーダーシップの発揮によって課題解決を目指す場合もあるが、必ずしも施策が実現するとは限らない。だが、人口減少社会にあって安定的な水道供給を継続させていくためには、いたずらに議論を重ねることも強硬手段に訴えることも得策ではない。むしろ、根源的な阻

害要因を明らかにした上で、解決策を検討することが望まれる。

これまでも水道広域化に関する計量分析は行われてきたが、有収水量や職員数などの定量データによる分析にとどまっている。しかし、他分野では、文書情報からテキストマイニングを行うことで、定量データでは明らかにできなかった類型化や感情分析が行われ、研究成果も蓄積されている。加えて、近年、自然言語処理（NLP）と機械学習（ML）の進展によって、客観性の高い分析手法も開発され、応用研究も進みつつある。

本稿の研究目的は、テキストマイニングを利用して「自治体からみた」水道広域化の阻害要因に関する First Approach を行うことである。先述のとおり、水道広域化は国から自治体に対して要請されている政策である。本稿では、2019年1月25日付の通達で総務省と厚生労働省が都道府県知事に対して作成を要請した、水道広域化推進プランに着目する。通達では、2023年3月31日が水道広域化推進プランの作成期限となっていた。自治体のなかには通達以前から問題意識をもって解決に向けて主体的に取り組んでいるケースと固有の事情等を背景に取り組みが進展しない自治体がある。このため、通達発出後に各自治体が水道広域化推進プランの作成に関して、別途、検討会等を組織してプラン作成にあたったのか、それ以前からの取り組みを延長するような形で議論しているのか、また検討会等での議事録や報告書を広く第三者に開示しているのかに着目する。水道広域化推進プランそのものは、国からひな形が提供されていることもあり、自治体とステークホルダーが広域化を推進していく際に問題と考えている点が不明瞭になる可能性がある。そこで、本稿では、インターネットで開示された検討会等での議事録あるいは報告書を分析対象として、テキストマイニングを行った。テキストマイニングには目的に応じて適用すべき統計手法があるが、本稿では First Approach として共起ネットワークの可視化と階層クラスター分析による特徴語比較を行った。分析の結果、国からの水道広域化プラン作成を要請する通達の発出を契機として別途検討会を設置した場合には、数多くの文章が公開され、特徴語の出現頻度も多くなること、通達発出以前から水道広域化を検討していた自治体は水道広域化をボトムアップ型課題としてとらえていた可能性があるが、通達発出後に別途研究会を設置した場合には、トップダウン型課題と認識している可能性があること、報告書を公開する場合は、文章の構成等を検討するため、類似度の高い特徴語が出現しやすいこと、比較対象の抽出によっては、特徴語の分析結果が安定せず、First Approach では限界があることを示した。

以下、第2章で先行研究を概観し、第3章では、分析対象と分析手法について述べる。第4章では分析結果を示し、第5章でまとめと今後の課題を提示する。

2. 先行研究

日本における自然言語処理（NLP）を用いたテキストマイニングの応用研究のサーベイ論文に齋藤（2012）がある。この論文では、分野別では経営学でもっとも多くの研究蓄積があること、那須川（1999）がテキストマイニングの応用研究では先駆的な研究であることを紹介している。経済学では、金融や景気動向を新聞記事から分析するものが多く、シミュレー

ションや Support Vector Machine(SVM)¹によって分類し極性（ネガポジ）分析²を行うものなどもあるという。法学や政策研究においては、対応（コレスポネンス）分析や共起ネットワーク分析、クラスター分析を活用したものがあるという。

その後、NLP の発展や機械学習（ML）の急激な進化に伴い、テキストマイニングの応用研究は大別して2つの手法によるものが増加している。第1の手法は、テキストマイニングのうち、形態素解析を行い、文章のベクトル化を行う際に単語の出現頻度に応じて分析するものである。分析手法として、TF-IDF 法や LDA 法がある。これらの手法の利点は、計算とモデルの解釈が容易という点である。だが、事前に専門用語やその分野に特有の表現を勘案した辞書構築が必要になるため、相応の専門知識を有する者が分析することが要求される。第2の手法は、大規模言語モデル（LLM）と ML の一種を活用して、数ベクトルを形成する際に分散表現を使って分析を行うものである。分析手法には、Word2Vec 法、Doc2Vec 法、BERT、GPT などの LLM を利用して得たデータを教師あり学習モデルとして ML で習得させ、実際の文を分析するものがある。この手法は、分析の精度を高める利点があるが、計算負荷が大きく、また分析過程がブラックボックスとなるため、モデルの解釈が困難というデメリットがある。

政策研究においてもこの2つの手法を使って徐々に研究が進められている。第1の手法によるものとしては、たとえば、仲北浦（2022）は、テキストマイニングのうち、TF 法によって得られたデータを対応分析とコロケーション統計を使って内閣府の地方創生サイトで公開されている、2014～2020年までの「まち・ひと・しごと創生戦略」（以下、創生戦略と表記）各年版において、政府が強調しようとした政策キーワードの変遷を明らかにしている。分析結果から、毎年改訂でも内容の大幅な修正によって重要語は変遷しているが、期が変わったからといって急に出現した用語は「デジタル」以外になく、一般に第2期に急に出現したと考えられがちな「関係人口」も第1期（2017年）にすでに出現していることが明らかとなっている。このため、自治体が国の施策である「総合戦略」を勘案して「地方版総合戦略」を作成する際には、取り入れたいキーワードが出現した年度の「総合戦略」を参照することも必要であると提言している。青木（2023）は、環境省の第5次環境基本計画（BEP5）第6次環境基本計画（BEP6）検討会資料および札幌 G7 声明の環境関連文書を対象にテキストマイニングのうち、TF-IDF 法で重要語を抽出している。分析の結果から、BEP5 では汚染対策が体系的な施策として重要視されていたが、BEP6 検討会資料では放射能汚染は重要な検討事項として扱われなくなった可能性を指摘している。だが、札幌 G7 文

¹ SVM とは、ML の一種で教師あり学習アルゴリズムで任意のデータ集合を別のデータ集合を参照して、可能な限り分離できる超平面を導出することが目的となる。

² 極性分析では事前に極性辞書とよばれる辞書を構築する必要がある。極性辞書は、各単語がポジティブな意味を持つか、ネガティブな意味を持つかをあらかじめ定義づけた辞書のことである。

書において汚染は重要な国際検討課題として認識されているという。

第2の手法によるものとしては、成澤ほか（2022）は、関東地方の41の自治体の立地適正化計画の誘導方針をNLPとクラスター分析を用いて類型化し、類型ごとの特徴を分析している。クラスター分析に際して、Doc2Vec法を用いている。この手法は、NLPによって得られた単語の出現頻度や語順に基づき、文章の長さを固定長の数ベクトルで表現できるものである。この研究ではMLも使用し、k-means法によって立地適正化計画を3つのクラスターに分類し、傾向を分析している。分析の結果から、各自治体の立地適正化誘導方針は駅中心型・非鉄道ネットワーク型・特殊型の3クラスターに分類され、駅中心型は居住誘導区域を広く設定し、都市機能の集積を図ること、非鉄道ネットワーク型は、駅中心型とは逆の方針であることを示した。

松元・林（2022）は、サステナビリティの重要度を分析する際に、従来のマテリアリティ分析では、重要度を測定する統一的な方法がなく、分析者の主観に左右されるという問題を指摘している。彼らは、客観的な重要度の測定手法として、NLPを提案し、その中でも単語単位のTF-IDF法よりもMLの一種であるsentence-BERTによる方が実際のトレンドを表していることを欧州議会議事録分析によって示した。

さらに経済学分野では、新谷（2023）が上記の分類によって景気動向を把握するための指標に関するテキストマイニングのサーベイを行っている。実際には第1の手法を使っていたとしても、極性辞書の作成等でMLが利用されていることが多く、今後はLLMの利用が進むことが見込まれるという。しかしLLMは進化のスピードが速く複雑化していることから、開発された指標の継続性を確保することが重要だと指摘している。

このように政策研究においてもテキストマイニングによる分析は広がりを見せているが、筆者の知る限り、水道事業広域化に限定してテキストマイニングを行った研究は見当たらない。

3. 分析

3.1. 分析対象

本稿では、水道広域推進プランの作成に関する議事録と報告書を分析対象とする。水道広域化推進プランは、総務省と厚生労働省が連名で都道府県知事に対し、2019年1月25日付で2023年3月末日までに作成を依頼する通達を発出したものである。2023年5月12日付で総務省・厚生労働省が発表した資料によれば、沖縄県を除く46都道府県が作成済となっている。実際には、この通達発出以前から広域連携を検討していた都道府県と通達を契機として検討を開始した都道府県がある。さらに検討の状況について、インターネット上で議事録を開示している当道府県と報告書のみ開示している都道府県がある。図1は、通達発出の時期と議事録および報告書の開示に着目して、都道府県を分類したものである。図中の水色は、通達発出後に広域連携推進プランを別途に検討し始め、かつ議事録を開示している12の道府県である。これをグループ1とする。図中のクリーム色は、通達発出後に広域連携推

進プランを別途に検討し始め、かつ報告書を開示している8つの県である。これをグループ2とする。図中のピンク色は通達発出以前から広域連携推進プランを検討・実施しており、かつ議事録を開示している6つの都県で、グループ3とする。図中の紫色は通達発出以前から広域連携推進プランを検討・実施しており、かつ報告書を開示している4つの県で、グループ4とする。グループ3と4のうち、すでに広域化を行った県は、香川県と佐賀県で、法定協議会を設置したのは、広島県と奈良県である。図中の白色は、インターネット上では議事録あるいは報告が開示されておらず、本稿の分析対象から除外した。このため、本稿では、30都道府県を分析対象としている。

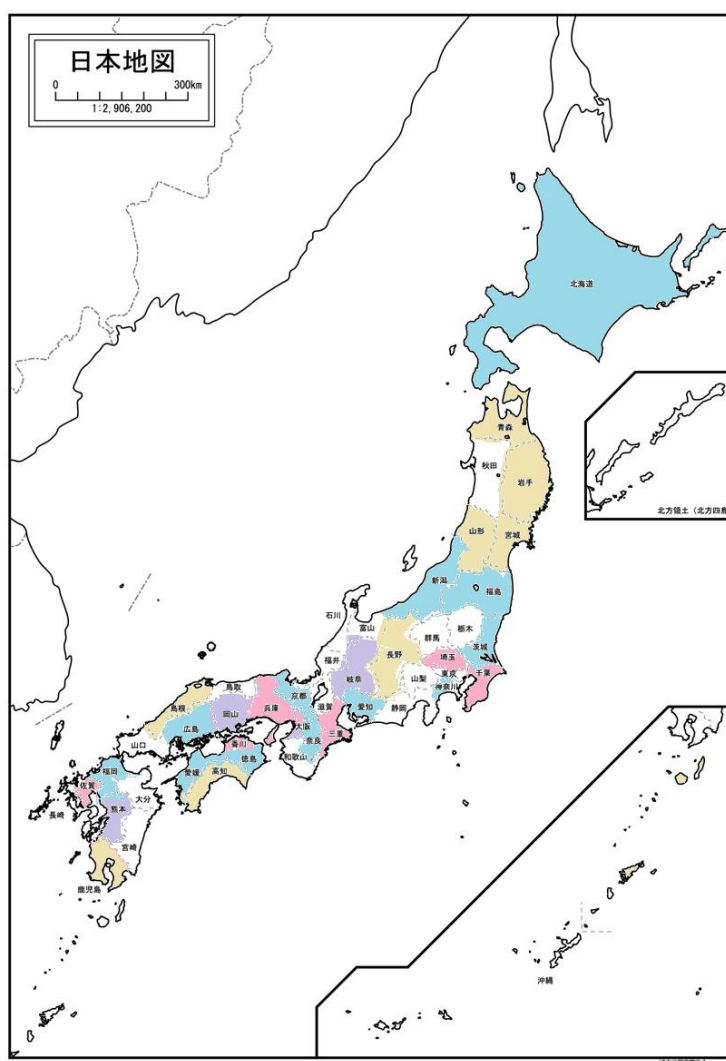


図1 水道広域化推進プランと関連資料の開示状況

出所：白地図専門店 <https://www.freemap.jp/> の地図を使用して、筆者作成

3.2. 分析手法

本稿では、3.1で収集した議事録および報告書の文字情報（テキストデータ）をテキストマイニングによって分析し、客観的な指標によって有益な情報を取り出すことを目的としている。テキストマイニングを行うためには、形態素解析が欠かせない。形態素解析とは、NLPの一種で文章を意味のある最小単位（形態素）に分解し、品詞の活用形を考慮して整理する分析手法である。日本語の形態素解析には MeCab や Chasen などの解析器が用いられている。本稿は Mecab を実装した KH Coder を使って形態素解析を行った。

テキストマイニングでは、形態素解析で導出した形態素を使って、目的に応じてさまざまな統計分析を行う。先行研究では、対応分析やクラスター分析、共起ネットワーク分析、極性分析が使われている。本稿の目的は、自治体からみた水道広域化の阻害要因を明らかにすることであるから、水道広域化推進プランを策定するにあたって検討会等で課題の整理を実施した際に出現した単語を分類し、その特徴を抽出することが必要である。したがって、共起ネットワーク分析とクラスター分析を実施する。具体的には、任意の都道府県の議事録または報告書を形態素に分解し、共起ネットワーク分析を使って可視化し、特徴語を抽出するため、階層クラスター分析を行う。

3.2.1. 共起ネットワーク分析

共起ネットワーク分析は、グラフ理論の1分野で、大量のテキストデータから形態素（単語）同士の関係性を可視化し、出現頻度の高い表現等を抽出する手法³である。形態素間は、係り受けの関係があるので、グラフ理論では有向グラフとなる。（図2参照）

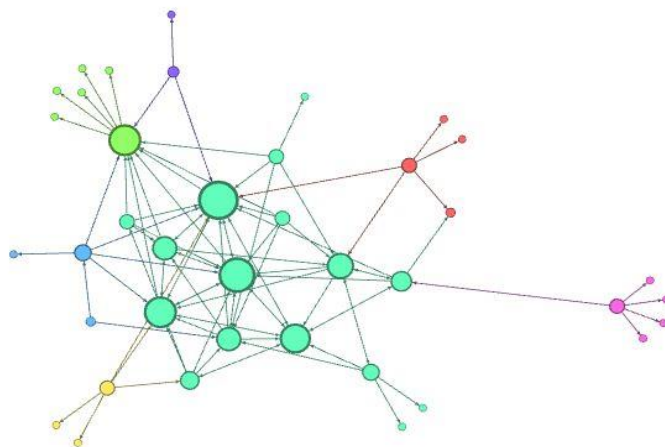


図2 社会ネットワーク分析における Modularity clustering の一例

出典：Y. Shiozu et al. "Does ICT promote the private provision of Local Public Goods?", in S. Yamamoto (Ed.): HIMI 2014, Part I, LNCS 8521, pp. 629–640, 2014.

³ 共起とは、任意の形態素 i と別の形態素 j が同時に出現することである。グラフ理論では、形態素にあたるものをノードとよび、形態素間の矢印をエッジとよぶ。

Modularity はグラフを分割するときの評価関数で、Newman and Girvan(2004)が (1) 式を提唱している。ここで、 Q は Modularity を表す⁴。

$$Q = \sum_{l \in \{1, \dots, L\}} Q_l = \sum_{l \in \{1, \dots, L\}} (e_{ll} - a_l^2) \quad (1)$$

e_{ll} は実際にネットワーク全体に含まれる任意のクラスター V_l に存在するエッジの割合、 a_l はクラスター V_l で実現可能なエッジの割合を表し、それぞれ (2) 式と (3) 式で与えられる。

$$e_{ll} = \frac{1}{2m} \sum_{i \in V_l} \sum_{j \in V_l} A(i, j) \quad (2)$$

$$a_l = \frac{1}{2m} \sum_{i \in V_l} \sum_{j \in V} A(i, j) \quad (3)$$

$A(i, j)$ は、クラスター V_l 内の隣接行列を表し、ノード i とノード j の間にエッジがあれば 1、なければ 0 となる。 $2m$ はクラスター V_l 内のノード総数である。

このように Modularity を使用することで 図 2 のネットワークは、7 色で分割されたクラスターを持つことが可視化される。これを Modularity clustering という。

3.2.2. 階層クラスター分析

クラスター分析には、階層クラスター分析と非階層クラスター分析の 2 つがある。階層クラスター分析とは、デンドログラムにもとづき類似する文章をグループ分けする手法で、解釈が容易であるが計算負荷が大きい。階層クラスター分析には文章の類似度を判定する指標が複数あるが、本稿では Ward 法と Jaccard 係数を使用する。Ward 法は、クラスター間の分散が最小になるようにデータを分類する手法である。Jaccard 係数は 0 から 1 の値をとる。本稿では、(2) 式と (3) 式でノード i とノード j の間にエッジがあれば 1、なければ 0 となるように定義づけている。この条件にしたがって、任意のクラスター V_i と V_j に存在する可能性のあるエッジ総数に占める両方のクラスター内に存在するエッジ数の割合を表したものである。したがって、形態素解析によって得られた形態素を Ward 法によってクラスター分けを行い、任意の 2 つのクラスター内の共起関係を Jaccard 係数によって評価する。すなわち、Jaccard 係数が大きいほど、重複して共起関係が存在している形態素が多いと判定できるため、特徴語の抽出が可能となる。

⁴ 以下の説明は、湯田 (2008) による。ネットワーク理論の詳細な解説は、同論文を参照のこと。

4. 分析結果

本稿では、水道広域連携プランの策定を通達以前から行っていたか、通達後に別途、検討会等を設置して実施したか、また検討会等での議事録あるいは報告書をインターネットで開示しているかどうかで4つのグループ分けを行っている。以下では、グループ間で共起ネットワーク構造に差が生じるのか、またグループ間でどのような特徴語が抽出されるかを検討することで、通達以前から問題意識を持ち、実際に広域化を達成したような、広域化に積極的なグループと通達を契機に本格的に検討に取り組み始めたグループの違いを検討する。

4.1. グループ1の分析結果

グループ1は、通達発出後に広域連携推進プランを別途に検討し始め、かつ議事録を開示しているグループである。北海道、福島県、新潟県、茨城県、神奈川県、愛知県、京都府、奈良県、徳島県、愛媛県、広島県、福岡県の12道府県が該当する。このうち、北海道の共起ネットワーク分析の結果と Ward 法と Jaccard 係数による特徴語の抽出結果を例示する。

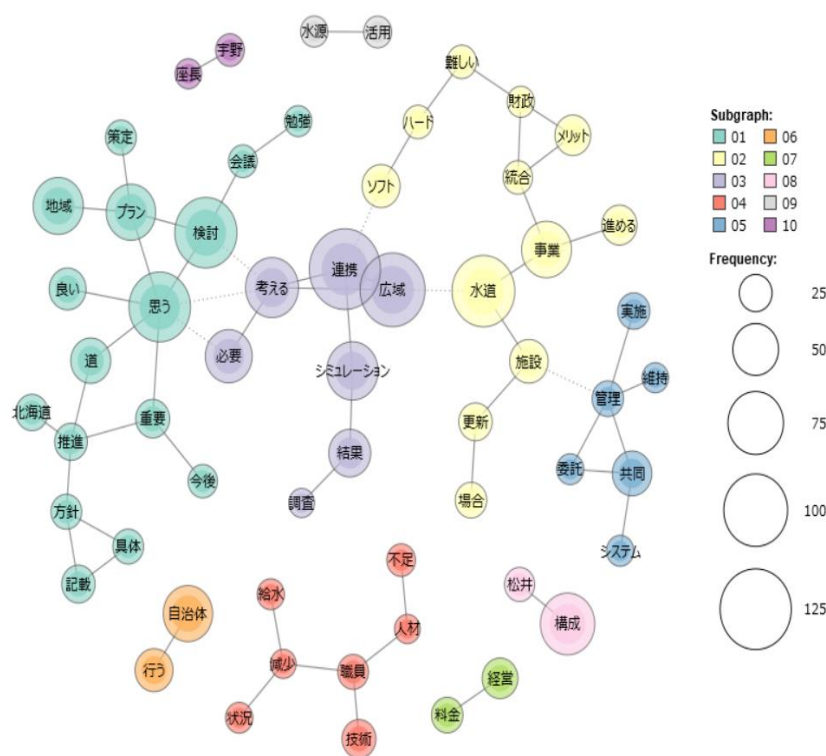


図3 グループ1代表例（北海道）の共起ネットワーク

出典：筆者作成

図3より、共起ネットワーク分析の結果、北海道の水道広域連携化を検討した際の議事録には10のクラスターが存在することがわかる。次にもっとも文章数が多いクラスター10

内で Ward 法と Jaccard 係数によって特徴語を抽出した結果が表 1 である。

表 1 グループ 1 代表例（北海道）の特徴語

含まれる文章数		クラスター10の特徴語					
		抽出語	品詞	全体	共起	Jaccard	
クラスター1	42	1	水道	名詞	77 (0.150)	66 (0.347)	0.3284
クラスター2	19	2	事業	名詞	50 (0.097)	40 (0.211)	0.2
クラスター3	21	3	広域	名詞	87 (0.169)	42 (0.221)	0.1787
クラスター4	15	4	必要	形容動詞	48 (0.093)	33 (0.174)	0.161
クラスター5	38	5	施設	サ変名詞	30 (0.058)	28 (0.147)	0.1458
クラスター6	29	6	考える	動詞	61 (0.119)	27 (0.142)	0.1205
クラスター7	8	7	企業	名詞	28 (0.054)	22 (0.116)	0.1122
クラスター8	109	8	共同	サ変名詞	30 (0.058)	22 (0.116)	0.1111
クラスター9	9	9	自治体	名詞	47 (0.091)	22 (0.116)	0.1023
クラスター10	190	10	更新	サ変名詞	18 (0.035)	17 (0.089)	0.089
		10	方針	名詞	20 (0.039)	15 (0.138)	0.1316

出典：筆者作成

表 1 からクラスター8 とクラスター10 が突出して含まれる文章数が多いことがわかる。最も文章数の多いクラスター10 の特徴語を Jaccard 係数によって抽出すると、「水道」、「事業」、「広域」、「必要」、「施設」の順となっている。

4.2. グループ 2 の分析結果

グループ 2 は、通達発出後に広域連携推進プランを別途に検討し始め、かつ報告書を開示しているグループである。青森県、岩手県、宮城県、山形県、長野県、島根県、高知県、鹿児島県の 8 県が該当する。このうち、宮城県の共起ネットワーク分析の結果と Ward 法と

Jaccard 係数による特徴語の抽出結果を例示する。

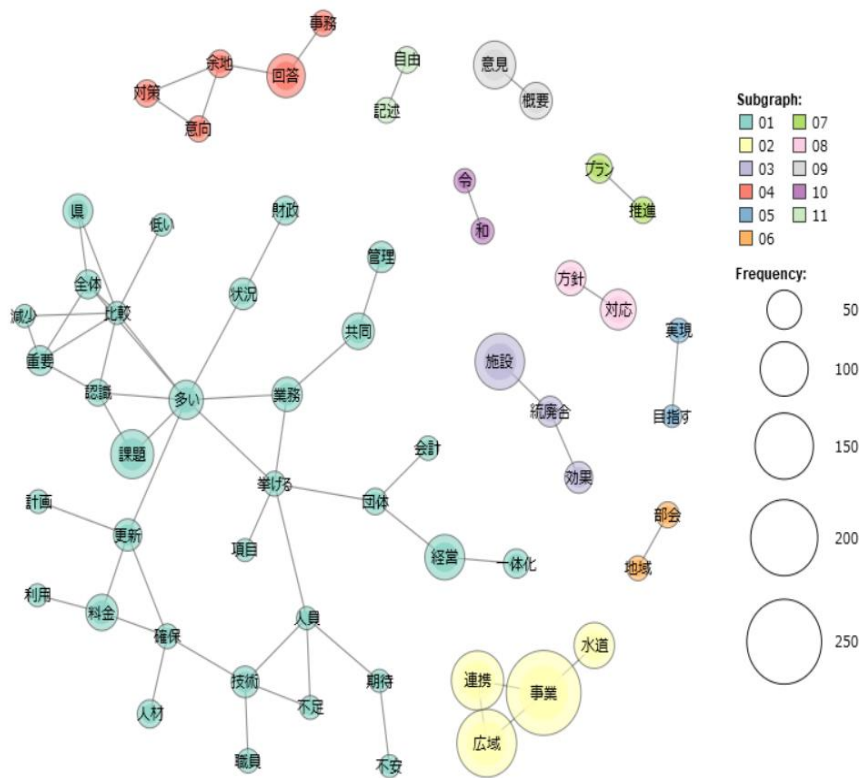


図 4 グループ 2 の代表例（宮城県）の共起ネットワーク

出典：筆者作成

図 4 から 11 のクラスターが存在していることがわかる。4.1 と同様の手法でクラスター 10 までの特徴語を抽出した結果が表 である。グループ 1 の北海道とは異なり、クラスター 5 のみ含まれる文章数が 100 を超えていることがわかる。クラスター 5 の特徴語を抽出すると、「事業」、「広域」、「統合」、「考える」、「多い」の順となっている。グループ 1 の北海道の結果と比較すると、動詞や形容詞が上位に位置していることがわかる。だが、Jaccard 係数は、グループ 1 の北海道よりも大きい値を示しており、グループ 2 の宮城県は、共起関係にある形態素が多いことが示されている。特に「事業」の Jaccard 係数が極めて大きいことがグループ 2 の宮城県の特徴といえる。

表 2 グループ 2 の代表例（宮城県）の特徴語

含まれる文章数	クラスター 5 の特徴語								
	抽出語	品詞	全体	共起	Jaccard				
クラスター 1	56	1	事業	名詞	164	127	(0.270)	(0.784)	0.6382
クラスター 2	27	2	広域	名詞	128	57	(0.211)	(0.352)	0.2446
クラスター 3	19	3	統合	サ変名詞	41	38	(0.067)	(0.235)	0.2303
クラスター 4	59	4	考える	動詞	69	42	(0.113)	(0.259)	0.2222
クラスター 5	162	5	多い	形容詞	33	33	(0.054)	(0.204)	0.2037
クラスター 6	66	6	経営	サ変名詞	55	32	(0.090)	(0.198)	0.173
クラスター 7	22	7	県	名詞 C	36	29	(0.059)	(0.179)	0.1716
クラスター 8	14	8	施設	サ変名詞	81	35	(0.133)	(0.216)	0.1683
クラスター 9	18	9	検討	サ変名詞	94	36	(0.155)	(0.222)	0.1636
クラスター 10	99	10	課題	名詞	55	30	(0.090)	(0.185)	0.1604

出典：筆者作成

4.3. グループ 3 の分析結果

グループ 3 は、通達発出以前から広域連携推進プランを検討しており、かつ議事録を開示しているグループである。埼玉県、千葉県、三重県、兵庫県、香川県、佐賀県の 6 県が該当する。このうち、香川県と佐賀県はすでに広域化を完了している。ここでは香川県の共起ネットワーク分析の結果と Ward 法と Jaccard 係数による特徴語の抽出結果を例示する。

図 5 から 13 のクラスターが存在していることがわかる。4.1 と同様に特徴語を抽出した結果が表 3 である。グループ 3 の香川県は、グループ 1 の北海道やグループ 2 の宮城県と比較して、クラスター内に含まれる文章数が 100 以上のものは存在しない。最も文章数が多いものは、クラスター 5 になるが、グループ 1 の北海道やグループ 2 の宮城県の最大文章

数の半分以下となっている。

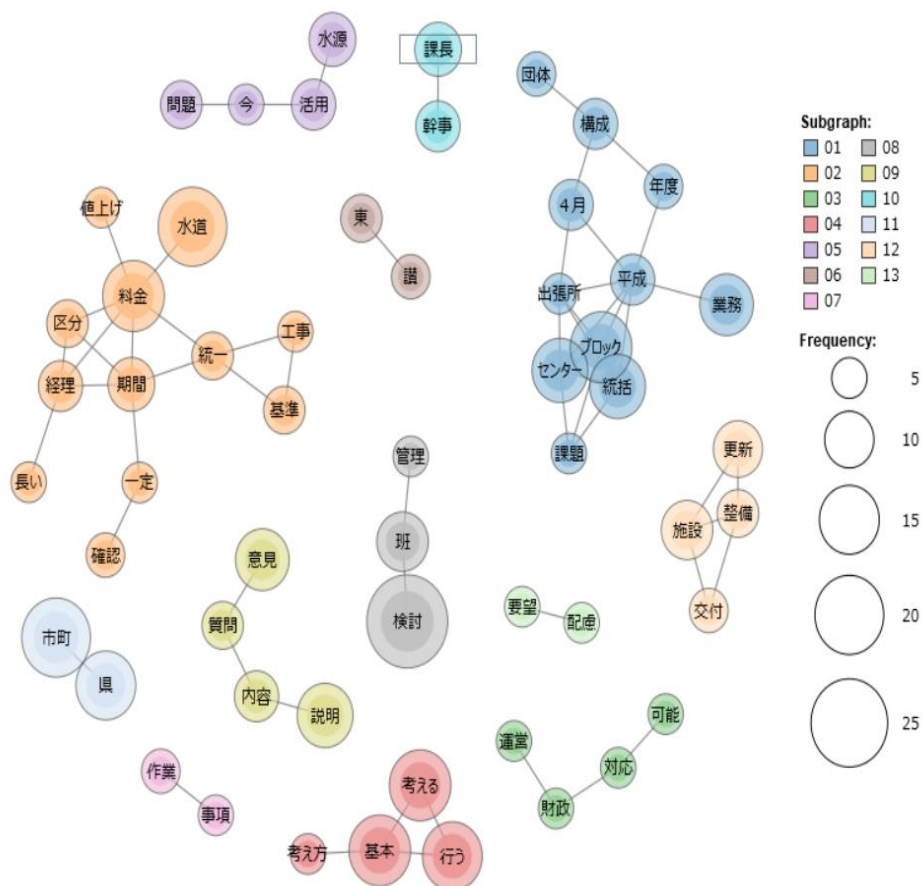


図 5 グループ 3 の代表例（香川県）の共起ネットワーク

出典：筆者作成

クラスター5の特徴語は、「事業」、「企業」、「県」、「思う」の順となっている。Jaccard 係数の値は、「事業」のみが 0.3 以上でグループ 1 の北海道と似た傾向を示している。共起する文章数も少ないことがわかる。また、動詞が上位にランクインしている点は、グループ 2 の宮城県との共通点である。

グループ 1 の北海道やグループ 2 の宮城県では、「料金」や「お願い」といった特徴語はまったく観察されなかったが、グループ 3 の香川県では、この 2 つの特徴語が抽出されている。逆にグループ 1 の北海道やグループ 2 の宮城県では、「施設」や「考える」という特徴語が検出されていたが、グループ 3 の香川県では現れていなかった。

表 3 グループ3代表例（香川県）の特徴語

含まれる文章数	クラスター5の特徴語						
	抽出語	品詞	全体	共起	Jaccard		
クラスター1	14	1	事業	名詞	19 (0.124)	16 (0.327)	0.3077
クラスター2	7	2	企業	名詞	17 (0.111)	11 (0.224)	0.2
クラスター3	5	3	県	名詞 C	12 (0.078)	10 (0.204)	0.1961
クラスター4	11	3	思う	動詞	12 (0.078)	10 (0.204)	0.1961
クラスター5	49	5	広域	名詞	14 (0.092)	10 (0.204)	0.1887
クラスター6	6	6	市町	名詞	15 (0.098)	10 (0.204)	0.1852
クラスター7	5	7	水道	名詞	14 (0.092)	9 (0.184)	0.1667
クラスター8	29	8	料金	名詞	10 (0.065)	8 (0.163)	0.1569
クラスター9	6	9	協議	サ変名詞	31 (0.203)	10 (0.204)	0.1429
クラスター10	10	10	お願い	サ変名詞	8 (0.052)	7 (0.143)	0.14

出典：筆者作成

4.4. グループ4の分析結果

グループ4は、通達発出以前から広域連携推進プランを検討しており、かつ報告書を開示しているグループである。岐阜県、大阪府、岡山県、熊本県の4府県が該当する。このうち、岐阜県の共起ネットワーク分析の結果とWard法とJaccard係数による特徴語の抽出結果を例示する。

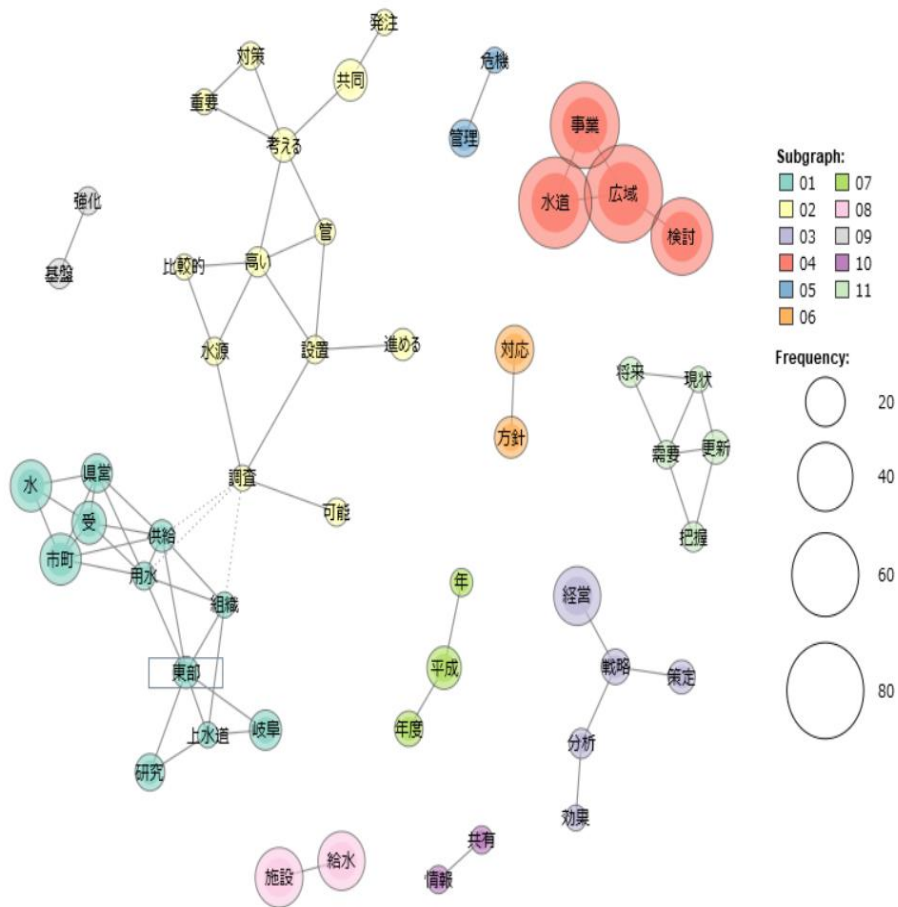


図 6 グループ 4 の代表例 (岐阜県) の共起ネットワーク

出典：筆者作成

図 6 から 11 のクラスターが存在していることがわかる。これを 4.1 と同様に特徴語を抽出した結果が表 4 である。グループ 4 の岐阜県でもクラスター 5 が最も含まれる文章数が多いが、グループ 3 の香川県と同様に文章数は 100 以下となっている。特徴語としては、「事業」「水道」「施設」「市町村」「市町」「水」が抽出されている。Jaccard 係数が 0.3 以上ある特徴語が 6 つもあることが他のグループには見られない特徴である。また、グループ 4 の岐阜県では動詞が観察されなかった点も特徴である。Jaccard 係数で 1 位の「事業」であっても共起する文章数は少ない。この点は、グループ 3 の香川県と共通する特徴である。各形態素の出現頻度もグループ 3 の香川県とグループ 4 の岐阜県は類似しているが、グループ 1 の北海道やグループ 2 の宮城県に比べて少ないことがわかる。

表 4 グループ4の代表例（岐阜県）の特徴語

含まれる文章数		クラスター5の特徴語					
		抽出語	品詞	全体	共起	Jaccard	
クラスター1	8	1	事業	名詞	34 (0.250)	22 (0.688)	0.5
クラスター2	7	2	水道	名詞	37 (0.272)	22 (0.688)	0.4681
クラスター3	4	3	施設	サ変名詞	18 (0.132)	13 (0.406)	0.3514
クラスター4	10	4	市町村	名詞	19 (0.140)	13 (0.406)	0.3421
クラスター5	32	5	市町	名詞	12 (0.088)	11 (0.344)	0.3333
クラスター6	3	6	水	名詞C	14 (0.103)	11 (0.344)	0.3143
クラスター7	4	7	地域	名詞	13 (0.096)	10 (0.313)	0.2857
クラスター8	13	8	給水	サ変名詞	18 (0.132)	11 (0.344)	0.2821
クラスター9	14	9	広域	名詞	52 (0.382)	18 (0.563)	0.2727
クラスター10	29	10	連携	サ変名詞	21 (0.154)	11 (0.344)	0.2619

出典：筆者作成

4.5. Jaccard 係数からみたグループ間比較

前節までは、各グループから代表的な都道府県を1つ選んで、比較を行ってきた。しかし、代表例ではなく、各グループの特徴語を比較することで、通達発出を契機として何らかの検討を別途に行うようになった場合とすでに何らかの行動を実行している場合で、広域化に対する対応に差があるのかについてアプローチできる。また、議事録と報告書という公開形式の違いによって、水道広域化に対する温度差がある可能性もある。

そこで、本節では、分析対象全体とグループごとに Jaccard 係数を利用して上位 20 語の特徴語を比較することで、差を検討する。

はじめに分析対象全体では、615 の特徴語が抽出された。そのうち、上位 20 語は、図 7

のとおりである。同様にグループ1では242、グループ2では149、グループ3では141、グループ4では83の特徴語が抽出されている。(図8～図11参照)なお、同じ形態素でも名詞でと動詞であるときがあるので、複数回の出現がみられる。図10と図11では黄色で示す。

分析対象全体で Jaccard 係数が 1 となる特徴語は、グループ 1 と 2 の Jaccard 係数が 1 のものと一致していることから、これらの影響が大きいことがわかる。

前節で各グループの代表例の特徴語として挙げたもので各グループ全体での特徴語としても抽出できたものを図8～図11では、赤色または赤枠で表示する。グループ1では、「事業」と「必要」、グループ2では「統合」、グループ3では「事業」、グループ4では「広域」「連携」が抽出できた。

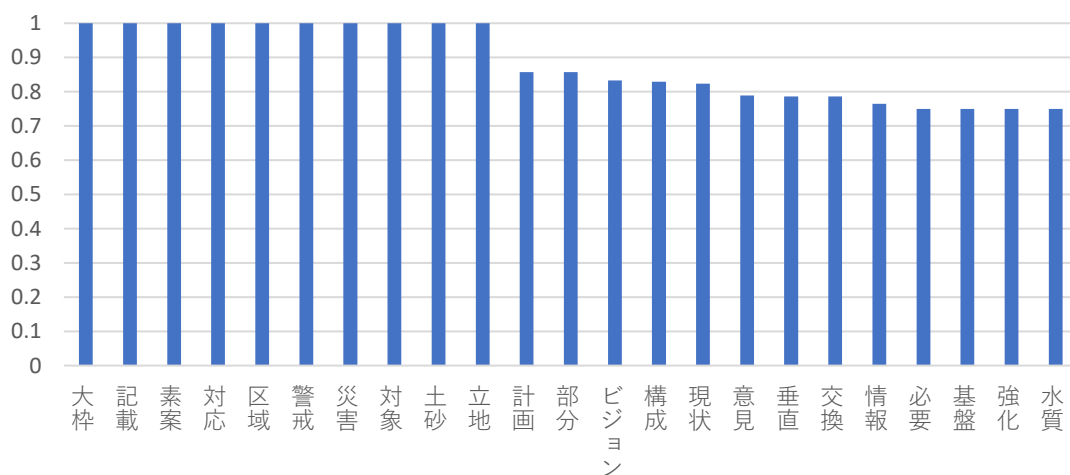


図7 分析対象全体の Jaccard 係数からみた特徴語 (TOP20)

出典：筆者作成

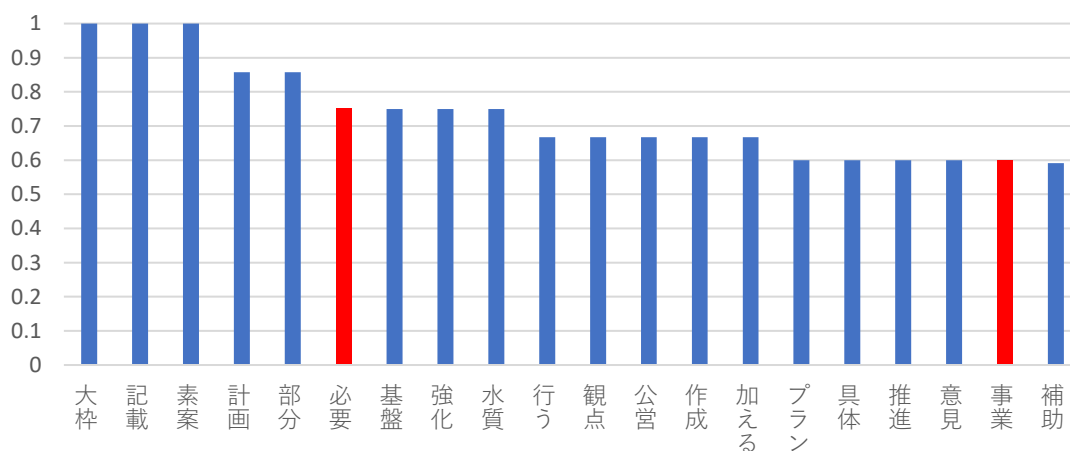


図8 グループ1の Jaccard 係数からみた特徴語 (TOP20)

出典：筆者作成

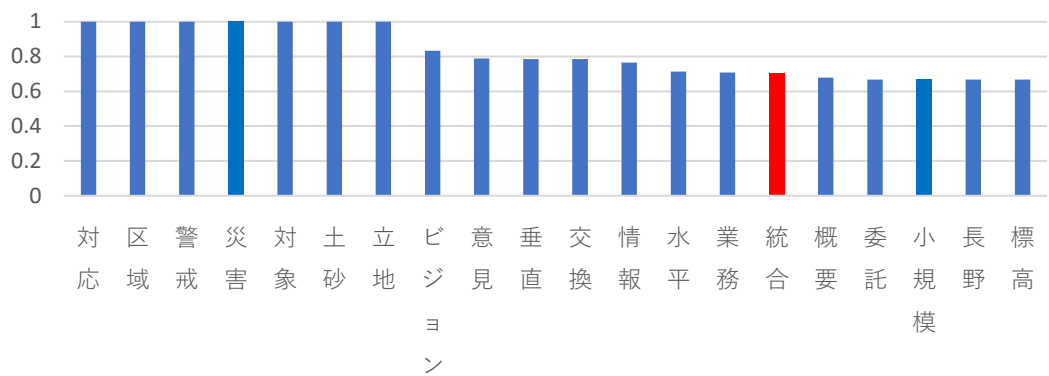


図 9 グループ 2 の Jaccard 係数からみた特徴語 (TOP20)

出典：筆者作成

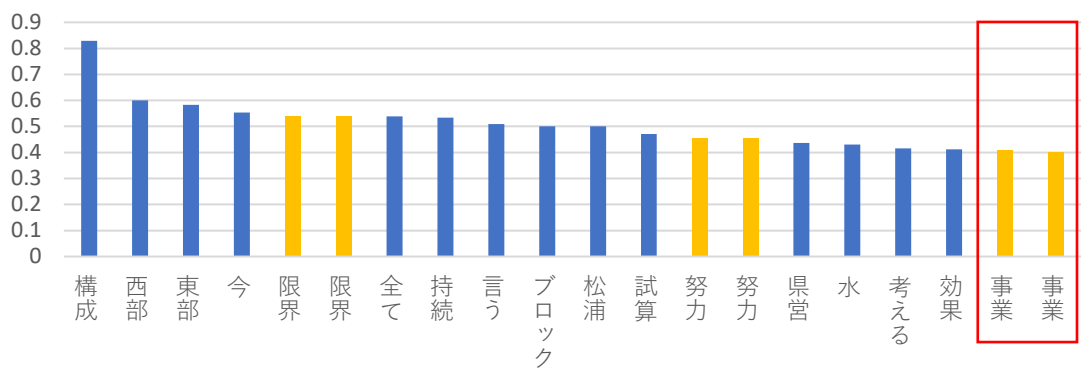


図 10 グループ 3 の Jaccard 係数からみた特徴語 (TOP20)

出典：筆者作成

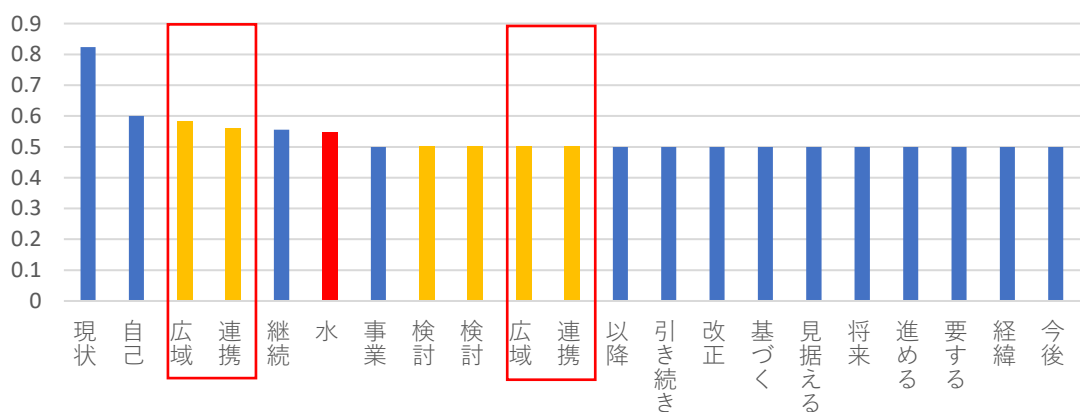


図 11 グループ 4 の Jaccard 係数からみた特徴語 (TOP20)

出典：筆者作成

5. まとめと今後の課題

本稿では、自治体からみた水道広域化の阻害要因の検証を行うため、First approach としてテキストマイニングによって水道広域化連携推進プラン作成の通達発出を契機とした、都道府県の検討状況を議事録と報告書の共起ネットワークの可視化と特徴語比較を行った。

2019年1月に総務省と厚生労働省が共同で水道広域化推進プランの作成を都道府県知事に対して要請した。本稿では、2023年5月時点で水道広域化推進プラン策定中とプラン作成に至るまでの議事録または報告書をインターネット上で非公開としている17県を除いた30都道府県を分析対象とした。この通達発出前後とプラン作成に至るまでの議事録または報告書の公開によって、4つのグループに分類し、各グループの代表例を比較分析した結果、通達発出以前から検討していた自治体と通達発出を契機として別途検討会等で検討した自治体では、共起ネットワークの形態素の出現頻度（frequency）とクラスター内に含まれる最大文章数に差があることがわかった。このことから、通達発出を契機として別途検討会を設置した場合には、数多くの文章が公開され、その結果として特徴語の出現頻度も多くなると考えられる。

Jaccard 係数によって最大文章数が含まれるクラスター内の特徴語を抽出した結果を比較すると、通達発出以前から検討している自治体では、「市町」が特徴語として抽出できるが、発出を契機とした場合には、「市町」は出現しなかった。この背景として、通達発出以前から水道広域化を検討していた自治体は水道広域化をボトムアップ型の課題としてとらえていた可能性を指摘できる。国からの通達を受けて検討会等を改めて設けて検討するということは、水道広域化をトップダウン型の課題と受け止め、対応が必要と認識していると解釈することもできるだろう。

議事録あるいは報告書の公開による差を検討した結果、議事録を公開している場合には、「企業」が特徴語として抽出されるが、報告書では抽出されなかった。また、Jaccard 係数の大小関係では、議事録を公開している場合には、最大でも0.3~0.4の間であったが、報告書では、「事業」が最大値0.5以上となっている。報告書では文章を校正し、多角的に検討して公表することから、類似度の高い表現が特徴語として抽出される結果につながったと考えられる。

その一方で、すべての代表例で Jaccard 係数の値は違うものの、「広域」「事業」が特徴語として抽出されている。

代表例ではなく、Jaccard 係数からみた各グループの比較では、議事録を公開しているグループ1とグループ3で「事業」が共通の特徴語として抽出できた。だが、報告書を公開しているグループ2とグループ4では「事業」は特徴語として抽出されなかった。よって、議事録の公開によって、「事業」が何かの事項として認識されていることが示唆される。

一方、通達発出を契機としたグループ1とグループ2に共通する特徴語がなく、通達発出前から検討していたグループ3とグループ4にも共通する特徴語がないことから、通達発出による影響は、代表例では大きくないことが考えられる。

このように分析結果が一定しない背景には、本稿の分析が First Approach であるための限界を示唆している。つまり、本稿では形態素解析を行う際に精度の高い専門用語の構築を行ったわけではないため、形態素の抽出精度が高くない。先行研究では、形態素解析に際して専門用語の辞書構築やクラスター分析等に ML が活用され始めている。今後は、データクレンジングの精度向上のために、ML を活用した専門用語辞書の構築を行うことで形態素解析の精度を上げることが課題である。同時に ML を利用して極性辞書を構築し、文章の極性（ネガポジ）分析を行い、水道広域化の阻害要因を抽出することも行っていきたい。

参考文献

青木玲子 (2023) 「第六次環境基本計画に不可欠な要素に関する考察」『環境経済・政策研究』 Vol.16 No.2, pp.28-34.

松元・林 (2022)

仲北浦淳基 (2022) 「「地方創生」における政策キーワードの変遷 —テキストマイニングによる「総合戦略」の分析—」『地域構想研究所紀要』 4, pp.43-58.

成澤拓実・鳥井原遼・塩崎洸・浅見泰司 (2022) 「自然言語処理を用いた立地適正化計画における誘導方針の類型化」『公益社団法人 日本都市計画学会 都市計画報告集』 No.21, pp.167-170.

那須川哲哉 (1999) 「テキストマイニングの普及にむけて：研究を実用化につなぐ課題への取組み」『人口知能学会誌』 24 (2) , pp.275-282.

那須川哲也編著 (2020) 『テキストマイニングの基礎技術と応用』金明哲監修 テキストアナリティクス 2, 岩波書店

M. E. J. Newman and M. Girvan (2004) “Finding and evaluating community structure in networks”, *Phys. Rev. E.*, 69, 026113.

齋藤朗宏 (2012) 「日本におけるテキストマイニングの応用」『The Society for Economic Studies The University of Kitakyushu Working Paper Series』 No. 2011-12.

新谷元嗣 (2023) 「テキスト情報と機械学習を用いた景気動向分析」『経済分析』第 208 号, pp.128-145.

Y. Shiozu et.al(2014) , "Does ICT promote the private provision of Local Public Goods?", in S. Yamamoto (Ed.): HIMI 2014, Part I, LNCS 8521, pp. 629–640.

湯田聰夫 (2008) 「コミュニティ抽出法とその展望」『オペレーションズ・リサーチ』 21, pp.529-535.

法人住民税均等割における超過課税の実証分析

地方分権に関する基本問題についての調査研究会・専門分科会

齊藤仁・広田啓朗・湯之上英雄

和歌山大学 武蔵大学 名古屋市立大学

December 1, 2023

Outline

- ① Introduction
- ② Data
- ③ Empirical strategy
 - Policy reaction function
 - Causal Inference
- ④ DID models: Prefectural level
- ⑤ DID models: Municipal level
- ⑥ Concluding remarks
- ⑦ Future Tasks
- ⑧ Appendix

Introduction

Introduction

- わが国における地方分権の進展
- 多様な地域性の中での分権化定理 → 地方分権のメリット
- 租税競争に代表される地方政府間の戦略的な関係
- 地方政府の政策による外部性
→ 地方分権のデメリット？
- (理論的に示される) 政策競争・外部性の有無や大きさ
- 全国で統一的な地方税財政制度
 - 地方政府間の税率の幅 (戦略集合) の小ささ
 - 地方政府間で税源はほぼ共通
- 法人住民税の「超過課税」に注目して, 戦略的相互関係やその因果関係を識別
- Spatial Model: 正の相互依存関係 (租税競争を示唆)
- Causal Inference: 相互依存関係の大きさは限定的

Literature: Empirical identification of policy interactions

Agrawal et al.(2022, JEconLit) による整理

地方の政策選択 (Local policy choice) の実証研究における 3つの目標

- 1 戦略的相互依存関係 (strategic interactions) の有無の検証
 - 政策反応関数 (policy reaction function) の推定
- 2 分権型税制度における外部効果 (external effects) の推定
 - 財政外部性 (fiscal externalities)
 - 近隣政府の課税ベースに対する政策変更の影響
 - 生産外部性 (production externalities)
 - 近隣政府の経済的アウトプットや経済成長への影響
- 3 政策相互依存 (policy interdependence) の因果メカニズムを識別
 - 現時点での重要課題とされている
 - fiscal competition, expenditure spillovers, Tiebout sorting, social learning, yardstick competition, or pocialital economy motives

上記 3点を明らかにすることの最終目標

地方分権で「競争が良いか悪いか」エビデンスを提供すること

Literature: Empirical identification of policy interactions

Agrawal et al.(2022, JEconLit)

- 因果メカニズムの識別を試みた実証研究が求められている
 - 空間ラグモデルによる政策反応関数の傾き ρ は、相互作用が厚生を改善させるか悪化させるかの情報や、メカニズムの情報を得られない
 - $\rho \neq 0$ は戦略的相互依存の存在は意味する
 - $\rho = 0$ は財政競争が存在しないことを意味するわけではない
 - 真のパラメータ ρ を推定できてもメカニズムの識別は困難

Literature: Identifying policy interactions using spatial and quasi-experimental approaches

Approach	Recent study	Country	Outcome	Policy interaction	Empirical strategy
Exploiting reforms by higher-level governments	Lyytikäinen(2012, JPubE)	Finland Municipality	Property tax	No	Spatial lag, Spatial IV
	Baskaran(2014, JPubE)	Germany Municipality	Business tax, Property tax	No	Spatial lag, DID
Discontinuities at borders	Agrawal(2015, AEJ:Policy)	U.S. Municipality	Sales tax	Tax competition	RD
	Agrawal(2016, JUE)	U.S. Municipality	Salse tax	Tax competition	IV
	Mast(2020, AEJ:Applied)	U.S. Towns in NY	Firm tax exemptions (property tax), Employment	Little effects to firm locations	IV
	Eugster and Parchet(2019, JPE)	Switzerland Municipality	Income tax, Expenditures	Tax competition	DID
	Parchet(2019, AEJ:Policy)	Switzerland Municipality	Income tax	Tax competition (strategic substitutes)	IV, Spatial lag
Close-elections	Insen(2014, JPubE)	Ohio in U.S. Local governments	Referenda revenue, Tax, Expenditures	No	RD (Referendums)

Data

- Panel data
- FY1993–FY2018
- Prefecture and Municipality in Japan
 - 『地方財政状況調査』
 - 『国税庁 統計年報 調査結果』: 都道府県別普通法人数, 資本金階級別法人数
 - 『事業所・企業統計調査』(96～06), 『経済センサス』(09～14): 事業所数(民間), 従業員数(民間)
 - 『市町村税課税状況等の調』
 - 『住民基本台帳人口』
 - 『統計でみる都道府県のすがた』



Empirical strategy

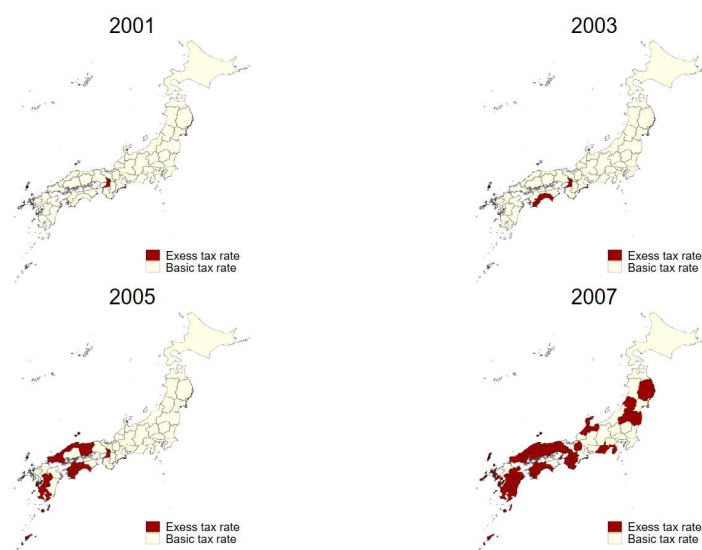


Policy reaction function

Policy reaction function

- 法人住民税均等割の超過課税
→ 先行団体の導入を受けて，近隣団体も追随
- 2001年に大阪府が導入
- 2003年に岡山県，高知県が導入
- その後，2005年頃までに西日本に伝播
- 2007年頃には全国に拡大

Treated group: 法人住民税均等割の超過課税導入状況



Policy reaction function

- Spatial Model で推定
- SAR, SEM, SAC をそれぞれ推定
→ SAC model が尤もらしい
- 相互依存関係を示すパラメータ ρ は正に有意
→ 「租税競争」の可能性を示唆

Policy reaction function: Spatial models

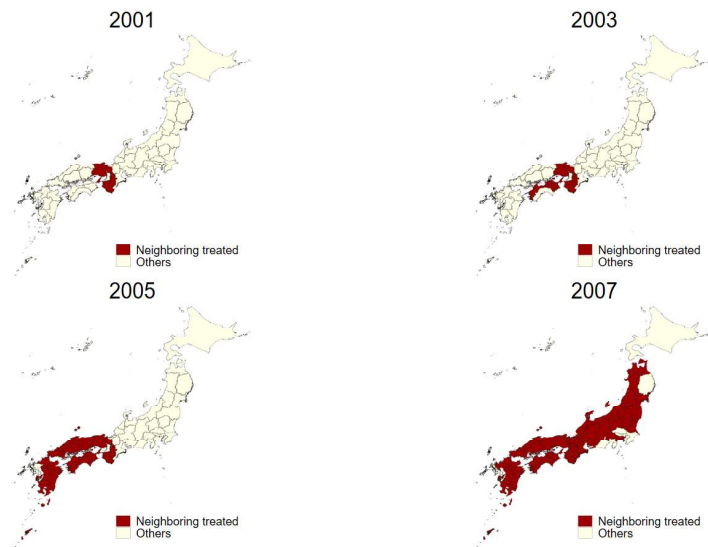
Variables	(1) Corp. tax	(2) Corp. tax	(3) Corp. tax
Pop.	-0.024*** [0.006]	-0.023*** [0.006]	-0.009** [0.004]
Pop.65	30.420** [12.108]	37.296*** [12.444]	34.283*** [9.707]
Pop.15	61.389*** [23.442]	53.280** [26.473]	-20.882 [17.132]
Income	0.009*** [0.001]	0.009*** [0.001]	0.005*** [0.001]
Small corp.	518.357*** [95.413]	493.033*** [96.556]	583.372*** [75.765]
Spatial (ρ)	0.122*** [0.032]		0.447*** [0.036]
Spatial (λ)		-0.005 [0.046]	-0.619*** [0.061]
Obs.	1,222	1,222	1,222
Pref.	47	47	47
Pref. FE	Yes	Yes	Yes
Year FE	Yes	Yes	Yes
Covariates	Yes	Yes	Yes
Spatial model	SAR	SEM	SAC
Log Likelihood	-2587	-2594	-2556

Causal Inference

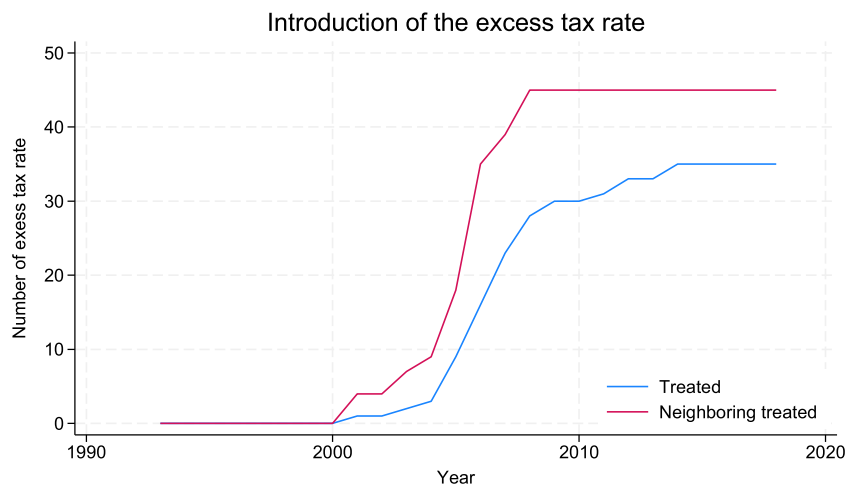
Causal Inference

- 近隣地域の超過課税導入は自地域には外生ショック
→ 先行団体の導入を Treatment として推定
- (例) 2001 年に大阪府が導入
→ 京都, 兵庫, 奈良, 和歌山が処置群
- DID や Event Study を用いて推定
- ただし伝播の速度がかなり速い
- Staggered DID についての対応が必要

Neighboring treated group



Treated group と Neighboring treated group の推移



Prefectural level

DID models neighboring treated: Prefectural level

- 近隣地域の超過課税導入は自地域には正の外部性
- 「租税競争」の可能性を示唆
- ただし、法人や事業所の移動は有意に推定されず

DID models neighboring treated: Prefectural level

Variables	(1) Corp. tax	(2) Corp. tax per employee	(3) Corp. tax per office	(4) Corp.	(5) Large corp.	(6) Small corp.	(7) Offices
Neighboring treated	1.391** [0.616]	0.070 [0.054]	0.437 [0.539]	-1,035.998 [769.220]	-91.051 [65.243]	-944.947 [741.066]	-2,991.250 [2,342.521]
Obs.	1,217	422	422	1,217	1,217	1,217	422
R2	0.963	0.986	0.987	0.999	0.993	0.999	0.987
Pref. FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Year FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Covariates	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes

- Covariates: 可住地面積, 年平均気温, 降水日数, 降水量, 災害被害額, 主要道路実延長, 公害苦情処理件数

DID models neighboring treated: Prefectural level

Variables	(8) Employees	(9) Employees per office	(10) Land price Residence	(11) Land price Commerce	(12) Land price Industry	(13) Land price All
Neighboring treated	-21,009.730 [21,834.074]	-0.043 [0.069]	-1.494** [0.648]	-1.058 [1.002]	-1.532* [0.826]	-1.274 [0.794]
Obs.	422	422	1,126	1,126	1,126	1,126
R2	0.990	0.976	0.547	0.684	0.705	0.640
Pref. FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Year FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Covariates	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes

- Covariates: 可住地面積, 年平均気温, 降水日数, 降水量, 災害被害額, 主要道路実延長, 公害苦情処理件数

DID models using EARLY neighboring treated: Prefectural level

- 先行団体の近隣地域に Treatment を限定
- 近隣地域の超過課税導入は自地域には負の外部性
- ただし，法人，特に小規模法人の移動が有意な結果として観察される

DID models using EARLY neighboring treated: Prefectural level

Variables	(1) Corp. tax	(2) Corp. tax per employee	(3) Corp. tax per office	(4) Corp.	(5) Large corp.	(6) Small corp.	(7) Offices
Early	-2.739*** [0.898]	-0.127*** [0.043]	-1.442** [0.705]	2,466.621* [1,372.191]	-53.094 [35.168]	2,519.715* [1,385.704]	-326.056 [4,487.119]
Obs.	1,035	359	359	1,035	1,035	1,035	359
R2	0.980	0.988	0.989	0.999	0.994	0.999	0.988
Pref. FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Year FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Covariates	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes

- Covariates: 可住地面積，年平均気温，降水日数，降水量，災害被害額，主要道路実延長，公害苦情処理件数

DID models using EARLY neighboring treated: Prefectural level

Variables	(8) Employees	(9) Employees per office	(10) Land price Residence	(11) Land price Commerce	(12) Land price Industry	(13) Land price All
Early	10,934.058 [21,310.934]	0.067 [0.134]	2.194*** [0.588]	1.758 [1.845]	2.706*** [0.715]	1.173 [0.997]
Obs.	359	359	958	958	958	958
R2	0.990	0.977	0.549	0.691	0.743	0.640
Pref. FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Year FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Covariates	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes

- Covariates: 可住地面積, 年平均気温, 降水日数, 降水量, 災害被害額, 主要道路実延長, 公害苦情処理件数

Municipal level

DID models: Municipal level

- 市町村にとって，所在都道府県の政策は外生変数
- 市町村にとって，近隣都道府県の政策は外生変数
- 都道府県の政策変更を Treatment として推定
- 所在県の超過課税導入は，自地域の法人住民税収に負の外部性
- 事業所や従業員の流出（負の外部性）も確認される
- 近隣都道府県の影響はほとんど認められない
- 地価に対しては負の外部性
- 統一的な地方税財政制度の下で，政策競争は観察されにくい!?
- Naive な DID では正しく推定できていない!?

DID models: Municipal level

Variables	(1) Corp. tax	(2) Corp. tax per employee	(3) Corp. tax per office	(4) Offices	(5) Employees	(6) Employees per office
Treated	-0.266** [0.108]	-22.902 [21.935]	-50.340* [30.233]	-51.677*** [17.370]	-391.046* [206.163]	0.045* [0.026]
Neighboring treated	-0.017 [0.061]	13.570 [15.774]	23.513 [25.734]	-36.719** [17.656]	-262.643 [171.254]	0.050** [0.024]
Obs.	37,727	13,585	13,585	13,585	13,585	13,585
R2	0.769	0.572	0.588	0.998	0.998	0.976
Municipal FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Year FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Covariates	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Municipal trend	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes

- Covariates: 人口，15 歳未満人口割合，65 歳以上人口割合，納税者当たり課税対象所得，職員数

DID models: Municipal level

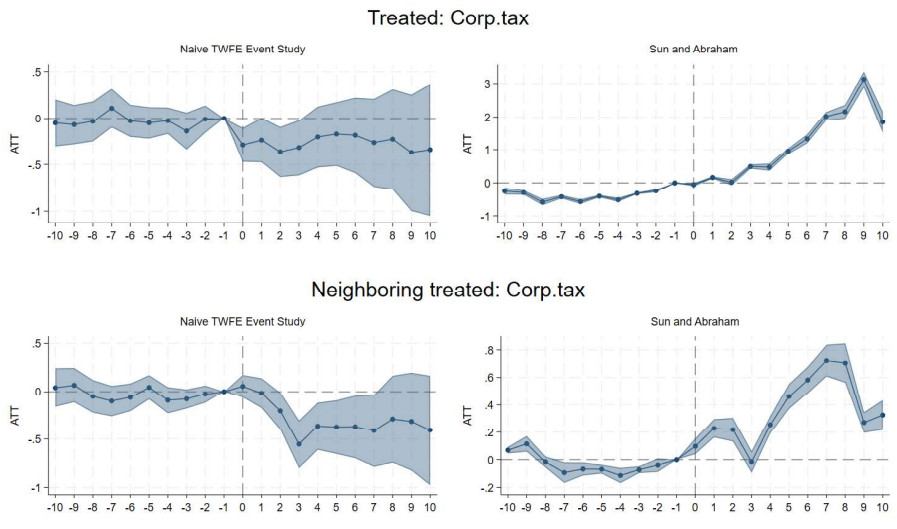
	(7)	(8)	(9)	(10)
Variables	Land price Residence	Land price Commerce	Land price Industry	Land price All
Treated	-0.003 [0.129]	0.298 [0.198]	1.477*** [0.529]	0.058 [0.142]
Neighboring treated	-1.452*** [0.153]	-2.072*** [0.257]	-1.979*** [0.460]	-1.583*** [0.164]
Observations	28,207	24,260	7,879	28,249
R-squared	0.469	0.447	0.376	0.470
Municipal FE	Yes	Yes	Yes	Yes
Year FE	Yes	Yes	Yes	Yes
Covariates	Yes	Yes	Yes	Yes
Municipal trend	Yes	Yes	Yes	Yes

- Covariates: 人口, 15歳未満人口割合, 65歳以上人口割合, 納税者当たり課税対象所得, 職員数

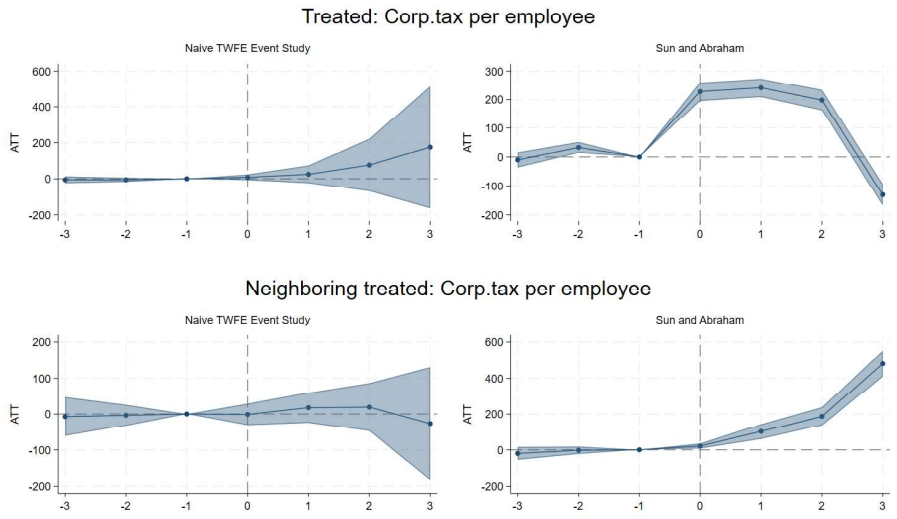
Event Study: Corporation tax

- Eventの発生時期の前後で, 各変数の動きを分析
- 所在都道府県や近隣都道府県の超過課税導入時期をEventに設定
- いわゆるEvent Studyに加えて, Sun and Abrahamによる推定も実施
- 所在地都道府県の超過課税
 - 法人住民税, 事業所数, 従業者数に負の外部性
- 近隣都道府県の超過課税
 - 法人住民税, 事業所数, 従業者数に正の外部性
 - 地価には負の外部性

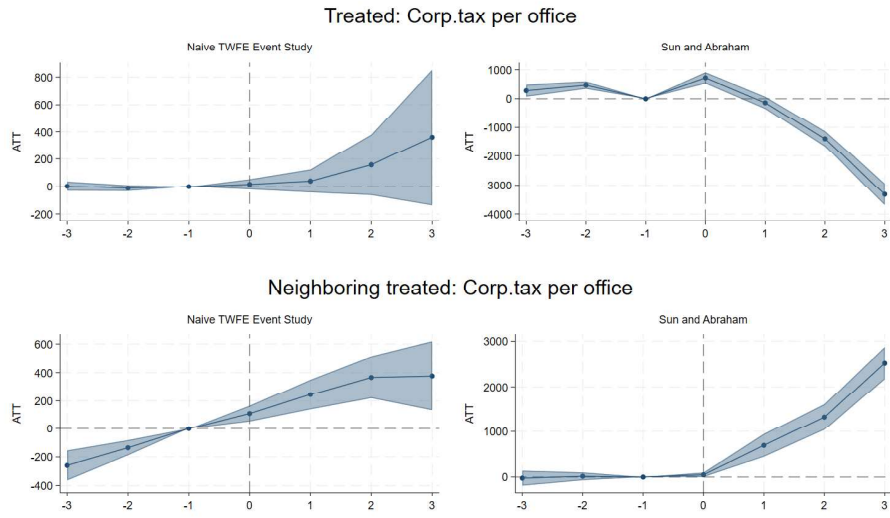
Event Study: Corpration tax



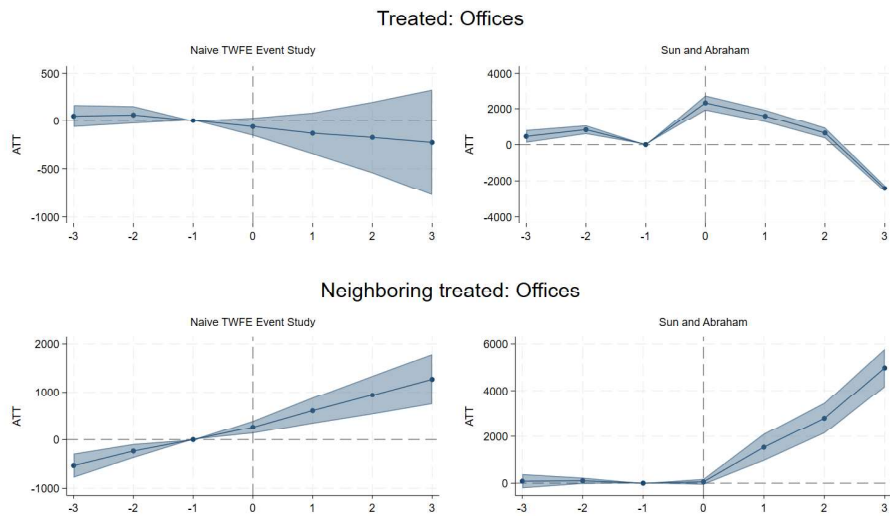
Event Study: Corp. tax per employee



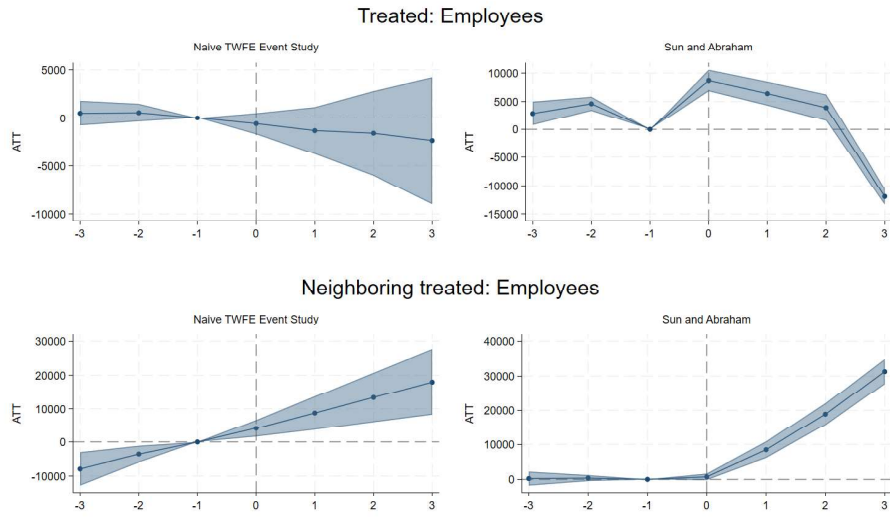
Event Study: Corp. tax per office



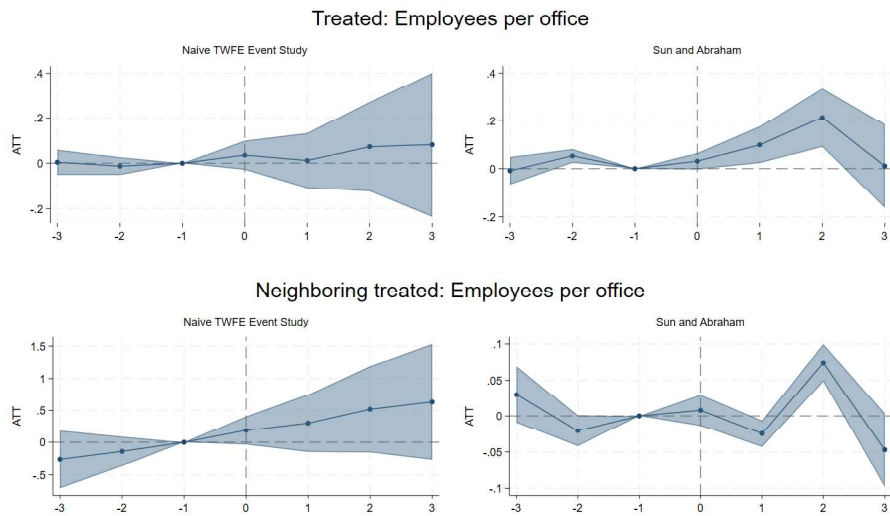
Event Study: Offices



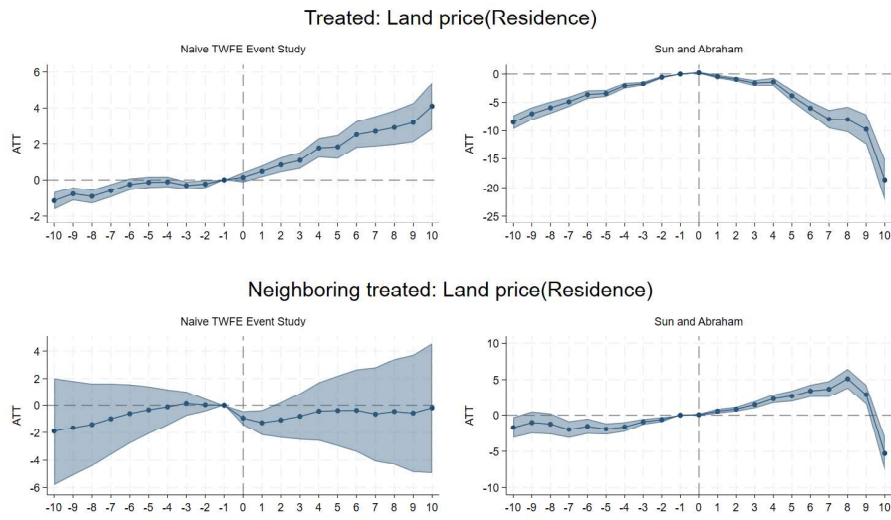
Event Study: Employees



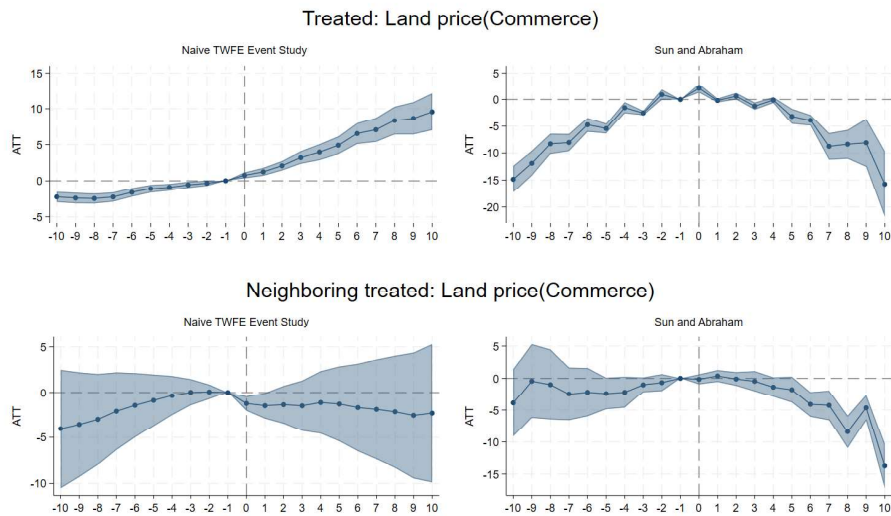
Event Study: Employees per office



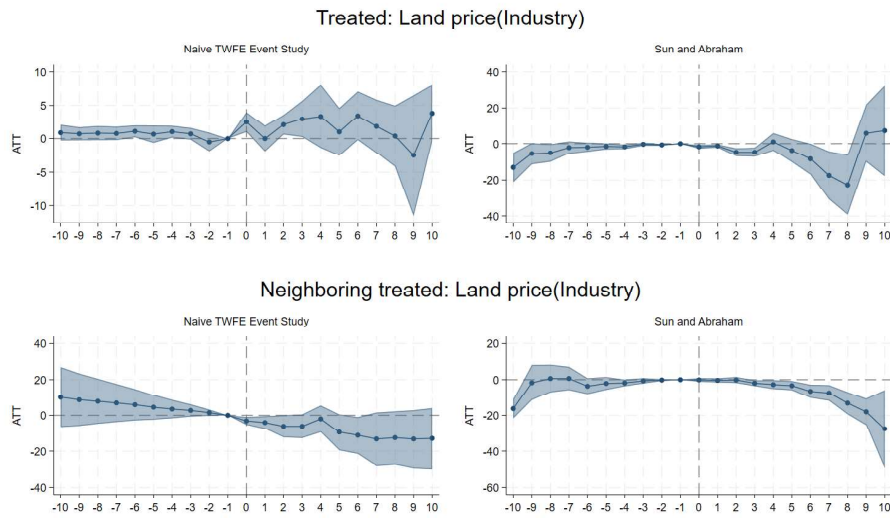
Event Study: Land price(Residence)



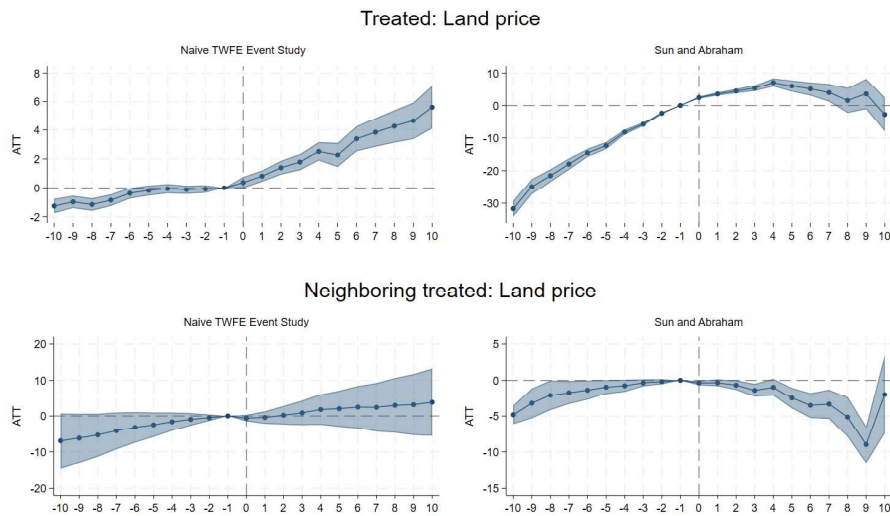
Event Study: Land price(Commerce)



Event Study: Land price(Industry)



Event Study: Land price



Concluding remarks

- 法人住民税について正の相互依存関係を確認 (Spatial Model)
- 近隣地域の超過課税によって、自地域には正の外部性
 - 自地域の税収増加
 - 事業所数の増加 (特に小規模事業所)
 - ただし効果は限定的である模様
- 都道府県による超過課税 (自地域)
 - 影響なし。場合によって負の外部性
- 近隣都道府県による超過課税
 - 法人住民税, 事業所数や従業員数について正の外部性

日本の地方政府間にも租税競争 (財政的相互依存関係) が認められる
ただし因果推論をふまえると, 相互依存関係の大きさは限定的となる
(Lyytikäinen (2012), Baskaran (2014) の指摘と整合的)

Future Tasks

- 都道府県境に存在する市町村への影響
- 各モデルにおける Time-varying 共変量の有無, 共変量の選択
- Sun and Abraham 以外の Staggered DID の推定で頑健性を確認
- 固定効果で震災の影響をどこまで考慮できているか
- 地価データの扱い方

Appendix

Policy reaction function: Spatial-DID models

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
Variables	Corp. tax	Corp. tax	Corp. tax	Corp. tax	Corp. tax	Corp. tax
Treated	3.391*** [0.225]	3.329*** [0.233]	3.441*** [0.224]	3.398*** [0.230]	2.993*** [0.245]	2.811*** [0.246]
Spatial (ρ)	0.057* [0.030]	0.056* [0.031]			0.239*** [0.054]	0.293*** [0.048]
Spatial (λ)			-0.013 [0.039]	-0.017 [0.047]	-0.295*** [0.080]	-0.436*** [0.080]
Obs.	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222	1,222
Pref.	47	47	47	47	47	47
Pref. FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Year FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Covariates	No	Yes	No	Yes	No	Yes
Spatial model	SAR	SAR	SEM	SEM	SAC	SAC
Log Likelihood	-2518	-2492	-2520	-2494	-2511	-2482

- Covariates: 人口, 65歳以上人口, 15歳未満人口, 納税者当たり課税対象所得, 1億円未満法人割合

法人住民税均等割における超過課税の実証分析

齊藤仁（和歌山大学）・広田啓朗（武蔵大学）・湯之上英雄（名古屋市立大学）

1. はじめに

- わが国における地方分権の進展
- 多様な地域性の中での分権化定理 → 地方分権のメリット
- 租税競争に代表される地方政府間の戦略的な関係
- 地方政府の政策による外部性
→ 地方分権のデメリット？
- （理論的に示される）政策競争・外部性の有無や大きさ
- 全国で統一的な地方税財政制度
 - 地方政府間の税率の幅（戦略集合）の小ささ
 - 地方政府間で税源はほぼ共通
- 法人住民税の「超過課税」に注目して、戦略的相互関係やその因果関係を識別
- Spatial Model: 正の相互依存関係（租税競争を示唆）
- Causal Inference: 相互依存関係の大きさは限定的

2. 分権化と政府間移転

分権化を推進する上での理論的な背景

- Tiebout(1956) や Oates(1972) による足による投票の議論や分権化定理
- 足による投票：
住民は自らの選好にもとづいて居住する地域を選択するため、効率性が達成される。
- 分権化定理：
地方公共財の供給において、中央集権的に供給を行うよりも、分権的に供給を行う方が効率的である。

住民に近い地方政府の方が、情報面、説明責任、政治的競争、ヤードステック競争、イノベーションの面で優れている場合がある。

平衡交付金は地方分権の便益を維持しつつ、公平性の実現も達成できる。

3. 先行研究

地方の政策選択について、Agrawal et al. (2022) による整理

- 1 戦略的相互依存関係 (strategic interactions) の有無の検証
 - 政策反応関数 (policy reaction function) の推定
- 2 分権型税制度における外部効果 (external effects) の推定
 - 財政外部性 (fiscal externalities)

- * 近隣政府の課税ベースに対する政策変更の影響
- 生産外部性 (production externalities)
 - * 近隣政府の経済的アウトプットや経済成長への影響
- 3 政策相互依存 (policy interdependence) の因果メカニズムを識別
 - 最近の研究では、空間的相互作用の効果は従来指摘されていた結果よりも小さいとされる (表 1)
 - * fiscal competition, expenditure spillovers, Tiebout sorting, social learning, yardstick competition, or political economy motives

政策競争の大きさを推定することは、地方分権のメリットとデメリットを判断するエビデンスとして重要である。

表 1: Literature: Identifying policy interactions using spatial and quasi-experimental approaches

Approach	Recent study	Country	Outcome	Policy interaction	Empirical strategy
Exploiting reforms by higher-level governments	Lyytikäinen(2012, JPubE)	Finland Municipality	Property tax	No	Spatial lag, Spatial IV
	Baskaran(2014, JPubE)	Germany Municipality	Business tax, Property tax	No	Spatial lag, DID
Discontinuities at borders	Agrawal(2015, AEJ:Policy)	U.S. Municipality	Sales tax	Tax competition	RD
	Eugster and Parchet(2019, JPE)	Switzerland Municipality	Income tax, Expenditures	Tax competition	DID
	Agrawal(2016, JUE)	U.S. Municipality	Sale tax	Tax competition	IV
	Mast(2020, AEJ:Applied)	U.S. Towns in NY	Firm tax exemptions (property tax), Employment	Little effects to firm locations	IV
	Parchet(2019, AEJ:Policy)	Switzerland Municipality	Income tax	Tax competition (strategic substitutes)	IV, Spatial lag
Close-elections	Insen(2014, JPubE)	Ohio in U.S. Local governments	Referenda revenue, Tax, Expenditures	No	RD (Referendums)

4. データ

- わが国の地方公共団体のパネルデータ
- 1993 年度–2018 年度 (財政年度)
- 都道府県と市町村をそれぞれ分析
 - 『地方財政状況調査』
 - 『国税庁 統計年報 調査結果』: 都道府県別普通法人数、資本金階級別法人数
 - 『事業所・企業統計調査』(96~06)、『経済センサス』(09~14): 事業所数(民間)、従業員数(民間)
 - 『市町村税課税状況等の調』
 - 『住民基本台帳人口』
 - 『統計でみる都道府県のすがた』

5. 推定方法

(1) 法人住民税均等割の超過課税

- 先行団体の導入を受けて、近隣団体も追随（図 1）
- 2001 年に大阪府が導入
- 2003 年に岡山県、高知県が導入
- その後、2005 年頃までに西日本に伝播
- 2007 年頃には全国に拡大
- 超過課税団体の広がりを受けて、超過団体に隣接する団体も拡大（図 2）

図 1: Treated group

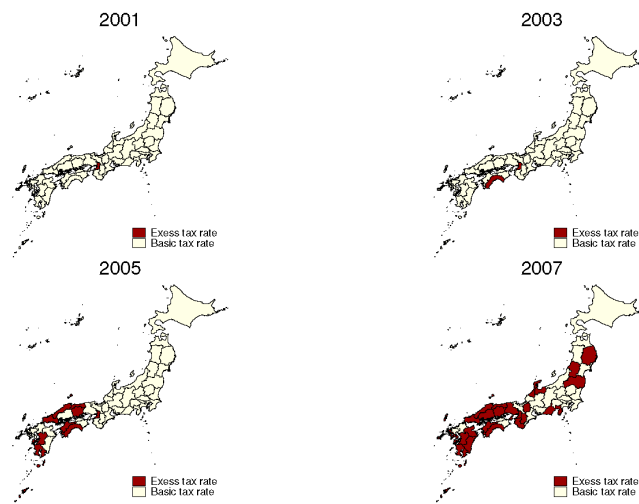
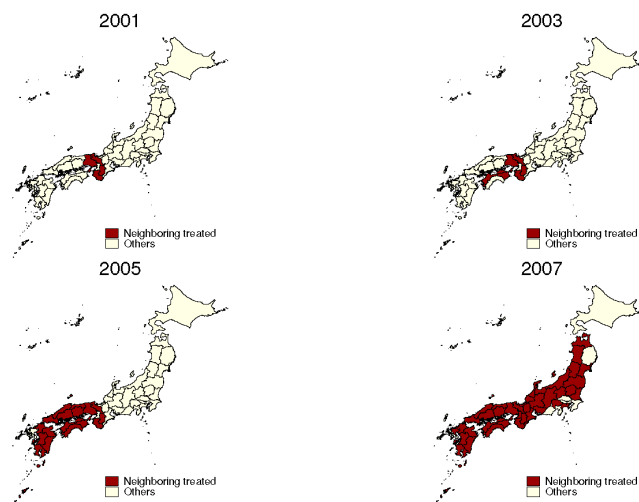


図 2: Neighboring treated group



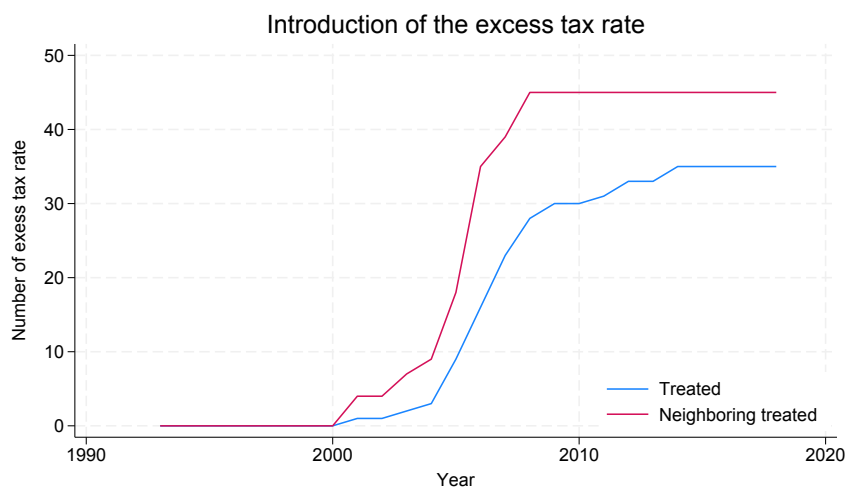
(2) 空間計量モデル

- Spatial Model で推定
- SAR, SEM, SAC をそれぞれ推定 (表 2)
→ SAC model が尤もらしい
- 相互依存関係を示すパラメータ ρ は正に有意
→ 「租税競争」の可能性を示唆

(3) 因果推論

- 近隣地域の超過課税導入は自地域には外生ショック
→ 先行団体の導入を Treatment として推定
- (例) 2001 年に大阪府が導入
→ 京都、兵庫、奈良、和歌山が処置群
- DID や Event Study を用いて推定
- ただし伝播の速度がかなり速い (図 3)
- Staggered DID についての対応が必要

図 3: Treated group と Neighboring treated group の推移



6. 推定結果

(1) 都道府県 (Spatial、表 2、DID、表 3 – 表 4)

- 近隣地域の超過課税導入は自地域には正の外部性
- 「租税競争」の可能性を示唆
- ただし、法人や事業所の移動は有意に推定されず

表 2: 推定結果: 都道府県、Spatial models

Variables	(1) Corp. tax	(2) Corp. tax	(3) Corp. tax
Pop.	-0.024*** [0.006]	-0.023*** [0.006]	-0.009** [0.004]
Pop.65	30.420** [12.108]	37.296*** [12.444]	34.283*** [9.707]
Pop.15	61.389*** [23.442]	53.280** [26.473]	-20.882 [17.132]
Income	0.009*** [0.001]	0.009*** [0.001]	0.005*** [0.001]
Small corp.	518.357*** [95.413]	493.033*** [96.556]	583.372*** [75.765]
Spatial (ρ)	0.122*** [0.032]		0.447*** [0.036]
Spatial (λ)		-0.005 [0.046]	-0.619*** [0.061]
Obs.	1,222	1,222	1,222
Pref.	47	47	47
Pref. FE	Yes	Yes	Yes
Year FE	Yes	Yes	Yes
Covariates	Yes	Yes	Yes
Spatial model	SAR	SEM	SAC
Log Likelihood	-2587	-2594	-2556

Note: Standard errors in parentheses.

表 3: DID models neighboring treated: Prefectural level

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
Variables	Corp. tax	Corp. tax per employee	Corp. tax per office	Corp.	Large corp.	Small corp.	Offices
Neighboring treated	1.391** [0.616]	0.070 [0.054]	0.437 [0.539]	-1,035.998 [769.220]	-91.051 [65.243]	-944.947 [741.066]	-2,991.250 [2,342.521]
Obs.	1,217	422	422	1,217	1,217	1,217	422
R2	0.963	0.986	0.987	0.999	0.993	0.999	0.987
Pref. FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Year FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Covariates	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes

Covariates: 可住地面積、年平均気温、降水日数、降水量、災害被害額、主要道路実延長、公害苦情処理件数
Clustered standard errors in parentheses.

表 4: DID models neighboring treated: Prefectural level

	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
Variables	Employees	Employees per office	Land price Residence	Land price Commerce	Land price Industry	Land price All
Neighboring treated	-21,009.730 [21,834.074]	-0.043 [0.069]	-1.494** [0.648]	-1.058 [1.002]	-1.532* [0.826]	-1.274 [0.794]
Obs.	422	422	1,126	1,126	1,126	1,126
R2	0.990	0.976	0.547	0.684	0.705	0.640
Pref. FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Year FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Covariates	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes

Covariates: 可住地面積、年平均気温、降水日数、降水量、災害被害額、主要道路実延長、公害苦情処理件数
Clustered standard errors in parentheses.

(2) 都道府県 (Early neighboring treated、表 5 – 表 6)

- 先行団体の近隣地域に Treatment を限定
- 近隣地域の超過課税導入は自地域には負の外部性
- ただし、法人、特に小規模法人の移動が有意な結果として観察される

表 5: DID models using early neighboring treated: Prefectural level

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)
Variables	Corp. tax	Corp. tax per employee	Corp. tax per office	Corp.	Large corp.	Small corp.	Offices
Early	-2.739*** [0.898]	-0.127*** [0.043]	-1.442** [0.705]	2,466.621* [1,372.191]	-53.094 [35.168]	2,519.715* [1,385.704]	-326.056 [4,487.119]
Obs.	1,035	359	359	1,035	1,035	1,035	359
R2	0.980	0.988	0.989	0.999	0.994	0.999	0.988
Pref. FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Year FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Covariates	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes

Covariates: 可住地面積、年平均気温、降水日数、降水量、災害被害額、主要道路実延長、公害苦情処理件数
Clustered standard errors in parentheses.

表 6: DID models using EARLY neighboring treated: Prefectural level

	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	(13)
Variables	Employees	Employees per office	Land price Residence	Land price Commerce	Land price Industry	Land price All
Early	10,934.058 [21,310.934]	0.067 [0.134]	2.194*** [0.588]	1.758 [1.845]	2.706*** [0.715]	1.173 [0.997]
Obs.	359	359	958	958	958	958
R2	0.990	0.977	0.549	0.691	0.743	0.640
Pref. FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Year FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Covariates	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes

Covariates: 可住地面積、年平均気温、降水日数、降水量、災害被害額、主要道路実延長、公害苦情処理件数
Clustered standard errors in parentheses.

(3) 市町村 (Difference in Differences、表 7 – 表 8)

- 市町村にとって、所在都道府県の政策は外生変数と考えられる
- 市町村にとって、近隣都道府県の政策は外生変数と考えられる
- 都道府県の政策変更を Treatment として推定
- 所在県の超過課税導入は、自地域の法人住民税収に負の外部性
- 事業所や従業員の流出 (負の外部性) も確認される
- 近隣都道府県の影響はほとんど認められない
- 地価に対しては負の外部性
- 統一的な地方税財政制度の下で、政策競争は観察されにくい可能性
- Casual な DID では正しく推定できていない可能性

表 7: DID models: Municipal level

	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)
Variables	Corp. tax	Corp. tax per employee	Corp. tax per office	Offices	Employees	Employees per office
Treated	-0.266** [0.108]	-22.902 [21.935]	-50.340* [30.233]	-51.677*** [17.370]	-391.046* [206.163]	0.045* [0.026]
Neighboring treated	-0.017 [0.061]	13.570 [15.774]	23.513 [25.734]	-36.719** [17.656]	-262.643 [171.254]	0.050** [0.024]
Obs.	37,727	13,585	13,585	13,585	13,585	13,585
R2	0.769	0.572	0.588	0.998	0.998	0.976
Municipal FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Year FE	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Covariates	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes
Municipal trend	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes	Yes

Covariates: 人口、15 歳未満人口割合、65 歳以上人口割合、納税者当たり課税対象所得、職員数
Clustered standard errors in parentheses.

表 8: DID models: Municipal level

	(7)	(8)	(9)	(10)
Variables	Land price Residence	Land price Commerce	Land price Industry	Land price All
Treated	-0.003 [0.129]	0.298 [0.198]	1.477*** [0.529]	0.058 [0.142]
Neighboring treated	-1.452*** [0.153]	-2.072*** [0.257]	-1.979*** [0.460]	-1.583*** [0.164]
Observations	28,207	24,260	7,879	28,249
R-squared	0.469	0.447	0.376	0.470
Municipal FE	Yes	Yes	Yes	Yes
Year FE	Yes	Yes	Yes	Yes
Covariates	Yes	Yes	Yes	Yes
Municipal trend	Yes	Yes	Yes	Yes

Covariates: 人口、15 歳未満人口割合、65 歳以上人口割合、納税者当たり課税対象所得、職員数
Clustered standard errors in parentheses.

(4) 市町村 (Event Study、図 4 – 図 13)

- Event の発生時期の前後で、各変数の動きを分析
- 所在都道府県や近隣都道府県の超過課税導入時期を Event に設定
- いわゆる Event Study に加えて、Sun and Abraham による推定も実施
- 所在地都道府県の超過課税
 - 法人住民税、事業所数、従業者数に負の外部性
- 近隣都道府県の超過課税
 - 法人住民税、事業所数、従業者数に正の外部性
 - 地価には負の外部性

Figure 4: Event Study: Corporation tax

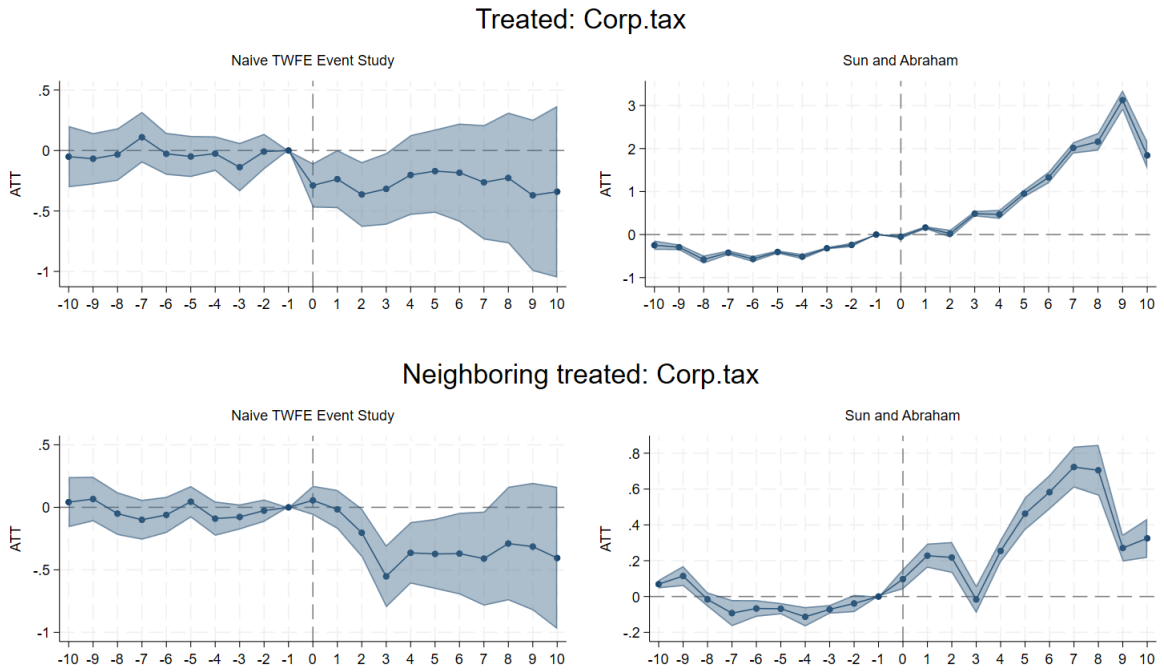


Figure 5: Event Study: Corp. tax per employee

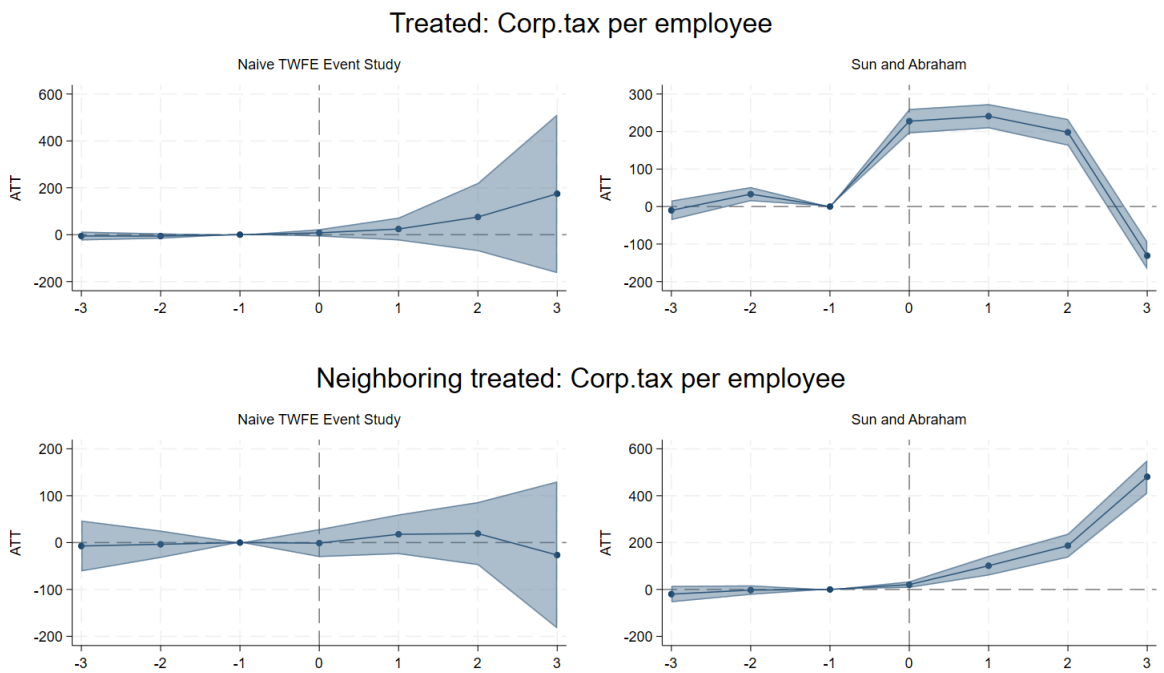


Figure 6: Event Study: Corp. tax per office

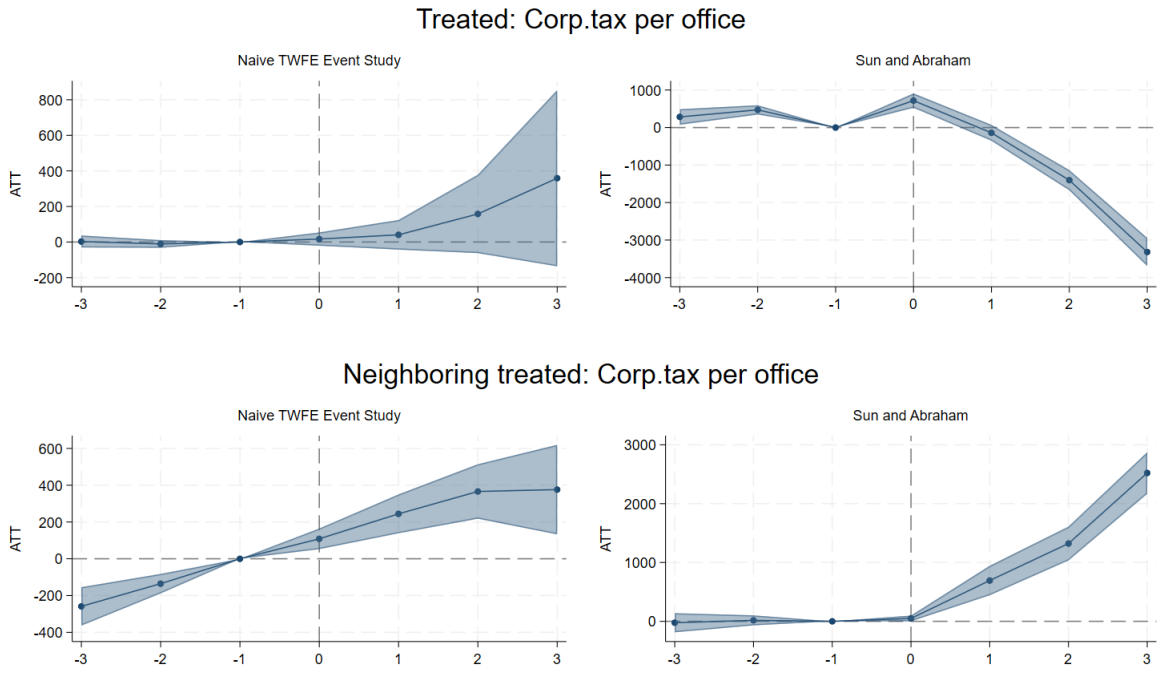
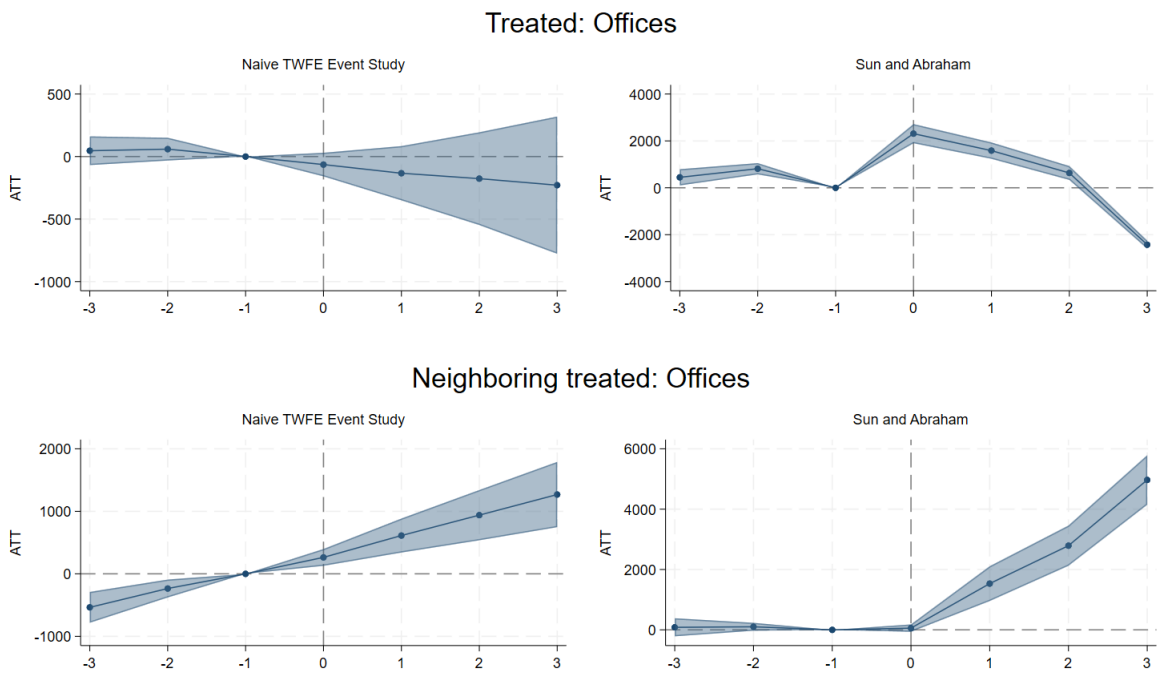
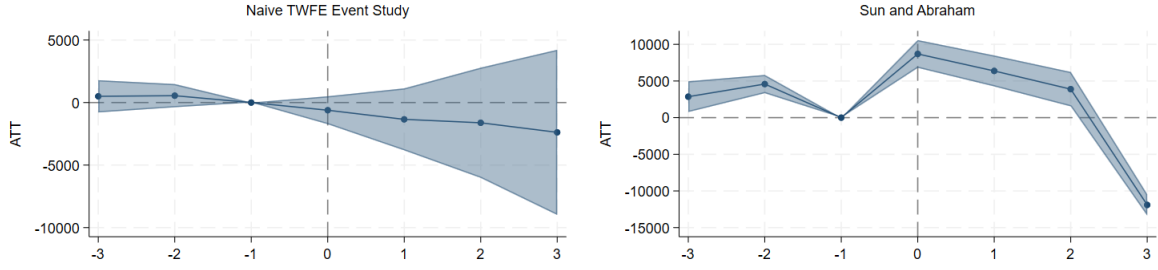


Figure 7: Event Study: Offices

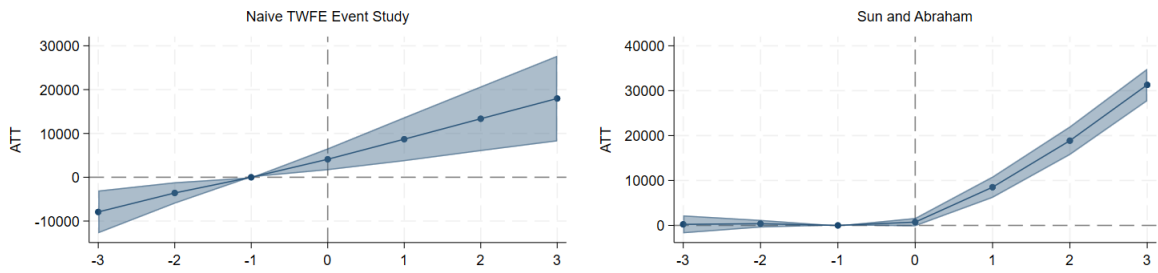


☒ 8: Event Study: Employees

Treated: Employees

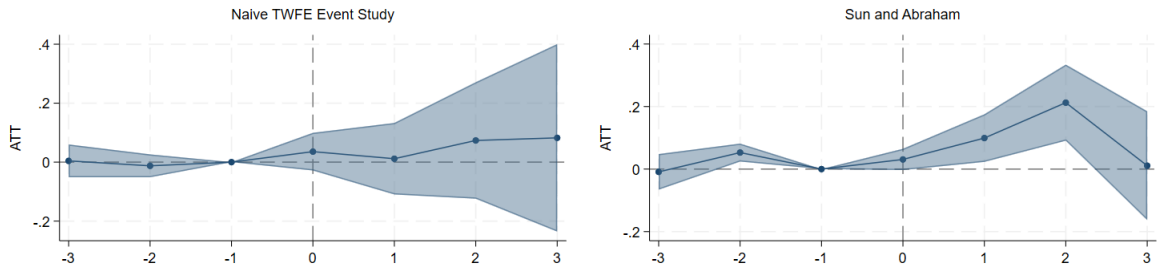


Neighboring treated: Employees

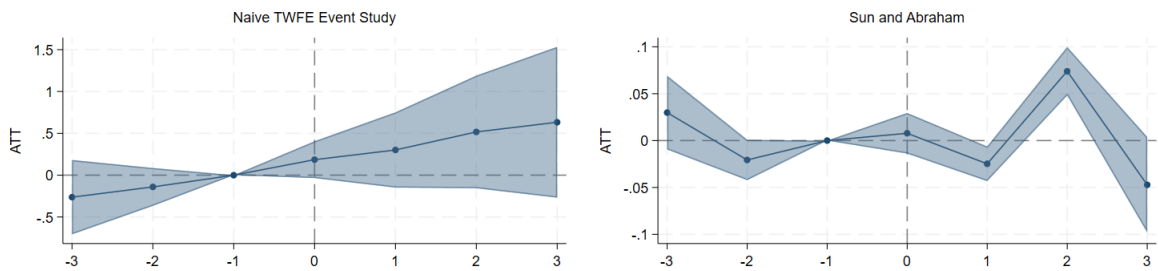


☒ 9: Event Study: Employees per office

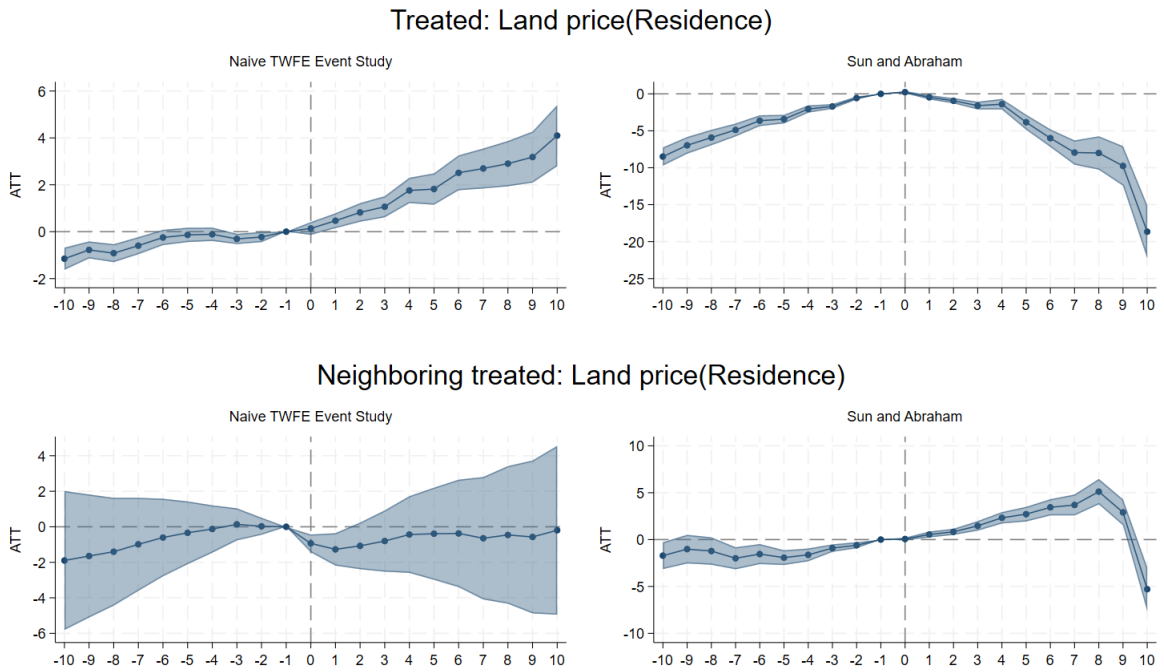
Treated: Employees per office



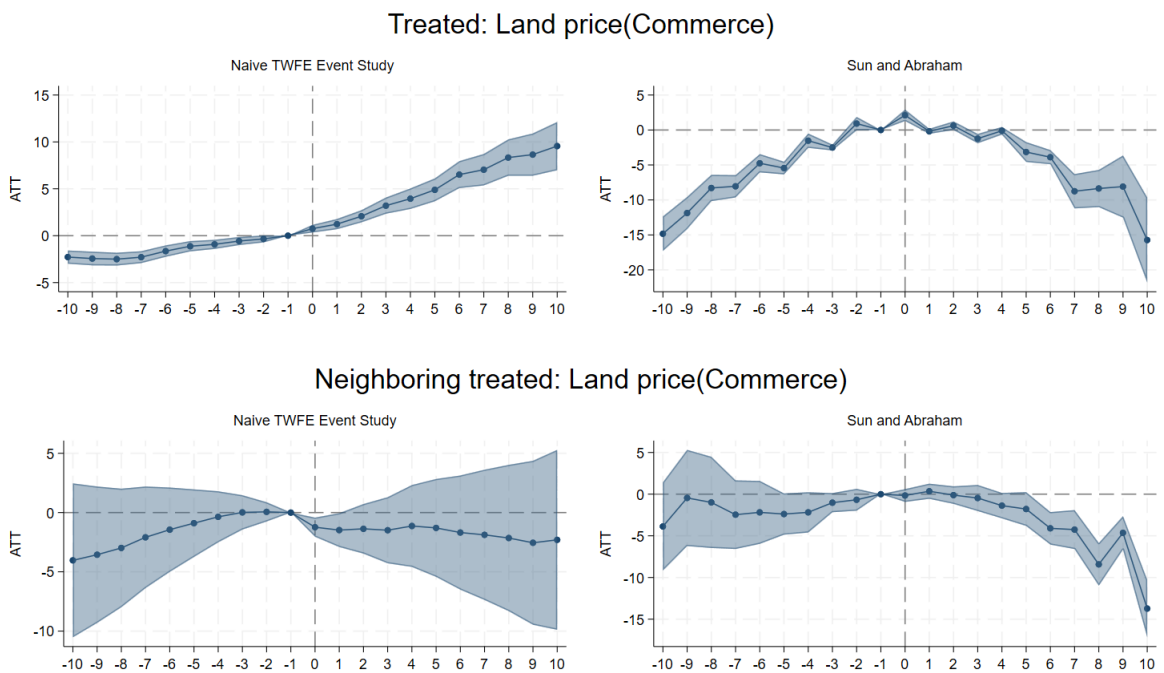
Neighboring treated: Employees per office



☒ 10: Event Study: Land price(Residence)

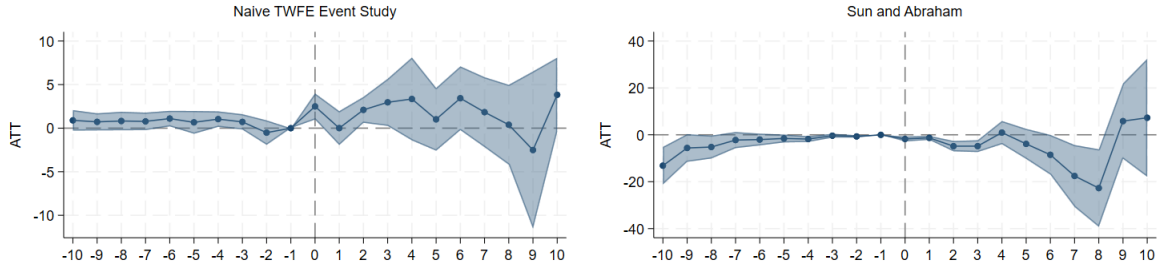


☒ 11: Event Study: Land price(Commerce)

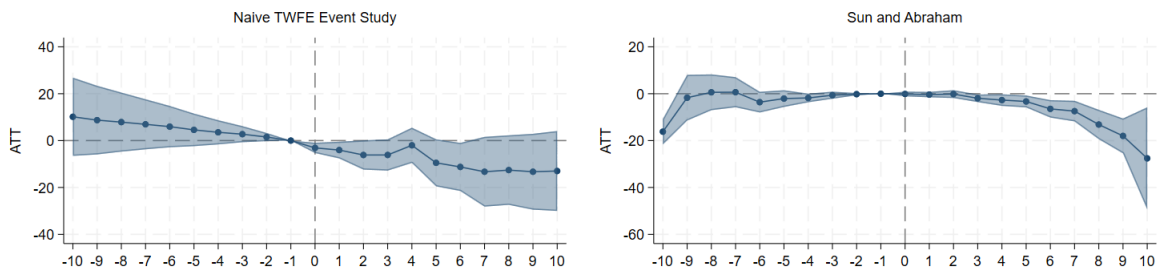


☒ 12: Event Study: Land price(Industry)

Treated: Land price(Industry)

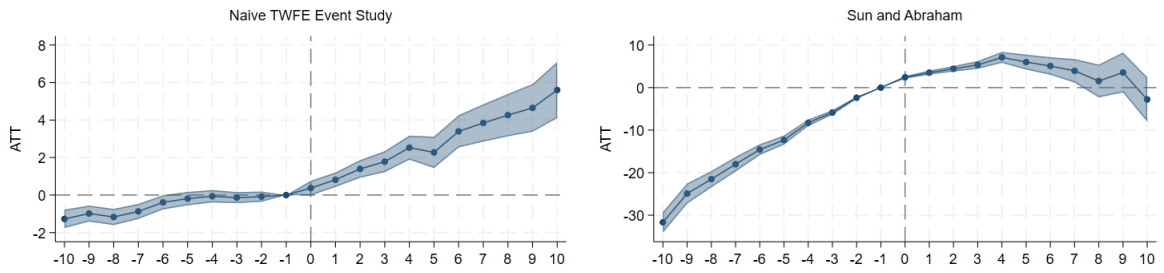


Neighboring treated: Land price(Industry)

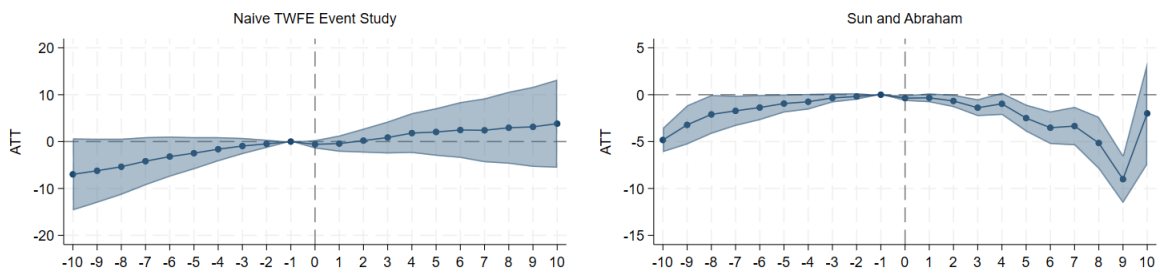


☒ 13: Event Study: Land price

Treated: Land price



Neighboring treated: Land price



7. おわりに

- 法人住民税について正の相互依存関係を確認 (Spatial Model)
- 近隣地域の超過課税によって、自地域には正の外部性
 - 自地域の税収増加
 - 事業所数の増加 (特に小規模事業所)
 - ただし効果は限定的である模様
- 都道府県による超過課税 (自地域)
 - 影響なし。場合によって負の外部性
- 近隣都道府県による超過課税
 - 法人住民税、事業所数や従業員数について正の外部性
- 日本の地方政府間にも租税競争 (財政的相互依存関係) が認められる
ただし因果推論をふまえると、相互依存関係の大きさは限定的となる
(Lyytikäinen (2012), Baskaran (2014) の指摘と整合的)

今後の課題

- 都道府県境に存在する市町村への影響
- 各モデルにおける Time-varying 共変量の有無、共変量の選択
- Sun and Abraham 以外の Staggered DID の推定による頑健性の確認
- 震災の影響を固定効果でどこまで考慮できているか
- 地価データの扱い方

謝辞

本研究に対して、日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 (B) (No.20H01450、No.20H01504、No.22H00856)、日本学術振興会科学研究費補助金・基盤研究 (C) (No. 22K01542)、名古屋市立大学令和 5 年度特別研究奨励費 (No. 2350004) からの支援を受けた。記して感謝したい。

参考文献

- [1] Agrawal, David R., (2015), “The Tax Gradient: Spatial Aspects of Fiscal Competition,” *American Economic Journal: Economic Policy*, 7(2), pp. 1–29.
- [2] Agrawal, David R., (2016), “Local fiscal competition: An application to sales taxation with multiple federations,” *Journal of Urban Economics*, 91, pp. 122–138.
- [3] Agrawal, David R., William H. Hoyt, and John D. Wilson, (2022), “Local Policy Choice: Theory and Empirics,” *Journal of Economic Literature*, 60(4), pp. 1378–1455.
- [4] Baskaran, Thushyanthan, (2014), “Identifying local tax mimicking with administrative borders and a policy reform,” *Journal of Public Economics*, 118, pp. 41–51.
- [5] Eugster, Beatrix and Raphaël Parchet, (2014), “Culture and Taxes,” *Journal of Political Economy*, 127(1), pp. 296–337.

- [6] Isen, Adam, (2014), “Do local government fiscal spillovers exist? Evidence from counties, municipalities, and school districts,” *Journal of Public Economics*, 110, pp. 57–73.
- [7] Lyytikäinen, Teemu, (2012), “Tax competition among local governments: Evidence from a property tax reform in Finland,” *Journal of Public Economics*, 96, pp. 584–595.
- [8] Mast, Evan, (2020), “Race to the Bottom? Local Tax Break Competition and Business Location,” *American Economic Journal: Applied Economics* , 12(1), pp. 288–317.
- [9] Oates, Wallace E., (1972), *Fiscal Federalism*, Harcourt Brace Jovanovich Inc., New York.
- [10] Parchet, Raphaël, (2019), “Are Local Tax Rates Strategic Complements or Strategic Substitutes?,” *American Economic Journal: Economic Policy*, 11(2), pp. 189–224.
- [11] Tiebout, Charles M., (1956), “A Pure Theory of Local Expenditure,” *Journal of Political Economy*, 64(5), pp. 416–424.
- [12] 松本睦 (2014) 『租税競争の経済学』 有斐閣.

財政調整基金の現状 -地方財政制度からの考察-

2023年12月1日
第6回 基本問題研究会・専門分科会

中京大学経済学部
齊藤由里恵

0

本日の内容と問題意識

1. 地方自治体の財政調整基金の増加について指摘が続く
2. 先行研究にて財政調整基金の増加の要因・理由が分析
3. 不測の事態を経ての財政調整基金の状況
4. 災害を経ての財政調整基金の状況

今後

災害や不測の事態への対応する地方財政制度等から
財政調整基金の目安について考察

1

財政調整基金における議論

・経済財政諮問会議（2017年5月11日）

積立金の現在高、増加幅が顕著であることを踏まえ、「その背景・要因について、実態を把握・分析するとともに、各自治体において説明責任を果たすよう促すべき」、「国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて、地方財政計画への反映等の改善方策を検討すべき。」

・全国知事会（2017年7月）

「基金の積立て等により年度間調整をせざるを得ないのであり、地方の基金残高が増加していることをもって、地方財政に余裕があるかのような議論は妥当でなく、断じて容認できない。」

3

2

財政調整基金における先行研究

・小西(2015)

2009年度～2013年度に地方自治体の財政調整基金の増加は、景気回復による地方税収増大の他、国の経済対策による財源を通常の財源と振り返ることで基金造成を進めた可能性。2000年代前半の地方財政圧縮に対する反動。

・宮下・鷺見(2017)、宮下・鷺見(2020)

合併市町村は合併算定替えによって増加した普通交付税を財政調整基金の積み立てにしている。町村は、一本算定への引き戻しによる影響が大きいとの予測から、財政調整基金の積み増しに積極的。高齢者人口比率が多い市町村で財政調整基金の規模が大きい。積立金を確保するために、公債費負担の削減によって財源を生み出している可能性。

・石川・赤井(2022)

コロナ禍における地方が担う事業に対する財源措置により、単年度収支、財政調整基金の両方が改善された団体4割、単年度収支のみの改善が2割、財政調整基金のみの改善が3割みられる。

4

2

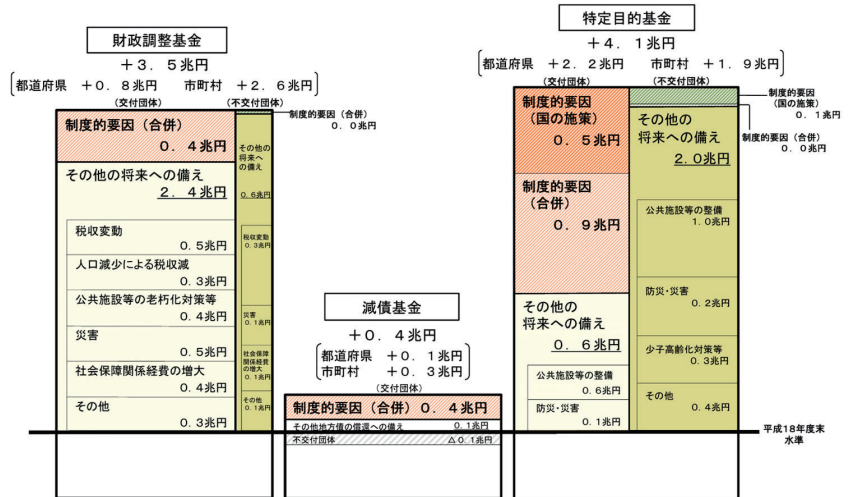
地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査①

● 地方公共団体の基金残高 (平成18年度末・平成28年度末)

- 都道府県:3.1兆円増
- 市町村:4.8兆円増
 - 交付団体:5.3兆円増
 - 不交付団体:2.7兆円増
 - 合併団体:2.8兆円増
 - 非合併団体:1.5兆円増

(2) 基金の種類別の分析

○ 基金残高の増加要因を基金の種類別に整理すると以下のとおりとなる。



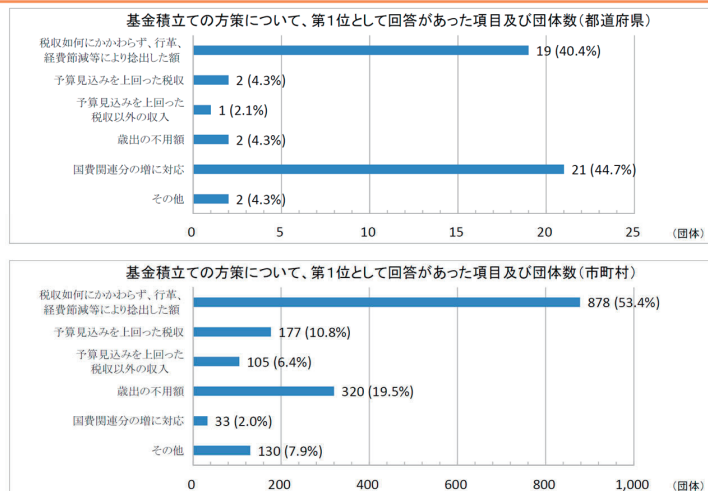
(出所) 総務省(2017)『地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果のポイント及び分析』より引用

2

地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査②

(1) 基金積立ての方策

○ 基金積立ての方策として、その財源をどのように確保したかについては、都道府県では「国費関連分の増に対応」及び「行革、経費節減等により捻出した額」、市町村では「行革、経費節減等により捻出した額」及び入札差金など事業執行で発生した「歳出の不用額」との回答が多かった。



(注) 市町村は一部事務組合等を含まない。

10

(出所) 総務省(2017)『地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果のポイント及び分析』より引用

2

地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査③

(2) 財政調整基金の積立での考え方

- 財政調整基金の規模の考え方として、都道府県では「過去の取崩実績（災害等）から必要と考えられる額」、「決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立」、「標準財政規模等の一定割合」が多く、市町村では「決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立」、「標準財政規模等の一定割合」、「過去の取崩実績（災害等）から必要と考えられる額」が多かった。
- 「標準財政規模等の一定割合」と回答した団体のうち、都道府県・市町村ともに「標準財政規模の一定割合」が最も多く、その具体的水準としては、都道府県では「5%以下」、「5%超10%以下」、市町村では「5%超10%以下」、「10%超20%以下」が多かった。

考え方区分	回答数（構成比）	
	都道府県	市町村
標準財政規模等の一定割合	15 (31.9%)	421 (24.2%)
標準財政規模の一定割合	14 (29.8%)	376 (21.6%)
予算規模の一定割合	1 (2.1%)	57 (3.3%)
一般財源の一定割合	0 (0.0%)	9 (0.5%)
過去の取崩実績（災害等）から必要と考えられる額	16 (34.0%)	279 (16.0%)
合併算定額による普通交付税措置額を踏まえて必要と考えられる額	0 (0.0%)	174 (10.0%)
決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立	16 (34.0%)	1,324 (76.0%)
その他	16 (34.0%)	200 (11.5%)

(注) 市町村は一部事務組合等を含まない。
複数選択可であるため、市町村の標準財政規模、予算規模及び一般財源の一定割合の合計と標準財政規模等の一定割合の数値は一致しない。

<「標準財政規模等の一定割合」として回答のあった具体的な積立での水準>

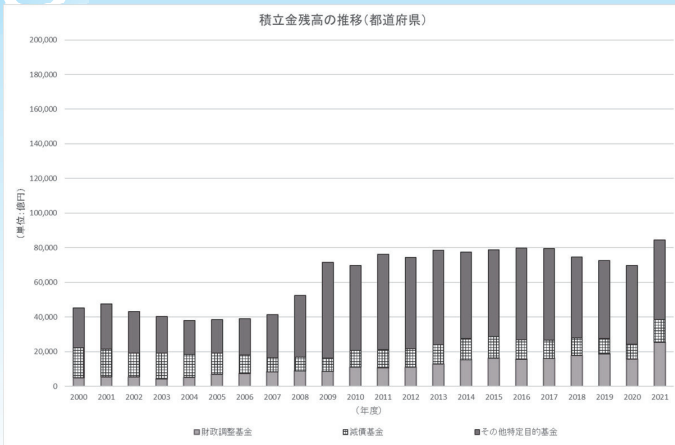
割合	回答数（構成比）					
	標準財政規模に対する比率		予算規模に対する比率		一般財源に対する比率	
	都道府県	市町村	都道府県	市町村	都道府県	市町村
5%以下	10 (71.4%)	20 (5.3%)	1 (100.0%)	4 (7.0%)	0 (0.0%)	1 (11.1%)
5%超10%以下	4 (28.6%)	147 (39.1%)	0 (0.0%)	27 (47.4%)	0 (0.0%)	2 (22.2%)
10%超20%以下	0 (0.0%)	142 (37.8%)	0 (0.0%)	15 (26.3%)	0 (0.0%)	4 (44.4%)
20%超30%以下	0 (0.0%)	33 (8.8%)	0 (0.0%)	2 (3.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
30%超50%以下	0 (0.0%)	28 (7.4%)	0 (0.0%)	7 (12.3%)	0 (0.0%)	2 (22.2%)
50%超100%以下	0 (0.0%)	6 (1.6%)	0 (0.0%)	2 (3.5%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	14	376	1	57	0	9

(注) 市町村は一部事務組合等を含まない。複数選択可。

(出所) 総務省(2017)『地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果のポイント及び分析』より引用

3

積立金残高の推移(2000年度～2021年度)



年度	財政調整基金	減債基金	其他特定目的基金	合計
2017	16,038	10,582	53,051	79,670
2018	17,830	9,982	46,716	74,528
2019	18,670	8,948	44,879	72,497
2020	15,736	8,678	45,229	69,643
2021	25,336	13,035	46,143	84,514



年度	財政調整基金	減債基金	其他特定目的基金	合計
2017	58,599	14,178	85,074	157,851
2018	57,936	13,699	86,408	158,043
2019	56,729	13,164	87,074	156,967
2020	57,101	12,802	86,459	156,363
2021	64,294	15,808	93,467	173,569

(出所) 『地方財政白書』各年度より作成

3

財政調整基金/標準財政規模(2021年度:都市・町村別)

	() 内は割合		
	全体	都市	町村
5%以下	26 (1.51)	26 (3.28)	0
5%超~10%以下	119 (6.93)	102 (12.88)	17 (1.84)
10%超~15%以下	256 (14.90)	185 (23.36)	71 (7.67)
15%超~20%以下	279 (16.24)	163 (20.58)	116 (12.53)
20%超~25%以下	253 (14.73)	129 (16.29)	124 (13.39)
25%超~30%以下	164 (9.55)	68 (8.59)	96 (10.37)
30%超~35%以下	144 (8.38)	42 (5.30)	102 (11.02)
35%超~40%以下	116 (6.75)	33 (4.17)	83 (8.96)
40%超~45%以下	72 (4.19)	18 (2.27)	54 (5.83)
45%超~50%以下	50 (2.91)	10 (1.26)	40 (4.32)
50%超~60%以下	73 (4.25)	6 (0.76)	67 (7.24)
60%超~70%以下	72 (4.19)	7 (0.88)	65 (7.02)
70%超~80%以下	28 (1.63)	2 (0.25)	26 (2.81)
80%超~90%以下	18 (1.05)	1 (0.13)	17 (1.84)
90%超~100%以下	14 (0.81)	0	14 (1.51)
100%超~	34 (1.98)	0	34 (3.67)
集計数	1718	792	926

(出所) 『市町村別決算状況調』より作成

* 東京23区を除く

9

3

財政調整基金/標準財政規模(2021年度:財政力指数別)

	全体	0.2未満	0.2~0.4未満	0.4~0.6未満	0.6~0.8未満	0.8~1.0未満	1.0~
5%以下	26 (1.51)	0	1 (0.19)	6 (1.58)	11 (3.64)	7 (3.32)	1 (1.33)
5%超~10%以下	119 (6.93)	6 (2.84)	16 (2.97)	37 (9.74)	35 (11.59)	24 (11.37)	1 (1.33)
10%超~15%以下	256 (14.90)	7 (3.32)	51 (9.46)	52 (13.68)	69 (22.85)	63 (29.86)	14 (18.67)
15%超~20%以下	279 (16.24)	15 (7.11)	76 (14.10)	63 (16.58)	61 (20.20)	52 (24.64)	12 (16.00)
20%超~25%以下	253 (14.73)	19 (9.00)	81 (15.03)	70 (18.42)	50 (16.56)	24 (11.37)	9 (12.00)
25%超~30%以下	164 (9.55)	22 (10.43)	58 (10.76)	44 (11.58)	20 (6.62)	11 (5.21)	9 (12.00)
30%超~35%以下	144 (8.38)	19 (9.00)	63 (11.69)	41 (10.79)	11 (3.64)	5 (2.37)	5 (6.67)
35%超~40%以下	116 (6.75)	17 (8.06)	47 (8.72)	25 (6.58)	14 (4.64)	10 (4.74)	3 (4.00)
40%超~45%以下	72 (4.19)	17 (8.06)	28 (5.19)	12 (3.16)	7 (2.32)	3 (1.42)	5 (6.67)
45%超~50%以下	50 (2.91)	10 (4.74)	24 (4.45)	10 (2.63)	4 (1.32)	2 (0.95)	0
50%超~60%以下	73 (4.25)	21 (9.95)	27 (5.01)	8 (2.11)	8 (2.65)	5 (2.37)	4 (5.33)
60%超~70%以下	72 (4.19)	24 (11.37)	33 (6.12)	5 (1.32)	7 (2.32)	1 (0.47)	2 (2.67)
70%超~80%以下	28 (1.63)	11 (5.21)	10 (1.86)	4 (1.05)	0	1 (0.47)	2 (2.67)
80%超~90%以下	18 (1.05)	8 (3.79)	8 (1.48)	0 0.00	2 (0.66)	0	0
90%超~100%以下	14 (0.81)	4 (1.90)	7 (1.30)	3 (0.79)	0	0	0
100%超~	34 (1.98)	11 (5.21)	9 (1.67)	0	3 (0.99)	3 (1.42)	8 (10.67)
集計数	1718	211	539	380	302	211	75

(出所) 『市町村別決算状況調』より作成

* 東京23区を除く

10

3

財政調整基金/標準財政規模の変化率 (2019(令和元)年度vs2021(令和3)年度)

財政調整基金 /標準財政規模	変化率(2019年度比)	-50%超	-50% ~-25%	-25% ~-15%	-15% ~-5%	-5%~5%	5% ~15%	15% ~25%	25% ~50%	50% ~100%	100%~	集計数
5%以下		1	2	1	2	1	3	4	3	3	6	26
5%超~10%以下		2	15	5	16	20	14	9	12	9	17	119
10%超~15%以下		1	18	25	48	50	29	19	37	19	10	256
15%超~20%以下		4	22	30	54	54	34	19	30	21	11	279
20%超~25%以下		0	13	27	54	59	36	16	27	14	7	253
25%超~30%以下		2	5	24	39	32	17	11	17	11	6	164
30%超~35%以下		0	9	20	24	39	17	9	14	9	3	144
35%超~40%以下		0	4	14	30	27	14	6	18	2	1	116
40%超~45%以下		0	4	7	22	19	10	3	5	1	1	72
45%超~50%以下		0	1	8	15	9	12	0	4	1	0	50
50%超~60%以下		1	10	7	22	13	8	3	4	4	1	73
60%超~70%以下		0	8	7	13	15	10	3	11	5	0	72
70%超~80%以下		1	4	5	3	9	2	1	3	0	0	28
80%超~90%以下		0	1	2	4	3	3	1	1	3	0	18
90%超~100%以下		0	2	2	4	2	1	0	2	1	0	14
100%超~		0	5	6	10	2	5	3	1	2	0	34
集計数		12	123	190	360	354	215	107	189	105	63	1718

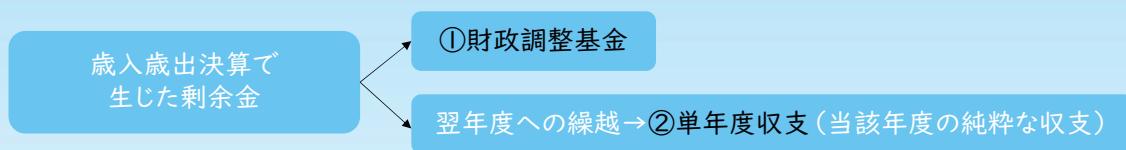
(出所) 『市町村別決算状況調』より作成

*0%以上は832市町村 *東京23区を除く

11

3

財政調整基金・単年度収支の増減①



①財政調整基金、②単年度収支の増減
→収支の改善、基金の積増しの状況がわかる

財政調整基金・単年度収支の増減(財政力指数別)

2020(令和2)年度→2021(令和3)年度

	集計数	両方減少	財政調整基金増加	単年度収支増加	両方増加
全体	1718	61 (3.55)	536 (31.20)	114 (6.64)	1007 (58.61)
0.2未満	211	7 (3.32)	74 (35.07)	13 (6.16)	117 (55.45)
0.2~0.4未満	539	21 (3.90)	195 (36.18)	28 (5.19)	295 (54.73)
0.4~0.6未満	380	12 (3.16)	115 (30.26)	26 (6.84)	227 (59.74)
0.6~0.8未満	302	8 (2.65)	87 (28.81)	19 (6.29)	188 (62.25)
0.8~1.0未満	211	4 (1.90)	44 (20.85)	12 (5.69)	151 (71.56)
1.0~	75	9 (12.00)	21 (28.00)	16 (21.33)	29 (38.67)

(出所) 『市町村別決算状況調』より作成

*東京23区を除く

12

3

財政調整基金・単年度収支の増減②

2019(令和元)年度→2020(令和2)年度

	集計数	両方減少	財政調整基金増加	単年度収支増加	両方増加
全体	1718	199 (11.58)	441 (25.67)	462 (26.89)	616 (35.86)
0.2未満	211	19 (9.00)	58 (27.49)	40 (18.96)	94 (44.55)
0.2～0.4未満	539	69 (12.80)	151 (28.01)	140 (25.97)	179 (33.21)
0.4～0.6未満	380	48 (12.63)	88 (23.16)	104 (27.37)	140 (36.84)
0.6～0.8未満	302	26 (8.61)	77 (25.50)	93 (30.79)	106 (35.10)
0.8～1.0未満	211	23 (10.90)	48 (22.75)	65 (30.81)	75 (35.55)
1.0～	75	14 (18.67)	19 (25.33)	20 (26.67)	22 (29.33)

2018(平成30)年度→2019(令和元)年度

	集計数	両方減少	財政調整基金増加	単年度収支増加	両方増加
全体	1718	355 (20.66)	394 (22.93)	534 (31.08)	435 (25.32)
0.2未満	211	33 (15.64)	59 (27.96)	60 (28.44)	59 (27.96)
0.2～0.4未満	539	116 (21.52)	104 (19.29)	178 (33.02)	141 (26.16)
0.4～0.6未満	380	84 (22.11)	86 (22.63)	122 (32.11)	88 (23.16)
0.6～0.8未満	302	69 (22.85)	80 (26.49)	81 (26.82)	72 (23.84)
0.8～1.0未満	211	42 (19.91)	44 (20.85)	76 (36.02)	49 (23.22)
1.0～	75	11 (14.67)	17 (28.00)	17 (22.67)	26 (34.67)

(出所) 『市町村別決算状況調』より作成

* 東京23区を除く

***2018(平成30)年度～2021(令和3)年度の期間中 すべて両方減少 | 市町村 すべて両方増加¹³ 64市町村**

3

不測の事態を経ての財政調整基金の状況

- 財政調整基金/標準財政規模では、町村が都市と比べて割合が高い
- 新型コロナウイルス感染症の影響がないと考えられる2019年度と2021年度の変化率においても、財政調整基金/標準財政規模を増加させている市町村も多い
 - 財政調整基金の積上げマインド?
 - 財政調整基金を一定以上積上げる必要はあるのか?
 - 財政需要算定へ懐疑的な見方となる?

4

災害を経ての財政調整基金の状況

・地方自治法 第二百四十一条

普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するための基金を設けることができる。

(処分)

第4条 基金は、次に掲げる場合に限り処分することができる。

- (1) 経済事情の変動等により著しく財源が不足するとき。
- (2) 災害により生じた経費の財源に充てるとき。
- (3) 緊急に実施する必要がある大規模な土木その他の建設事業の経費の財源に充てるとき。
- (4) 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等の経費の財源に充てるとき。
- (5) 市債の償還に要する財源に充てるとき。

(出所) 神戸市財政調整基金条例より引用

罹災地域における財政調整基金の活用は？

15

4

熊本地震における特定地方公共団体 財政調整基金/標準財政規模(2015年度～2021年度)

	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度
熊本市	6.33	4.40	2.52	2.50	2.12	1.89	1.77
宇土市	37.11	40.37	28.56	33.06	37.48	38.75	39.97
宇城市	43.03	39.64	43.70	50.33	55.80	51.67	52.13
阿蘇市	14.81	15.11	16.65	16.54	16.28	15.91	17.06
美里町	54.44	50.40	47.58	44.19	42.76	38.54	36.34
南関町	35.45	35.44	30.58	23.83	23.61	22.22	22.95
和水町	68.18	68.82	70.85	71.66	71.23	68.64	60.61
大津町	34.17	30.35	28.94	33.35	34.78	32.10	29.84
南小国町	40.64	38.67	36.94	34.86	40.09	36.92	54.41
小国町	16.81	16.07	16.67	16.09	18.20	17.78	18.85
産山村	69.08	67.58	64.43	72.02	66.92	65.90	63.87
高森町	50.29	50.64	50.74	51.12	53.53	56.28	63.68
西原村	56.06	54.05	50.25	54.21	68.84	75.82	72.86
南阿蘇村	28.61	16.17	25.10	25.47	27.62	25.41	22.54
御船町	28.05	18.90	15.37	16.53	16.67	20.91	25.13
嘉島町	58.41	59.07	63.46	61.71	50.60	46.10	47.71
益城町	15.83	15.62	15.70	15.68	15.28	13.55	12.37
甲佐町	34.48	19.81	20.07	25.59	34.85	34.06	35.31
山都町	15.82	6.80	7.76	13.84	15.68	11.58	13.65
水上村	71.74	73.54	47.05	48.33	48.38	50.07	46.29
五木村	57.16	72.57	74.57	47.30	45.85	41.75	48.38

*特定地方公共団体

公共土木施設、公立学校、公営住宅等の公共施設の災害復旧事業に係る当該市町村の負担額が、標準税収入の5/100を超える団体

(出所) 『市町村別決算状況調』より作成

16

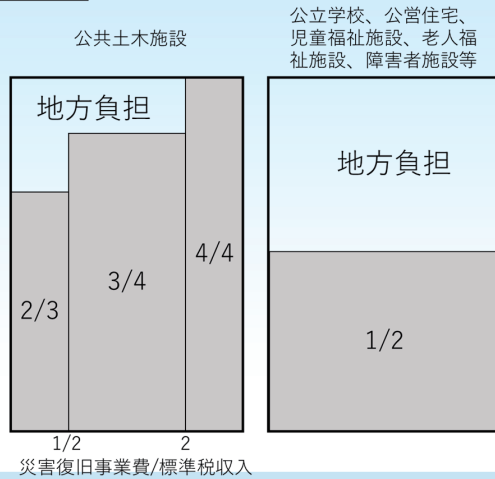
4

災害復旧に係る国庫補助事業費負担率の嵩上げ

一般災害

- ・地域指定なし
- ・標準税収入の割合に応じた嵩上げ

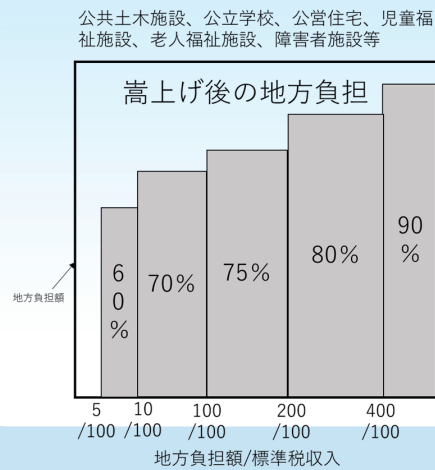
一般災害



激甚災害

- 「特定地方公共団体」
- 地方負担額が標準税収入の10/100(都道府県)、5/100(市町村)を超える地方公共団体を主務大臣が告示

激甚災害



17

4

災害復旧に係る地方債措置

・補助災害復旧事業債

- ・公共土木施設等の国庫負担事業等に伴う地方負担額に対し、地方債を同意(許可)
- ・充当率:公共土木施設等100%、農地・農林漁業施設90%
- ・元利償還金の交付税算入率:元利償還金の95%を基準財政需要額に算入(普通交付税により措置)

・単独災害復旧事業債

- ・補助災害復旧事業債の対象とならない災害復旧事業に対し、地方債を同意(許可)
- ・充当率:公共土木施設等100%、農林漁業施設65%
- ・元利償還金の交付税算入率:元利償還金の47.5%~85.5%を基準財政需要額に算入(普通交付税により措置)

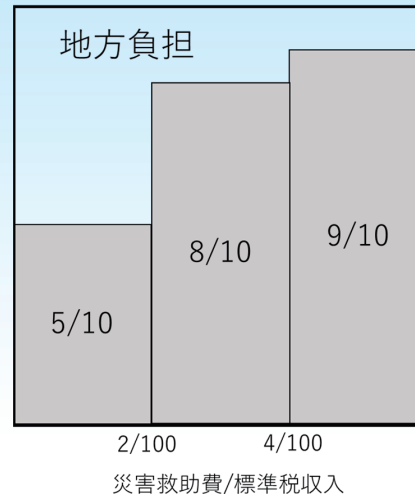
18

4

災害救助費に係る国庫負担と地方財政措置

- ・ 災害救助法の適用
 - ・ 救助の実施：都道府県
 - ・ 費用負担：都道府県
 - ・ 都道府県の負担に対する国庫負担あり
 - ・ 標準税収入に対する救助費の割合に応じ、国庫負担率を嵩上げ（50～90%）

災害救助費



19

参考文献

- ・ 石川達哉・赤井伸郎(2022),「新型コロナウイルスが地方公共団体の歳入・歳出に与えた影響-コロナ禍において地方公共団体の収支は悪化したのか?-」,『フィナンシャルレビュー』令和4年第3号, pp5-pp.36
- ・ 伊藤敏安(2018),「市町村における積立金現在高累増の構成要素とその変化」,『地域経済研究』第29号,pp3-pp.24
- ・ 小西砂千夫(2015),「中期的な地方財政の動向と政策課題」,『アカデミア』,第115号, pp32-pp.37
- ・ 宮下量久・鷺見英司(2017),「合併自治体の財政調整基金に関する実証分析」,『日本地方財政学会研究叢書 第24号:「地方創生」と地方における自治体の役割」, pp125-pp.149
- ・ 宮下量久・鷺見英司(2020),「市町村における財政調整基金の積立要因に関する実証分析」,『計画行政』43(4), pp39-pp.47

20

財政調整基金の現状-地方財政制度からの考察-

中京大学経済学部准教授

齊藤由里恵

1. はじめに

2018年1月、総務省自治財政局財政課より「平成30年度の地方財政の見通し・予算編成上の留意事項等について」が出され、基金に関して「地方公共団体の基金については、その規模や管理などについて十分検討を行った上で、それぞれの基金の設置の趣旨に即して、確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営に努められたいこと。また、基金の考え方・増減の理由・今後の方針等の基金の積立状況等については、平成29年度に実施した「基金の積立状況等に関する調査」の内容を参考に、公表情報の充実を図るよう努められたいこと。」との注意喚起がされた。

これは、2016年11月の経済財政諮問会議にて民間議員より、地方自治体の財政調整基金の積立残高が増え続けていることを問題視し、総務省に対して適正水準に関する考え方を示すよう提案され、2017年5月には、「地方自らの行財政改革に向けて」という資料が提出されたことに起因する。資料では、「近年増加の著しい基金（基金積立残高21兆円、2015年度）について、総務省は、その現在高や増加幅が顕著な自治体（例えば基金残高対基準財政需要額の直近の水準が安倍政権以前の10年間の平均と比べて1.5倍以上など）を中心に、その背景・要因について、実態を把握・分析するとともに、各自治体において説明責任を果たすよう促すべき。また、国・地方を通じた財政資金の効率的配分に向けて地方財政計画への反映等の改善方策を検討すべき」とされた。

それを受けて、当時の総務大臣は、「地方団体は、財政支出の節減等に努めながら、様々な地域の実情に応じ、その判断に基づいて基金の積立てを行っていることから、近年、地方団体全体として基金が増加していることをもって地方財源を削減することは不適當であり、地方の理解も得られない」と発言した。一方、基金の積立状況やその理由等については調査するとし2019年11月に「基金の積立状況等に関する調査結果」が公表された。

財政調整基金は、災害などの不測の事態や年度間の財源不足等の一時的な歳入の減少や、歳出の増加に備えるためのものである。そのため、2020年1月より明らかとなった新型コロナウイルス感染症においては、財政調整基金が活用される局面ではあった。地方財政においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が、財政逼迫の要因となることも懸念された。しかし、令和3年度普通会計決算の状況では、実質単年度収支の黒字額の増加、経常収支比率の低下がみられ、基金残高も増加しており、新型コロナウイルス感染症前よりも財政状況は好転と捉えられる。そのため、財政調整基金に対する見方は、より一層厳しいものとなっている。そこで、本稿では、財政調整基金の現状について考察する。

2. 先行研究

財政調整基金に関する先行研究を見てみよう。小西(2015)では、財政調整基金などの基金が堅調に増えてきていることに対して、2009年度～2013年度における地方自治体の財政調整基金の増加は、景気回復による地方税収増大の他、国の経済対策による財源を通常の財源と振り返ることで基金造成を進めた可能性があるとし、これらは2000年代前半の三位一体改革を含む小泉構造改革において、地方財源が大きく圧縮されたことに対する反動で、地方自治体に財源の欠乏感が強くなり、財源をため込むマインドを期せずして醸成した感があるとしている。

宮下・鷺見(2017)では、市町村合併における合併自治体の財政調整基金残高が著しく増加したことに着目し、その決定要因を分析している。地方交付税の合併算定替依存率の高い自治体ほど、将来の財源対策として財政調整基金を積み立てていることを明らかにしている。また、非合併自治体の財政調整基金の増加も示している。

宮下・鷺見(2020)では、財政調整基金が近年著しく増加していることを踏まえ、市町村合併における非合併自治体に着目して、財政調整基金の決定要因を合併・非合併自治体から検証している。非合併自治体は財政調整基金の積立において、地方交付税には依存していなく、将来の交付税や税収の減収期待や高齢化等による財政需要の増加に備えて歳出削減を行うことで、財政調整基金を増加させている可能性を示している。

石川・赤井(2022)では、新型コロナウイルス感染症の拡大が、地方公共団体の歳入・歳出にどのような影響を与えたかを分析している。国が3次にわたって編成した補正予算を通じて、地方が担う事業に対する財源が措置されたことで、単年度収支、財政調整基金の両方が改善された団体4割、単年度収支のみの改善が2割、財政調整基金のみの改善が3割みられることを明らかにしている。

先行研究では、財政調整基金の増加に対して、財源をため込むマインドや、将来の財源対策として歳出削減等を行うことで財政調整基金を積み立てた可能性、また、国からの交付金等の交付により財政調整基金の増加がみられたことなどが指摘されている。

3. 地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果からの考察

財政調整基金は、年度間の歳出入の調整のほか、一時的な歳入の減少、歳出の増加に備えるものであり、恒久的な歳入不足に備えるものではない。そのため、地方公共団体がどのような理由で基金造成を行っているかについて総務省の「基金の積立状況等に関する調査結果」から見ていく。

総務省は都道府県、市町村及び一部事務組合等に対して、2006(平成18)年度末と2016(平成28)年度末の残高の状況、積立ての方策等について調査を行っている。図表1は基金残高の変動状況である。2006(平成18)年度末と2016(平成28)年度末の地方公共団体の基金残高を比較すると、2006(平成18)年度末は13兆6,022億円、2016(平成28)年度末は21兆5,461億円となり、7兆9,439億円の増加となっている。政令都

市・中核市、その他の市、町村を見れば、人口規模が小さいほど増加率を伸ばしている傾向が見て取れる。

基金の内訳は、財政調整基金は3兆4,521億円、減債基金は4,042億円、特定目的基金は4兆876億円の増加となっている。都道府県、市町村ともに、基金残高の増加率が最も高いのは財調整基金である。

図表1 基金残高の変動状況（2006（平成18）年度末と2016（平成28）年度末）

基金総額	平成28年度末	平成18年度末	増加額	増加率
基金総額	21兆5,461億円	13兆6,022億円	7兆9,439億円	58.40%
都道府県	6兆9,772億円	3兆8,768億円	3兆1,004億円	80.00%
市町村	14兆5,690億円	9兆7,254億円	4兆8,435億円	49.80%
政令指定都市・中核市（68団体）	2兆1,246億円	1兆6,665億円	4,581億円	27.50%
その他の市（723団体）	6兆6,356億円	4兆962億円	2兆5,395億円	62.00%
町村（927団体）	3兆746億円	1兆7,778億円	1兆2,968億円	72.90%
特別区	1兆7,448億円	1兆906億円	6,542億円	60.00%
一部事務組合等（1,320団体）	9,893億円	1兆943億円	▲1,050億円	▲9.6%

（内訳）

	平成28年度末	平成18年度末	増加額	増加率
財政調整基金	7兆5,241億円	4兆720億円	3兆4,521億円	84.80%
都道府県	1兆5,592億円	7,315億円	8,277億円	113.10%
市町村	5兆9,649億円	3兆3,404億円	2兆6,245億円	78.60%
減債基金	2兆5,440億円	2兆1,398億円	4,042億円	18.90%
都道府県	1兆1,344億円	1兆713億円	631億円	5.90%
市町村	1兆4,096億円	1兆686億円	3,410億円	31.90%
特定目的基金	11兆4,781億円	7兆3,904億円	4兆876億円	55.30%
都道府県	4兆2,836億円	2兆740億円	2兆2,096億円	106.50%
市町村	7兆1,945億円	5兆3,165億円	1兆8,780億円	35.30%

注）市町村は特別区及び一部事務組合等を含む。特記がある場合を除き、以下同じ。

	平成28年度末	平成18年度末	増加額	増加率
【交付・不交付団体別】				
交付団体 ^{※1}	16兆3,362億円	11兆760億円	5兆2,601億円	47.50%
道府県（46団体）	4兆3,993億円	3兆1,605億円	1兆2,388億円	39.20%
市町村 ^{※2} （2,962団体）	11兆9,369億円	7兆9,155億円	4兆214億円	50.80%
不交付団体 ^{※1}	5兆2,100億円	2兆5,262億円	2兆6,838億円	106.20%
東京都 ^{※3} ・特別区	4兆3,227億円	1兆8,069億円	2兆5,158億円	139.20%
その他の市町村（76団体）	8,873億円	7,193億円	1,680億円	23.40%
【合併・非合併団体別 ^{※4} （市町村のみ）】				
合併団体（588団体）	6兆5,624億円	3兆7,561億円	2兆8,063億円	74.70%
非合併団体（1,130団体）	5兆2,725億円	3兆7,844億円	1兆4,880億円	39.30%

※1 交付団体・不交付団体は、平成28年度普通交付税算定による。以下同じ。

※2 一部事務組合等は、交付団体の市町村に計上している。以下同じ。

※3 東京都の基金残高は、平成28年度末で2.6兆円、平成18年度末で0.7兆円、増加額は1.9兆円、増加率は259.9%となっている。

※4 合併・非合併団体別の基金残高の合計額は、特別区及び一部事務組合等を含まないため、市町村の合計額と一致しない。

（出所）総務省（2017）「基金の積立状況等に関する調査結果」より引用、一部加筆。

交付・不交付団体別の比較では、交付団体は5.3兆円、不交付団体は2.7兆円の増加となっている。不交付団体の増加率が極めて大きい。

図表2は基金の種類別分析であり、基金残高の増加要因を交付団体、不交付団体別に整

理したものである。交付団体の財政調整基金の増加額は2.8兆円であり、増加要因としては、市町村のみに該当する制度的要因である「合併算定替の適用期限終了への備え」が0.4兆円、「その他の将来の歳入減少・歳出増加への備え」が2.4兆円であり、その内訳で大きいものが「公共施設等の老朽化対策等に係る経費の増大」0.36兆円、「災害」0.36兆円、「社会保障関係費の増大」0.34兆円である。不交付団体の財政調整基金の増加額は0.6兆円であり、増加要因としては、「その他の将来の歳入減少・歳出増加への備え」が0.6兆円、主な要因は、「景気の動向による法人関係税等の変動」0.3兆円、「社会保障関係経費の増大」0.1兆円となっている。

図表2 財政調整基金の増加要因

(単位：億円)

増加要因	増加額	交付 団体	交付団体					不交付 団体	うち 東京都・ 特別区
			道府県	市町村※	うち 政令指定都市 ・中核市	うち その他の市	うち 町村		
普通交付税の合併算定替による特例措置の適用期限終了への備え	4,157	4,119	—	4,119	9	3,184	927	38	—
その他の将来の歳入減少・歳出増加への備え	30,364	24,108	6,334	17,774	3,770	9,337	5,790	6,256	5,178
景気の動向による法人関係税等の変動	8,476	5,498	2,855	2,643	1,369	996	266	2,978	2,580
災害	6,267	5,207	1,616	3,591	1,107	1,761	734	1,060	914
社会保障関係経費の増大	4,809	3,712	301	3,410	469	2,039	901	1,098	926
公共施設等の老朽化対策等に係る経費の増大	3,951	3,658	10	3,648	267	1,921	1,404	293	188
人口減少による税収減	2,817	2,668	110	2,557	136	1,467	948	150	138
その他	4,043	3,366	1,442	1,924	421	1,153	1,536	677	432
合計	34,521	28,227	6,334	21,893	3,778	12,520	6,716	6,294	5,178

※ 一部事務組合等の基金残高については、交付団体の市町村に計上しているため、政令指定都市・中核市、その他の市及び町村の合計額は、市町村の合計額と一致しない。
 (試算方法) 各地方公共団体の平成18年度末から平成28年度末までの財政調整基金の残高増加額について、調査結果における積立理由の1位：2位：3位＝3：2：1のウェイト付けを行い集計。なお、理由を2つ選択している場合は1位：2位＝2：1とし、理由を1つ選択している場合は、当該積立理由に全てを分類。

(出所) 総務省(2017)「地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果のポイント及び分析」より引用

財政調整基金の活用としては、「災害」をはじめとしていつ起こるかといった予期できない事象への対応であろう。災害時、インフラの復旧等については、災害復旧に係る地方債措置や国庫支出金がある。また、災害救助費においても、国庫負担と地方財政措置があるため、一般財源での対応は求められない。財政調整基金をはじめ一般財源で対応すべきは、当面の経常的経費となる。災害時の必要額をきちんと見積もり、財政調整基金として積み上げているかが問われることとなる。

財政調整基金の活用としては、一時的な歳入不足への対応も挙げられる。一時的な歳入不足においては、不交付団体において大きく影響することがみられる。例えば、リーマン・ショック時においては、法人関係税収比率が高い不交付団体において、歳入不足は大きな規模で発生した。そのため、リーマン・ショック時での経験が、財政調整基金を大きくしている可能性がみられる。

一方で、交付団体においては「公共施設等の老朽化対策等に係る経費の増大」、「社会保

障関係費の増大」への備えが財政調整基金増加額の要因として大きい。「公共施設等の老朽化対策等に係る経費の増大」については、明確な目的があるものである。目的が明確な場合は、財政調整基金よりも特定目的基金のかたちで、その用途を明らかにしておく方が適切と考えられる。また、「社会保障関係費の増大」は、一時的なものともみられるのか、恒常的なものともみられるのか。恒常的なものであれば、財政調整基金を用いての対応は問題であろう。

図表3 財政調整基金の積立ての考え方

考え方区分	回答数（構成比）	
	都道府県	市町村
標準財政規模等の一定割合	15 (31.9%)	421 (24.2%)
標準財政規模の一定割合	14 (29.8%)	376 (21.6%)
予算規模の一定割合	1 (2.1%)	57 (3.3%)
一般財源の一定割合	0 (0.0%)	9 (0.5%)
過去の取崩実績（災害等）から必要と考えられる額	16 (34.0%)	279 (16.0%)
合併算定替による普通交付税措置額を踏まえて必要と考えられる額	0 (0.0%)	174 (10.0%)
決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立て	16 (34.0%)	1,324 (76.0%)
その他	16 (34.0%)	200 (11.5%)

（注）市町村は一部事務組合等を含まない。
複数選択可であるため、市町村の標準財政規模、予算規模及び一般財源の一定割合の合計と標準財政規模等の一定割合の数値は一致しない。

（出所）総務省（2017）「地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果のポイント及び分析」より引用

図表3は財政調整基金の積立ての考え方である。都道府県では「過去の取崩実績（災害等）から必要と考えられる額」、「決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立て」、「標準財政規模等の一定割合」が多く、市町村では「決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立て」、「標準財政規模等の一定割合」、「過去の取崩実績（災害等）から必要と考えられる額」が多かった。都道府県、市町村ともに「決算状況を踏まえ、可能な範囲での積立て」が多く、財政調整基金の積み立てには、適正な基準を設けていないところが見受けられる。

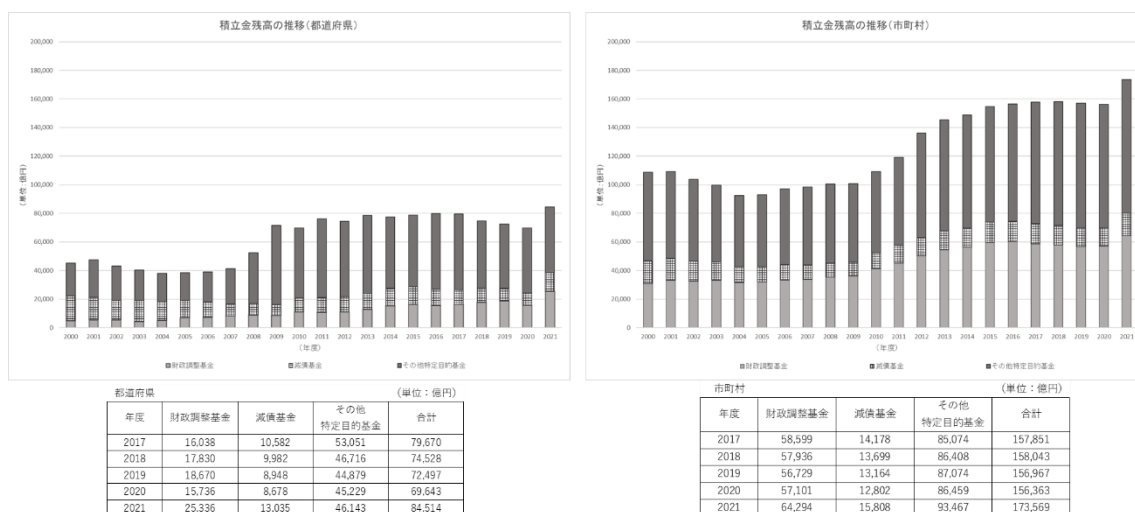
はじめにでも述べたように、財政調整基金の増加は問題視され、これらを理由に地方財源圧縮を求められることになる。そのため、財政調整基金については、各地方公共団体が適正な基準を持つことは求められるのではないだろうか。総務省「地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果」は2016（平成28）年度のものである。それ以降では、経済活動に新型コロナウイルス感染症が大きな影響を与えている。そこで、次節では現状の財政調整基金について把握する。

3. 財政調整基金の現状

財政調整基金の状況を見ていく。図表4は、2000年度～2021年度の積立金残高の推移

である。総務省「地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果」の対象である2016年度までであるため、2017年度からの推移に着目すると、都道府県、市町村ともに2017年度から2020年度までは大々的な増減はないものの、2021年度には、財政調整基金、減債基金に増加がみられる。

図表4 積立金残高の推移（2000年度～2021年度）



(出所) 総務省「地方財政白書」各年度より作成

地方財政法第4条の4（積立金の処分）では、積立金の処分として可能なものを、以下の5つあげている。

- 一 経済事情の著しい変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額をうめるための財源に充てるとき。
- 二 災害により生じた経費の財源又は災害により生じた減収をうめるための財源に充てるとき。
- 三 緊急に実施することが必要となつた大規模な土木その他の建設事業の経費その他必要やむを得ない理由により生じた経費の財源に充てるとき。
- 四 長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき。
- 五 償還期限を繰り上げて行なう地方債の償還の財源に充てるとき。

財政調整基金が対応するものとしては、第1号、第2号があたる。新型コロナウイルス感染症の拡大への対応においては、第1号の経済事情の著しい変動とともに、第2号の災害とともに多面を持つことから、財政調整基金の活用が求められるものとなる。しかしながら、しかし、新型コロナウイルス感染症にかかる事業の実施に伴う地方の歳出増は、地方公共団体が地域の実情に応じた事業実施が可能となるよう、新型コロナウイルス感染症対

応地方創生臨時交付金により財源措置された。地方財政においては、新型コロナウイルス感染症の対応の多くに臨時交付金が使われていたため、新型コロナウイルス感染症の蔓延が地方財政を直接ひっ迫する要因とはならなかった。そのため、各地方公共団体においては、結果的に財政調整基金を大きく取り崩すことはなく、増加している状況がみられる。

図表5は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響がない、2019年度と、2021年度の財政調整基金対標準財政規模比の変化率を示している。市町村に着目し、各市町村がどの程度財政調整基金を備えているのかを財政調整基金対標準財政規模比から見る。ここで、財政調整基金対標準財政規模比を用いているのは、総務省「地方公共団体の基金の積立状況等に関する調査結果」によると、財政調整基金の積立ての考え方として、「標準財政規模等の一定割合」と回答した団体のうち、市町村では「標準財政規模の一定割合」が最も多かったからである。また、その具体的水準としては、市町村では「5%超10%以下」、「10%超20%以下」となっている。

図表5 財政調整基金/標準財政規模の変化率（2019年度・2021年度）

変化率(2019年度比) 財政調整基金 /標準財政規模	-50%超	-50% ~-25%	-25% ~-15%	-15% ~-5%	-5%~5%	5% ~15%	15% ~25%	25% ~50%	50% ~100%	100%~	集計数
5%以下	1	2	1	2	1	3	4	3	3	6	26
5%超~10%以下	2	15	5	16	20	14	9	12	9	17	119
10%超~15%以下	1	18	25	48	50	29	19	37	19	10	256
15%超~20%以下	4	22	30	54	54	34	19	30	21	11	279
20%超~25%以下	0	13	27	54	59	36	16	27	14	7	253
25%超~30%以下	2	5	24	39	32	17	11	17	11	6	164
30%超~35%以下	0	9	20	24	39	17	9	14	9	3	144
35%超~40%以下	0	4	14	30	27	14	6	18	2	1	116
40%超~45%以下	0	4	7	22	19	10	3	5	1	1	72
45%超~50%以下	0	1	8	15	9	12	0	4	1	0	50
50%超~60%以下	1	10	7	22	13	8	3	4	4	1	73
60%超~70%以下	0	8	7	13	15	10	3	11	5	0	72
70%超~80%以下	1	4	5	3	9	2	1	3	0	0	28
80%超~90%以下	0	1	2	4	3	3	1	1	3	0	18
90%超~100%以下	0	2	2	4	2	1	0	2	1	0	14
100%超~	0	5	6	10	2	5	3	1	2	0	34
集計数	12	123	190	360	354	215	107	189	105	63	1718

(出所)「市町村別決算状況調」より作成

図表5における財政調整基金対標準財政規模比は2021年度決算データである。変化率0%以上は832市町村ある。地方公共団体全体では、財政調整基金は増加しているが、各々を見れば、増加、増減にはバラつきがあることもみてとれる。2019年度と比較して減少しているところでも、財政調整基金対標準財政規模比がなお20%を超えるところも少なくない。また、2019年度と比較して2倍以上の財政調整基金増加があったところの多くは、増加してもなお20%以下であるところが多い。

図表6からは、現状である2021年度決算から、それぞれの財政調整基金の状況を把握する。都市、町村別の財政調整基金対標準財政規模比である。市町村全体では「15%超~20%以下」が一番多く、都市では、「10%超15%以下」、町村では「20%超~25%以下」

が一番多い。地方公共団体の規模による違いが見受けられる。

図表6 財政調整基金/標準財政規模（2021年度：都市・町村別）

	全体	都市	町村
5%以下	26 (1.51)	26 (3.28)	0
5%超～10%以下	119 (6.93)	102 (12.88)	17 (1.84)
10%超～15%以下	256 (14.90)	185 (23.36)	71 (7.67)
15%超～20%以下	279 (16.24)	163 (20.58)	116 (12.53)
20%超～25%以下	253 (14.73)	129 (16.29)	124 (13.39)
25%超～30%以下	164 (9.55)	68 (8.59)	96 (10.37)
30%超～35%以下	144 (8.38)	42 (5.30)	102 (11.02)
35%超～40%以下	116 (6.75)	33 (4.17)	83 (8.96)
40%超～45%以下	72 (4.19)	18 (2.27)	54 (5.83)
45%超～50%以下	50 (2.91)	10 (1.26)	40 (4.32)
50%超～60%以下	73 (4.25)	6 (0.76)	67 (7.24)
60%超～70%以下	72 (4.19)	7 (0.88)	65 (7.02)
70%超～80%以下	28 (1.63)	2 (0.25)	26 (2.81)
80%超～90%以下	18 (1.05)	1 (0.13)	17 (1.84)
90%超～100%以下	14 (0.81)	0	14 (1.51)
100%超～	34 (1.98)	0	34 (3.67)
集計数	1718	792	926

() 内は割合

(出所)「市町村別決算状況調」より作成

図表7 財政調整基金/標準財政規模（2021年度：財政力指数別）

	全体	0.2未満	0.2～0.4未満	0.4～0.6未満	0.6～0.8未満	0.8～1.0未満	1.0～
5%以下	26 (1.51)	0	1 (0.19)	6 (1.58)	11 (3.64)	7 (3.32)	1 (1.33)
5%超～10%以下	119 (6.93)	6 (2.84)	16 (2.97)	37 (9.74)	35 (11.59)	24 (11.37)	1 (1.33)
10%超～15%以下	256 (14.90)	7 (3.32)	51 (9.46)	52 (13.68)	69 (22.85)	63 (29.86)	14 (18.67)
15%超～20%以下	279 (16.24)	15 (7.11)	76 (14.10)	63 (16.58)	61 (20.20)	52 (24.64)	12 (16.00)
20%超～25%以下	253 (14.73)	19 (9.00)	81 (15.03)	70 (18.42)	50 (16.56)	24 (11.37)	9 (12.00)
25%超～30%以下	164 (9.55)	22 (10.43)	58 (10.76)	44 (11.58)	20 (6.62)	11 (5.21)	9 (12.00)
30%超～35%以下	144 (8.38)	19 (9.00)	63 (11.69)	41 (10.79)	11 (3.64)	5 (2.37)	5 (6.67)
35%超～40%以下	116 (6.75)	17 (8.06)	47 (8.72)	25 (6.58)	14 (4.64)	10 (4.74)	3 (4.00)
40%超～45%以下	72 (4.19)	17 (8.06)	28 (5.19)	12 (3.16)	7 (2.32)	3 (1.42)	5 (6.67)
45%超～50%以下	50 (2.91)	10 (4.74)	24 (4.45)	10 (2.63)	4 (1.32)	2 (0.95)	0
50%超～60%以下	73 (4.25)	21 (9.95)	27 (5.01)	8 (2.11)	8 (2.65)	5 (2.37)	4 (5.33)
60%超～70%以下	72 (4.19)	24 (11.37)	33 (6.12)	5 (1.32)	7 (2.32)	1 (0.47)	2 (2.67)
70%超～80%以下	28 (1.63)	11 (5.21)	10 (1.86)	4 (1.05)	0	1 (0.47)	2 (2.67)
80%超～90%以下	18 (1.05)	8 (3.79)	8 (1.48)	0 (0.00)	2 (0.66)	0	0
90%超～100%以下	14 (0.81)	4 (1.90)	7 (1.30)	3 (0.79)	0	0	0
100%超～	34 (1.98)	11 (5.21)	9 (1.67)	0	3 (0.99)	3 (1.42)	8 (10.67)
集計数	1718	211	539	380	302	211	75

(出所)「市町村別決算状況調」より作成

次に、図表7は財政力指数別の財政調整基金対標準財政規模比である。財政力指数0.2未満が「25%超～30%以下」が最も多く、財政力指数0.4～0.6未満では「20%超～25%以下」、財政力指数0.6以上では「10%超 15%以下」が最も多い。財政力指数が低いほど、財政調整基金対標準財政規模比が大きくなることが見受けられる。

4. 不測の事態を経ての財政調整基金の状況

新型コロナウイルス感染症の拡大禍においては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金が交付された。その目的は、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止とともに、感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活を支援し地方創生を図ることであり、地方公共団体が地域の実情に応じて、きめ細やかに必要な事業を実施できるようにすることである。臨時交付金交付の対象事業は、感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済や住民生活の支援を目的に、感染拡大の防止、雇用の維持と事業の継続、経済活動の回復、強靱な経済構造の構築等、地方創生に資する事業について、自治体独自の取組、地方負担分の充当、国の取組に加えての実施等であり、コロナ対応のための取組に限り用途は限定されない。

そのため、臨時交付金の使われ方については、コロナ関係と称して経常的な支出をしているのではないか、コロナと関係がない支出がされているのではないか等、たびたび指摘もされている。また、会計検査院は、2020年度、2021年度に自治体を実施した事業の中で、18府県で計112億円が適切に活用されていなかったことを報告している。

そこで、新型コロナウイルス感染症の拡大という不測の事態を経て地方財政や財政調整基金がどのような状況となったのかを見ていく。石川・赤井（2022）では、歳入歳出決算で生じた剰余金は財政調整基金へ積むか、もしくは翌年度への繰越となり、これは単年度収支の増加につながることから、財政調整基金増加、単年度収支増加、両方の増加に分けた分析を行っている。本稿でも、同じ手法を取り、さらには財政力指数別に、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響のない①2018年度と2019年度、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響が見える②2019年度と2020年度、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響禍にある③2020年度と2021年度の3つのパターンも示す。財政力指数は2021年度のものである。

財政調整基金、単年度収支ともに増加（両方増加）している団体を見ると、①2018年度と2019年度よりも、②2019年度と2020年度が多く、さらに③2020年度と2021年度においてはより多くなっている。逆に、財政調整基金、単年度収支ともに減少（両方減少）している団体も、①2018年度と2019年度よりも②2019年度と2020年度が少なく、さらに③2020年度と2021年度では少なくなっている。

また、財政力指数別にみれば、財政力指数が小さいところほど、財政調整基金、単年度収支ともに減少は少ない。財政調整基金、単年度収支とも増加させている団体が他の団体よりもやや多い傾向がみられる。①2018年度と2019年度、②2019年度と2020年度、③

2020年度と2021年度の変化からも見受けられるように、これらのデータによれば、コロナ禍において地方財政は好転していると言えよう。

図表8 財政調整基金・単年度収支の増減（財政力指数別）

2018(平成30)年度→2019(令和元)年度					
	集計数	両方減少	財政調整基金増加	単年度収支増加	両方増加
全体	1718	355 (20.66)	394 (22.93)	534 (31.08)	435 (25.32)
0.2未満	211	33 (15.64)	59 (27.96)	60 (28.44)	59 (27.96)
0.2～0.4未満	539	116 (21.52)	104 (19.29)	178 (33.02)	141 (26.16)
0.4～0.6未満	380	84 (22.11)	86 (22.63)	122 (32.11)	88 (23.16)
0.6～0.8未満	302	69 (22.85)	80 (26.49)	81 (26.82)	72 (23.84)
0.8～1.0未満	211	42 (19.91)	44 (20.85)	76 (36.02)	49 (23.22)
1.0～	75	11 (14.67)	17 (28.00)	17 (22.67)	26 (34.67)

2019(令和元)年度→2020(令和2)年度					
	集計数	両方減少	財政調整基金増加	単年度収支増加	両方増加
全体	1718	199 (11.58)	441 (25.67)	462 (26.89)	616 (35.86)
0.2未満	211	19 (9.00)	58 (27.49)	40 (18.96)	94 (44.55)
0.2～0.4未満	539	69 (12.80)	151 (28.01)	140 (25.97)	179 (33.21)
0.4～0.6未満	380	48 (12.63)	88 (23.16)	104 (27.37)	140 (36.84)
0.6～0.8未満	302	26 (8.61)	77 (25.50)	93 (30.79)	106 (35.10)
0.8～1.0未満	211	23 (10.90)	48 (22.75)	65 (30.81)	75 (35.55)
1.0～	75	14 (18.67)	19 (25.33)	20 (26.67)	22 (29.33)

2020(令和2)年度→2021(令和3)年度					
	集計数	両方減少	財政調整基金増加	単年度収支増加	両方増加
全体	1718	61 (3.55)	536 (31.20)	114 (6.64)	1007 (58.61)
0.2未満	211	7 (3.32)	74 (35.07)	13 (6.16)	117 (55.45)
0.2～0.4未満	539	21 (3.90)	195 (36.18)	28 (5.19)	295 (54.73)
0.4～0.6未満	380	12 (3.16)	115 (30.26)	26 (6.84)	227 (59.74)
0.6～0.8未満	302	8 (2.65)	87 (28.81)	19 (6.29)	188 (62.25)
0.8～1.0未満	211	4 (1.90)	44 (20.85)	12 (5.69)	151 (71.56)
1.0～	75	9 (12.00)	21 (28.00)	16 (21.33)	29 (38.67)

(出所)「市町村別決算状況調」より作成

5. おわりに

本稿では財政調整基金の増加について問題視され、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大禍においても財政調整基金が増加していることを受け、財政調整基金の状況についての考察とコロナウイルス禍における財政調整基金の変化等についてまとめた。

財政調整基金対標準財政規模比では、町村が都市と比べて割合が高いことが見受けられた。新型コロナウイルス感染症の影響がないと考えられる2019年度と2021年度の変化率においても、財政調整基金対標準財政規模比を増加させている市町村も多くあるが、ばらつきもみられることが分かった。財政調整基金については、総務省からも「確実かつ効率的な運用を行いつつ、優先的に取り組むべき事業への活用を図るなど、適正な管理・運営

に努められたいこと。」と出されたが、現状においても財政調整基金は増加している団体も多い。日本の地方財政制度においては、財政調整基金を一定以上積上げる必要はあるのだろうか。日本の地方財政制度と財政調整基金のありかたや、財政調整基金の積み上げの考え方やルールについては今後の研究課題とする。

参考文献

- 石川達哉・赤井伸郎（2022）,「新型コロナウイルスが地方公共団体の歳入・歳出に与えた影響-コロナ禍において地方公共団体の収支は悪化したのか?-」,『フィナンシャルレビュー』令和4年第3号, pp.5-pp.36.
- 伊藤敏安（2018）,「市町村における積立金現在高累増の構成要素とその変化」,『地域経済研究』第29号,pp3-pp.24.
- 小西砂千夫（2015）,「中期的な地方財政の動向と政策課題」,『アカデミア』,第115号, pp.32-pp.37.
- 総務省(2017),「基金の積立状況等に関する調査結果」.
- 宮下量久・鷺見英司(2017) ,「合併自治体の財政調整基金に関する実証分析」,『日本地方財政学会研究叢書 第24号:「地方創生」と地方における自治体の役割』, pp.125-pp.149.
- 宮下量久・鷺見英司(2020) ,「市町村における財政調整基金の積立要因に関する実証分析」,『計画行政』43(4), pp.39-pp.47.

第2章

参考資料

地方財政を取り巻く 最近の動向等について

令和5年7月

自治財政局財政課

～本日お話する内容～

- 1 令和5年度 地方財政計画の概要
- 2 地方財政審議会意見（令和5年5月）の概要
- 3 最近の動向等
 - ① 骨太の方針2023
 - ② 子ども・子育て政策

令和5年度地方財政計画のポイント①

総務省自治財政局
令和5年2月

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保

- ・ 一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.2兆円上回る62.2兆円を確保
- ・ 地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る18.4兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度から0.8兆円抑制

一般財源総額(水準超経費除き) 62.2兆円(前年度比+0.2兆円、前年度 62.0兆円)

※ 水準超経費を含めた一般財源総額は65.1兆円(同+1.2兆円、同 63.9兆円)

・ 地方税・地方譲与税	45.5兆円(前年度比 +1.6兆円、前年度 43.8兆円)
・ 地方特例交付金等	0.2兆円(同 ▲0.0兆円、同 0.2兆円)
・ 地方交付税	18.4兆円(同 +0.3兆円、同 18.1兆円)
・ 臨時財政対策債	1.0兆円(同 ▲0.8兆円、同 1.8兆円)

(注) 端数処理のため合計が一致しない場合がある

(2) 臨時財政対策債の抑制等地方財政の健全化

- ・ 臨時財政対策債の発行を対前年度比▲0.8兆円と抑制(④1.8兆円→⑤1.0兆円)。年度末残高見込みは2.9兆円縮減(④52.0兆円→⑤49.1兆円)
- ・ 交付税特会借入金を償還計画額を上回る1.3兆円償還し(0.5兆円→1.3兆円)、残高を縮減(④29.6兆円→⑤28.3兆円)
- ・ 交付税の国税減額補正精算を前倒し(0.3兆円→0.8兆円)

1

令和5年度地方財政計画のポイント②

(3) 主な歳出項目

① 地域のデジタル化の推進

- ・ 「デジタル田園都市国家構想基本方針」等を踏まえ、「地域デジタル社会推進費」について事業期間を延長(令和5年度～令和7年度)するとともに、マイナンバーカード利活用特別分として500億円増額(令和5年度・令和6年度)
※ 「まち・ひと・しごと創生事業費」を「地方創生推進費」に名称変更した上で、これと地域デジタル社会推進費を内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費」(1.25兆円)を創設

② 地域の脱炭素化の推進

- ・ 地方団体が、地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」(1,000億円)を計上し、脱炭素化推進事業債を創設するとともに、公営企業についても地方財政措置を拡充

③ 自治体の施設の光熱費高騰への対応

- ・ 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費(単独)を700億円増額

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.1兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

2

令和5年度地方財政計画のポイント③

歳入歳出の概要

(通常収支分)

(単位: 兆円、%)

区分	5年度	4年度	増減額	増減率
	A	B	C=A-B	C/B
地方税	42.9	41.2	1.6	4.0
地方譲与税	2.6	2.6	0.0	0.1
地方特例交付金等	0.2	0.2	▲ 0.0	▲ 4.3
地方交付税	18.4	18.1	0.3	1.7
国庫支出金	15.0	14.9	0.1	0.8
歳入				
地方債	6.8	7.6	▲ 0.8	▲ 10.4
臨時財政対策債	1.0	1.8	▲ 0.8	▲ 44.1
臨時財政対策債以外	5.8	5.8	▲ 0.0	▲ 0.1
使用料及び手数料	1.6	1.6	▲ 0.0	▲ 0.5
雑収入	4.6	4.4	0.1	3.2
その他	0.0	0.0	0.0	▲ 122.1
計	92.0	90.6	1.4	1.6
一般財源	65.1	63.9	1.2	1.9
(水準超経費を除く交付団体ベース)	62.2	62.0	0.2	0.2

区分	5年度	4年度	増減額	増減率
	A	B	C=A-B	C/B
歳出				
給与関係経費	19.9	20.0	▲ 0.1	▲ 0.3
退職手当以外	18.8	18.5	0.2	1.3
退職手当	1.1	1.4	▲ 0.3	▲ 21.1
一般行政経費	42.1	41.4	0.6	1.5
うち 補助	24.0	23.5	0.5	2.2
うち 単独	15.0	14.9	0.1	0.7
うち デジタル田園都市国家構想事業費	1.25	1.2	0.05	4.2
地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0
地域デジタル社会推進費	0.25	0.2	0.05	25.0
うち 地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
公債費	11.3	11.4	▲ 0.2	▲ 1.4
維持補修費	1.5	1.5	0.0	1.9
うち 緊急浸透推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
投資的経費	12.0	12.0	▲ 0.0	▲ 0.0
直轄・補助	5.7	5.7	▲ 0.0	▲ 0.1
単独	6.3	6.3	0.0	0.0
うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
うち 公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.6	▲ 0.1	▲ 17.2
うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
うち 脱炭素化推進事業費	0.1	-	0.1	皆増
公営企業繰出金	2.4	2.4	▲ 0.0	▲ 1.5
水準超経費	2.9	1.9	1.0	56.2
計	92.0	90.6	1.4	1.6

※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

※ デジタル田園都市国家構想事業費の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)及び「地域デジタル社会推進費」(0.2兆円)の合算額である。

※ 地方創生推進費の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)の額である。

3

地域のデジタル化の推進

- 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等を一層推進するため、「地域デジタル社会推進費」の事業期間を延長(令和5年度～令和7年度)
- 地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組に係る事業費をマイナンバーカード利活用特別分として500億円増額(令和5年度・令和6年度)

【事業期間】 令和5年度～令和7年度

【事業費】 令和5年度 2,500億円 うちマイナンバーカード利活用特別分 500億円
(令和4年度 2,000億円)

地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組(想定される例)

高齢者などの住民を対象とした
デジタル活用支援

デジタル技術を活用した観光振興や
働く場の創出など魅力ある地域づくり

地域におけるデジタル人材の
育成・確保

デジタル技術を活用した
安心・安全の確保

条件不利地域等におけるデジタル
技術を活用したサービスの高度化

中小企業のデジタルトランス
フォーメーション支援

うち、マイナンバーカードを利活用した取組(想定される例)

各種証明書のコンビニ交付サービス

行政手続のオンライン申請

申請書作成支援(書かない窓口)

電子母子手帳サービス等のアプリ

図書館カードとしての利用

地域公共交通における利用

地方交付税措置

【算定項目】「地域デジタル社会推進費」(普通交付税の臨時費目)

【算定額】 令和5年度 2,500億円程度 うち道府県分 800億円程度、市町村分 1,700億円程度
(令和4年度 2,000億円程度 うち道府県分 800億円程度、市町村分 1,200億円程度)

4

マイナンバーカードを利活用した地域のデジタル化の推進

1. マイナンバーカードを利活用した取組についての普通交付税における算定

- 「地域デジタル社会推進費」の増額分(マイナンバーカード利活用特別分500億円)について、マイナンバーカードの交付率も活用して、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に係る財政需要を的確に普通交付税の算定に反映

【算定項目】

基準財政需要額の算定項目「地域デジタル社会推進費」において、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に要する経費を算定

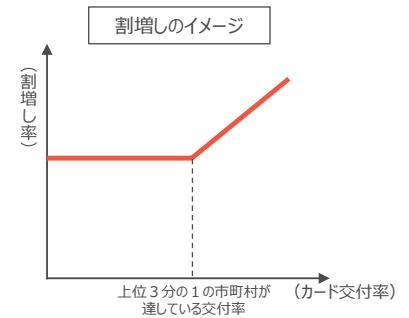
【算定額】

令和5年度 500億円程度（市町村分）

【算定方法】

測定単位を人口とした上で、地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードの交付率が高く、マイナンバーカードを利活用した取組に係る財政需要が多く生じると想定される市町村の経費をマイナンバーカードの交付率に応じて割増し

- ※1 マイナンバーカードの交付率が「上位3分の1の市町村が達している交付率」以上の市町村は、当該市町村のマイナンバーカードの交付率に応じた割増し率で算定
- ※2 マイナンバーカードの交付率は、普通交付税の算定スケジュールにおいて使用可能な最新の数値を用いる



2. 郵便局を活用した取組

- マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組として、地方団体が郵便局などにおける証明書の自動交付サービスを導入する経費について、特別交付税措置(措置率0.7 ※ 財政力補正あり)を講ずる

5

地域の脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和5年2月10日閣議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーンボンドを発行

1. 脱炭素化推進事業債の創設

【対象事業】

地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業(再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車)

【事業期間】

令和7年度まで
(地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様)

【事業費】

1,000億円

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー (太陽光・バイオマス発電、熱利用等) 公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー (省エネ改修、LED照明の導入)		財政力に応じて 30~50%
公用車における電動車の導入 (EV、FCV、PHEV)		30%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築も対象

2. 公営企業の脱炭素化

公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 専門アドバイザーの派遣(総務省と地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

3. 地方団体におけるグリーンボンドの共同発行

地方債市場におけるグリーンボンド等(ESG債)への需要の高まりを受け、初めて共同債形式でグリーンボンドを発行(令和5年度後半発行予定、参加希望団体:42団体)

6

対象事業と交付税措置率

<公適債(脱炭素化事業)>

<脱炭素化推進事業債>

類型	対象事業	対象事業 (赤字は拡充部分)	交付税措置率
再エネ (注1)	太陽光発電(公共施設等の改修)	太陽光発電(公共施設等の 新築・改築 ・改修)	50%
		太陽光発電以外の再生可能エネルギー全般 (バイオマス、風力等)	
省エネ	公共施設等のZEB化(注2)(改修)	公共施設等のZEB化(注2)(新築・改築 ・改修)	財政力に応じて 30~50%
	公共施設等の省エネ改修	公共施設等の省エネ改修(注3)	
	LEDの導入(公共施設等の改修)	LEDの導入(公共施設等の改修)	
電動車		公用車における電動車の導入(EV、FCV、PHEV)	30%

注1: 公共施設等適正管理推進事業債(脱炭素化事業)においては売電を主たる目的とするものは対象外としており、脱炭素化推進事業債においても同様とする。
 注2: ZEB Oriented以上。ZEB化の具体的な対象設備は、(ア)空調設備等(イ)照明設備(ウ)給湯設備(エ)昇降機(オ)太陽光発電設及びコージェネレーション設備(売電を主たる目的とする場合を除く。)(カ)BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)。
 注3: 省エネ改修の具体的な対象設備は、(ア)空調設備等(イ)照明設備(ウ)給湯設備(エ)昇降機(オ)コージェネレーション設備(売電を主たる目的とする場合を除く。)(カ)BEMS(ビルエネルギーマネジメントシステム)

防災・減災のための取組の推進

○ 避難所における生活環境改善のための取組や消防本部における災害対応能力の向上のための取組を一層推進するため、「緊急防災・減災事業費」の対象事業を拡充

1. 社会福祉法人・学校法人が行う指定避難所の生活環境改善のための取組への支援

<取組例>

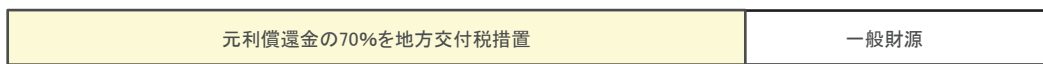
- ・ 指定福祉避難所となっている社会福祉施設(養護老人ホーム等)における避難者の生活環境改善(要配慮者用の居室、避難者用トイレ、空調等)のための取組への補助
- ・ 指定避難所となっている私立学校施設(体育館)における避難者の生活環境改善のための取組への補助

2. 消防本部への水中ドローンの配備



(参考)緊急防災・減災事業費の概要

<事業期間> 令和3年度~令和7年度 <事業費> 5,000億円(令和5年度)
 <現行の対象事業> 公共施設の防災機能強化、指定避難所の生活環境改善、災害対応のための情報網の整備等
 <地方財政措置> 緊急防災・減災事業債(充当率100%、交付税措置率70%)



緊急防災・減災事業債(地方債充当率100%)

地域の人への投資（リスキリング）の推進

- 地域に必要な人材確保(中小企業、農林水産、介護等)のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に要する経費に対して地方財政措置を講ずるとともに、地方団体のデジタル化の推進に向け、都道府県等の市町村支援のためのデジタル人材確保等に要する経費に対して地方財政措置を講ずる

1. 地域におけるリスキリングの推進に関する地方財政措置の創設

- 【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する、
 ①経営者等の意識改革・理解促進、②リスキリングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスキリング支援
 ※ 地域職業訓練実施計画(職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画)に位置付けられる地方単独事業を対象
- 【事業期間】 令和8年度まで(「人への投資」パッケージの終了年度と同様)
- 【地方財政措置】 特別交付税措置(措置率0.5)

2. 地方団体と地方大学の連携によるリスキリングの推進に関する地方財政措置の拡充

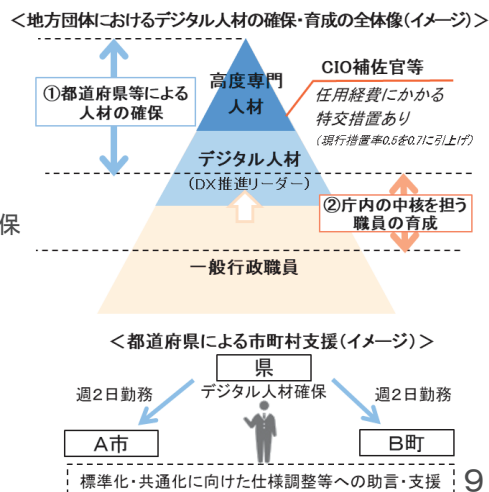
- 【対象事業】 地方団体と地方大学が協定を締結して実施する、社会人等を対象としたリスキリング講座の実施等
- 【事業期間】 期限の定めなし
- 【地方財政措置】 特別交付税措置(措置率0.8 ※ 財政力補正あり)

3. 地方団体におけるデジタル人材の確保・育成に関する地方財政措置の創設

- 【対象事業】 ①都道府県、連携中枢都市等による市町村支援のためのデジタル人材の確保
 ②地方団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員の育成
- 【事業期間】 令和7年度まで(自治体DX推進計画の計画期間と同様)
- 【地方財政措置】 特別交付税措置(措置率0.7)

4. 地方団体におけるDX実現のための専門アドバイザーの派遣

- 地方団体におけるDXの取組を推進するため、新たに、専門アドバイザーを派遣するとともに、都道府県単位で行う「首長・管理者向けトップセミナー」の開催等を支援(総務省と地方公共団体金融機構の共同事業。地方公共団体金融機構が経費を負担)



地方への人の流れの拡大の推進

- 令和8年度までに地域おこし協力隊の隊員数を10,000人とする目標に向け、地域おこし協力隊員の募集や日々のサポート体制の強化に要する経費など、地域おこし協力隊に関する特別交付税措置を拡充
- 地域資源を活用した全国各地での創業を支援する「ローカルスタートアップ支援制度」を創設し、民間事業者に対する案件募集に係る経費等に対して特別交付税措置を講ずる。また、地域経済循環創造事業交付金を活用する事業について、ふるさと融資を含め融資元等を拡充し、ふるさと融資を利用する場合は、地方団体による連帯保証料の補助等に対して特別交付税措置を講ずる

1. 「地域おこし協力隊」の取組強化

- (1) 地域おこし協力隊員の募集等に関する特別交付税措置の拡充
 隊員の募集等に要する経費: 1団体当たり200万円上限から300万円上限に拡充
- (2) 地域おこし協力隊員の日々のサポート体制の強化に関する特別交付税措置の創設
 市町村における隊員の日々のサポートに係る隊員OB・OG等への委託経費: 1団体当たり200万円上限
- (3) 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に関する特別交付税措置の拡充
 任期最終年次及び任期終了後1年に加え、新たに「任期2年目」より起業・事業承継の準備を支援
 (隊員等の起業・事業承継に要する経費: 隊員1人当たり100万円上限)

<現役隊員数(R3)とR8目標隊員数>

令和3年度	約4,000人増	令和8年度
6,015人		10,000人

2. 「ローカルスタートアップ支援制度」の創設

- (1) 事業の企画・立ち上げ等に関する特別交付税措置の拡充
 民間事業者に対する案件募集に係る経費や法人設立等に係る経費(法人登記等の委託経費)等について、特別交付税措置(措置率0.8 ※ 財政力補正あり)を講ずる
- (2) ふるさと融資(※)の利用
 地域経済循環創造事業交付金を活用する事業について、ふるさと融資を含め融資元等を拡充し、ふるさと融資を利用する場合は、地方団体による地方債の利子負担や連帯保証料の補助に対して特別交付税措置(措置率0.75)を講ずる
 ※ 地域振興に資する民間投資を支援するために地方団体が長期の無利子資金を融資する制度(融資財源は地方債で調達)

物価高騰への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費(単独)を700億円増額
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)と公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)における建築単価の上限を引上げ

1. 自治体の施設の光熱費高騰への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費(単独)を700億円増額
- ※ 普通交付税の単位費用により措置

2. 庁舎・公立病院の建築単価の引上げ

- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、以下のとおり対応する
 - ① 緊急防災・減災事業債:津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ(36.1万円 ⇒ 42.2万円)(17%増)
 - ② 病院事業債:公立病院の新設・建替等事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ(40.0万円 ⇒ 47.0万円)(18%増)
- ※ いずれも令和4年度事業債から新単価を適用

活力ある多様な地域社会を実現するための地方税財政改革についての意見(概要)

地方財政審議会
令和5年5月25日

目指すべき地域の姿

どのような地域であっても、
どの時代に生まれても、
住民の安心と安全、満足度を高めて、
幸せをもたらし、活力ある多様な地域

目指すべき地方財政のあり方

<持続可能な地方税財政基盤の構築>

- 自由に使える一般財源総額の確保
- 偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系
- 地方交付税の機能の適切な発揮

<地方財政の健全化>

- 臨時財政対策債に依存せず、巨額の債務に圧迫されない姿
- ⇒(歳入面)地域経済の立て直しによる自主財源の増加
- ⇒(歳出面)国の取組と基調を合わせた歳出改革

物価高と感染症への対応

- 原材料価格の上昇等によって価格上昇が続く中、地方自治体は、**物価高騰対策**や**生活困窮者等への支援**等に積極的に取り組むことが期待される
- 新型コロナウイルス感染症の**感染症法上の位置づけが5類感染症へ移行**したところであるが、引き続き、地方の意見を十分に踏まえ、**必要な財政支援を迅速かつ丁寧に行うとともに、次の感染症危機対応においても、適切に対応すべき**

地方税財政改革の方向

一般財源総額の確保等

- **社会保障関係費の増加**をはじめとする**財政需要を適切に地方財政計画に計上し、一般財源総額を安定的に確保**すべき
- **地方財政の健全化**のため、**財源不足の縮小**に努め、**臨時財政対策債の発行縮小**に取り組むとともに、**地方交付税総額を安定的に確保**すべき
- **会計年度任用職員への勤勉手当の支給を可能とする制度改正**を踏まえ、**必要な財源を確保**すべき

地方財政の健全化に資する取組等

- 財政状況資料集の充実、地方公会計の一層の活用などにより**地方財政の「見える化」を推進**すべき。公共施設等の適正管理の取組を後押しすべき
- **経営戦略**に基づく経営改革、**公営企業会計適用拡大**等を推進するとともに、**アドバイザー派遣**や**優良事例の横展開**により**経営・財務マネジメントを強化**
- 水道・下水道事業について、**広域化計画**に基づく**取組を進めることが必要**。公立病院について、**令和5年度中に公立病院経営強化プラン**を策定

活力ある多様な地域社会に向けた取組

- **こども・子育て政策の強化** : 検討にあたっては、地方の役割が大きい分野であることから、**地方の意見を十分踏まえつつ、地方負担分について所要の財源を安定的に確保**すべき。その際、独自の取組などについても、**地方の意見を十分に踏まえながら、所要の財源を確保する必要**
- **デジタル田園都市国家構想(地域におけるDXの推進)** : 地域の実情に応じ、**地方創生や地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決に取り組めるよう、地方財政措置を講じる**べき。マイナンバーカードの普及と利活用促進を着実に進めていくとともに、**自治体行政・地域社会におけるDXを推進**すべき
- **地域におけるGXの推進** : 地域におけるGXの取組を着実に進められるよう、適切に財源を確保
- **防災・減災、国土強靱化** : 緊急防災・減災事業債、緊急自然災害防止対策事業債等により適切に財政措置
- **人への投資等** : 地方自治体による**リスクリングの推進**や**デジタル人材の確保・育成を適切に支援**する必要

第5章 当面の経済財政運営と令和6年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について
2. 令和6年度予算編成に向けた考え方
 - ① (略)
 - ② 令和6年度予算において、本方針、骨太方針2022及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。
ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。
 - ③、④ (略)

<参考>経済財政運営と改革の基本方針2021(令和3年6月18日閣議決定)(抜粋)

第3章 感染症で顕在化した課題等を克服する経済・財政一体改革

7. 経済・財政一体改革の更なる推進のための枠組構築・EBPM推進

(中略) 歳出の目安がこれまで財政規律としての役割を果たしてきたことを踏まえ、機動的なマクロ経済運営を行いつつ成長力強化に取り組む中で、**2022年度から2024年度までの3年間(※1)について、これまで(※2)と同様の歳出改革努力を継続することとし、以下の目安に沿った予算編成を行う(※3)。**

- ① 社会保障関係費については、基盤強化期間においてその実質的な増加を高齢化による増加分に相当する伸びにおさめることを目指す方針とされていること、経済・物価動向等を踏まえ、その方針を継続する。
- ② 一般歳出のうち非社会保障関係費については、経済・物価動向等を踏まえつつ、これまでの歳出改革の取組を継続する。
- ③ **地方の歳出水準については、国の一般歳出の取組と基調を合わせつつ、交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な一般財源の総額について、2021年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する。**

※1 75歳以上人口の伸びは、2021年度0.5%の後、団塊の世代の75歳入りにより、2022年度4.1%、2023年度4.2%、2024年度3.9%と高い伸びとなる見込み。

※2 2019年度から2021年度までの3年間の基盤強化期間。

※3 真に必要な財政需要の増加に対応するため、制度改革により恒久的な歳入増を確保する場合、歳出改革の取組に当たって考慮する等の新経済・財政再生計画において定めた取組についても、引き続き推進する。その際、英米などの諸外国において、財政出動を行う中でその財源を賄う措置を講じようとしていることも参考とする。

<参考>経済財政運営と改革の基本方針2022(令和4年6月7日閣議決定)(抜粋)

第5章 当面の経済財政運営と令和5年度予算編成に向けた考え方

2. 令和5年度予算編成に向けた考え方

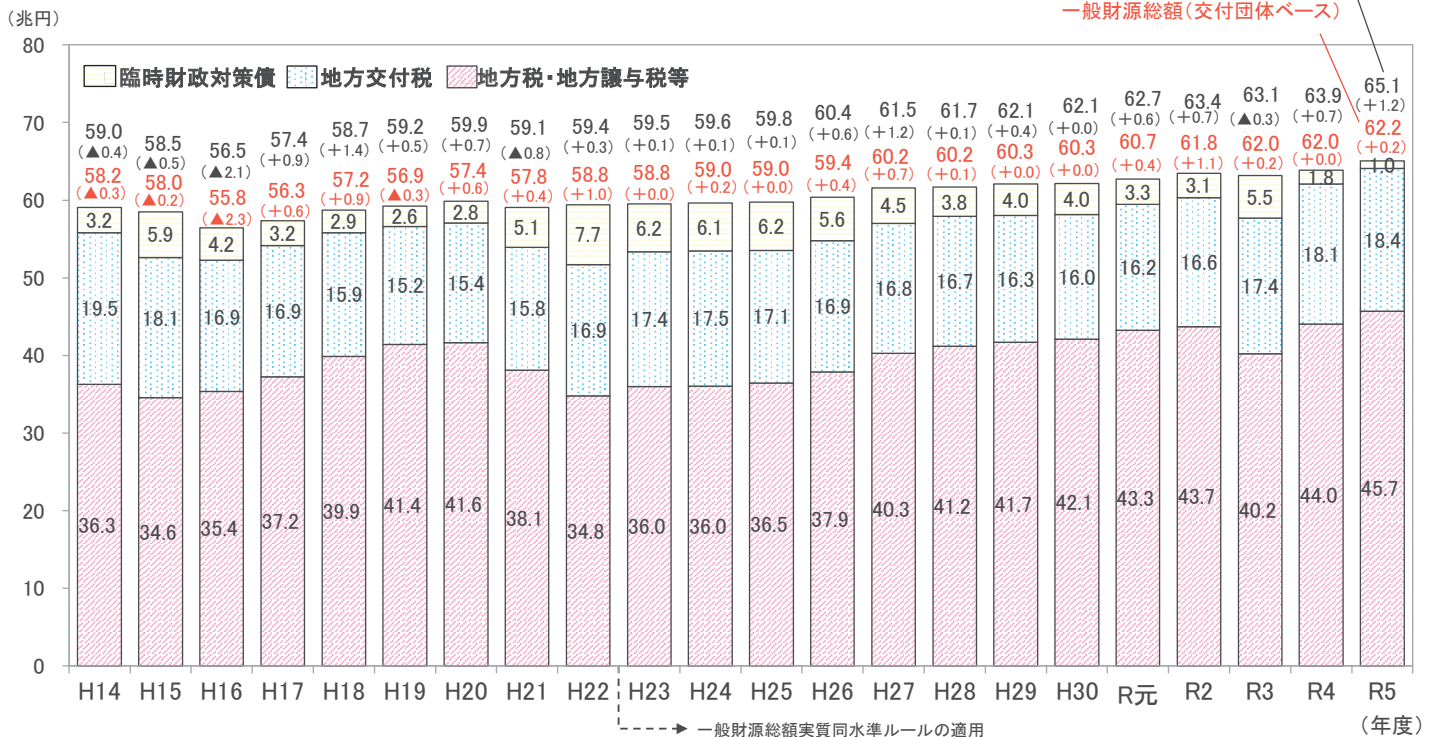
- ① 令和5年度予算において、本方針及び骨太方針2021に基づき、経済・財政一体改革を着実に推進する。

ただし、重要な政策の選択肢をせばめることがあってはならない。

13

地方一般財源総額の推移

〔地方一般財源総額(地財計画ベース)の推移〕



※ R3年度の地方税・地方譲与税等及び一般財源総額は、R2年度徴収猶予の特例分(0.2兆円)を除いている。

経済財政運営と改革の基本方針2023（抄）（国と地方の新たな役割分担等）

第4章 中長期の経済財政運営

4. 国と地方の新たな役割分担等

社会全体におけるDXの進展及び感染症対応で直面した課題等を踏まえ、ポストコロナの経済社会に的確に対応する観点から、必要な地方制度の在り方について、法整備を視野に入れつつ検討を進める。具体的には、地方制度調査会の調査審議を通じて、国・地方間、東京圏等の大都市圏を含む地方自治体間の役割分担を明確化し、連携・協力の実効性を高めるための対応について、検討を行う。

国・地方を通じた効率的・効果的な計画行政を推進するため、各府省は、地方に係る制度の検討に当たっては、まず、計画以外の形式を検討する。その上で、計画によらざるを得ないと考えられる場合には、あらかじめ地方六団体に説明を行い、理解を得るよう努めることとする。既存計画については、統廃合や事務負担の軽減を行うとともに、毎年、見直しの進捗状況を公表する。内閣府は、各府省の六団体への説明に先立ち、各府省からの事前相談に応じ必要な支援を行う。進捗状況や新たに生じる課題を踏まえ、各府省に必要な対応を促す。

新型コロナウイルス感染症の感染症法における位置付けの変更を踏まえて、地方財政の歳出構造について平時に戻す。感染症対応として実施された地方創生臨時交付金について、内容の見える化を徹底の上、その効果・効率性についての検証作業を将来の危機対応にいかすことも見据えて行う。

また、東京一極集中が続く中、行政サービスの地域間格差が過度に生じないように、地方自治体間の税収の偏在状況や財政力格差の調整状況等を踏まえつつ、税源の偏在性が小さく税収が安定的な地方税体系の構築に向けて取り組む。

デジタル技術の活用等による地方自治体の業務効率化や、公営企業の経営戦略改定の更なる推進など、改革工程表に沿って地方行財政改革に着実に取り組む。

14

経済財政運営と改革の基本方針2023（抄）（物価高対策）

第5章 当面の経済財政運営と令和6年度予算編成に向けた考え方

1. 当面の経済財政運営について

こうした経済環境の下、当面の経済財政運営については、足下の物価高や世界経済の減速等による我が国経済の下振れリスクに万全の対応を図りつつ、持続的な成長と分配の好循環の実現に向けて、国内投資の拡大や研究開発の促進による生産性の向上とともに、価格転嫁を通じたマークアップ率の確保による賃上げを車の両輪として一体的に進める。

このため、「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」及びそれを具体化する令和4年度第2次補正予算、「物価・賃金・生活総合対策本部」で取りまとめたエネルギー・食料品等に関する追加策、並びに令和5年度予算の迅速かつ着実な執行に全力を尽くしつつ、物価や経済の動向を踏まえ、今後も機動的に対応していく。

15

第2章 新しい資本主義の加速

3. 少子化対策・こども政策の抜本強化

（加速化プランの推進）

急速な少子化・人口減少に歯止めをかけなければ、我が国の経済・社会システムを維持することは難しく、世界第3位の経済大国という、我が国の立ち位置にも大きな影響を及ぼす。若年人口が急激に減少する2030年代に入るまでが、こうした状況を反転させることができるかどうかの重要な分岐点であり、ラストチャンスである。このため、政府として、若者・子育て世代の所得向上に全力で取り組む。新しい資本主義の下、賃上げを含む人への投資と新たな官民連携による投資の促進を進めることで、安定的な経済成長の実現に先行して取り組む。次元の異なる少子化対策としては、「こども未来戦略方針」に基づき、若い世代の所得を増やす、社会全体の構造や意識を変える、全てのこども・子育て世帯を切れ目なく支援するという3つの基本理念を踏まえ、抜本的な政策の強化を図る。経済を成長させ、国民の所得が向上することで、経済基盤及び財源基盤を確固たるものとするとともに、歳出改革等によって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用することによって、国民に実質的な追加負担を求めることなく、「こども・子育て支援加速化プラン」（以下「加速化プラン」という。）を推進する。なお、その財源確保のための消費税を含めた新たな税負担は考えない。

具体的には、「こども未来戦略方針」に基づき、今後「加速化プラン」の3年間の集中取組期間において、「ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組」（児童手当の拡充、出産等の経済的負担の軽減、地方自治体の取組への支援による医療費等の負担軽減、奨学金制度の充実など高等教育費の負担軽減、個人の主体的なり・スキリングへの直接支援、いわゆる「年収の壁」への対応、子育て世帯に対する住宅支援の強化）、「全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充」（妊娠期からの切れ目ない支援の拡充や幼児教育・保育の質の向上、「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設など）、「共働き・共育への推進」（男性育休の取得促進や育児期を通じた柔軟な働き方の推進、多様な働き方と子育ての両立支援）とともに、こうした具体的政策に実効性を持たせる「こども・子育てにやさしい社会づくりのための意識改革」を、「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保を進めつつ、政府を挙げて取り組んでいく。

こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見て、2030年代初頭までに、国の予算又はこども1人当たりで見た国の予算の倍増を目指す。その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討する。

（こども大綱の取りまとめ）

常にこどもや若者の視点でこどもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広いこども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めるこども大綱を年内を目途に策定し、こども家庭庁が「こどもまんなか社会」を目指すための新たな司令塔機能を発揮する中で、政府全体でこども施策を強力に推進する。

「こども未来戦略方針」（抜粋）

令和5年6月13日
閣議決定
（抜粋）（一部加工）

Ⅲ-1. 「加速化プラン」において実施する具体的な施策（※）

※ 今後3年間の集中取組期間において、できる限り前倒して実施

1. ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や若い世代の所得向上に向けた取組

(1) 児童手当の拡充～全てのこどもの育ちを支える制度へ～

- 児童手当については、次代を担う全てのこどもの育ちを支える基礎的な経済支援としての位置付けを明確化する。このため、所得制限を撤廃し、全員を本則給付とするとともに、支給期間について高校生年代まで延長する。

児童手当の多子加算については、こども3人以上の世帯数の割合が特に減少していることや、こども3人以上の世帯はより経済的支援の必要性が高いと考えられること等を踏まえ、第3子以降3万円とする。

これらについて、実施主体である地方自治体の事務負担も踏まえつつ、2024年度中に実施できるよう検討する。

(2) 出産等の経済的負担の軽減

～妊娠期からの切れ目ない支援、出産費用の見える化と保険適用～

- これまで実施してきた幼児教育・保育の無償化に加え、支援が手薄になっている妊娠・出産期から2歳までの支援を強化する。令和4年度第二次補正予算で創設された「出産・子育て応援交付金」(10万円)について、制度化に向けて検討することを含め、妊娠期からの伴走型相談支援とともに着実に実施する。

- 本年4月からの出産育児一時金の大幅な引上げ(42万円→50万円)及び低所得の妊婦に対する初回の産科受診料の費用助成を着実に実施するとともに、出産費用の見える化について来年度からの実施に向けた具体化を進める。その上でこれらの効果等の検証を行い、2026年度を目途に、出産費用(正常分娩)の保険適用の導入を含め、出産に関する支援等の更なる強化について検討を進める。あわせて、無痛分娩について、麻酔を実施する医師の確保を進めるなど、妊婦が安全・安心に出産できる環境整備に向けた支援の在り方を検討する。

(3) 医療費等の負担軽減～地方自治体の取組への支援～

- おおむね全ての地方自治体において実施されているこども医療費助成について、国民健康保険の国庫負担の減額調整措置を廃止する。あわせて、適正な抗菌薬使用などを含め、こどもにとってより良い医療の在り方について、今後、医学界など専門家の意見も踏まえつつ、国と地方の協議の場などにおいて検討し、その結果に基づき必要な措置を講ずる。

Ⅲ-2. 「加速化プラン」を支える安定的な財源の確保

○ Ⅲ-1. の1. ～4. で掲げた給付面の改革や意識改革と並行して、次のような財政面の改革に取り組む。

(見える化)

○ こども家庭庁の下に、こども・子育て支援のための新たな特別会計(いわゆる「こども金庫」)を創設し、既存の(特別会計)事業を統合しつつ、こども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化を進める。

(財源の基本骨格)

- ① 財源については、国民的な理解が重要である。このため、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それらによって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用しながら、実質的に追加負担を生じさせないことを目指す。歳出改革等は、これまでと同様、全世代型社会保障を構築するとの観点から、歳出改革の取組を徹底するほか、既定予算の最大限の活用などを行う¹⁴。なお、消費税などこども・子育て関連予算充実のための財源確保を目的とした増税は行わない。
 - ② 経済活性化、経済成長への取組を先行させる。経済基盤及び財源基盤を確固たるものとするよう、ポストコロナの活力ある経済社会に向け、新しい資本主義の下で取り組んでいる、構造的賃上げと官民連携による投資活性化に向けた取組を先行させる。
 - ③ ①の歳出改革等による財源確保、②の経済社会の基盤強化を行う中で、企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み(「支援金制度(仮称)」)を構築することとし、その詳細について年末に結論を出す。
 - ④ 2030年代に入るまでの少子化対策のラストチャンスを見逃さないよう、徹底した歳出改革等や構造的賃上げ・投資促進の取組を複数年にわたって先行させつつ、「加速化プラン」の大宗を3年間(2026年度まで)で実施し、「加速化プラン」の実施が完了する2028年度までに安定財源を確保する。
 - ⑤ その間に財源不足が生じないよう、必要に応じ、つなぎとして、こども特例公債(こども金庫が発行する特会債)を発行する。
 - ⑥ 上記の安定財源とは別に、授業料後払い制度の導入に関して、学生等の納付金により償還が見込まれること等を踏まえHECS債(仮称)による資金調達手法を導入する。
- 上記の基本骨格等に基づき、Ⅲ-1. の内容の具体化と併せて、予算編成過程における歳出改革等を進めるとともに、新たな特別会計の創設など、必要な制度改正のための所要の法案を2024年通常国会に提出する。

14 こども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組んでいくべきであり、「加速化プラン」の地方財源についてもこの中で併せて検討する。

18

Ⅲ-3. こども・子育て予算倍増に向けた大枠

- 「加速化プラン」の予算規模は、現時点ではおおむね3兆円程度¹⁸となるが、さらに、本戦略方針に盛り込まれている施策のうち、高等教育費の更なる支援拡充策、今後「こども大綱」の中で具体化する貧困、虐待防止、障害児・医療的ケア児に関する支援策について、今後の予算編成過程において施策の拡充を検討し、全体として3兆円半ばの充実を図る。
- 「加速化プラン」を実施することにより、我が国のこども・子育て関係予算は、こども一人当たりの家族関係支出で見ると、OECDトップ水準のスウェーデンに達する水準となり、画期的に前進する。
- 現時点の「加速化プラン」を実施することにより、国のこども家庭庁予算(2022年度4.7兆円)は約5割増加すると見込まれる。また、育児休業については、新たな男性育休の取得目標の下での職場の意識改革や制度拡充の効果により関連予算が倍増していくと見込まれる。
- こども・子育て予算倍増に向けては、「加速化プラン」の効果の検証を行いながら、政策の内容・予算をさらに検討し、こども家庭庁予算で見ると、2030年代初頭までに、国の予算又はこども一人当たりで見ると国の予算の倍増を目指す。その財源については、今後更に政策の内容を検討し、内容に応じて、社会全体でどう支えるかさらに検討する。

18 国・地方の事業費ベース。

19

普通交付税の算定について



令和5年8月25日(金)
総務省自治財政局交付税課

目次

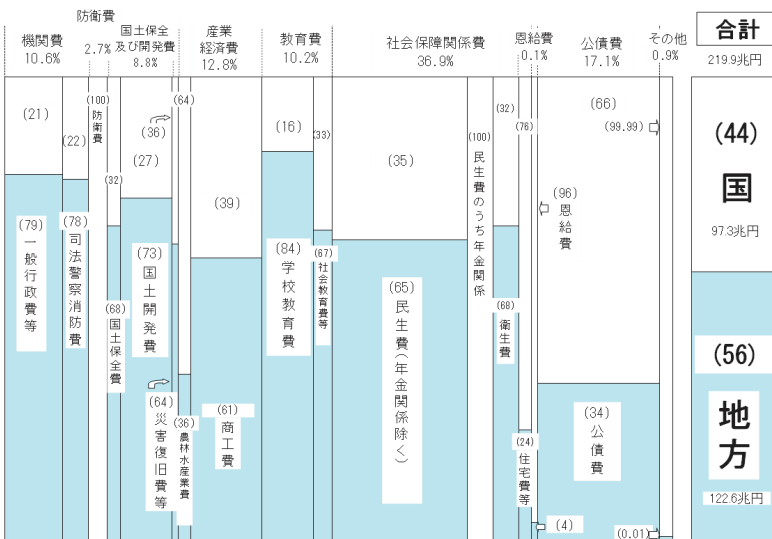
1. 地方財政総論
2. 普通交付税制度
3. 主な交付税制度の見直し
4. 令和5年度地方財政計画の概要
5. 令和5年度普通交付税の算定

1. 地方財政総論

地方財政の果たす役割

- 我が国の内政を担っているのは地方公共団体であり、国民生活に密接に関連する行政は、そのほとんどが地方団体の手で実施されている。
- その結果、政府支出に占める地方財政のウェイトは国と地方の歳出決算・最終支出ベースで56%となっている。

○ 国と地方の役割分担（令和3年度決算）
 <歳出決算・最終支出ベース>



国と地方との行政事務の分担

分野	公共資本	教育	福祉	その他
国	○高速自動車道 ○国道 ○一級河川	○大学 ○私学助成（大学）	○社会保険 ○医師等免許 ○医薬品許可免許	○防衛 ○外交 ○通貨
都道府県	○国道（国管理以外） ○都道府県道 ○一級河川（国管理以外） ○二級河川 ○港湾 ○公営住宅 ○市街化区域、調整区域決定	○高等学校・特別支援学校 ○小・中学校教員の給与・人事 ○私学助成（幼～高） ○私立大学（特定の県）	○生活保護（町村の区域） ○児童福祉 ○保健所	○警察 ○職業訓練
市町村	○都市計画等（用途地域、都市施設） ○市町村道 ○準用河川 ○港湾 ○公営住宅 ○下水道	○小・中学校 ○幼稚園	○生活保護（市の区域） ○児童福祉 ○国民健康保険 ○介護保険 ○上水道 ○ごみ・し尿処理 ○保健所（特定の市）	○戸籍 ○住民基本台帳 ○消防

（注）（ ）内の数値は、目的別経費に占める国・地方の割合
 計数は精査中であり、異動する場合がある。

公共投資の役割分担

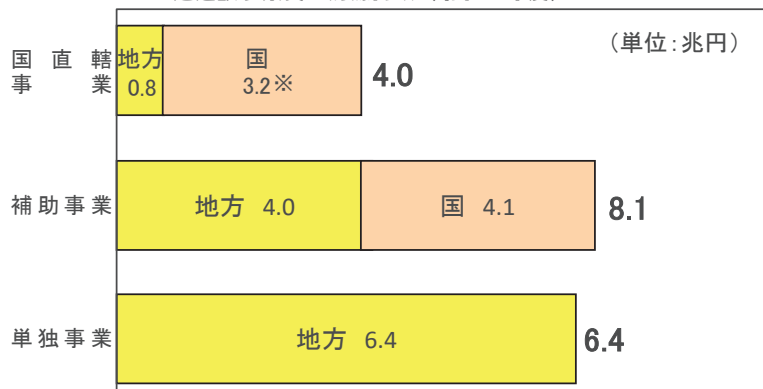
○ 住民に身近な公共投資は地方が、利益が広域に及ぶ公共投資は国が主体となって実施

役割分担(例)

国	高速自動車道
	国道 一級河川
地方	都道府県 国道(国管理以外) 都道府県道 一級河川(国管理以外) 二級河川 公営住宅
	市町村 都市計画等 市町村道 準用河川 公営住宅 下水道

令和3年度決算額

普通建設事業費の財源内訳(令和3年度)



(資料)「令和3年度地方公共団体普通会計決算の概要」(令和4年11月)より
 (※)国直轄事業のうち国負担額3.2兆円は、令和3年度地方財政計画における国庫負担額を基に推計。

直轄事業 …国がみずから事業の主体として行う事業
 (受益者負担として地方が経費の一部を負担(直轄負担金))
 補助事業 …地方の行う事業で、国家的な利害にも関連する事業について国が経費の一部を負担
 単独事業 …地方が単独で行う事業

4

教育の役割分担

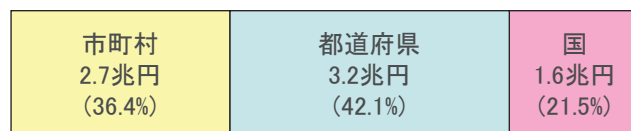
○ 義務教育等においては、学校の運営やその費用負担の大部分を地方がまかない、国は学習指導要領の制定や教職員給与の補助等を実施。

役割分担(例)

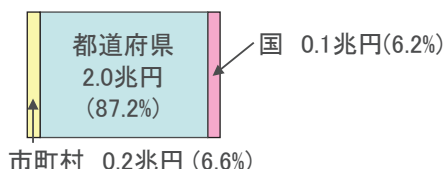
国	大学 私学助成 小・中学校教員の給与の1/3を負担
	都道府県 高等学校・特別支援学校 小・中学校教員の給与・人事(指定都市以外) 私学助成(幼稚園～高校) 公立大学(特定の県)
地方	市町村 小・中学校 ※指定都市の小・中学校教員の給与・人事を含む。

令和3年度決算額

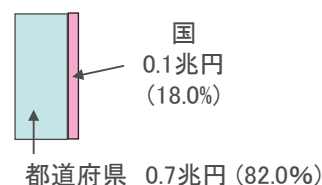
小・中学校(7.5兆円)



高等学校(2.3兆円)



私立高校・私立幼稚園等(0.8兆円)



5

社会保障の役割分担

- 年金：国の役割
- 医療：都道府県・市町村の役割（国民健康保険の場合）
- 保育・介護：主として市町村の役割

役割分担

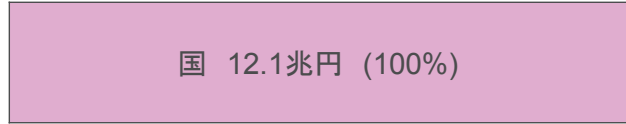
国	年金	・年金給付に関する事務
地方	市町村 都道府県 (※2)	医療 (※1)
	・国民健康保険事業の運営	
	国：医療制度の立案、財政支援	
市町村	介護	・介護保険事業の運営
	都道府県：介護保険事業の運営健全化のための調整、財政支援 国：介護保険制度の立案、財政支援	
	保育	・保育所の運営
都道府県：財政支援 国：保育制度の立案、財政支援		

※1 医療については、「国民健康保険」の他に、「協会健保」、「組合保険」及び「共済組合」があり、それぞれ役割・公費負担は異なる。
 ※2 平成30年度から、都道府県が財政運営責任主体となる新制度へ移行

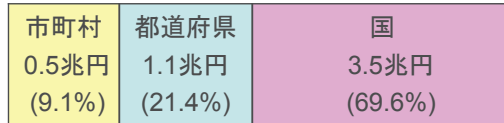
令和3年度決算額(医療のみ令和2年度決算額)

(年金、介護、医療とも公費負担部分の総額及び割合であり、保険料等除き)

年金 12.1兆円 ※ 国民年金(基礎年金部分)の給付費のうち国庫負担分



医療(例:国民健康保険) 5.1兆円



※厚生労働省調査「令和2年度国民健康保険(市町村国保)の財政状況について」より

介護 6.1兆円



※ 四捨五入の関係で端数が一致しない場合あり

治安等の役割分担

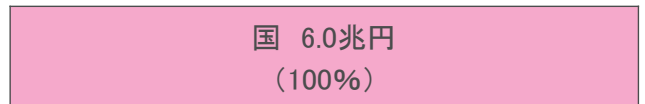
- 防 衛:国の役割
- 警 察:都道府県の役割
- 消 防:市町村の役割

役割分担

国	防衛	・自衛隊の管理・運営 ・外国軍隊の駐留に伴う事務
地方	都道府県	警察
	・犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕 ・交通の取締	
国：警察制度の立案、都道府県に対する財政支援		
市町村	消防	・火災現場等での火災の鎮圧 ・地震、風水害等の災害の予防、警戒、防除
都道府県：市町村等の災害対策の支援及び総合調整 国：消防制度の立案、市町村等に対する財政支援		

令和3年度決算額

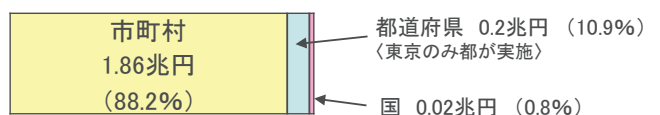
防 衛 6.0兆円



警 察 3.6兆円



消 防 2.1兆円



※ 都道府県及び市町村の金額は、国庫支出金を除いた数値である。

地方財政計画の役割

地方交付税法(昭和25年法律第211号)

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

第七条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

【地方財政計画の役割】

- ① 地方団体が標準的な行政水準を確保できるよう地方財源を保障
- ② 国家財政・国民経済等との整合性の確保
 - 国の毎年度の予算編成を受けて、予算に盛り込まれた施策を具体化するとともに、地方財政との調整を図る。
- ③ 地方団体の毎年度の財政運営の指針

したがって、次に掲げるような経費は地方財政計画には計上していない。

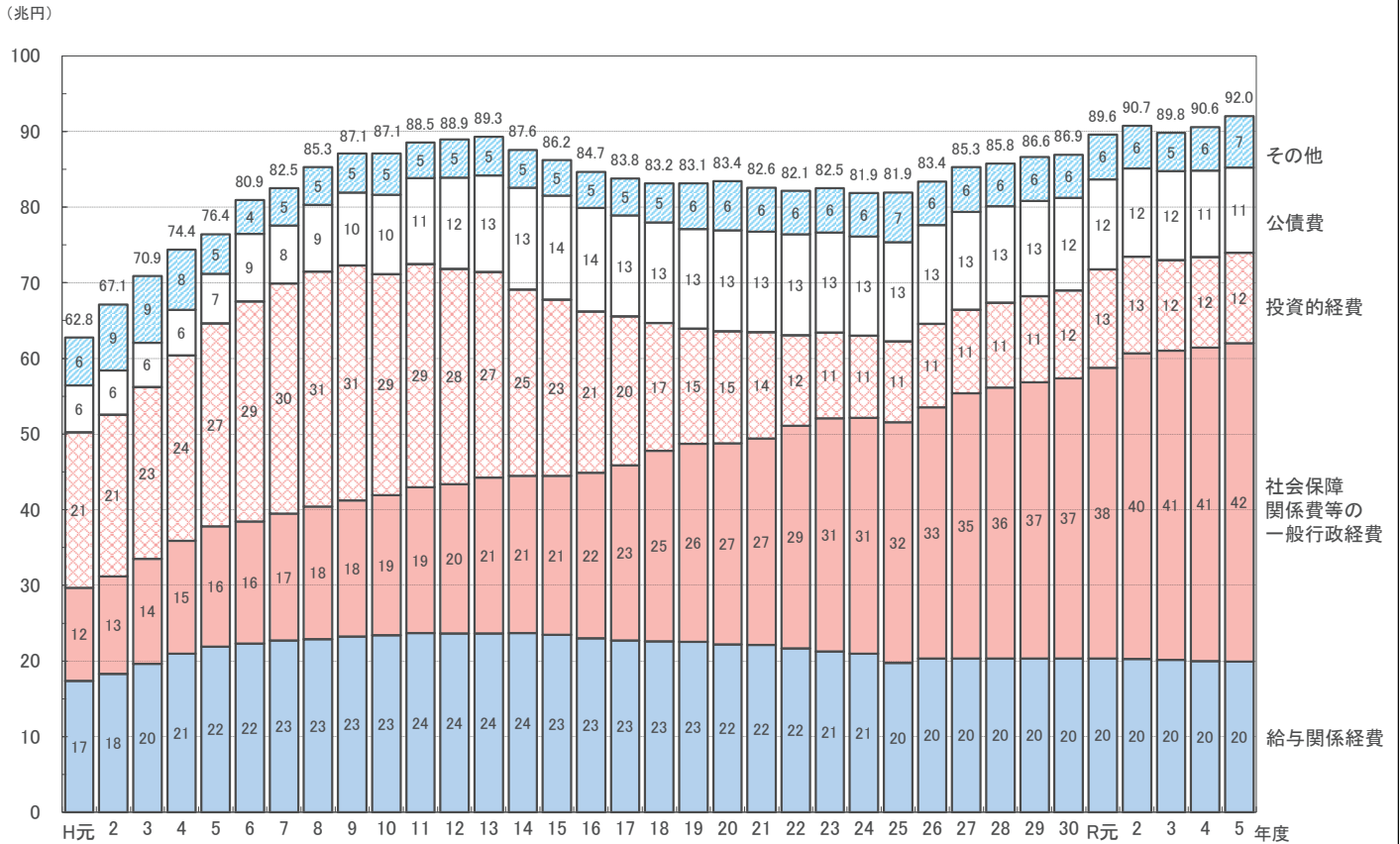
- 歳入: 超過課税、法定外普通税、法定外目的税
- 歳出: 国家公務員の給与水準を超えて支給される給与

地方財政計画（通常収支分）の歳出の分析

地方財政計画(通常収支分)の歳出の大部分は、補助・地方単独ともに、小中高教職員・警察官等の人件費や社会保障関係費など、国の法令や制度等に基づく経費である。

		国 費	地 方 費	注
給与関係経費	補助	15,437		小中学校教職員等
	地方単独		40,696	
199,053	地方単独		50,287	地方警察官 21,787 消防職員 12,565 高校教職員 15,935
	地方単独		92,633	児童福祉司、ケースワーカー、 公立保育所保育士等の福祉関係職員 等
補助等 60.5%	補助	103,720		生活保護、介護保険(老人ホーム、ホームヘルパー等)、 後期高齢者医療、障害者自立支援 等
	地方単独		136,011	
単独 39.5%	地方単独		1,417	一般行政経費(単独)は社会保障など住民に身近な地方の様々な取組に対応
	地方単独		148,267	
420,841	国保・後期高齢者			国保都道府県繰入金、国保・後期高齢者保険基金安定制度(保険料軽減分)、 国保財政安定化支援事業
	地方単独			
直轄事業負担金 4.6%	直轄・補助(公共事業等)	5,522		予防接種、乳幼児健診、ごみ処理、警察・消防の運営費、 道路・河川・公園等の維持管理費、義務教育諸学校運営費、 私学助成、戸籍・住民基本台帳 など
	補助	26,554		
補助 42.7%	地方単独		24,518	清掃、農林水産業、道路橋りょう、河川海岸、都市計画、 公立高校 など
	地方単独			
119,731	公債費			(注) 小・中学校、ごみ処理施設、社会福祉施設、道路等の事業で、 いわゆる国庫補助事業の継ぎ足し単独や補助事業を補完する 事業等、国庫補助と密接に関係する事業も含まれる。
	公債費			
直轄事業負担金 4.6%	公債費			上下水道、病院(高度医療等)等
	公債費			
補助 42.7%	公債費			
	公債費			
単独 52.7%	公債費			
	公債費			
112,614	公債費			
公債費	公債費			
	公債費			
23,974	公債費			
公債費	公債費			
	公債費			
44,137	公債費			
	公債費			

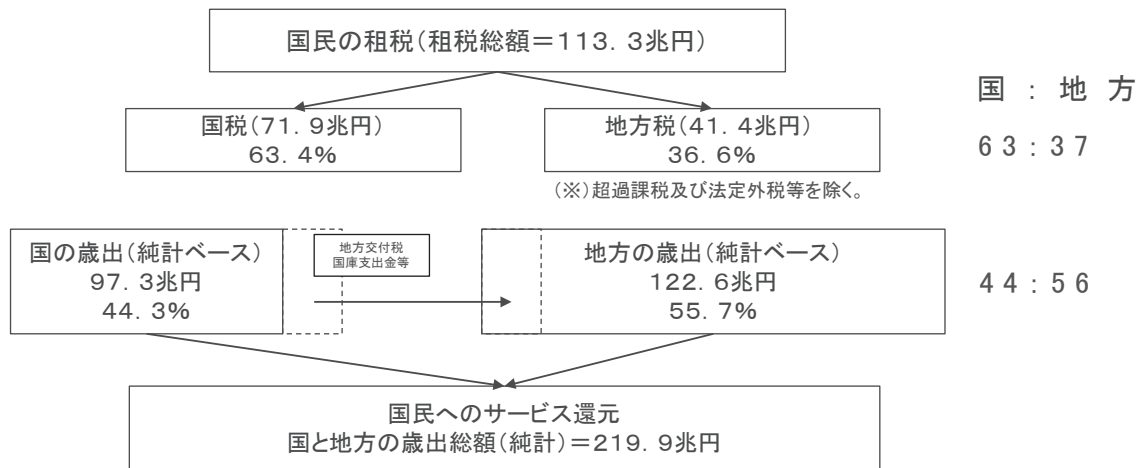
地方財政計画の歳出の推移



10

国と地方の税財源配分と地方歳入の状況

(1) 国・地方間の税財源配分(令和3年度)



(2) 地方歳入決算の内訳(令和3年度)

地方税	地方譲与税 地方特例交付金 地方交付税	国庫支出金	地方債	その他
424,089億円 (33.1%)	224,064億円 (17.5%)	320,206億円 (25.0%)	117,454億円 (9.2%)	197,098億円 (15.2%)
地方歳入128兆2,911億円				

(注)国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は除く。

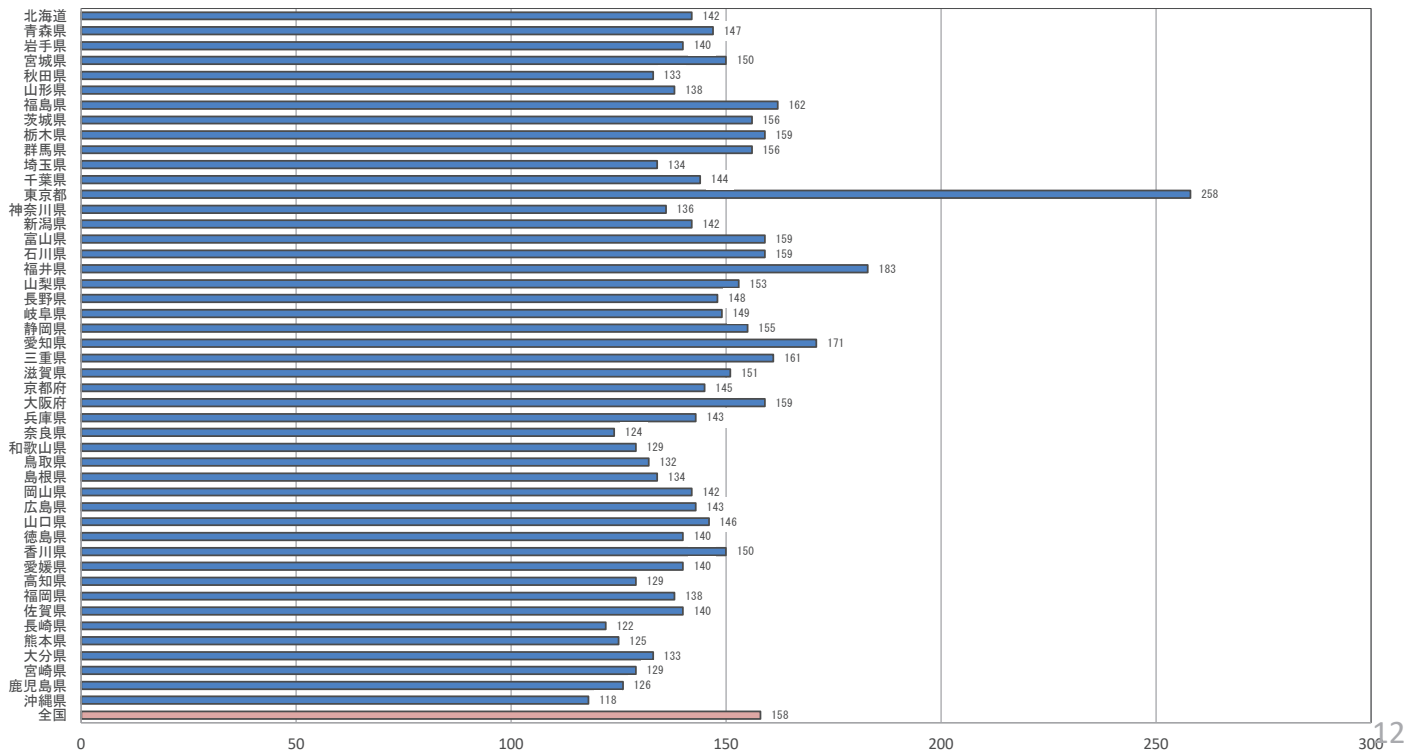
11

都道府県の税源偏在の状況

○ 地方の自主財源の基本である地方税は、経済活動の集積度の違いなどにより、法人関係税をはじめ地域間での税源の偏在が大きく、令和3年度では、人口一人当たり税額で見ると東京の25.8万円に対し、沖縄県は11.8万円と2.2倍の格差が生じている。

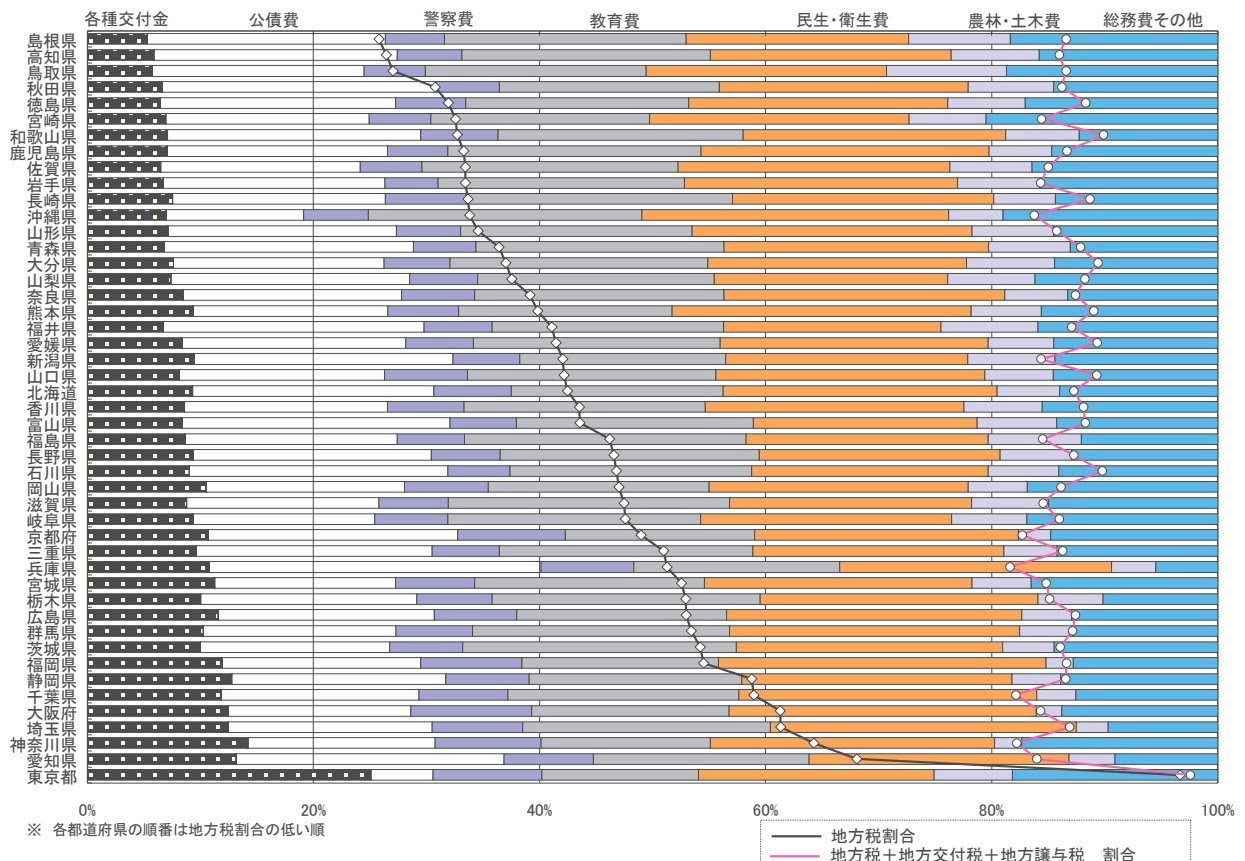
令和3年度人口一人当たり都道府県税額

(単位：千円)



地方交付税による財源保障・財源調整の状況

※ 令和3年度決算ベース



地方交付税とは

○所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額とされている地方交付税は、地方公共団体間の財源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定の行政サービスを提供できるよう財源を保障するためのもので、地方の固有財源である。

性 格：本来地方の税収入とすべきであるが、団体間の財源の不均衡を調整し、すべての地方団体が一定の水準を維持しうるよう財源を保障する見地から、国税として国が代わって徴収し、一定の合理的な基準によって再配分する、いわば「国が地方に代わって徴収する地方税である。」（固有財源）

（参考 平成17年2月15日 衆・本会議 小泉総理大臣答弁）

地方交付税改革の中で交付税の性格についてはという話ですが、地方交付税は、国税五税の一定割合が地方団体に法律上当然帰属するという意味において、地方の固有財源であると考えます。

総 額：所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の全額

種 類：普通交付税＝交付税総額の94%
特別交付税＝交付税総額の6%

交付時期：普通交付税 4, 6, 9, 11月の4回に分けて交付
ただし、大規模災害による特別の財政需要を参酌して繰上げ交付を行うことができる。
特別交付税 12, 3月の2回に分けて交付
ただし、大規模災害等の発生時においては、交付額の決定等の特例を設けることができる。

14

財源保障機能と財源調整機能

地方行政の計画的な運営を保障 ⇒ 財源保障機能
地方団体間の財源の均衡化 ⇒ 財源調整機能

（交付税法1条）

法令による義務づけと表裏一体の財源保障

法令により地方団体に事務処理を義務づける場合においては、国はそのために必要な経費について財源措置の必要（地方自治法232条）

国庫補助負担金事業（義務教育、社会福祉、公共事業、災害復旧事業等）の交付税への算入（地方財政法11条の2）



法令で義務づけられた行政水準の遵守（交付税法3条）

地方交付税は地方の一般財源

国は、交付税の交付にあたって、条件をつけたりその用途を制限してはならない。

（交付税法3条）

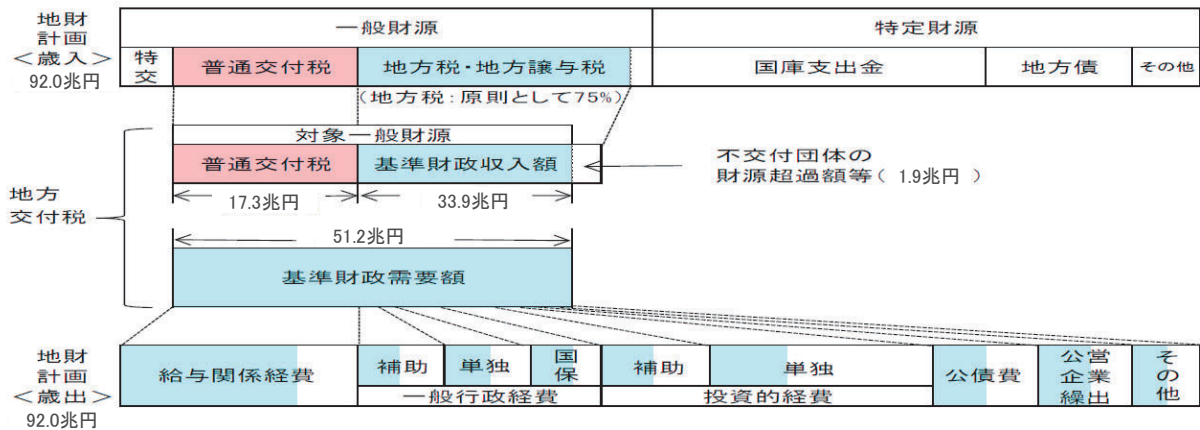
15

地方財政計画と地方交付税の関係

- 地方交付税の総額は、所得税、法人税、酒税、消費税の一定割合及び地方法人税の全額を基本にしつつ、地方財政計画における地方財政全体の標準的な歳入、歳出の見積りに基づきマクロベースで決定。
- 個々の団体への交付額は、基準財政需要額から基準財政収入額を控除した額を基本として決定されるが、**基準財政需要額は地方財政計画の歳出中一般財源対応分を算入するもの。**
- 令和5年度の基準財政需要額51.2兆円のうち、地方税等対応分が約7割、地方交付税対応分が約3割。
- その際、地方財政法第11条の2の規定により、義務教育や生活保護、公共事業等の国庫負担金の地方負担については**財政需要額への算入が義務。**
- 各地方団体毎の基準財政需要額の算定には、人口・面積等に応じた静態的な算定と、実際の事業費に即応した**動態的算定があるが**、基準財政需要額の算定方法は**交付税総額に影響しない。**

- 地方財政法第11条の2<地方公共団体が負担すべき経費の財政需要額への算入>
 第十条から第十条の三までに規定する経費のうち、**地方公共団体が負担すべき部分は**、地方交付税法の定めるところにより地方公共団体に交付すべき地方交付税の額の算定に用いる財政需要額に算入するものとする。

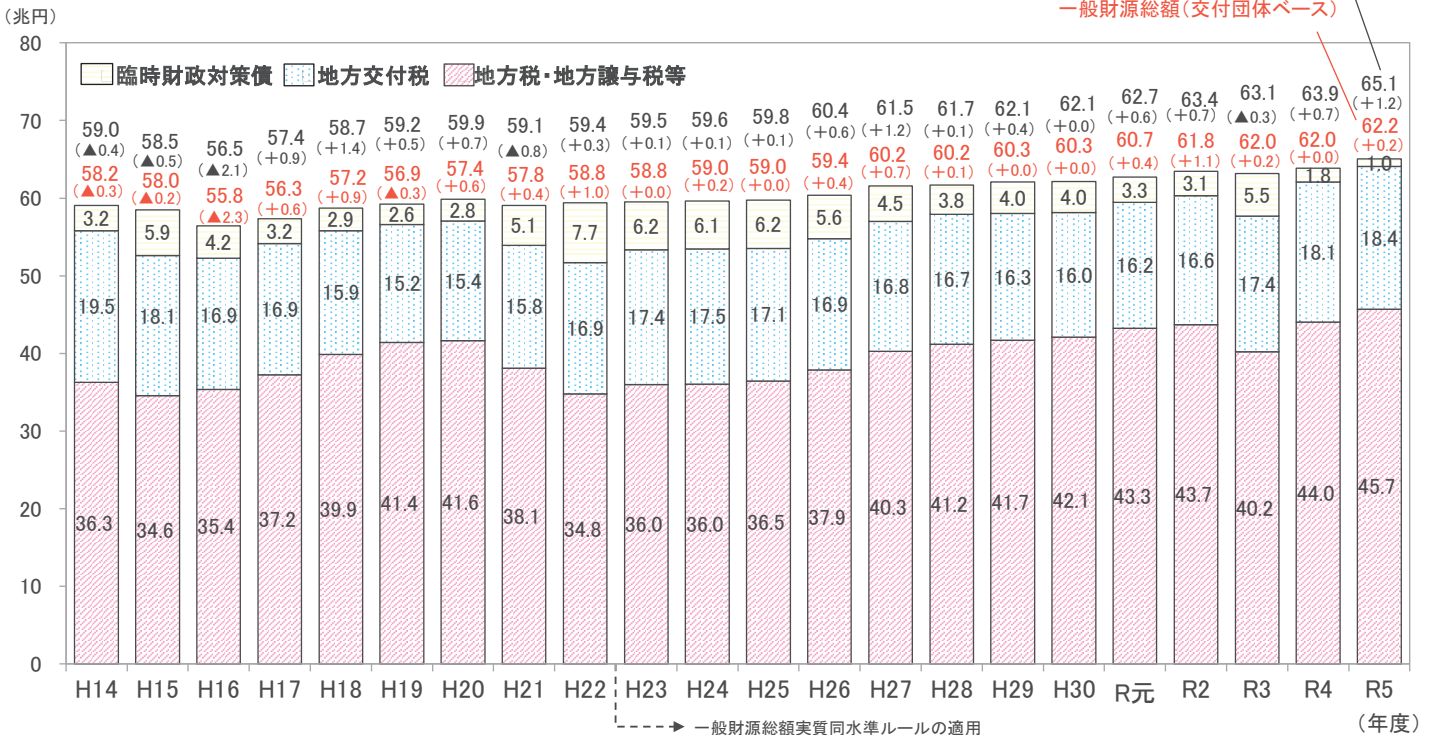
地方財政計画と地方交付税の関係(令和5年度)



16

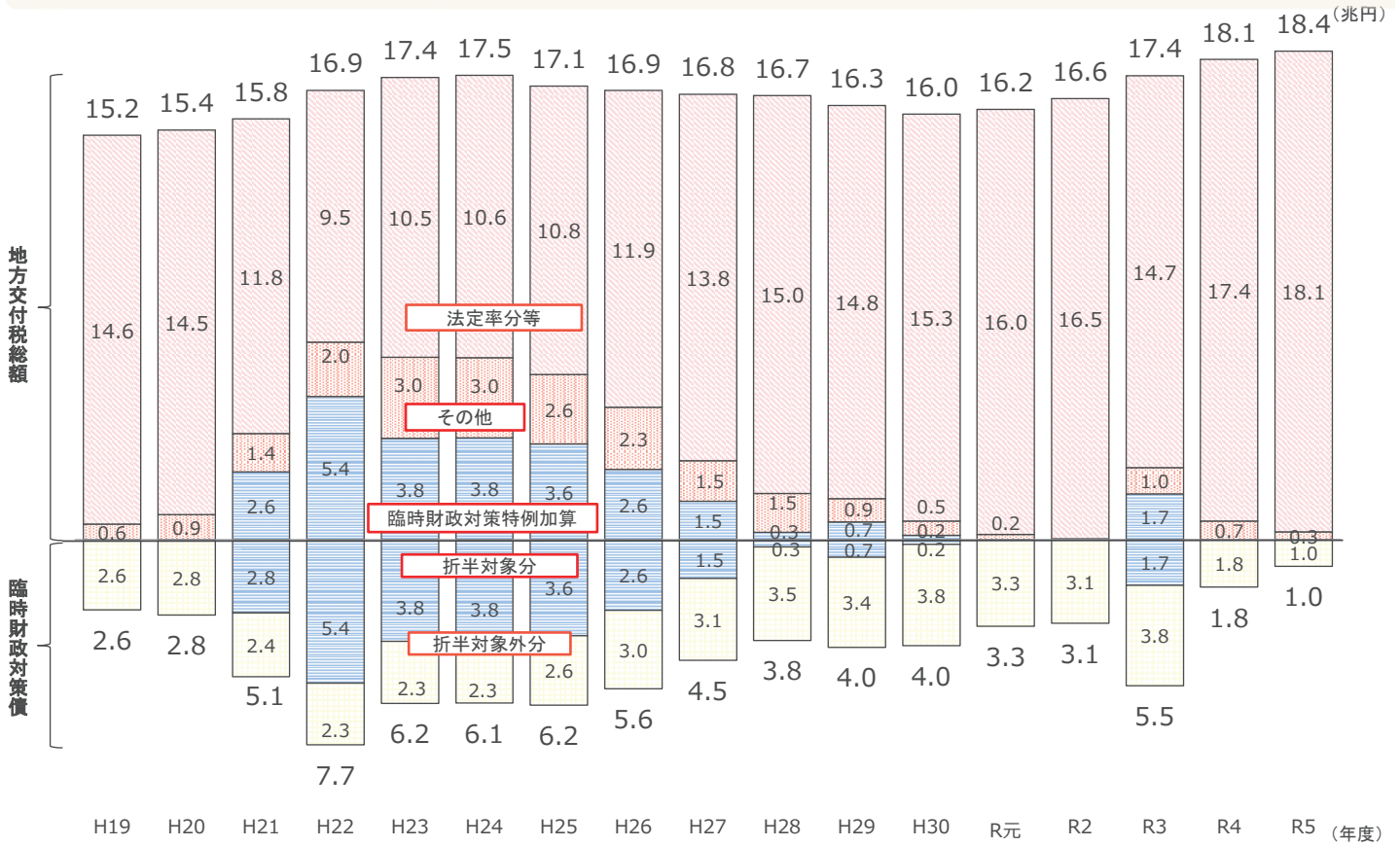
地方一般財源総額の推移

〔地方一般財源総額(地財計画ベース)の推移〕



17

地方交付税総額等（当初）の推移



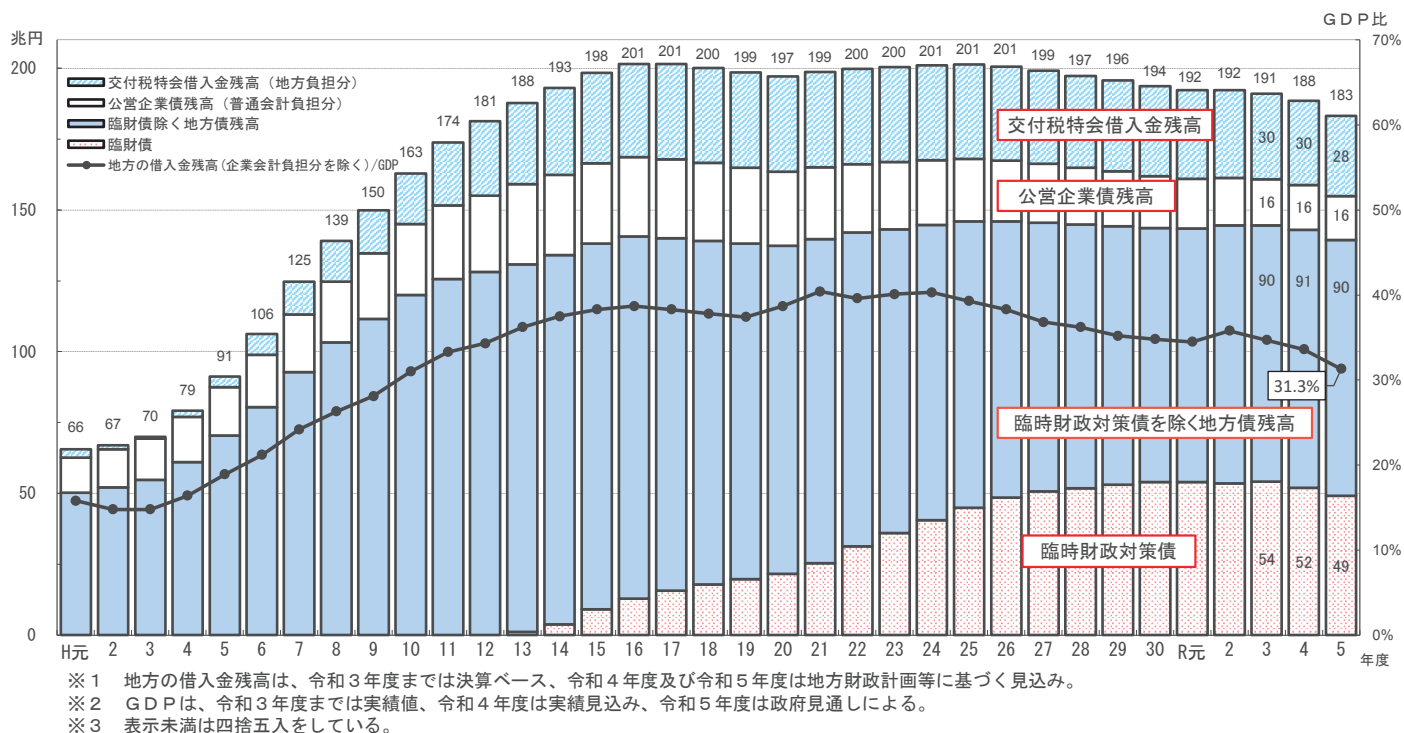
※ 表示未満四捨五入の関係で、積み上げと合計が一致しない箇所がある。
 ※ 「法定率分等」は、所得税・法人税・酒税・消費税・たばこ税（～H27）・地方法人税（H26～）の法定率分、国税決算精算分及び国税減額補正精算分の合算額。
 ※ 「その他」は、「法定率分等」と「臨時財政対策特例加算」を除く措置（法定加算、地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金の活用、交付税特別会計剰余金の活用、前年度からの繰越金、交付税特別会計借入金（償還等）の合算額。

地方交付税率の変遷

改正年度	所得税	法人税	酒税	消費税	たばこ税	地方法人税	法定率改正理由
昭和29	19.87	19.874	20				・地方財政の財源不足に対処するため、順次引上げ
昭和30		22					
昭和31		25					
昭和32		26					
昭和33		27.5					
昭和34		28.5					
昭和35		28.5+0.3※					
昭和37		28.9					
昭和40		29.5					
昭和41		32					
平成元				24	25		・昭和63年度の税制の抜本改革（消費税の創設等） 法定3税の減税に伴う交付税の減等への対応として消費税を対象税目化 ・国庫補助負担率の恒久化 国庫補助負担率の恒久化（経常経費）への対応としてたばこ税を対象税目化 ・平成6年度の税制の抜本改革（地方消費税の創設・消費税率の引上げ等） 所得税の減税に伴う交付税の減等への対応として消費税の法定率を引上げ ・平成11年度の税制改正（恒久的な減税） 法人事業税の減税への対応として法人税の法定率を引上げ ・平成18年度の税制改正 恒久化される法人事業税の減税への対応として法人税の法定率を変更 ・社会保障・税一体改革（消費税率の引上げ等） 社会保障四経費に則った範囲の社会保障給付における国・地方の役割分担等を勘案して消費税の法定率を変更 ・平成26年度の税制改正 地域間の税源の偏在性を是正するため地方法人税を創設 ・交付税原資の安定性の向上・充実を図るための法定率の見直し ・消費税率10%への引上げに伴う消費税に係る法定率の見直し
平成9				29.5			
平成11		32.5					
平成12		35.8					
平成19		34					
平成26				22.3		全額	
平成27	33.1	33.1	50		除外		
平成30							
令和元				20.8			
令和2				19.5			
令和5							

※ 0.3は臨時地方特別交付金

地方財政の借入金残高の状況



(参考) 公営企業債残高(企業会計負担分)の状況

(単位：兆円)

年度	H元	H2	H3	H4	H5	H6	H7	H8	H9	H10	H11	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
公営企業債残高	19	20	21	22	24	25	26	28	29	30	31	32	33	33	33	33	32	32	31	30	30	29	28	27	26	26	24	24	24	23	22	22	21	21	20

2. 普通交付税制度

普通交付税の算定方法

普通交付税 は、**基準財政需要額** が **基準財政収入額** を超える団体に対して交付

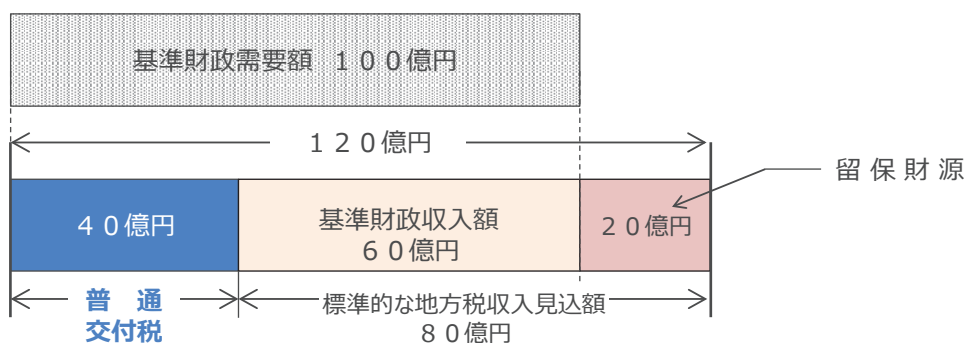
- 基準財政需要額：当該団体の標準的な財政需要として、各行政項目ごとに下記の算式により計算した額の合算額

$$\text{単位費用} \times \text{測定単位} \times \text{補正係数}$$

- 基準財政収入額：当該団体の標準的な財政収入として、各税目ごとに下記の算式により計算した額の合算額

$$\text{標準的な地方税収入見込額} \times 75\% \text{（譲与税については100\%）}$$

- 算定例：



普通交付税の算定項目と測定単位（令和5年度）

【道府県分】

項目	測定単位	単位費用(円)	
一 警察費	警察職員数	8,489,000	
二 土木費	1 道路橋りょう費	136,000	
	道路の延長	1,928,000	
	2 河川費	185,000	
	河川の延長	185,000	
三 教育費	3 港湾費	29,000	
	港湾係留施設の延長	5,310	
	漁港係留施設の延長	10,200	
	漁港外郭施設の延長	4,830	
4 その他の土木費	人	1,250	
三 教育費	1 小学校費	教職員数	5,932,000
	2 中学校費	教職員数	5,847,000
	3 高等学校費	教職員数	6,659,000
	生徒数	59,800	
	4 特別支援学校費	教職員数	5,536,000
学級数	2,186,000		
5 その他の教育費	人	3,490	
高等専門学校及び大学の学生の数	213,000		
私立の学校の幼児、児童及び生徒の数	309,140		
四 厚生労働費	1 生活保護費	町村部	9,430
	2 社会福祉費	人	20,500
	3 衛生費	人	15,000
	4 高齢者保健福祉	65歳以上人口	57,600
	75歳以上人口	95,200	
5 労働費	人	435	
五 産業経済費	1 農業行政費	農家数	116,000
	2 林野行政費	公有以外の林野の面積	5,230
	公有林野の面積	15,400	
	3 水産行政費	水産業者数	359,000
4 商工行政費	人	2,020	
六 総務費	1 徴税費	世帯数	5,680
	2 恩給費	恩給受給権者数	828,000
	3 地域振興費	人	543
七 地域の元気創造事業費	人	950	
八 人口減少等特別対策事業費	人	1,700	
九 地域社会再生事業費	人	1,950	
十 地域デジタル社会推進費	人	520	
包括算定経費	人	9,410	
面積	積	1,082,000	

【市町村分】

項目	測定単位	単位費用(円)	
一 消防費	人	11,600	
二 土木費	1 道路橋りょう費	道路の面積	71,400
	道路の延長	189,000	
	2 港湾費	港湾係留施設の延長	28,000
		港湾外郭施設の延長	5,310
三 教育費	漁港係留施設の延長	10,000	
	漁港外郭施設の延長	3,400	
3 都市計画費	都市計画区域における人口	969	
4 公園費	人	530	
5 下水道費	人	103	
6 その他の土木費	人	1,380	
三 教育費	1 小学校費	児童数	45,800
	学級数	883,000	
	学校数	11,929,000	
	生徒数	42,300	
四 厚生費	2 中学校費	学級数	1,101,000
	学校数	10,442,000	
3 高等学校費	教職員数	6,489,000	
生徒数	76,200		
4 その他の教育費	人	5,710	
四 厚生費	幼稚園及び幼保連携型認定こども園の小学校敷学前子どもの数	753,000	
	1 生活保護費	市部	9,400
	2 社会福祉費	人	28,300
	3 保健衛生費	人	8,330
	4 高齢者保健福祉費	65歳以上人口	71,700
75歳以上人口	83,200		
5 清掃費	人	5,040	
五 産業経済費	1 農業行政費	農家数	90,500
	2 林野水産行政費	林業及び水産業の従業者数	471,000
	3 商工行政費	人	1,350
六 総務費	1 徴税費	世帯数	4,220
	2 戸籍住民基本台帳費	戸籍数	1,110
	世帯数	1,980	
3 地域振興費	人	1,740	
面積	積	1,022,000	
七 地域の元気創造事業費	人	2,530	
八 人口減少等特別対策事業費	人	3,400	
九 地域社会再生事業費	人	1,950	
十 地域デジタル社会推進費	人	760	
包括算定経費	人	18,600	
面積	積	2,203,000	

各項目における基準財政需要額の算定

各項目における単価(単位費用)に人口等(測定単位)を乗じることを基本。

【小学校費(都道府県分)の例】

$$\text{小学校費} = \frac{\text{教職員1人当単価}}{\text{(単位費用)}} \times \frac{\text{教職員数}}{\text{(測定単位)}} \times \text{補正係数}$$

↓

給料+各種手当等

↓

法令に基づく
教職員定数

↓

地域手当+寒冷地手当等

【消防費(市町村分)の例】

$$\text{消防費} = \frac{\text{人口1人当単価}}{\text{(単位費用)}} \times \frac{\text{人口}}{\text{(測定単位)}} \times \text{補正係数}$$

↓

常備消防+非常備消防(消防団)

↓

国勢調査人口

↓

人口規模や人口密度
によるコスト差

24

標準団体設定の意義(単位費用の前提)

- **地方交付税**は財政需要額が財政収入額を超える地方団体に対して、**衡平**にその超過額を補填することを目的として交付される。
- 基準財政需要額は、単位費用×測定単位×補正係数の算式によって算出されるため、単位費用は、基準財政需要額の算定要素の中で最も重要なものである。
- すべての地方団体の財政需要を合理的に算定し、**衡平**に**交付税**を交付するため、単位費用の設定には**自然的、社会的条件の特異な要因が除かれる必要がある**。

標準団体

上記趣旨に則して単位費用を算出するために設定されるもの。具体的には人口、面積、行政規模が道府県や市町村のなかで平均的なもので、自然的条件、社会的条件などが特異でないもの(積雪地帯や離島ではなく、また人口急増・急減がない都市化も平均的なもの)を想定している(右は標準団体のうち主な項目の例)。

単位費用

標準団体における行政経費(一般財源)を行政項目ごとに積算し、標準団体における測定単位で除して得た単価が単位費用となる。

【令和5年度の例】

	都道府県	市町村
人口	1,700,000人	100,000人
面積	6,500km ²	210km ²
道路の延長	3,900km	500km
小学校数	364校	1校
うち教員数	6,398人	—
うち学級数	—	18学級
うち児童数	—	660人

(各学年3クラス。第1~4学年は35人学級、第5~6学年は40人学級。)

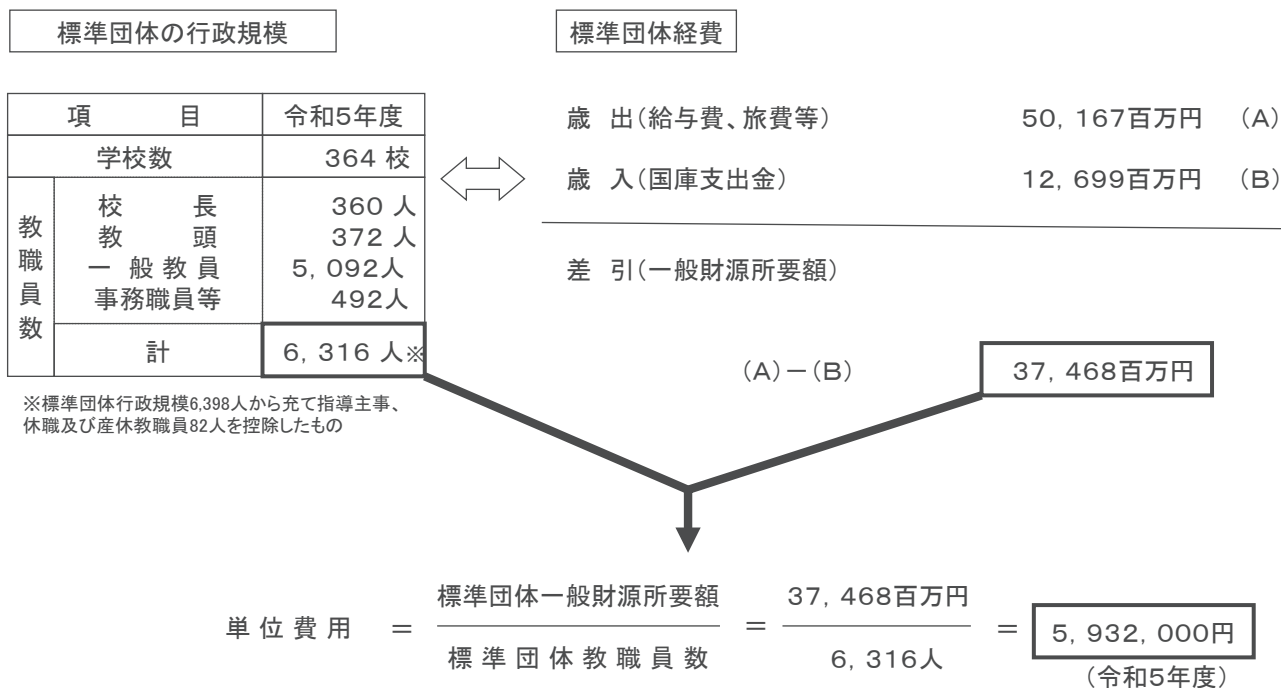
教職員給与は都道府県が負担し、小学校運営は市町村が実施することを踏まえて、測定単位が設定されている。

測定単位

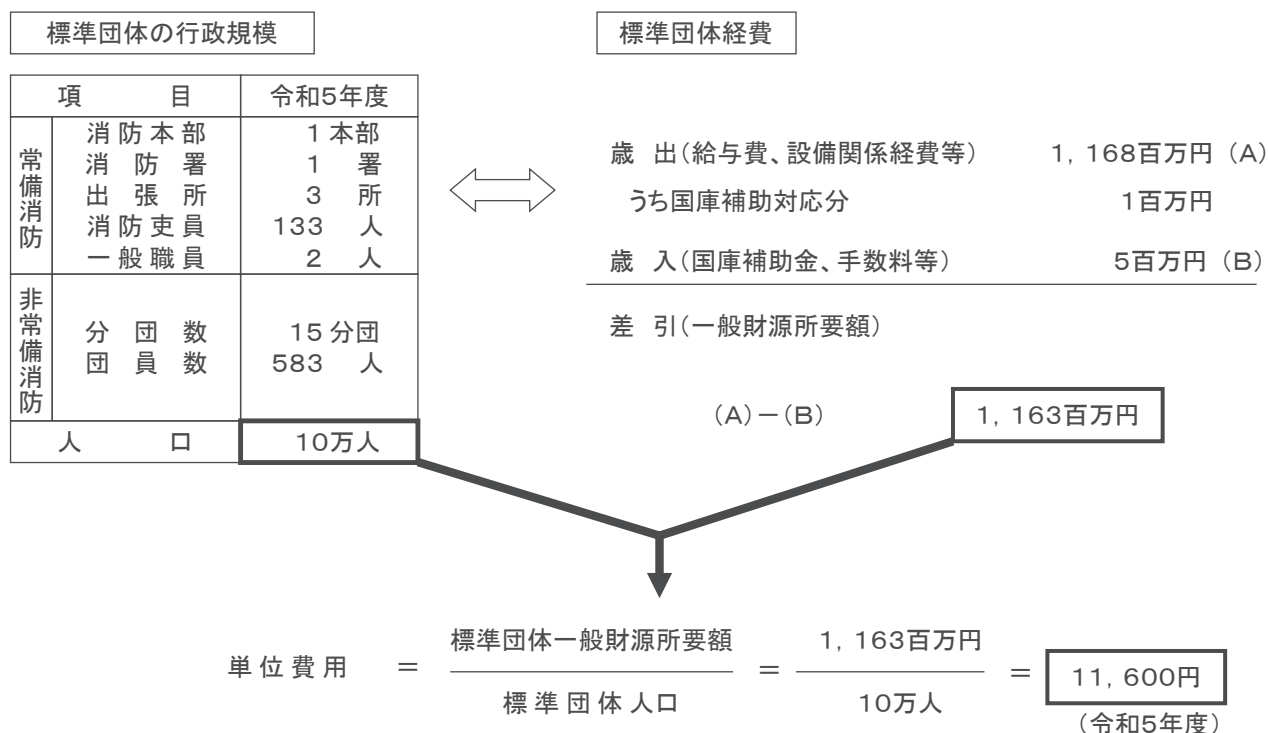
地方行政の種類ごとに当該種類の行政に要する経費の多寡を最も的確かつ合理的に反映するものであり、単位費用と同様に法定化されている。

25

小学校費（都道府県分）の単位費用



消防費（市町村分）の単位費用



補正の種類（令和5年度）①

種 類	内 容	例
種別補正	測定単位に種別があり、かつ、その種別ごとに単位当たり費用に差があるものについて、その種別ごとの単位当たり費用の差に応じて当該測定単位の数値を補正するもの。 例えば、港湾費（係留施設の延長）にあつては、港湾の種別（「国際戦略港湾」「国際拠点港湾」「重要港湾」「地方港湾」）によって、係留施設1m当たりの維持管理経費等による経費の差を反映させるもの。	港湾費 （港湾の種別による経費の差）
段階補正	測定単位の数値の多少による段階に応じて単位当たり費用が割安又は割高になるものについて、その段階ごとの単位費用の差に応じて当該測定単位の数値を補正するもの。 地方団体は、その規模の大小にかかわらず、一定の組織を持つ必要があり、また、行政事務は一般的に「規模の経済」、いわゆるスケールメリットが働き、規模が大きくなる程、測定単位当たりの経費が割安になる傾向があり、こうした経費の差を反映させるもの。	包括算定経費 （人口規模による段階ごとの経費の差）
密度補正	測定単位の数値が同じであっても、人口密度等の大小に応じて単位当たり費用が割安又は割高になるものについて、人口密度等の大小に応じて当該測定単位の数値を補正するもの。 ① 人口密度、自動車の交通量等を「密度」とするもの ② 介護サービス受給者数、被生活保護者数等の測定単位の数値に対する割合を「密度」とするもの	①消防費 （人口密度（面積）に応じた経費の差） ②高齢者保健福祉費 （65歳以上人口） （介護給付費負担金等に係る経費の差）

28

補正の種類（令和5年度）②

種 類	内 容	例
態容補正	都市化の程度、法令上の行政権能、公共施設の整備状況等、地方団体の「態容」に応じて単位当たり費用が割高又は割安となるものについて、その態容に応じて測定単位を補正するもの。 ① 普通態容補正 ア 行政の質量差によるもの ・「都市化の度合いによるもの」 市町村を20段階の種地に区分し、大都市ほど行政需要が増加する経費（道路の維持管理費、ごみ処理経費等）について割増し。 ・「隔遠の度合いによるもの」 離島辺地の市町村やそのような地域を持つ道府県における旅費、資材費の割高の状況を反映。 ・「農林業地域の度合いによるもの」 農林水産業を主産業とする市町村の産業振興、地域振興のための経費について農林業級地の地域区分により割増し。 イ 給与差によるもの 地域ごとに異なる地域手当、住居手当、通勤手当等の給与差を反映。 ウ 行政権能差によるもの 指定都市、中核市、その他の市町村では、法令に基づく行政権能が異なることから、これによる経費の差を反映。 ② 経常態容補正 普通態容補正のような級地区分等とは関係のない態容に基づく経常経費の差（例：教職員の平均年齢の差による都道府県ごとの平均給与費の差）を反映させるもの。 ③ 投資態容補正 ア 投資補正 道路の未整備率、高等学校校舎等不足面積等、客観的な統計数値等を指標として投資的経費の必要度を測定し、財政需要額に反映させるもの。 イ 事業費補正 公共事業費等の地方負担額、特定の事業実施のために借り入れた地方債の元利償還金の一定割合等、実際の投資的経費の財政需要を反映させるもの。	① ア 消防費 （消防力の水準の差） イ 地域振興費 （人口） ウ 保健衛生費 （保健所設置市とその他の市との差） ②小・中学校費（平均給与費の差） ③ ア 道路橋りょう費 （未整備延長比率等による改築経費の必要度の差） イ 小・中学校費（学校教育施設等整備事業債の元利償還金）

29

補正の種類（令和5年度）③

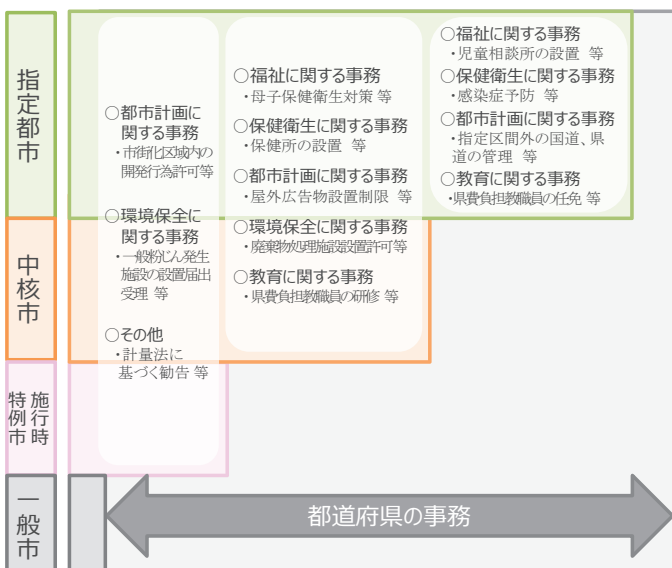
種 類	内 容	例
寒冷補正	寒冷・積雪地域の度合いによって経費が割高となるものについて、寒冷・積雪の度合いに応じて測定単位の数値を補正するもの。 ① 給与差 寒冷地に勤務する公務員に対して支給される寒冷地手当に係る財政需要の増加分 ② 寒冷度 寒冷地における暖房用施設、暖房用燃料費、道路建設に必要な特殊経費、生活保護費に係る冬季加算分などの行政経費の増加分 ③ 積雪度 積雪地における道路・建物等に係る除排雪経費、雪囲費、道路建設費における道路幅員の通常以上の拡張に要する経費等	小・中学校費 ①寒冷地手当の差 ②暖房費の差 ③除雪経費の差
数値急増補正 数値急減補正	① 数値急増補正 人口を測定単位とする費目分については、基礎としている国勢調査人口の数値の更新に5年間を要するため、この間に人口が急増する市町村について、住民基本台帳登録人口等を用いて増加分を反映させるもの。 ② 数値急減補正 人口や農家数等が急激に減少しても、行政規模は同じペースで減らせないこと、また、人口が急変する市町村は、人口変動が小さい市町村に比べて行政経費が割高になる状況があることを反映させるもの。	①地域振興費（人口） 高齢者保健福祉費（65歳以上人口、75歳以上人口） ②農業行政費（農家数） 地域振興費（人口）
合併補正	合併市町村においては、合併後は、各種の施設を整備しなければならず、また、行政の一体化に要する経費や行政水準・住民負担水準の格差是正など、財政需要が増加するので、これを算入するために適用されていた補正である。平成21年度限りで廃止され、経過措置として残っている。	地域振興費（人口）
財政力補正	地方債の元利償還金を算入する際に、償還額の標準財政収入額に対する割合の高い団体について算入率を高くするために適用される。	災害復旧費（単独災害復旧事業債及び小災害債（公共土木施設等分））

30

地方団体の行政権能や自然的・社会的条件の違いを反映した算定

- 各市町村は、各種の法令により、**指定都市・中核市・一般市等の別によって異なる行政権能**を有していることや、自然的・社会的条件の違いによって行政経費に大きな差がある。
- **普通交付税の算定上、これらの異なる行政権能や自然的・社会的条件の違いに応じた算定が必要。**

指定都市・中核市・施行時特例市の主な事務



自然的・社会的条件の主な反映内容

種類	内容
離島・へき地	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ・し尿の収集運搬経費や役場の旅費・通信運搬費等、離島であるがゆえに割高になる経費 ・へき地における役場の旅費・通信運搬費等、へき地であるがゆえに割高となる経費
寒冷地	<ul style="list-style-type: none"> ・寒冷地における暖房用施設、暖房用燃料、道路の凍結防止等による被害防止のための特殊経費等の増加分 ・積雪地における学校・道路等に係る除排雪経費等の増加分

31

基準財政収入額

- 基準財政収入額とは、各地方団体の財政力を合理的に測定するために、当該地方団体について地方交付税法第14条の規定により算定した額である(地方交付税法第2条第4号)。具体的には、地方団体の標準的な税収入の一定割合により算定される。

$$\boxed{\text{標準的な地方税収入※}} \times \boxed{\text{原則として75/100}} + \boxed{\text{地方譲与税等}}$$

※ 標準的な徴収率を上回った部分、超過課税、法定外税等は含まれない。

基準財政収入額の対象税目等

【都道府県】

	項目	算定対象
一般財源	普通税	(法定普通税のすべて) 道府県民税(交付金除く) 事業税(交付金除く) 地方消費税(交付金除く) 不動産取得税 たばこ税(交付金含む) ゴルフ場利用税(交付金除く) 軽油引取税(交付金除く) 自動車税(交付金除く) 鉱区税 固定資産税(特例分)
	地方譲与税	特別法人事業譲与税 地方揮発油譲与税、石油ガス譲与税 自動車重量譲与税
	その他	都道府県交付金 地方特例交付金
目的財源	目的税	—
	地方譲与税等	航空機燃料譲与税 森林環境譲与税 交通安全対策特別交付金

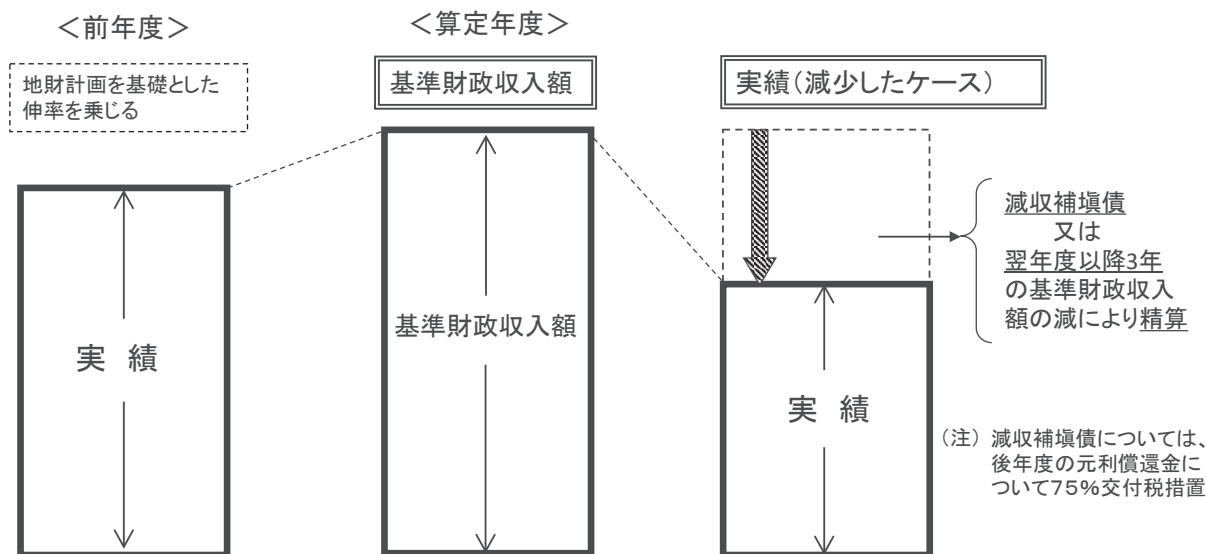
【市町村】

	項目	算定対象
一般財源	普通税	(法定普通税のすべて) 市町村民税、固定資産税、軽自動車税 たばこ税(交付金除く)、鉱産税
	税交付金	分離課税所得割交付金(指定都市のみ) 利子割交付金、配当割交付金 株式等譲渡所得割交付金 法人事業税交付金 地方消費税交付金 ゴルフ場利用税交付金 軽油引取税交付金(指定都市のみ) 環境性能割交付金
	地方譲与税	地方揮発油譲与税、特別とん譲与税 石油ガス譲与税(指定都市のみ) 自動車重量譲与税
目的財源	その他	市町村交付金 地方特例交付金
	目的税	事業所税
	地方譲与税等	航空機燃料譲与税 森林環境譲与税 交通安全対策特別交付金

32

基準財政収入額の算定

- 基準財政収入額は、各団体の当該年度の予算額ではなく、前年度収入額実績を基礎として算定される。



※ 精算措置の対象(減収補填債発行対象)となるのは、法人関係税、地方法人特別譲与税及び利子割(交付金)である。

33

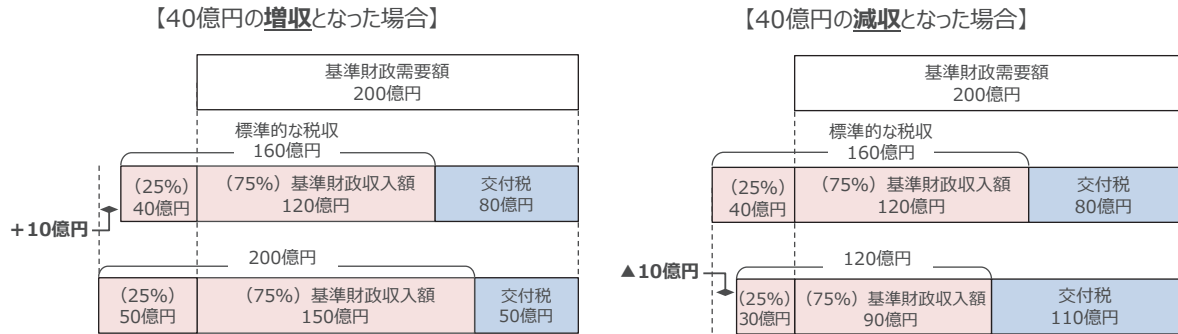
地方税の増減と交付税の関係

- 基準財政収入額のうち地方税に関する部分については、**標準税率に75%を乗じた基準税率を用いて算定**。
- これにより、**交付税による財源保障機能、財源調整機能を確保**しつつ、各地方団体における**地方税の税源涵養の取組を反映**。

① **地方税が増収となった場合は、増収額の25%が手元に残り、地方税が減収となった場合は、減収の影響は25%にとどまる。**

⇒ 景気変動にかかわらず、地方団体が標準的な水準の行政を行うために必要な財源を保障。

※ 地方税収の変動による交付税への影響は、増収・減収のいずれの場合も同じ。



② **基準財政収入額は標準的な税収により算定され、地方団体が独自に行う増税（超過課税等）による税収は、基準財政収入額には含まれない。**

⇒ 地方団体が独自に増税を行っても、その増収により交付税は減少しない。

3. 主な交付税制度の見直し

近年の交付税制度の見直しについて

1 意見処理制度の創設

第1次地方分権改革において、平成12年度から地方交付税の算定について地方団体の意見をよりの確に反映するとともに、その過程を明らかにするために意見の申出制度（地方交付税法第17条の4）が創設された。

2 補正係数の削減

第1次地方分権改革、経済財政諮問会議における議論を受け、三位一体改革期間（平成15年度～18年度）において、算定方法の簡素化として、補正係数の適用が削減された。

道府県分 H13:146→H18:79 (H28:70)
市町村分 H13:176→H18:169 (H28:139) ※臨時費目等除く

3 段階補正の見直し

平成14年度から16年度にかけて、小規模団体にあっても職員の兼務や外部委託等により合理的・効率的に行財政運営を行っている地方公共団体もあることを踏まえ、全団体の平均を基礎として割増率を算出する方法を改め、合理的・効率的な財政運営を行っている上位3分の2の団体の平均を基礎として割増率を算出する方法が導入された。その後、平成22年度に条件不利地域や小規模市町村の財政を取り巻く状況に鑑み、よりの確に財政需要に応えられるよう割増率の一部復元が行われた。

4 事業費補正の見直し

平成14年度から事業費補正が抜本的に見直され、公共事業の事業費補正の算入率を従来の概ね2分の1（偏在が大きい事業は概ね3分の2）に引き下げるとともに、地方単独事業については、地域総合整備事業債が廃止された。その後も事業費補正の削減が進められ、平成22年度には地域主権確立の見地から、全国的偏在、先発・後発団体間の不均衡の問題の生じない以下の事業について、新規事業に係る事業費補正は行わないこととされた。また、平成23年度にも地下鉄事業（出資金・補助金）等の事業費補正が廃止されている。

- 補助事業・国直轄事業 港湾、漁港、まちづくり交付金、地域住宅交付金、給食施設、補助ダム、水泳プール、武道場 等
- 地方単独事業 地方道路、ふるさと農道、ふるさと林道、合併推進、都市再生 等

5 留保財源率の引き上げ

平成15年度から税收確保インセンティブの強化及び財源保障範囲の縮小により、自らの責任と財源で対応すべき部分を拡大させるとの趣旨で、道府県分の留保財源率を20%から25%に引き上げられた。

一方、三位一体改革で行われた税源移譲分等については、財政力格差を拡大させないよう、基準財政収入額に100%算入する等の措置が講じられている。

6 包括算定経費

平成19年度から算定方法の抜本的な簡素化を図り、交付税の予見可能性を高める観点から、人口と面積を基本とした簡素な算定を行う包括算定経費が導入された。地方団体の財政運営に支障が生じないように変動額を最小限にとどめるよう制度設計。

- ① 「国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野」（基準財政需要額の1割程度）の算定について導入
- ② 人口規模や宅地、田畑等土地の利用形態による行政コスト差を反映
- ③ 算定項目の統合により「個別算定経費（従来型）」の項目数を3割削減
- ④ 離島、過疎など真に配慮が必要な地方団体に対応する仕組みを確保（「地域振興費」の創設）

36

算定の簡素化等

補正係数(省令)による算定 → 単位費用(法律)による算定

老人医療、私学助成、公立大学、公立幼稚園、公園等

都道府県分を中心としての算定の簡素化

H13 (146) → H18 (79) → H19 (73)

H18からは、政令指定都市についても簡素化

※ 市町村分の補正係数 H18 (169) → H19 (143)

単位費用の統合

例: H17(都道府県分)

「その他の土木費」
「企画振興費」
「その他の諸費」



「旧 その他の諸費」

37

段階補正の見直し

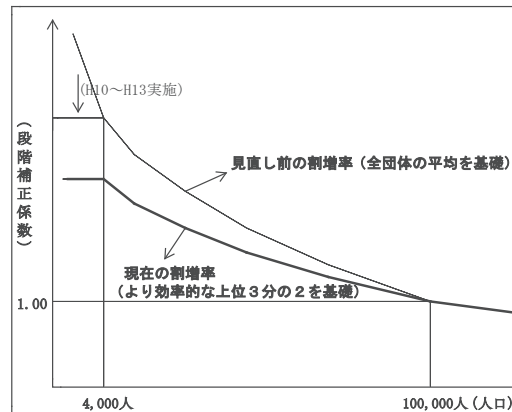
1 平成10～13年度

地方分権推進計画等を踏まえ、算定の簡素化の一環として、人口4千人未満の団体について割増率を一律化。

2 平成14～16年度

全団体の平均を基礎として割増率を算出する手法を改め、基本方針2001に基づき、合理的・効率的な財政運営を行っている上位3分の2の団体の平均を基礎として割増率を算出。

3 見直しのイメージ図



※ なお、平成22年度には、条件不利地域や小規模市町村等において、必要な行政サービスを実施できるよう、人口や面積による機械的な計算では捕捉できない財政需要をきめ細かく算定し、財政力の弱い市町村等に手厚く配分。

38

簡素な新しい基準による算定（新型交付税）の導入（平成19年度）

算定方法の抜本的な簡素化を図り、交付税の予見可能性を高める観点から、「国の基準付けがない、あるいは弱い行政分野」（基準財政需要額の1割程度）について「包括算定経費（新型）」として、人口と面積を基本とした簡素な算定方法を導入。

地方公共団体の財政運営に支障が生じないように変動額を最小限にとどめるよう制度を設計。

平成20年度算定額

(単位:億円)

区分	道府県分	市町村分	合計
包括算定経費(新型)	15,665	32,986	48,651

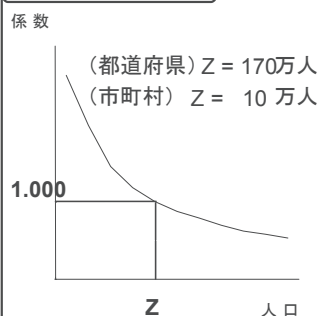
基準財政需要額(公債費除き)41兆円の約1割(12%)

算定方法

$$ax + by$$

- a: 12,390円(都道府県)
23,220円(市町村)
b: 1,114,000円(都道府県)
2,357,000円(市町村)
x: 人口規模のコスト差を反映した人口
y: 土地利用形態のコスト差を反映した面積

人口規模のコスト差



土地利用形態のコスト差

都道府県

- 宅地 : 1.00 (固定資産価格等の概要調査)
耕地 : 2.87 (農林業センサス)
林野 : 0.60 (農林業センサス)
その他 : 0.59 (上記以外の国土地理院公表面積)

市町村

- 宅地 : 1.00 (固定資産価格等の概要調査)
田畑 : 0.90 (固定資産価格等の概要調査)
森林 : 0.25 (農林業センサス)
その他 : 0.18 (上記以外の国土地理院公表面積)

39

算定費目の統合・見直し

【都道府県分】

平成 18 年度

費目	測定単位
警察費	警察職員数
道路橋りょう費	道路の面積
河川費	河川の延長
港湾費	係留施設の延長(港湾)
その他の土木費	人口
小学校費	教職員数
中学校費	教職員数
高等学校費	教職員数
特殊教育諸学校費	生徒数
その他の教育費	教職員数
生活保護費	町村部人口
社会福祉費	人口
衛生費	人口
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
労働費	人口
農業行政費	農家数
林野行政費	公有以外の林野の面積
水産行政費	水産業者数
徴税費	世帯数
思給費	思給受給権者数
金庫振興費	人口
その他の贈費	人口
道路橋りょう費	道路の延長
港湾費	外郭施設の延長(港湾)
河川費	河川の延長
高等学校費	生徒数
特殊教育諸学校費	学級数
社会福祉費	人口
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
農業行政費	耕地の面積
林野行政費	林野の面積
その他の贈費	人口

平成 19 年度

1 個別算定経費 (従来型)	
費目	測定単位
警察費	警察職員数
道路橋りょう費	道路の面積
河川費	河川の延長
港湾費	係留施設の延長(港湾)
その他の土木費	人口
小学校費	教職員数
中学校費	教職員数
高等学校費	生徒数
特殊教育諸学校費	教職員数
その他の教育費	人口
生活保護費	公立大学等学生数
社会福祉費	町村部人口
衛生費	人口
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
労働費	人口
農業行政費	農家数
林野行政費	公有以外の林野の面積
水産行政費	水産業者数
徴税費	世帯数
思給費	思給受給権者数
金庫振興費	人口
その他の贈費	人口
道路橋りょう費	道路の延長
港湾費	外郭施設の延長(港湾)
河川費	河川の延長
高等学校費	生徒数
特殊教育諸学校費	学級数
社会福祉費	人口
高齢者保健福祉費	65歳以上人口
農業行政費	農家数
林野行政費	公有以外の林野の面積
水産行政費	水産業者数
徴税費	世帯数
思給費	思給受給権者数
地域振興費	人口

2 包括算定経費 (新型)	
人	口
面積	

【市町村分】

平成 18 年度

費目	測定単位
消防費	人口
道路橋りょう費	道路の面積
港湾費	係留施設の延長(港湾)
都市計画費	都市計画区域における人口
公園費	人口
下水道費	人口
その他の土木費	人口
小学校費	学級数
中学校費	学級数
高等学校費	教職員数
その他の教育費	人口
生活保護費	市部人口
社会福祉費	人口
保健衛生費	65歳以上人口
労働費	人口
農業行政費	農家数
林野行政費	農家数
水産行政費	農家数
徴税費	世帯数
思給費	世帯数
金庫振興費	人口
その他の贈費	人口
道路橋りょう費	道路の延長
港湾費	外郭施設の延長(港湾)
都市計画費	都市計画区域における人口
公園費	人口
下水道費	人口
その他の土木費	人口
小学校費	学級数
中学校費	学級数
高等学校費	学級数
その他の教育費	人口
社会福祉費	人口
保健衛生費	65歳以上人口
労働費	人口
農業行政費	農家数
林野水産行政費	農家数
徴税費	世帯数
思給費	世帯数
金庫振興費	人口
その他の贈費	人口

平成 19 年度

1 個別算定経費 (従来型)	
費目	測定単位
消防費	人口
道路橋りょう費	道路の面積
港湾費	係留施設の延長(港湾)
都市計画費	都市計画区域における人口
公園費	人口
下水道費	人口
その他の土木費	人口
小学校費	学級数
中学校費	学級数
高等学校費	教職員数
その他の教育費	人口
生活保護費	市部人口
社会福祉費	人口
保健衛生費	65歳以上人口
労働費	人口
農業行政費	農家数
林野水産行政費	農家数
徴税費	世帯数
思給費	世帯数
金庫振興費	人口
その他の贈費	人口
道路橋りょう費	道路の延長
港湾費	外郭施設の延長(港湾)
都市計画費	都市計画区域における人口
公園費	人口
下水道費	人口
その他の土木費	人口
小学校費	学級数
中学校費	学級数
高等学校費	学級数
その他の教育費	人口
生活保護費	市部人口
社会福祉費	人口
保健衛生費	65歳以上人口
労働費	人口
農業行政費	農家数
林野水産行政費	農家数
徴税費	世帯数
思給費	世帯数
金庫振興費	人口
その他の贈費	人口

2 包括算定経費 (新型)	
人	口
面積	

4. 令和5年度地方財政計画の概要

令和5年度地方財政計画のポイント①

総務省自治財政局
令和5年2月

1. 通常収支分

(1) 一般財源総額の確保

- ・ 一般財源総額について、水準超経費を除く交付団体ベースで前年度を0.2兆円上回る62.2兆円を確保
- ・ 地方交付税総額について、前年度を0.3兆円上回る18.4兆円を確保するとともに、臨時財政対策債の発行を前年度から0.8兆円抑制

一般財源総額(水準超経費除き) 62.2兆円(前年度比+0.2兆円、前年度 62.0兆円)

※ 水準超経費を含めた一般財源総額は65.1兆円(同+1.2兆円、同 63.9兆円)

・ 地方税・地方譲与税	45.5兆円(前年度比 +1.6兆円、前年度 43.8兆円)
・ 地方特例交付金等	0.2兆円(同 ▲0.0兆円、同 0.2兆円)
・ 地方交付税	18.4兆円(同 +0.3兆円、同 18.1兆円)
・ 臨時財政対策債	1.0兆円(同 ▲0.8兆円、同 1.8兆円)

(注) 端数処理のため合計が一致しない場合がある

(2) 臨時財政対策債の抑制等地方財政の健全化

- ・ 臨時財政対策債の発行を対前年度比▲0.8兆円と抑制(④1.8兆円→⑤1.0兆円)。年度末残高見込みは2.9兆円縮減(④52.0兆円→⑤49.1兆円)
- ・ 交付税特会借入金を償還計画額を上回る1.3兆円償還し(0.5兆円→1.3兆円)、残高を縮減(④29.6兆円→⑤28.3兆円)
- ・ 交付税の国税減額補正精算を前倒し(0.3兆円→0.8兆円)

42

令和5年度地方財政計画のポイント②

(3) 主な歳出項目

① 地域のデジタル化の推進

- ・ 「デジタル田園都市国家構想基本方針」等を踏まえ、「地域デジタル社会推進費」について事業期間を延長(令和5年度～令和7年度)するとともに、マイナンバーカード利活用特別分として500億円増額(令和5年度・令和6年度)
※ 「まち・ひと・しごと創生事業費」を「地方創生推進費」に名称変更した上で、これと地域デジタル社会推進費を内訳として、「デジタル田園都市国家構想事業費」(1.25兆円)を創設

② 地域の脱炭素化の推進

- ・ 地方団体が、地域脱炭素の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」(1,000億円)を計上し、脱炭素化推進事業債を創設するとともに、公営企業についても地方財政措置を拡充

③ 自治体の施設の光熱費高騰への対応

- ・ 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費(単独)を700億円増額

2. 東日本大震災分

○ 震災復興特別交付税の確保

東日本大震災の復旧・復興事業等の財源として震災復興特別交付税0.1兆円(前年度比▲0.0兆円)を確保

43

令和5年度地方財政計画のポイント③

歳入歳出の概要

(通常収支分)

(単位: 兆円、%)

区分	5年度	4年度	増減額	増減率
	A	B	C=A-B	C/B
地方税	42.9	41.2	1.6	4.0
地方譲与税	2.6	2.6	0.0	0.1
地方特例交付金等	0.2	0.2	▲0.0	▲4.3
地方交付税	18.4	18.1	0.3	1.7
国庫支出金	15.0	14.9	0.1	0.8
歳入				
地方債	6.8	7.6	▲0.8	▲10.4
臨時財政対策債	1.0	1.8	▲0.8	▲44.1
臨時財政対策債以外	5.8	5.8	▲0.0	▲0.1
使用料及び手数料	1.6	1.6	▲0.0	▲0.5
雑収入	4.6	4.4	0.1	3.2
その他	0.0	0.0	0.0	▲122.1
計	92.0	90.6	1.4	1.6
一般財源	65.1	63.9	1.2	1.9
(水準超経費を除く交付団体ベース)	62.2	62.0	0.2	0.2

区分	5年度	4年度	増減額	増減率
	A	B	C=A-B	C/B
歳出				
給与関係経費	19.9	20.0	▲0.1	▲0.3
退職手当以外	18.8	18.5	0.2	1.3
退職手当	1.1	1.4	▲0.3	▲21.1
一般行政経費	42.1	41.4	0.6	1.5
うち 補助	24.0	23.5	0.5	2.2
うち 単独	15.0	14.9	0.1	0.7
うち デジタル田園都市国家構想事業費	1.25	1.2	0.05	4.2
地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0
地域デジタル社会推進費	0.25	0.2	0.05	25.0
うち 地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
公債費	11.3	11.4	▲0.2	▲1.4
維持補修費	1.5	1.5	0.0	1.9
うち 緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
投資的経費	12.0	12.0	▲0.0	▲0.0
直轄・補助	5.7	5.7	▲0.0	▲0.1
単独	6.3	6.3	0.0	0.0
うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
うち 公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.6	▲0.1	▲17.2
うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
うち 脱炭素化推進事業費	0.1	-	0.1	皆増
公営企業繰出金	2.4	2.4	▲0.0	▲1.5
水準超経費	2.9	1.9	1.0	56.2
計	92.0	90.6	1.4	1.6

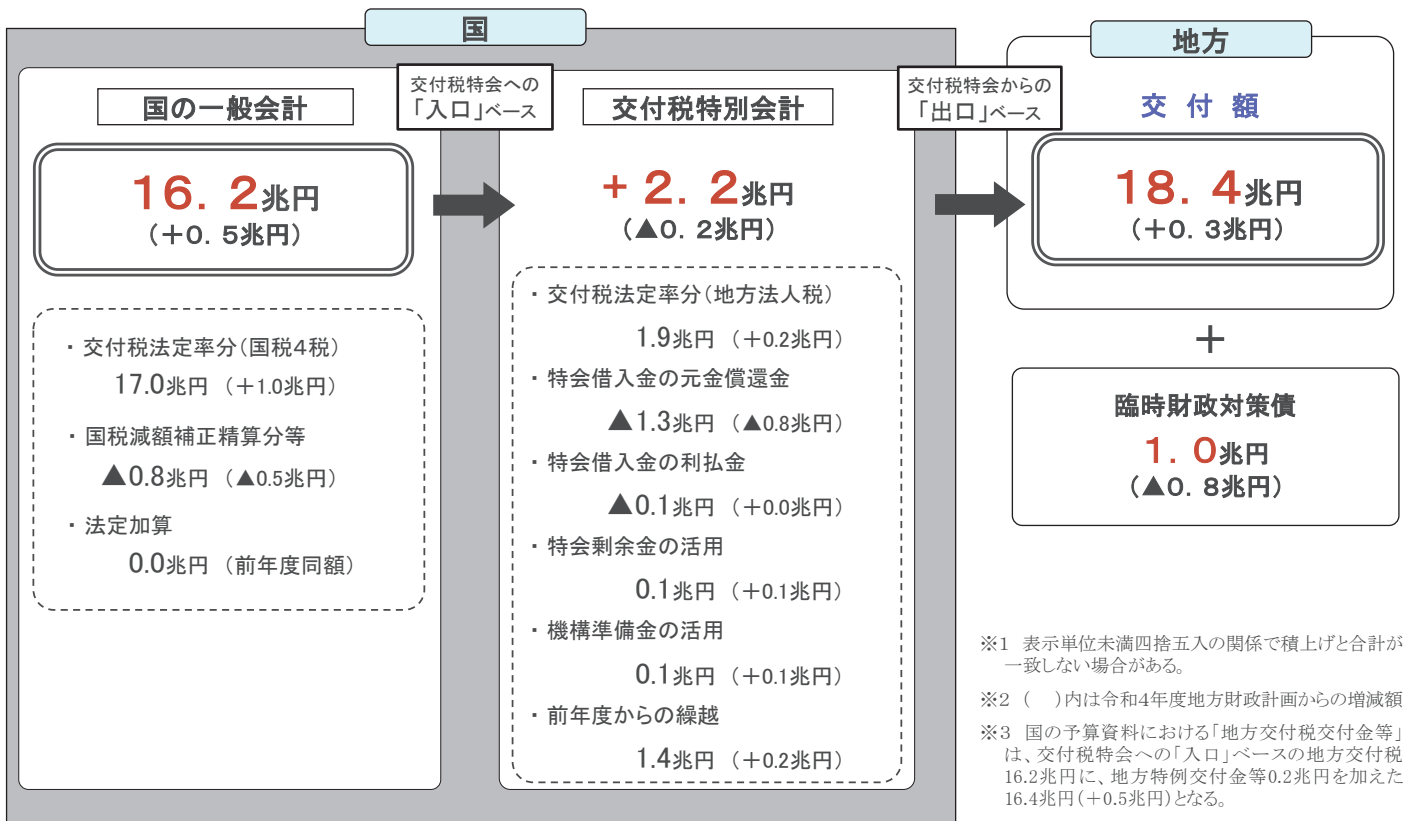
※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

※ デジタル田園都市国家構想事業費の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)及び「地域デジタル社会推進費」(0.2兆円)の合算額である。

※ 地方創生推進費の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)の額である。

44

令和5年度地方交付税の姿

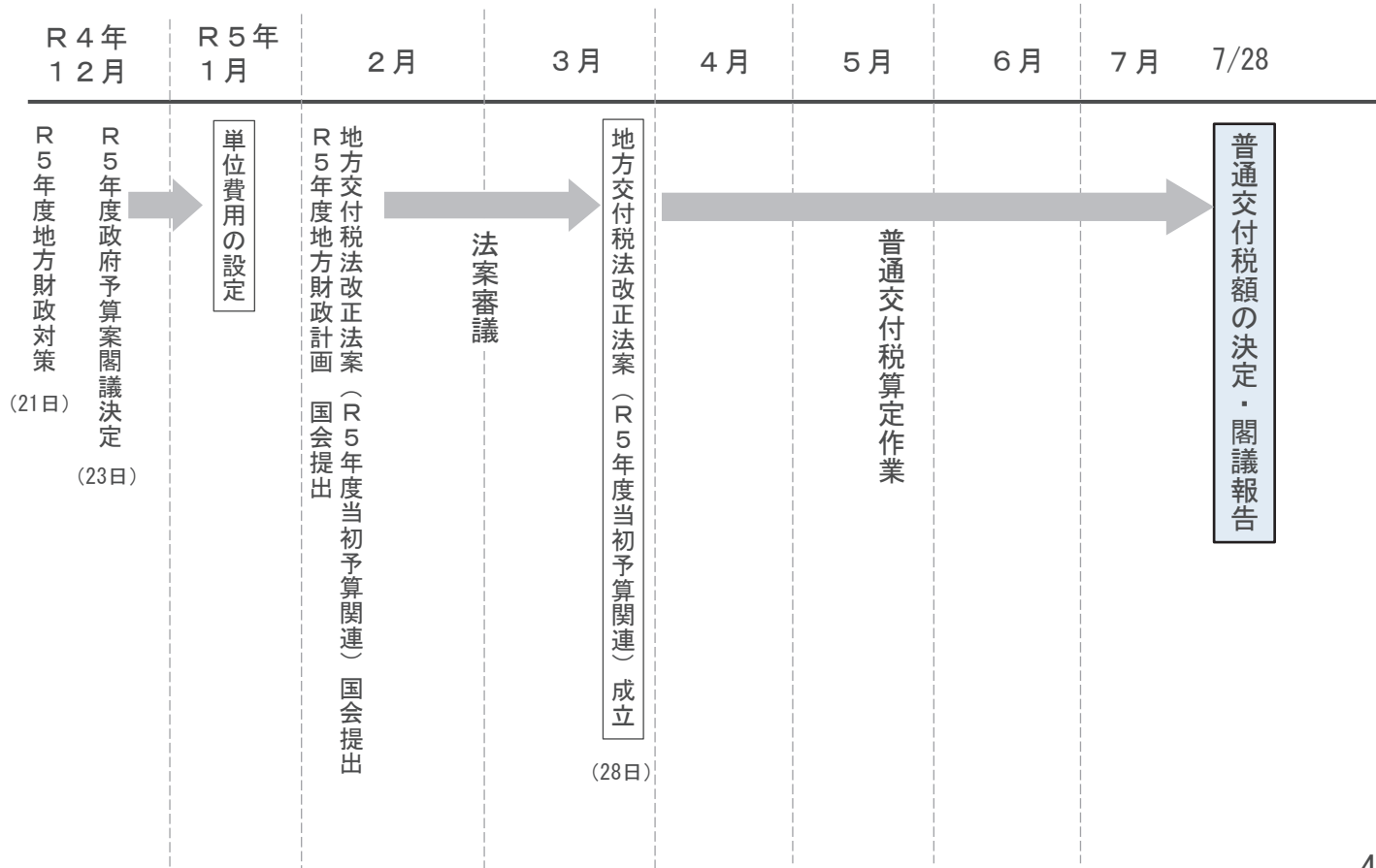


45

5. 令和5年度普通交付税の算定

46

令和5年度普通交付税の算定スケジュール



47

令和5年度 普通交付税の算定結果

決定額

(単位:億円、%)

区 分	令和5年度	令和4年度	伸 率
道府県分	92,089	91,042	1.1
市町村分	80,506	78,662	2.3
合 計	172,594	169,705	1.7

算定結果 (財源不足団体)

(単位:億円、%)

区 分	道 府 県 分		市 町 村 分	
	令和5年度	対前年度伸率	令和5年度	対前年度伸率
基準財政需要額	(222,601)	(0.7)	(246,446)	(1.2)
	217,290	2.8	241,811	2.7
基準財政収入額	125,103	4.1	161,196	3.0
交付基準額	92,187	1.1	80,615	2.2
普通交付税額	(97,400)	(Δ3.2)	(85,141)	(Δ2.1)
	92,089	1.1	80,506	2.3

- (注) 1 ()書きは、臨時財政対策債分を含めた場合の計数である。
 2 令和5年度の財源不足団体について、対前年度(当初算定)との伸率を算出している。
 なお、交付基準額及び普通交付税額については、前年度(当初算定)の実績に対する伸率である。
 3 交付基準額と普通交付税額との差額は調整額である。

48

令和5年度 普通交付税算定のポイント①

1 看護、介護、保育等の職員の処遇改善

「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」(令和3年11月19日閣議決定)に基づく、看護、介護、保育、幼児教育などの現場で働く方々の収入を3%程度引き上げるための措置の地方負担について算定。

＜対象＞ 看護職員※、介護・障害福祉職員、保育士等・幼稚園教諭

※ 地域でコロナ医療など一定の役割を担う医療機関に勤務

2 児童相談所の体制強化

「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」(令和4年12月15日児童虐待防止対策に関する関係府省庁連絡会議決定)に基づき、児童虐待防止対策の強化を図るため、児童相談所の児童福祉司を約530名、児童心理司を約240名、それぞれ増員するために必要な経費を算定。

	児童相談所に設置される 児童福祉司数	児童相談所に設置される 児童心理司数
全国	+約530名	+約240名
標準団体 (人口170万人)	+8名	+3名

49

令和5年度 普通交付税算定のポイント②

3 保健所等の体制強化

次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、保健所等の恒常的な人員体制強化を図るため、保健所において感染症対応業務に従事する保健師を約450名増員するとともに、保健所及び地方衛生研究所の職員をそれぞれ約150名増員するために必要な経費を算定。

	保健所において感染症対応業務に従事する保健師数	保健所の職員数	地方衛生研究所の職員数
全国	+約450名	+約150名	+約150名
標準団体 (人口170万人)	+6名	+2名	+2名

4 地方公共団体の施設の光熱費高騰への対応

学校、福祉施設、図書館、文化施設など地方公共団体の施設の光熱費の高騰を踏まえ地方財政計画において増額された700億円を算定。

5 地域のデジタル化の推進

地方公共団体が地域のデジタル化を推進するための取組に要する経費を算定する「地域デジタル社会推進費」の増額分(500億円)について、マイナンバーカードの保有枚数率も活用して、マイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための地域のデジタル化の取組に係る財政需要を的確に普通交付税の算定に反映。

50

令和5年度 普通交付税算定のポイント③

6 基準財政収入額の増加

道府県分、市町村分ともに、主に以下の税目等において基準財政収入額が令和4年度算定から増加。

道府県分	市町村分
<ul style="list-style-type: none">道府県民税所得割法人事業税地方消費税	<ul style="list-style-type: none">市町村民税所得割固定資産税地方消費税交付金

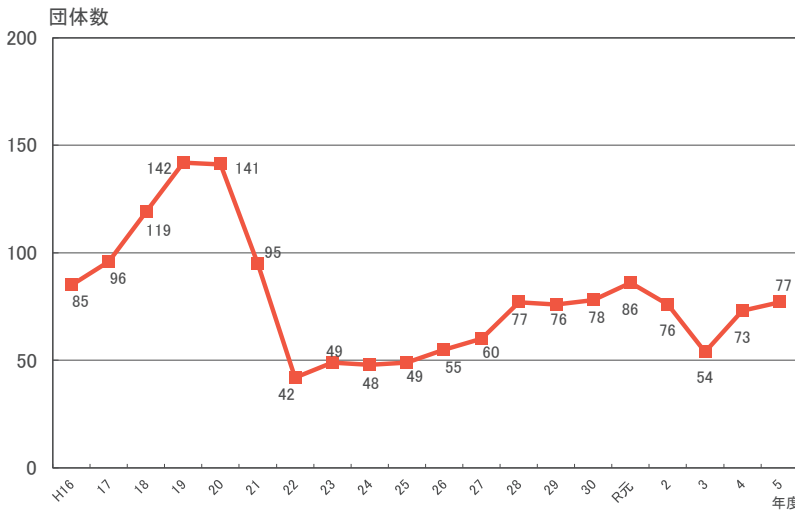
51

交付団体及び不交付団体数

○ 令和5年度の不交付団体数は、前年度より4団体増加し、77団体。

区分	令和5年度			令和4年度		
	交付	不交付	計	交付	不交付	計
道府県分	46	1	47	46	1	47
市町村分	1,642	76	1,718	1,646	72	1,718
合計	1,688	77	1,765	1,692	73	1,765

(参考) 不交付団体数の推移



令和5年度普通交付税不交付団体一覧表

道府県分	不交付団体名
北海道	泊村
青森県	六ヶ所村
宮城県	大和町
福島県	西郷村 広野町 大熊町 新地町
茨城県	つくば市 神栖市 東海村
埼玉県	戸田市 和光市 八潮市 三芳町
千葉県	市川市 成田市 市原市 浦安市 袖ヶ浦市 印西市 芝山町
東京都	立川市 武蔵野市 三鷹市 府中市 調布市 小金井市 国分寺市 国立市 多摩市 瑞穂町
神奈川県	川崎市 鎌倉市 藤沢市 厚木市 海老名市 寒川町 箱根町
新潟県	聖籠町 刈羽村
福井県	美浜町 高浜町 おおい町
山梨県	昭和町 忍野村 山中湖村
長野県	軽井沢町
静岡県	富士市 御殿場市 浜西市 長泉町
愛知県	岡崎市 碧南市 刈谷市 豊田市 安城市 小牧市 東海市 大府市 高浜市 日進市 田原市 みよし市 長久手市 豊山町 大口町 飛鳥村 武豊町 幸田町
三重県	四日市市 川越町
京都府	久御山町
大阪府	田原町
兵庫県	芦屋市
福岡県	珂田町
佐賀県	玄海町

市町村合計 76団体 (令和4年度72団体)

3 合計 77団体

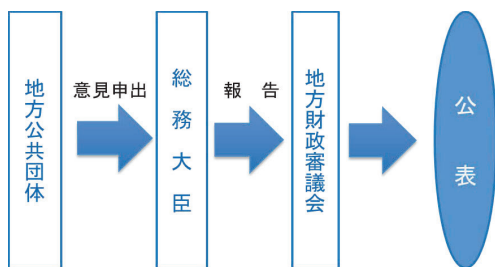
(注)1 下線は令和5年度に交付団体から不交付団体になった団体である。

2 令和5年度に不交付団体から交付団体になった団体は千葉県君津市、東京都昭島市、滋賀県竜王町である。

52

地方団体からの意見申出制度

○ 地方交付税の算定について、地方団体の意見をより的確に反映するとともに、その過程をより明らかにするために創設。(地方交付税法 第17条の4 (平成12年4月施行))



<過去5年の意見提出項目数>

年度	提出項目数	提出項目数	
		うち法律事項	うち省令事項
令和元年度	233	108	125
令和2年度	258	130	128
令和3年度	233	118	115
令和4年度	197	101	96
令和5年度	163	86	77

<例年の意見申出・公表の時期>

意見申出：9月中旬～下旬

公表：(法律事項)3月末

(省令事項)次年度7月末

(交付税の額の算定方法に関する意見の申出)

第十七条の四 地方団体は、交付税の額の算定方法に関し、総務大臣に対し意見を申し出ることができる。この場合において、市町村にあつては、当該意見の申出は、都道府県知事を経由してしなければならない。

2 総務大臣は、前項の意見の申出を受けた場合においては、これを誠実に処理するとともに、その処理の結果を、地方財政審議会に、第二十三条の規定により意見を聴くに際し、報告しなければならない。

53

地方団体からの意見申出制度

意見の提出数（令和4年8月以降）

		項目数	件数
法律事項 (処理済み)	都道府県分	53	189
	市町村分	33	165
	計	86	354
省令事項	都道府県分	46	67
	市町村分	31	63
	計	77	130
計	都道府県分	99	256
	市町村分	64	228
	計	163	484

令和5年度において意見の趣旨を踏まえて算定方法の改正等を行った主な例

- ・ 地方交付税の総額の確保
- ・ 物価高騰への対応に係る交付税措置
- ・ 脱炭素化に係る交付税措置
- ・ 特別支援教育支援員に係る算定方法の見直し
- ・ 児童相談所等に係る算入経費の充実
- ・ 地域デジタル社会推進費の継続
- ・ マイナンバーカードの普及状況等を踏まえた市町村の交付税算定の検討
- ・ 小規模団体における消防費の更なる充実
- ・ 段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保
- ・ 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた保健所設置市の恒常的な人員体制の強化

54

主な意見（道府県分）

新規 継続	提出 団体	費目	意見	処理方針(案)
継続	富山県	地域の元気 創造事業費 (県)	<p>■新型コロナウイルス感染症の影響により生じる統計数値の異常値への対応</p> <p>新型コロナウイルス感染症の影響により統計数値に異常値が発生した場合に、算定結果に影響が生じないよう、基礎数値の取り扱いについて考慮された。</p>	<p>一部採用</p> <p>令和5年度算定においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて大きく数値が変動したと考えられる令和2年以降の数値が反映される日本人・外国人延べ宿泊者数、経常的経費削減率について、令和3年度算定で用いた数値を引き続き用いることとしている。</p>
継続	岩手県 ほか	衛生費 (県)	<p>■医師偏在の大きい団体に配慮した算定について</p> <p>地域医療介護総合確保基金(医療分)の地方負担について、医師偏在の状況を踏まえ、医師偏在指標を用いた密度補正係数を創設すること。</p>	<p>不採用 (引き続き検討)</p> <p>医師偏在指標を用いた密度補正の新設については、用いる指標の公信力等について慎重に判断する必要があるため、現時点において採用しないが、引き続き、厚生労働省の検討会等における医師偏在対策の検討結果や、地域医療介護総合確保基金(医療分)の配分方法における当該指標の活用状況等も踏まえ、検討を行っている。</p>
継続	徳島県	地域振興費 (県)	<p>■段階補正及び人口急減補正の存続及び適正水準の確保</p> <p>段階補正係数と人口急減補正係数は、各地方団体の人口規模等による経費の差を調整するために不可欠な係数であり、その存続と係数の的確な算定による適正な水準を確保すること。</p>	<p>一部採用</p> <p>段階補正について、人口一人当たりの経費は、一般的に人口が多い団体ほど割安に、人口が少ない団体ほど割高になることから、このような事情を適切に算定に反映することが必要と考えており、今後とも引き続き適正な係数の設定に努めてまいります。 また、人口が急激に減少した団体に対する激変緩和措置である人口急減補正については、引き続き措置を講じることとしている。</p>

55

主な意見（市町村分）

新規 継続	提出 団体	費目	意見	処理方針(案)	
新規	帯広市 (北海道) ほか	地域デジタル 社会推進費 (市)	<p>■マイナンバーカードの普及状況等を踏まえた交付税算定の検討</p> <p>マイナンバーカードの交付率を普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定に反映することについて検討することに対し、自治体の財源を保障するといった地方交付税本来の機能が損なわれることがないよう、制度設計をしていただきたい。</p>	採用	「地域デジタル社会推進費」の増額分(マイナンバーカード利活用特別分500億円)については、マイナンバーカードの保有枚数率も活用して、マイナンバーカードを活用した住民サービス向上のための取組に係る財政需要を的確に普通交付税の算定に反映することとしており、具体的には、全ての市町村において基準財政需要額を増額するよう算定することとし、その上で、マイナンバーカードの保有枚数率が「上位3分の1の市町村が達している保有枚数率」以上の市町村については、当該市町村のマイナンバーカードの保有枚数率に応じた割増し率により算定することとしている。
継続	金沢市 (石川県) ほか	保健衛生費 (市)	<p>■新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた保健所設置市の恒常的な人員体制の強化について</p> <p>新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえた保健所の恒常的な人員体制強化に伴う追加需要に対して、普通態容補正の見直し等により、実態に即した交付税措置を講じていただきたい。</p>	一部 採用	保健所の恒常的な人員体制強化のため、令和4年度においては、令和3年度に引き続き、衛生費の保健所費(保健所)において、感染症対応業務に従事する保健師を道府県標準団体で6名増員するとともに、指定都市、中核市及び保健所設置市の算定における普通態容補正の設定に当たっては、当該経費を適切に反映している。 令和5年度においても、衛生費の同細目において感染症対応業務に従事する保健師を新たに道府県標準団体で6名増員するとともに、指定都市等の算定において同様の措置を講ずることとする。
新規	榎原市 (奈良県) ほか	消防費(市)	<p>■小規模団体における消防費の更なる充実</p> <p>小規模団体において適切な消防体制が確保できるよう、段階補正や密度補正の拡充をお願いしたい。</p>	一部 採用	人口規模に応じた段階区分ごとの消防職員数については、実際の消防職員数や決算の状況を踏まえて設定しており、令和5年度においても、令和3年度及び令和4年度に引き続き見直しを行ったところ。
新規	香芝市 (奈良県) ほか	社会福祉費	<p>■障害児保育に関する基礎数値の見直し</p> <p>障害児受入人員については、市町村により把握方法等に誤差はあると想定されるが、入園(所)した後に、障害の有無が判明するケースがあり、保護者と協議の上、認定されるケースがある結果、障害児受入人員が4月時点より増加しているケースがある。 従って、基礎数値の時点についてn年度4月分からn-1年度10月分に変更すべきである。</p>	不採用	障害児保育に係る算定に当たっては、保育所運営費の算定と同様に、当該年度の4月1日現在の障害児受入人員の数値により基準財政需要額を算定しており、前年度途中の数値の異動も4月1日現在の数値に反映されているものと考えられる。

令和5年度における 主な地方財政関連施策等について



令和5年9月8日
総務省自治財政局調整課

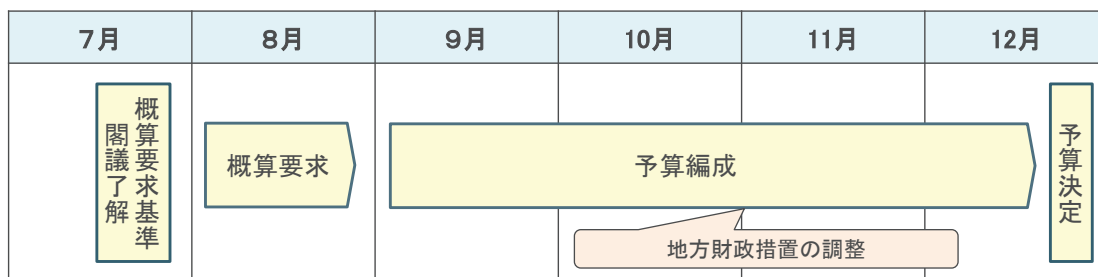
地方負担を伴う国の予算等に係る調整について

- 地方財政法の規定に基づき、毎年度、概算要求基準の閣議了解時に、各府省に対し、地方財政措置について申入れを行うとともに、予算編成過程において、地方団体の財政負担を伴う施策について地方財政措置の調整を行っている。

【参考】地方財政法(昭和二十三年法律第九号)(抄)

第二十一条 内閣総理大臣及び各省大臣は、その管理する事務で地方公共団体の負担を伴うものに関する法令案について、法律案及び政令案にあつては閣議を求め前、命令案にあつては公布の前、あらかじめ総務大臣の意見を求めなければならない。

第二十二条 内閣総理大臣及び各省大臣は、その所掌に属する歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積のうち地方公共団体の負担を伴う事務に関する部分については、財政法(昭和二十二年法律第三十四号)第十七条第二項に規定する書類及び同法第三十五条第二項に規定する調書を財務大臣に送付する際、総務大臣の意見を求めなければならない。



令和5年度の地方財政措置について（各府省への申入れ）の概要

令和4年7月
自治財政局

- 各府省の大臣は、地方財政法第21条及び第22条の規定に基づき、地方財政の健全性を保持するため、地方公共団体の負担を伴う概算要求書及び法令案に関し、総務大臣の意見を求めなければならない
- このため、毎年度、概算要求基準の閣議了解時に、各府省に対し、地方財政措置について申入れを行い、予算編成における地方行財政の基本的な考え方を示すこととしている

【参考】地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

第二十一条 内閣総理大臣及び各省大臣は、その管理する事務で地方公共団体の負担を伴うものに関する法令案について、法律案及び政令案にあつては閣議を求め前、命令案にあつては公布の前、あらかじめ総務大臣の意見を求めなければならない。

第二十二条 内閣総理大臣及び各省大臣は、その所掌に属する歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積のうち地方公共団体の負担を伴う事務に関する部分については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十七条第二項に規定する書類及び同法第三十五条第二項に規定する調書を財務大臣に送付する際、総務大臣の意見を求めなければならない。

＜主な申入れ項目＞

新型コロナウイルス感染症への対応の推進

- **新型コロナウイルス感染症に関する変異株の特性等に応じた適切な対策及び新たな日常の実現に向けた取組並びに次の感染症危機に備えた対応を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと**

（参考）新型コロナウイルス感染症に係る主な国庫補助金等 ※令和2～4年度の合計

主な国庫補助金等	予算額（※）
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金	15兆9,760億円
新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金	6兆7,172億円
新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金	2兆4,005億円

2

【新規】原油価格・物価高騰等への対応の推進

- **原油価格・物価高騰等への対応を推進するに当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと**

（参考）原油価格・物価高騰等への対応に係る主な国庫補助金等

主な国庫補助金等	予算額（※）
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）	1兆円
燃料油価格激変緩和対策事業	1兆4,429億円
子育て世帯生活支援特別給付金	2,043億円

※令和3年度補正、令和4年度予備費、令和4年度補正の合計

防災・減災対策、国土強靱化及び震災等からの復旧・復興の推進

- **防災・減災対策及び国土強靱化に関する施策について、所要の財源を確保されたいこと**
- **東日本大震災及び近年の自然災害からの復旧・復興に向けた事業が円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じられたいこと**

（参考1）防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）
事業規模 おおむね15兆円
うち 令和2年度第3次補正予算及び令和3年度補正予算等の事業規模（累計）
約6.8兆円（国の予算額 約3.5兆円）

（参考2）近年の主な自然災害

令和3年度	7月1日からの大雨、福島県沖を震源とする地震
令和2年度	7月豪雨、福島県沖を震源とする地震
令和元年度	房総半島台風、東日本台風
平成30年度	7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震
平成28年度	熊本地震

【新規】デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組の推進

- **デジタルの力を活用した地方の社会課題解決、ハード・ソフトのデジタル基盤整備、デジタル人材の育成・確保及び誰一人取り残されないための取組を進めるに当たっては、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと**
- **また、ガバメントクラウドの利用料に係る地方公共団体の負担の在り方については、的確な情報提供を行うとともに、地方の意見を十分に踏まえられたいこと**

（参考）デジタル田園都市国家構想の実現に向けた主な国庫補助金等

主な国庫補助金等	予算額（※）
デジタル田園都市国家構想推進交付金	200億円
地方創生推進交付金	1,000億円
地方創生拠点整備交付金	530億円

※令和3年度補正、令和4年度当初の合計

3

こども政策の充実

- **こども政策の充実を進めるに当たっては、地方の意見を十分に踏まえるとともに、国と地方の適切な役割分担のもと地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、社会全体での費用負担の在り方を含め幅広く検討を進め、地方負担分も含めて、所要の財源を確保するなど、必要な措置を講じられたいこと**

(参考1) 経済財政運営と改革の基本方針2022(抜粋)

こども政策については、こどもの視点に立って、必要な政策を体系的に取りまとめた上で、その充実を図り、強力に進めていく。そのために必要な安定財源については、国民各層の理解を得ながら、社会全体での費用負担の在り方を含め幅広く検討を進める。

(参考2) 同方針で示されている主なこども政策の充実

- ・ 出産育児一時金の増額を始めとした経済的負担の軽減
- ・ 仕事と子育てを両立できる環境を整備するために必要となる更なる対応策
- ・ 児童手当の在り方の検討
- ・ 児童虐待防止対策の更なる強化

【新規】 持続可能な地域公共交通の確保

- 交通事業者と地域との官民共創等による持続可能性と利便性の高い**地域公共交通ネットワークへの再構築を図るため、国が中心となって事業者と地方公共団体が参画する新たな協議の場を設けるほか、規制見直しや従来とは異なる実効性ある支援等**を実施するに当たっては、**地方の意見を十分に踏まえつつ、官と民及び国と地方の役割分担を明確にした上で、所要の財源の確保をはじめ、必要な措置を講じられたいこと**

(参考) JR旅客6社における各輸送密度ごとの路線の割合
(営業キロベース)

輸送密度	令和2年度
200人未満	4%
200人～2,000人	35%
2,000人～4,000人	18%
4,000人以上	43%

※鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会(第1回)
(令和4年2月 国土交通省)

令和5年度の各府省への申入れのその他項目

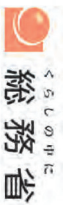
[共通項目]

- 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等
- 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等
- 国庫補助負担金の整理合理化等
- 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消
- 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等
- 国と地方公共団体の財政負担の適正化
- 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力
- 公共施設等の適正管理の推進

[個別項目]

- 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- 持続可能な地域医療提供体制の確保
- 介護保険制度の安定的な運営の推進
- 国民健康保険制度の安定的な運営の推進等
- PPP/PFIの推進
- 少人数学級の計画的な整備
- GIGAスクール構想の推進
- 地域生活支援事業の推進
- 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の見直し
- 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進
- 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進
- 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底
- 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善
- 林業公社の抜本的な経営対策等の推進
- 社会資本整備総合交付金制度の改善等

報道資料



Ministry of Internal Affairs
and Communications

令和4年7月29日

令和5年度の地方財政措置についての各府省への申入れ概要

総務省は、各府省に対して、概算要求に当たり留意又は改善すべき事項について、
総務大臣名及び総務副大臣名で申入れを行うこととしました。

I 申入れ件数

本年度申入れ	31件 (前年度)	31件)
うち各府省共通事項	12件 ("	12件)
各府省個別事項	19件 ("	19件)

※令和4年度申入れからの増減：新規4件、廃止4件

II 申入れ事項

1 共通事項

I 新型コロナウイルス感染症及び原油価格・物価高騰等への対応の推進

- 1 新型コロナウイルス感染症への対応の推進
- 新 2 原油価格・物価高騰等への対応の推進

II 防災・減災対策、国土強靱化及び震災等からの復旧・復興の推進

- 1 防災・減災対策及び国土強靱化の推進
- 2 東日本大震災からの復興及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進

III 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

- 1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等
- 2 地方公共団体の自主的な財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等
- 3 国庫補助負担金の整理合理化等

IV 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

- 1 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消
- 2 国庫支出金の性格に応じた改革の推進等
- 3 国と地方公共団体の財政負担の適正化
- 4 国の施策に関連して設立された第三セクター等の経営健全化の取組への協力
- 5 公共施設等の適正管理の推進

2 個別事項

(内閣官房)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 新 2 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組の推進
- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- 4 こども政策の充実
- 5 持続可能な地域医療提供体制の確保
- 6 介護保険制度の安定的な運営の推進
- 7 国民健康保険制度の安定的な運営の推進等

(内閣府)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 新 2 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組の推進
- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- 4 こども政策の充実
- 5 PPP/RFIの推進

(消費者庁)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進

(デジタル庁)

- 新 1 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組の推進

(出入国在留管理庁)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進

(文部科学省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 2 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- 3 こども政策の充実
- 4 少人数学級の計画的な整備
- 5 G I G A スクール構想の推進

(厚生労働省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 2 こども政策の充実
- 3 持続可能な地域医療提供体制の確保
- 4 介護保険制度の安定的な運営の推進
- 5 国民健康保険制度の安定的な運営の推進等
- 6 地域生活支援事業の推進
- 7 **新** 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の見直し
- 8 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進

(農林水産省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 2 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- 3 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進
- 4 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進
- 5 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底
- 6 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善

(林野庁)

- 1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進

(経済産業省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 2 地域脱炭素を実現するための取組の推進

(国土交通省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 2 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- 3 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進
- 4 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進
- 5 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底
- 6 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善
- 7 社会資本整備総合交付金制度の改善等
- 8 **新** 持続可能な地域公共交通の確保

(環境省)

- 1 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- 2 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進

(連絡先)

自治財政局調整課
担 当： 前田課長補佐、江戸係長、金高、村上
電 話： (代表) 03-5253-5111
(直通) 03-5253-5618

9兆0,653億円（令和2年度：一次・二次・三次補正、9月15日予備費計3兆8,701億円、令和3年度：一次補正、8月27日予備費計2兆1,133億円、令和4年度：二次補正、9月20日予備費、3月28日予備費計3兆0,820億円）

事業目的

- **新型コロナウイルス感染症緊急包括支援交付金を増額し、引き続き、都道府県が地域の実情に応じて行う、重点医療機関等の病床確保や宿泊療養施設の確保、医療人材の確保などを支援し、医療提供体制等の強化等を図る**

【実施主体】都道府県（市区町村事業は間接補助） 【補助率】国10/10

【事業内容】

- 病床確保、宿泊療養施設確保、自宅療養者健康管理
 - ・ 新型コロナ患者を受け入れる病床の確保
 - ・ 重点医療機関の病床の確保
 - ・ 宿泊療養施設の確保、自宅療養者の健康管理フォローアップ
- その他の事業
 - ・ 受診・相談センターなど地方自治体における新型コロナウイルス感染症に関する相談窓口の設置
 - ・ 新型コロナ患者の入院医療機関における医療従事者の宿泊施設確保、消毒等の支援
 - ・ 新型コロナ患者の入院医療機関における人工呼吸器、体外式膜型人工肺(ECMO)、簡易陰圧装置、簡易病室等の設備整備
 - ・ 帰国者・接触者外来等におけるHEPAフィルター付き空気清浄機、HEPAフィルター付きパーティション、簡易診療室等の設備整備
 - ・ 地方衛生研究所、民間検査機関等におけるPCR検査機器等の整備
 - ・ 感染症対策に係る専門家の派遣、専門家等の下で現場での活動を行うための情報共有や意見交換等
 - ・ 重点医療機関等が行う高度医療向け設備の整備
 - ・ 新型コロナ重症患者に対応できる医師、看護師等の入院医療機関への派遣
 - ・ DMAT・DPAT等の医療チームの派遣
 - ・ 医師等が感染した場合の代替医師等の確保
 - ・ 患者搬送コーディネーター配置、広域患者搬送体制、ドクターヘリ等による搬送体制の整備
 - ・ 新型コロナ対応に伴う救急医療等地域医療体制の継続支援、休業等となった医療機関等の再開等支援
 - ・ 疑い患者の診療を行う救急・周産期・小児医療機関の設備整備
 - ・ 外国人が医療機関を適切に受診できる環境の整備
 - ・ 新型コロナ患者受入医療機関等における宗教・文化対応等を含む外国人患者の受入れのための支援
 - ・ 新型コロナ重症患者に対応する医療従事者の養成研修
 - ・ 時間外・休日のワクチン接種会場への医療従事者派遣事業
 - ・ 新型コロナウイルスワクチン接種体制支援事業

新型インフルエンザ等対策特別措置法及び内閣法の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

- 新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、感染症の発生及びまん延の防止に関する施策の総合調整等に関する機能を強化するため、感染症の発生及びまん延の初期段階から新型インフルエンザ等対策本部が迅速かつ的確な措置を講ずるための仕組み等を整備するとともに、内閣官房に当該施策の総合調整等に関する事務及び同対策本部等に関する事務を所掌する内閣感染症危機管理統括庁を設置する。

改正の概要

1. 新型インフルエンザ等対策特別措置法の一部改正

- ① 新型インフルエンザ等対策本部長（内閣総理大臣）の国の行政機関の長や都道府県知事等に対する指示権（※基本的対処方針に基づく総合調整に係る所要の措置が実施されない場合に可能）について、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある場合には、**新型インフルエンザ等対策本部**（以下「政府対策本部」という。）が**設置された時から行うことができるよう、発動可能時期を前倒しする。**
※現行法では、まん延防止等重点措置時（対象：都道府県知事）及び緊急事態宣言時（対象：国の行政機関の長や都道府県知事等）に限定されている。
- ② 新型インフルエンザ等のまん延時における地方公共団体の事務の代行等について、**感染症法**（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）に**根拠がある事務について、政府対策本部が設置された時から行うことができるよう、要請可能時期及び対象事務を拡大する。**
※現行法では、特措法に根拠がある事務かつ緊急事態宣言時に限り、代行等が可能。
- ③ まん延防止等重点措置時及び緊急事態宣言時における事業者に対する要請等の実効性を確保するため、**事業者に対し命令を发出する際の「特に必要があると認めるとき」を法令上明確化する。**
- ④ 地方公共団体が感染拡大防止措置に係る財源を確保しやすくなるよう、**国庫補助負担率の嵩上げ規定及び地方債の発行に関する特例規定を設ける。**
- ⑤ **政府対策本部及び新型インフルエンザ等対策推進会議**（以下「推進会議」という。）の**事務について、内閣感染症危機管理統括庁が処理することとする旨を規定する。**

2. 内閣法の一部改正

- ① **内閣官房に、内閣感染症危機管理統括庁**（以下「統括庁」という。）を置く。
- ② **統括庁は、新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する政府行動計画の策定及び推進に関する事務、政府対策本部及び推進会議に関する事務並びに感染症の発生及びまん延の防止に関する行政各部の施策の統一保持上必要な企画及び立案並びに総合調整に関する事務をつかさどることとする。**
- ③ 統括庁に置かれる職
 - i) 統括庁に、内閣官房長官を助けて庁務を掌理する職として**内閣感染症危機管理監1人**を置き、**内閣総理大臣が内閣官房副長官の中から指名する者をもって充てる。**
 - ii) 統括庁に、i)の職を助けて庁務を整理する職として**内閣感染症危機管理監補1人**を置き、**内閣総理大臣が内閣官房副長官補の中から指名する者をもって充てる。**
 - iii) 統括庁に、i)及びii)の職を助け、命を受けて、統括庁の所掌事務に係る重要な政策に関する事務を総括整理し、及びその所掌事務のうち重要事項に係るものに参画する職として**内閣感染症危機管理対策官1人**を置き、**厚生労働省の医務技監をもって充てる。**
- ④ **内閣危機管理監及び内閣官房副長官補は、臨時に命を受け、感染症に係る危機管理に関する事務について、統括庁の事務の処理に協力する旨の規定を設ける。**

等

施行期日

- 公布の日から起算して6月を超えない範囲内において政令で定める日（ただし、1.④は令和6年4月1日）

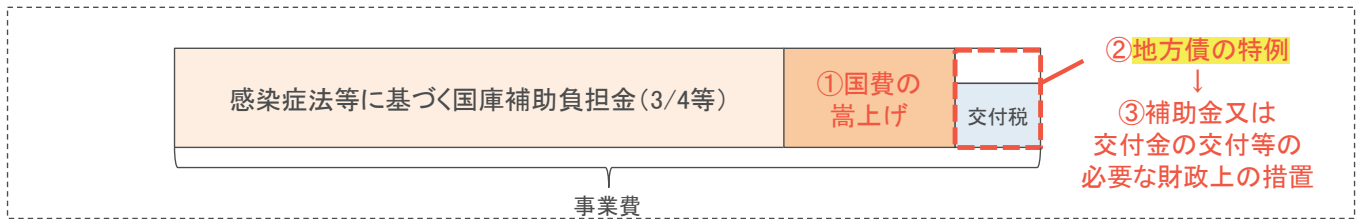
新設

- 地方公共団体は、感染症危機発生時において、行政検査や病床の確保等のため、**多額の予算が必要となる。**
- 迅速な感染拡大防止措置を財政面において可能とするためには、**地方公共団体に過重な財政負担が生じないようにすることが必要不可欠。**



- ① 地方公共団体の財政力に応じて、**国庫補助負担率を嵩上げする規定を新設**
- ② **地方債を新型インフルエンザ等対策に要する経費についても発行できるよう特例規定を新設**
- ③ 国による必要な財政上の措置の例として「**補助金又は交付金の交付**」を法律上明記

【嵩上げ・地方債のイメージ】



<主な嵩上げ対象費用の例>

(感染症法)

- ・行政検査に要する費用
- ・医療等措置協定に基づく病床確保等の措置に要する費用
- ・検査等措置協定に基づく宿泊療養施設の確保等の措置に要する費用

保健所等の恒常的な人員体制強化

- 次の感染症危機に備えた感染症法等の改正等を踏まえ、保健所の恒常的な人員体制強化を図るため、感染症対応業務に従事する保健師を約450名増員するために必要な地方財政措置を講ずる

保健所において感染症対応業務に従事する保健師数

(コロナ禍前) 約 1,800 名(全国数) → (R4年度) 約 2,700 名 → (R5年度) **約 3,150 名**

R3・R4の2年間で
約900名増員

普通交付税措置：標準団体(人口170万人、保健所数9カ所)の措置人数を36名(R4)から42名(R5)に増員

また、保健所及び地方衛生研究所の職員についても、それぞれ約150名(標準団体当たり各2名)増員するために必要な地方財政措置を講ずる

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の創設 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額・強化)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施する地方公共団体の取組に、より重点的・効果的に活用される仕組みへと見直しを図りつつ、対策を一層強化するため、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を創設する。

- 予算額：6,000億円(コロナ・物価予備費 追加額4,000億円＋既定予算2,000億円)
- 交付対象：都道府県及び市町村
- 対象事業：エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。以下に効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
<p style="text-align: center;">(生活者支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ③消費下支え等を通じた生活者支援 ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 	<p style="text-align: center;">(事業者支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤医療・介護・保育施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 ⑦中小企業に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

※地方公共団体が、上記の推奨事業メニューよりも更に効果があると思われるものについては、実施計画に記載して申請可能。

- 算定方法：人口や物価上昇率等を基礎として算定

14

電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金の増額・強化 (新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金)

エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、地方公共団体が地域の実情に合わせて必要な支援をきめ細やかに実施できるよう、「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金」を増額するとともに、低所得世帯への支援のための「低所得世帯支援枠」を措置。

- 予算額：1兆2,000億円(うち ①低所得世帯支援枠 5,000億円、②推奨事業メニュー 7,000億円)
- 対象事業：① (低所得世帯支援枠) 物価高騰の負担感が大きい低所得世帯への負担の軽減を図る事業。
② (推奨事業メニュー) エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対し、支援を行う事業。効果的と考えられる推奨事業メニューを提示。(詳細は、2頁参照)

推奨事業メニュー	
<p style="text-align: center;">(生活者支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ①エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う低所得世帯支援 ②エネルギー・食料品価格等の物価高騰に伴う子育て世帯支援 ③消費下支え等を通じた生活者支援 ④省エネ家電等への買い換え促進による生活者支援 	<p style="text-align: center;">(事業者支援)</p> <ul style="list-style-type: none"> ⑤医療・介護・保育施設、学校施設、公衆浴場等に対する物価高騰対策支援 ⑥農林水産業における物価高騰対策支援 ⑦中小企業等に対するエネルギー価格高騰対策支援 ⑧地域公共交通や地域観光業等に対する支援

- 算定方法：① (低所得世帯支援枠) 住民税非課税世帯1世帯あたり3万円を基礎として算定(市町村)
- ② (推奨事業メニュー) 人口、物価上昇率、財政力等を基礎として算定(都道府県、市町村)

15

物価高騰への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費(単独)を700億円増額
- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、津波浸水想定区域からの庁舎移転事業(緊急防災・減災事業債)と公立病院の新設・建替等事業(病院事業債)における建築単価の上限を引上げ

1. 自治体の施設の光熱費高騰への対応

- 学校、福祉施設、図書館、文化施設など自治体の施設の光熱費の高騰を踏まえ、一般行政経費(単独)を700億円増額
- ※ 普通交付税の単位費用により措置

2. 庁舎・公立病院の建築単価の引上げ

- 資材価格等の高騰による建設事業費の上昇を踏まえ、以下のとおり対応する
 - ① 緊急防災・減災事業債:津波浸水想定区域からの庁舎移転事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ(36.1万円 ⇒ 42.2万円)(17%増)
 - ② 病院事業債:公立病院の新設・建替等事業における1㎡当たりの建築単価の上限を引上げ(40.0万円 ⇒ 47.0万円)(18%増)
- ※ いずれも令和4年度事業債から新単価を適用

デジタル田園都市国家構想総合戦略の全体像

令和4年12月23日
閣議決定 

総合戦略の基本的考え方

- ▶ テレワークの普及や地方移住への関心の高まりなど、**社会情勢がこれまでとは大きく変化している中、今こそデジタルの力を活用して地方創生を加速化・深化し、「全国どこでも誰もが便利で快適に暮らせる社会」を目指す。**
- ▶ **東京圏への過度な一極集中の是正や多様化を図り、地方に住み働きながら、都会に匹敵する情報やサービスを利用できるようにすることで、地方の社会課題を成長の原動力とし、地方から全国へとボトムアップの成長につなげていく。**
- ▶ デジタル技術の活用は、その**実証の段階から実装の段階に着実に移行**しつつあり、デジタル実装に向けた各府省庁の施策の推進に加え、デジタル田園都市国家構想交付金の活用等により、**各地域の優良事例の横展開を加速化**。
- ▶ **これまでの地方創生の取組も、全国で取り組まれてきた中で蓄積された成果や知見に基づき、改善を加えながら推進していくことが重要。**

＜総合戦略のポイント＞

- まち・ひと・しごと創生総合戦略を抜本的に改訂し、**2023年度から2027年度までの5か年の新たな総合戦略**を策定。デジタル田園都市国家構想基本方針で定めた取組の方向性に沿って、**各府省庁の施策の充実・具体化**を図るとともに、**KPIとロードマップ(工程表)**を位置付け。
- 地方は、地域それぞれが抱える社会課題等を踏まえ、**地域の個性や魅力を生かした地域ビジョンを再構築し、地方版総合戦略を改訂。地域ビジョン実現に向け**、国は政府一丸となって総合的・効果的に支援する観点から、**必要な施策間の連携をこれまで以上に強化**するとともに、同様の社会課題を抱える複数の地方公共団体が連携して、効果的かつ効率的に課題解決に取り組むことができるよう、**デジタルの力も活用した地域間連携の在り方や推進策を提示**。

施策の方向

デジタルの力を活用した地方の社会課題解決

- デジタルの力を活用して地方の社会課題解決に向けた取組を加速化・深化**
- 1 **地方に仕事をつくる**
スタートアップ・エコシステムの確立、中小・中堅企業DX(キャッシュレス決済、シェアリングエコノミー等)、スマート農林水産業・食品産業、観光DX、地方大学を核としたイノベーション創出 等
 - 2 **人の流れをつくる**
「転職なき移住」の推進、オンライン関係人口の創出・拡大、二地域居住等の推進、地方大学・高校の魅力向上、女性や若者に選ばれやすい地域づくり 等
 - 3 **結婚・出産・子育ての希望をかなえる**
結婚・出産・子育ての支援、仕事と子育ての両立など子育てしやすい環境づくり、こども政策におけるDX等のデジタル技術を活用した地域の様々な取組の推進 等
 - 4 **魅力的な地域をつくる**
教育DX、医療・介護分野DX、地域交通・インフラ、物流DX、まちづくり、文化・スポーツ、防災・減災、国土強靱化の強化等、地域コミュニティ機能の維持・強化等

地方のデジタル実装をトクする

デジタル実装の基礎条件整備

デジタル実装の前提となる取組を国が強力に推進

- 1 **デジタル基盤の整備**
デジタルインフラの整備、マイナンバーカードの普及促進・利活用拡大、データ連携基盤の構築(デジタル社会実装基盤全国総合整備計画の策定等)、ICTの活用による持続可能性と利便性の高い公共交通ネットワークの整備、エネルギーインフラのデジタル化 等
- 2 **デジタル人材の育成・確保**
デジタル人材育成プラットフォームの構築、職業訓練のデジタル分野の重点化、高等教育機関等におけるデジタル人材の育成、デジタル人材の地域への還流促進、女性デジタル人材の育成・確保 等
- 3 **誰一人取り残されないための取組**
デジタル推進委員の展開、デジタル共生社会の実現、経済的事情等に基づくデジタルデバイドの是正、利用者視点でのサービスデザイン体制の確立 等

地域ビジョンの実現に向けた施策間連携・地域間連携の推進

＜モデル地域ビジョンの例＞

- **スマートシティ・スーパーシティ**
スマートシティ AICT (福島県会津若松市)
- **SDGs未来都市**
地域交通システムやコミュニケーションロボットの活用 (宮城県石巻市)
- **「デジ活」中山間地域**
抱い手減少に対応した自動草刈機の導入
- **産学官 協創都市**
データを活用したスマート事業の創出 (高知県、高知大学)

＜重要施策分野の例＞

- **地域交通のリ・デザイン**
自動運転バス の運行 (茨城県鹿野町)
- **こども政策**
保健師等とのオンライン相談 (山梨県富士吉田市)
- **教育DX**
オンラインによる遠隔合同授業 (鹿児島県三島村)
- **地域防災力の向上**
観光アプリを活用した避難誘導・人流分散 (京都市)
- **脱炭素 先行地域**
バイオマス発電所稼働による新産業の創出 (岡山県真庭市)
- **遠隔医療**
医療機関長官の移動診療車 (長野県伊那市)
- **地方創生 テレワーク**
空き家を活用したサテライトオフィスの整備 (福島県多賀市)
- **観光DX**
観光アプリを活用した避難誘導・人流分散 (京都市)
- **GPS障害管理システムの導入** (山形県鹿角市)

地域ビジョン実現を後押し

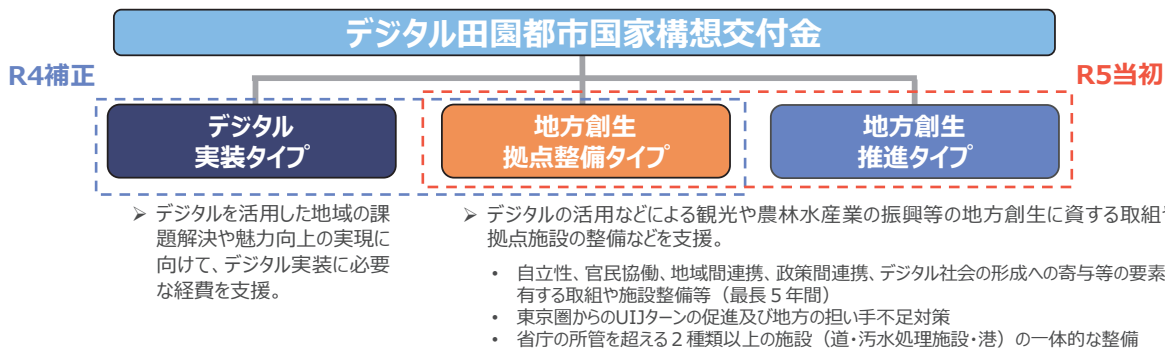
＜施策間連携の例＞

- **関連施策の取りまとめ**
関係府省庁の施策を取りまとめ、地方にわかりやすい形で提示
- **重点支援**
モデルとなる地域を選定し、選定地域の評価・支援
- **優良事例の横展開**
他地域のモデルとなる優良事例の周知・共有、横展開
- **伴走型支援**
ワンストップ型相談体制の構築や地方支分部局の活用等による伴走型支援

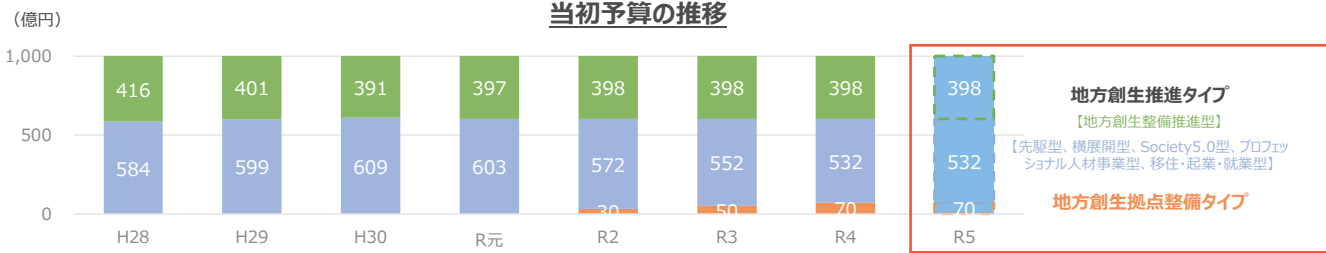
＜地域間連携の例＞

- **デジタルを活用した取組の深化**
自治体間連携の枠組みにおけるデジタル活用の取組を促進
- **重点支援**
国が事業の採択や地域の選定等を行う際に、地域間連携を行う取組を評価・支援
- **優良事例の横展開**
地域間連携の優良事例を収集し、メニューブック等を通じて広く周知・共有

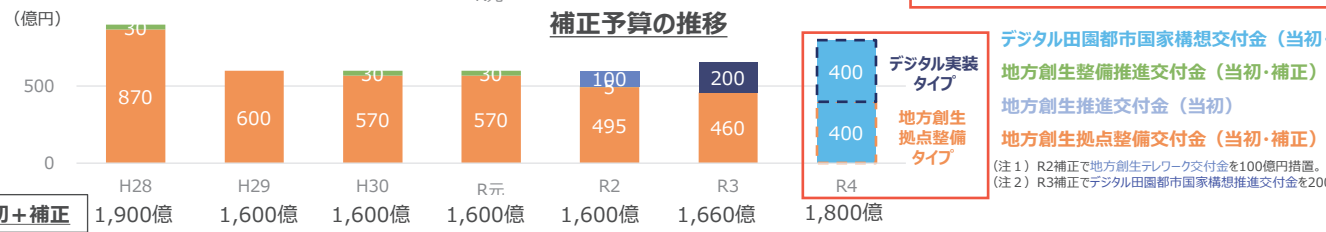
R5当初：1,000億円、R4補正：800億円（R4当初：1,000億円／R3補正：660億円）



当初予算の推移



補正予算の推移



地方創生推進タイプ
【地方創生整備推進型】
【先駆型、横展開型、Society5.0型、プロフェッショナル人材事業型、移住・起業・就業型】

地方創生拠点整備タイプ

デジタル田園都市国家構想交付金（当初・補正）
地方創生整備推進交付金（当初・補正）
地方創生推進交付金（当初）
地方創生拠点整備交付金（当初・補正）

（注1）R2補正で地方創生ネットワーク交付金を100億円措置。
（注2）R3補正でデジタル田園都市国家構想推進交付金を200億円措置。

地域のデジタル化の推進

- 「デジタル田園都市国家構想」の実現に向け、地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組等を一層推進するため、「地域デジタル社会推進費」の事業期間を延長（令和5年度～令和7年度）
- 地域のデジタル化の基盤となるツールであるマイナンバーカードを利活用した住民サービス向上のための取組に係る事業費をマイナンバーカード利活用特別分として500億円増額（令和5年度・令和6年度）

【事業期間】 令和5年度～令和7年度
【事業費】 令和5年度 2,500億円 うちマイナンバーカード利活用特別分 500億円
 （令和4年度 2,000億円）

地域が抱える課題のデジタル実装を通じた解決の取組（想定される例）

高齢者などの住民を対象としたデジタル活用支援	デジタル技術を活用した観光振興や働く場の創出など魅力ある地域づくり	地域におけるデジタル人材の育成・確保
デジタル技術を活用した安心・安全の確保	条件不利地域等におけるデジタル技術を活用したサービスの高度化	中小企業のデジタルトランスフォーメーション支援

うち、マイナンバーカードを利活用した取組（想定される例）

各種証明書のコンビニ交付サービス	行政手続のオンライン申請	申請書作成支援（書かない窓口）
電子母子手帳サービス等のアプリ	図書館カードとしての利用	地域公共交通における利用

地方交付税措置

【算定項目】 「地域デジタル社会推進費」（普通交付税の臨時費目）
【算定額】 令和5年度 2,500億円程度 うち道府県分 800億円程度、市町村分 1,700億円程度
 （令和4年度 2,000億円程度 うち道府県分 800億円程度、市町村分 1,200億円程度）

利用者の大幅減等により、現状のままでは地域交通ネットワークの維持が難しい状況になっている地域において、地域戦略と連動した持続可能性・利便性・効率性の高い地域交通ネットワークへの再構築を図るため、新たに社会資本整備総合交付金に基幹事業として「**地域公共交通再構築事業**」を創設（**基幹事業の追加は創設以来初めて**）

地域公共交通再構築事業 - 社会資本整備総合交付金の基幹事業として創設

地域づくりの一環として、**地域公共交通ネットワークの再構築**に必要なインフラ整備に取り組む地方公共団体への支援を可能とするため、地方公共団体が、**地域公共交通計画**及び**立地適正化計画**その他の**まちづくり・観光計画**において中長期的に必要な**ネットワーク（鉄道・バス路線）**を位置付けた場合に、ネットワーク形成に必要な施設整備等に関する地域の取組を支援

【**交付金事業者**】地方公共団体 ※交付金については、地方公共団体からの補助金を受けて、民間事業者等も事業実施可能

【**補助率**】1/2

【**交付対象事業**】**地域公共交通特定事業**※の実施計画の**認定**を受けた、持続可能性・利便性・効率性の向上に資する施設整備

※地域公共交通活性化法に基づく、**ローカル鉄道に係る公共交通再構築**や**バス路線の再編**等を行う事業実施計画

・**鉄道施設**（駅施設、線路設備、電路設備、信号保安設備等）の整備

・**バス施設**（停留所・車庫・営業所・バスロケ施設・EVバス関連施設（発電・蓄電・充電）等）の整備

※上記とあわせて、**効果促進事業**（地方自治体の作成する社会資本総合整備計画ごとに交付対象事業全体の20%を目途）で、**鉄道・バス車両**の導入も支援

※JR本州3社又は大手民鉄の路線については、補助対象経費は総事業費の2/3を上限（1/3は事業者の自己負担）

【補助要件】

(1) **地域公共交通計画の作成・地域公共交通特定事業実施計画の認定**

- 地域公共交通計画が作成され、かつ、地域公共交通特定事業実施計画の大臣認定を受けていること
※鉄道については、赤字路線であって再構築協議会（仮称）等において策定された鉄道事業再構築実施計画に係る路線が対象

(2) **地方公共団体の計画における地域公共交通とまちづくり・観光戦略等の相互連携**

- 地方公共団体が作成する、まちづくり/観光等に関する計画（例：立地適正化計画）において、まちづくりや観光における戦略の一つとして「鉄道の活用」「バスネットワークの活用」が位置付けられ、そのための実効性ある取組が具体的に記載されていること

(3) **事業の効果（実効性）を確認するための目標設定**

- ①利用者数 ②事業収支 ③国/地方公共団体の支出額 の目標を設定すること

(4) **実効性のある地域活性化のための鉄道・バスの活用**

- 本事業に関連する施設整備を含め実効性ある利用促進施策が実施計画に具体的に位置付けられること



※JRに関し、「新会社がその事業を営むに際し当分の間配慮すべき事項に関する指針」の運用を何ら変更するものではない **20**

地域公共交通（赤字ローカル線）への財政措置

- 鉄道事業者と地域の合意に基づくローカル鉄道の再構築（上下分離等による鉄道輸送の高度化又はバスへの転換）を図るための経費について、国交省が新たに創設する「**地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金の基幹事業）**」等の地方負担に対して地方財政措置を講ずる。

1. 地域公共交通再構築事業（社会資本整備総合交付金の基幹事業）

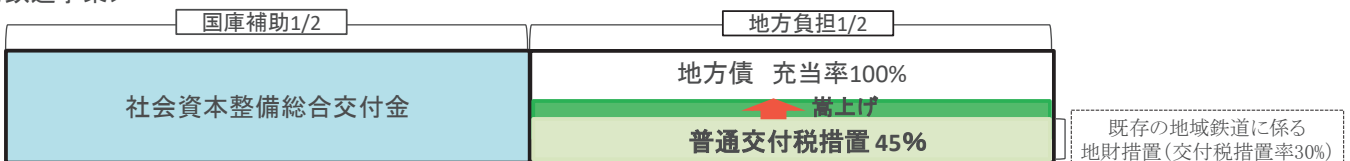
	鉄道事業	バス事業
補助対象施設	鉄道施設(駅、路盤、架線、信号・保安施設等)	バス施設(停留所、車庫、営業所等)
補助率	1/2	1/2

鉄道車両・バス車両については「効果促進事業」の対象。合わせて、個別の補助金による支援も実施。

本州三社及び大手民鉄事業者に係る線区の場合は、事業費の1/3を当該鉄道事業者が負担し、残りの事業費を国及び地方で折半

2. 地方財政措置

<鉄道事業>



<バス事業>



地域の脱炭素化の推進

- GX実現に向けた基本方針(令和4年12月22日GX実行会議決定)において、地域脱炭素の基盤となる重点対策(再生可能エネルギーや電動車の導入等)を率先して実施することとされるなど、地方団体の役割が拡大したことを踏まえ、公共施設等の脱炭素化の取組を計画的に実施できるよう、新たに「脱炭素化推進事業費」を計上し、脱炭素化推進事業債を創設
- 公営企業についても地方財政措置を拡充
- 地方団体において、新たに共同債形式でグリーンボンドを発行

1. 脱炭素化推進事業債の創設

【対象事業】

地方公共団体実行計画に基づいて行う公共施設等の脱炭素化のための地方単独事業(再生可能エネルギー、公共施設等のZEB化、省エネルギー、電動車)

【事業期間】

令和7年度まで(地球温暖化対策計画の地域脱炭素の集中期間と同様)

【事業費】

1,000億円

【地方財政措置】 脱炭素化推進事業債

対象事業	充当率	交付税措置率
再生可能エネルギー(太陽光・バイオマス発電、熱利用等)公共施設等のZEB化	90%	50%
省エネルギー(省エネ改修、LED照明の導入)		財政力に応じて30~50%
公用車における電動車の導入(EV、FCV、PHEV)		30%

※ 再エネ・ZEB化は、新築・改築も対象

2. 公営企業の脱炭素化

公営企業については、脱炭素化推進事業債と同様の措置に加え、公営企業に特有の事業(小水力発電(水道事業等)やバイオガス発電、リン回収(下水道事業)、電動バス(EV、FCV、PHEV)の導入(バス事業)等)についても措置

※ 専門アドバイザーの派遣(総務省と地方公共団体金融機構の共同事業)により、公営企業の脱炭素化の取組を支援

3. 地方団体におけるグリーンボンドの共同発行

地方債市場におけるグリーンボンド等(ESG債)への需要の高まりを受け、初めて共同債形式でグリーンボンドを発行(令和5年度後半発行予定、参加希望団体:42団体)

地域の人への投資(リスキリング)の推進

- 地域に必要な人材確保(中小企業、農林水産、介護等)のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に要する経費に対して地方財政措置を講ずるとともに、地方団体のデジタル化の推進に向け、都道府県等の市町村支援のためのデジタル人材確保等に要する経費に対して地方財政措置を講ずる

1. 地域におけるリスキリングの推進に関する地方財政措置の創設

【対象事業】 地域に必要な人材確保のため、デジタル・グリーン等成長分野に関するリスキリングの推進に資する、①経営者等の意識改革・理解促進、②リスキリングの推進サポート等、③従業員の理解促進・リスキリング支援
※ 地域職業訓練実施計画(職業能力開発促進法第15条第1項の協議会で策定する計画)に位置付けられる地方単独事業を対象

【事業期間】 令和8年度まで(「人への投資」パッケージの終了年度と同様)

【地方財政措置】 特別交付税措置(措置率0.5)

2. 地方団体と地方大学の連携によるリスキリングの推進に関する地方財政措置の拡充

【対象事業】 地方団体と地方大学が協定を締結して実施する、社会人等を対象としたリスキリング講座の実施等

【事業期間】 期限の定めなし

【地方財政措置】 特別交付税措置(措置率0.8 ※ 財政力補正あり)

3. 地方団体におけるデジタル人材の確保・育成に関する地方財政措置の創設

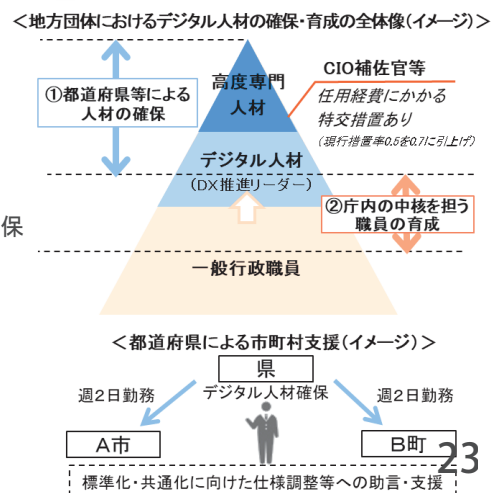
【対象事業】 ①都道府県、連携中枢都市等による市町村支援のためのデジタル人材の確保
②地方団体におけるデジタル化の取組の中核を担う職員の育成

【事業期間】 令和7年度まで(自治体DX推進計画の計画期間と同様)

【地方財政措置】 特別交付税措置(措置率0.7)

4. 地方団体におけるDX実現のための専門アドバイザーの派遣

地方団体におけるDXの取組を推進するため、新たに、専門アドバイザーを派遣するとともに、都道府県単位で行う「首長・管理者向けトップセミナー」の開催等を支援(総務省と地方公共団体金融機構の共同事業。地方公共団体金融機構が経費を負担)



- 各府省の大臣は、地方財政法第21条及び第22条の規定に基づき、地方財政の健全性を保持するため、地方公共団体の負担を伴う概算要求書及び法令案に関し、総務大臣の意見を求めなければならない
- このため、毎年度、概算要求基準の閣議了解時に、各府省に対し、地方財政措置について申入れを行い、予算編成における地方行財政の基本的な考え方を示すこととしている

【参考】地方財政法（昭和二十三年法律第九号）（抄）

第二十一条 内閣総理大臣及び各省大臣は、その管理する事務で地方公共団体の負担を伴うものに関する法令案について、法律案及び政令案にあつては閣議を求め前、命令案にあつては公布の前、あらかじめ総務大臣の意見を求めなければならない。

第二十二条 内閣総理大臣及び各省大臣は、その所掌に属する歳入歳出及び国庫債務負担行為の見積のうち地方公共団体の負担を伴う事務に関する部分については、財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第十七条第二項に規定する書類及び同法第三十五条第二項に規定する調書を財務大臣に送付する際、総務大臣の意見を求めなければならない。

<主な申入れ項目>

物価高への対応

- 物価高への対応を行う場合には、地方の意見を十分に踏まえるとともに、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、補助単価の見直し等の必要な措置を講じられたいこと

（参考1）物価高への対応に係る主な国庫補助金等

主な国庫補助金等	予算額（※）
電気・ガス価格激変緩和対策事業	3兆1,074億円
新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援地方交付金等）	2兆6,000億円

※令和4年度予備費、令和4年度補正等の合計

（参考2）物価高などを踏まえた学校施設環境改善交付金に係る補助単価の推移

	令和4年度	令和5年度
補助単価	243千円/㎡	268千円/㎡
（対前年度比）	（+10.2%）	（+10.3%）

※小中学校校舎（鉄筋コンクリート造）の場合

24

防災・減災対策、国土強靱化及び震災等からの復旧・復興の推進

- 防災・減災対策及び国土強靱化に関する施策について、所要の財源を確保されたいこと
- 東日本大震災及び近年の自然災害からの復旧・復興に向けた事業が円滑に推進されるよう、必要な財政措置を講じられたいこと

（参考1）防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（令和2年12月11日閣議決定）

事業規模 おおむね15兆円（うち国費 7兆円台半ば）

うち令和2年度第3次補正予算、令和3年度補正予算及び令和4年度第2次補正予算等の事業規模（累計） 約9.6兆円（国の予算額 約5.0兆円）

（参考2）近年の主な自然災害

令和3年度	7月1日からの大雨、福島県沖を震源とする地震
令和2年度	7月豪雨、福島県沖を震源とする地震
令和元年度	房総半島台風、東日本台風
平成30年度	7月豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震
平成28年度	熊本地震

こども・子育て政策の強化等

- 「こども未来戦略方針」等に基づき、こども・子育て政策の強化を進めるに当たっては、国と地方が車の両輪となって取り組む必要があることを踏まえ、徹底した歳出改革等や子育て世帯を社会全体で支援する仕組みについて、地方の意見を十分に踏まえながら検討するとともに、「加速化プラン」等に掲げる取組について、地方負担も含めて、所要の財源を確保すること

（参考1）こども未来戦略方針（令和5年6月13日閣議決定）（抜粋）

（財源の基本骨格）

- ・ 財源については、国民的な理解が重要である。このため、2028年度までに徹底した歳出改革等を行い、それらによって得られる公費の節減等の効果及び社会保険負担軽減の効果を活用しながら、実質的に追加負担を生じさせないことを目指す。
- ・ 歳出改革等は、これまでと同様、全世代型社会保障を構築するとの観点から、歳出改革の取組を徹底するほか、既定予算の最大限の活用などを行う^{（注）}。
- （注）こども・子育て政策の強化は、国と地方が車の両輪となって取り組んでいくべきであり、「加速化プラン」の地方財源についてもこの中で併せて検討する。

- ・ 企業を含め社会・経済の参加者全員が連帯し、公平な立場で、広く負担していく新たな枠組み（「支援金制度（仮称）」）を構築することとし、その詳細について年末に結論を出す。

（参考2）「加速化プラン」の主な施策

- ・ 児童手当の拡充（所得制限撤廃、高校卒業まで支給期間延長、第3子以降3万円）
- ・ 出産・子育て応援交付金（経済的支援（10万円）＋伴走型相談支援）
- ・ 幼児教育・保育の質の向上（保育士の配置基準の改善等）
- ・ 男性育休の取得促進（育休給付率の引上げ（手取り8割→10割相当）等）

25

教員の処遇の見直し及び少人数学級の計画的な整備

- 教職調整額の水準や各種手当の見直しなどの**教員の処遇の抜本的な見直し及び少人数学級の計画的な整備**に係る教職員定数の効果的な配置等に当たっては、**国・地方を通じた厳しい財政状況に配慮しつつ、地方の意見を十分に踏まえ、所要の財源の確保をはじめ、適切な措置を講じられたいこと**

(参考1) 経済財政運営と改革の基本方針2023(抜粋)

- ・ 教職調整額の水準や新たな手当の創設を含めた各種手当の見直しなど、(略)教師の処遇を抜本的に見直す。
- ・ 35人学級等について(略)中学校を含め、学校の望ましい教育環境や指導体制を構築していく。
- ・ これらの一連の施策を安定的な財源を確保しつつ、2024年度から3年間を集中改革期間とし、スピード感を持って、2024年度から小学校高学年の教科担任制の強化や教員業務支援員の小・中学校への配置拡大を速やかに進めるとともに、2024年度中の給特法改正案の国会提出を検討する。

(参考2)

義務標準法改正に基づく少人数学級の計画的な整備

年度	R3	R4	R5	R6	R7
学年	小2	小3	小4	小5	小6

(参考3)

令和5年度義務教育費国庫負担金予算額 1兆5,216億円(地方負担額 3兆432億円)
うち、教職調整額(現行4%(8時間相当)) 460億円(地方負担額 920億円)

GIGAスクール構想の推進

- 国策として推進する**GIGAスクール構想により整備された1人1台端末**については、公教育の必須ツールとして、**利活用状況等の地域間格差を解消するべく伴走支援を強化するとともに、端末の更新について、地方の意見を十分に踏まえ、整備時と同様、全額国費によって措置されたいこと**

(参考1) 1人1台端末を授業でほぼ毎日活用している学校の割合

下位5団体	岩手県	島根県	秋田県	佐賀県	高知県
割合	22.7%	30.1%	33.5%	36.6%	37.5%

上位5団体	山口県	東京都	岐阜県	愛媛県	大阪府
割合	78.3%	73.5%	72.1%	71.8%	70.4%

(参考2) 1人1台端末の更新に係る財政措置の時期(自治体別の割合)

時期	令和5年度中	令和6年度中	令和7年度中	令和8年度中	令和9年度以降	その他
比率	0.8%	7.8%	44.8%	24.8%	10.1%	11.7%

障害福祉サービスの推進

- 障害福祉サービスに係る対象経費のうち、**訪問系サービス分**に限り国庫負担の基準を定めており、**地方公共団体に超過負担が生じていることから、国庫負担基準を見直す等の具体的な検討を行うとともに、所要の国費を確保すること**
- **地域生活支援事業**については、**地方の意見等を十分に踏まえ、必要な財政措置を講じられたいこと**

(参考1) 障害福祉サービスの体系等

サービスの体系	サービスの内容	国庫負担基準
訪問系サービス	居宅介護、重度訪問介護等	あり
日中活動系サービス	生活介護、療養介護等	なし
施設系サービス	施設入所支援	なし
居住支援系サービス	自立生活援助、共同生活援助	なし
訓練系・就労系サービス	自立訓練、就労移行支援等	なし

(参考2) 地域生活支援事業費等補助金の補助割合の推移

H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度
33.5%	33.0%	31.8%	34.5%	33.4%

※障害者総合支援法に規定する国庫補助率⇒1/2以内

【新規】一般廃棄物処理施設の整備について

- **一般廃棄物処理施設**について、「廃棄物処理施設整備計画」等に基づき広域化・集約化を推進していること及び全国的に施設更新の集中が想定されることを踏まえ、地方公共団体が必要な事業を円滑に実施できるよう、**循環型社会形成推進交付金等について、所要の財源を確保されたいこと**

(参考1) 一般廃棄物処理施設整備予算の推移

(単位: 億円)

年度	R元	R2	R3	R4	R5
当初予算額	606	626	572	525	525
前年度補正予算額	484	493	502	502	548
計	1,090	1,119	1,074	1,027	1,073

(参考2) 廃棄物処理施設整備計画(令和5年6月30日閣議決定)(抜粋)

計画期間(2023年度から2027年度まで)において全国的に施設の更新需要が集中し、財政支援の需要額が急激に増加する可能性がある

令和6年度の各府省への申入れのその他項目

[共通項目]

- 感染症への対応
- 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等
- 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等
- 国庫補助負担金の整理合理化等
- 国と地方公共団体の財政負担の適正化
- 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消
- 公共施設等の適正管理の推進
- 会計年度任用職員に係る財政措置

[個別項目]

- 外国人材の受入れ環境整備の推進
- デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組の推進
- 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- PPP/PFIの推進
- 戸籍等の記載事項（氏名の振り仮名）の追加に伴う措置
- 地域医療提供体制の確保及び国民健康保険制度の安定的な運営の推進等
- 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の見直し
- 介護保険制度の安定的な運営の推進
- 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進
- 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進
- 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底
- 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善
- 林業公社の抜本的な経営対策等の推進
- 社会資本整備総合交付金制度の改善等
- 持続可能な地域公共交通の確保

28

報道資料



令和5年7月25日

令和6年度の地方財政措置についての各府省への申入れ概要

総務省は、各府省に対して、概算要求に当たり留意又は改善すべき事項について、総務大臣名及び総務副大臣名で申入れを行うこととしました。

I 申入れ件数

申入れ項目	本年度申入れ	前年度
うち各府省共通事項	31件 (11件)	31件 (12件)
各府省個別事項	20件 (〃)	19件 (〃)
※令和5年度申入れからの増減	新規3件・項目統合2件・廃止1件	

II 申入れ事項

1 共通事項

- I 物価高及び感染症への対応
 - 1 物価高への対応
 - 2 感染症への対応

II 防災・減災対策、国土強靱化及び震災等からの復旧・復興の推進

- 1 防災・減災対策及び国土強靱化の推進
- 2 東日本大震災からの復興及び近年の自然災害からの復旧・復興の推進

III 地方分権改革の推進及び国・地方を通ずる財政健全化

- 1 地方歳出に対する国の関与の廃止・縮減等
- 2 地方公共団体の自主的な行財政改革への協力及び財政負担増等を伴う施策の抑制等
- 3 国庫補助負担金の整理合理化等

29

IV 国・地方公共団体間の財政秩序の確立等

- 1 国と地方公共団体の財政負担の適正化
- 2 国庫補助負担金等に係る超過負担の解消
- 3 公共施設等の適正管理の推進
- 4 会計年度任用職員に係る財政措置

2 個別事項

(内閣官房)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 2 こども・子育て政策の強化等
- 3 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組の推進
- 4 地域脱炭素を実現するための取組の推進

(内閣府)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 2 こども・子育て政策の強化等
- 3 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組の推進
- 4 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- 5 PPP／PFIの推進

(消費者庁)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進

(こども家庭庁)

- 1 こども・子育て政策の強化等

(デジタル庁)

- 1 デジタル田園都市国家構想の実現に向けた取組の推進

(法務省)

附 1 戸籍等の記載事項（氏名の振り仮名）の追加に伴う措置

(出入国在留管理庁)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進

(文部科学省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 2 こども・子育て政策の強化等
- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- 4 教員の処遇の見直し及び少人数学級の計画的な整備
- 5 GIGAスクール構想の推進

(厚生労働省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 2 こども・子育て政策の強化等
- 3 地域医療提供体制の確保及び国民健康保険制度の安定的な運営の推進等
- 4 障害福祉サービスの推進
- 5 生活保護制度及び生活困窮者自立支援制度の見直し
- 6 介護保険制度の安定的な運営の推進
- 7 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進

(農林水産省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 2 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- 3 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進
- 4 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進
- 5 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底
- 6 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善

(林野庁)

- 1 林業公社の抜本的な経営対策等の推進

(経済産業省)

- 1 外国人材の受入れ環境整備の推進
- 2 こども・子育て政策の強化等
- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進

(国土交通省)

- 1 外国人材の受け入れ環境整備の推進
- 2 こども・子育て政策の強化等
- 3 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- 4 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進
- 5 地域の安全・安心を確保するためのインフラ老朽化対策の推進
- 6 直轄事業に係る事前協議及び事業費管理の徹底
- 7 後進地域の開発に関する公共事業の補助率差額の交付方法の改善
- 8 社会资本整備総合交付金制度の改善等
- 9 持続可能な地域公共交通の確保

(環境省)

- 1 地域脱炭素を実現するための取組の推進
- 2 水道事業及び下水道事業の持続的経営の確保に向けた取組の推進
- 3 一般廃棄物処理施設の整備について

(連絡先)

自治財政局調整課
担当：三好課長補佐、藤原係長、吉岡、住本
電話：(代表) 03-5253-5111
(直通) 03-5253-5618

地方債制度と市場化

令和5年10月13日

総務省自治財政局地方債課



総務省

目次

1	地方債制度等	P. 2
2	地方債計画の概要等	P. 22
3	地方債資金等	P. 28

1 地方債制度等

地方債の定義

地方債とは、地方公共団体が財政上必要とする資金を外部から調達することによって負担する債務で、その履行が一会計年度を超えて行われるものをいい、その性格として次のような側面を有している。

- ① 地方公共団体が負担する債務であること
- ② 資金調達によって負担する債務であること
- ③ 証書借入又は証券発行の形式を有すること
- ④ 地方公共団体の課税権を実質的な担保とした債務であること
- ⑤ 債務の履行が一会計年度を超えて行われるものであること

	地方債	国債
原則	<p>地方財政法第5条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 公営企業に要する経費の財源 2. 出資金及び貸付金の財源 3. 地方債の借換えのために要する経費の財源 4. 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源 5. 公共施設又は公用施設の建設事業費及び公用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費の財源 	<p>財政法第4条 国の歳出は、公債又は借入金以外の歳入を以て、その財源としなければならない。但し、公共事業費、出資金及び貸付金の財源については、国会の議決を経た金額の範囲内で、公債を発行し又は借入金をなすことができる。</p> <p>※「公共事業費」の範囲については、一般会計予算 予算総則に列挙 (例) 文部科学省：公立文教施設整備費 厚生労働省：児童福祉施設整備費 国土交通省：下水道事業費 環境省：廃棄物処理施設整備費 等</p>
例外	<p>他の法律による特例措置 (例) ・過疎対策事業債 → 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第14条 (平成22年度からソフト事業経費も対象) ・臨時財政対策債 → 地方財政法第33条の5の2 ・旧合併特例事業債 → 市町村の合併特例に関する法律</p>	<p>赤字国債を発行する場合には、毎年度特例公債法を制定(※) ※ 現在は、令和3年の特例公債法により、令和7年度までの赤字国債発行の特例を規定。</p>

地方財政法第5条

(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合

- ① 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業に要する経費の財源とする場合
- ② 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)
- ③ 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- ④ 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
災害応急事業： 流失橋りょうの応急架設等災害に際し応急に採られる措置
災害復旧事業： 河川、港湾、道路等の公共土木施設、農業用施設、林道施設等の農林水産業施設、学校、庁舎等の公共公用施設の災害復旧事業
災害救助事業： 災害救助法に基づく救助のためのものであって、収容施設の供与、生活必需品の給付等の事業
- ⑤ 学校その他文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(※)及び公共用若しくは公用に供する土地等としてあらかじめ取得する土地の購入費の財源とする場合
公共施設： 住民の使用又は利用に供するために行政主体が設ける施設(地方財政法第5条第5号に掲げられた学校、保育所、道路、河川、港湾等は公共施設の例)
公用施設： 行政目的のために行政主体が直接使用するために設ける施設
※ 公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。

4

地方債を起こすことができる経費(特別法等によるもの)

地方財政法第5条各号に規定する経費以外の経費について地方債を起こすためには、別途法的措置が必要である。

- ① 地方財政法第33条の5の5の規定に基づく退職手当債
- ② 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づく辺地対策事業債
- ③ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく過疎対策事業債
- ④ 地方財政法第33条の6の規定に基づく鉱害復旧事業債
- ⑤ 災害対策基本法に基づく歳入欠かん等債
- ⑥ 有明海及び八代海等を再生するための特別措置に関する法律に基づく有明海・八代海等の再生のための事業債
- ⑦ 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律に基づく防災集団移転促進のための事業債
- ⑧ 活動火山対策特別措置法に基づく避難施設整備のための事業債
- ⑨ 地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律に基づく地震対策緊急整備事業債
- ⑩ 総合保養地域整備法第13条の規定に基づく民間事業者に対する助成のための事業債
- ⑪ 多極分散型国土形成促進法第18条及び第26条の規定に基づく振興拠点地域等における中核的施設等の整備のための事業債
- ⑫ 地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律第16条の規定に基づく法人事業者に対する助成のための事業債
- ⑬ 特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律第18条の規定に基づく助成のための事業債
- ⑭ 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第22条の規定に基づく助成等のための事業債
- ⑮ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第30条の規定に基づく公共交通特定事業に関する助成のための事業債
- ⑯ 市町村の合併の特例に関する法律第11条の2の規定に基づく合併特例債
- ⑰ 地方財政法第33条の5の2の規定に基づく臨時財政対策債
- ⑱ 地方財政法第33条の6の3の規定に基づく石綿対策事業債
- ⑲ 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第12条又は第17条の規定に基づく軌道運送高度化事業又は道路運送高度化事業に関する助成のための事業債
- ⑳ 石綿による健康被害の救済に関する法律第33条の規定に基づく石綿健康被害救済基金への拠出のための事業債
- ㉑ 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第170条の規定に基づく事業債
- ㉒ 被災者生活再建支援法第19条の規定に基づく支援業務を運営するための基金への拠出のための事業債
- ㉓ 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法第6条の規定に基づく特定支援除去等事業のための事業債
- ㉔ 森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法第7条の規定に基づく特定間伐材等の実施又は助成のための事業債
- ㉕ 地方財政法第33条の5の3の規定に基づく減収補填債
- ㉖ 地方財政法第33条の5の6、地方財政法第33条の5の9及び地方財政法第33条の5の10の規定に基づく地方債(調整債)
- ㉗ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律第12条第1項の規定に基づく再生振替特例債
- ㉘ 地域再生法第17条の規定に基づく地域において使用されていない公共施設又は公用施設の除却を通じて地域住民の生活環境の改善を図る事業のための事業債
- ㉙ 南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第18条の規定に基づく集団移転促進事業のための事業債
- ㉚ 地方財政法第33条の5の8の規定に基づく公共施設等の除却のための事業債
- ㉛ 地方財政法第33条の5の11の規定に基づく河川等におけるしゅんせつ等のための事業債
- ㉜ 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法第17条の規定に基づく集団移転促進事業のための事業債

5

地方債の機能

① 財政支出と財政収入の年度間調整

公共施設の建設事業や災害復旧事業など単年度に多額の財源を必要とする事業について、地方債の発行により所要資金を調達することにより、当該事業の円滑な執行が確保できるとともに、これに係る財政負担を後年度に平準化するという年度間の調整機能を有している。

② 住民負担の世代間の公平のための調整

将来、便益を受けることとなる後世代の住民と現世代の住民との間で負担を分かちことを可能としている。なお、こうしたことから、地方債の償還年限は、その地方債を財源として建設した公共公用施設の耐用年数を超えてはならないこととされている。

③ 一般財源の補完

地方債は、その発行年度について見れば、地方税、地方交付税等の一般財源の不足を補完する機能を有しており、一定の機動性と弾力性をもった地方財源の確保方策として重要な役割を担っている。

④ 国の経済政策との調整

行政投資の多くが地方公共団体により実施されていることなどから、国が行う経済政策も地方財政と一体となって行われなければ実効性に乏しいが、地方を通じて実施される建設事業費の財源となる地方債は、その発行量の増減によって事業量を調整することが可能であり、景気対策等において重要な機能を果たしている。

6

地方債制度の変遷

平成18年4月 許可制から協議制に移行

平成10年5月 「地方分権推進計画」の閣議決定
平成12年4月 地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)の施行

(実質公債費比率)		18%
協議	早期是正措置としての地財法許可	公債費負担適正化計画

※ 実質公債費比率…地方公共団体の財政規模に対する元利償還費の割合を示す指標



平成21年4月 地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年法律第94号)の全面施行

(実質公債費比率)		18%	25%	35%
協議	早期是正措置としての地財法許可	健全化法許可	公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化)



平成24年4月 届出制の導入

平成24年2月 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成23年法律第105号)の施行により、届出制を導入
平成28年4月 地方交付税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第14号)の施行により、地方債の協議不要基準を緩和し、従来の協議対象を、原則届出対象化(例:協議不要対象団体の判定のための実質公債費比率の数値を、16%未満から18%未満に緩和)

(実質公債費比率)		18%	25%	35%
届出 (公的資金※は協議)	早期是正措置としての地財法許可	健全化法許可	公債費負担適正化計画	財政健全化計画(早期健全化)

※ 公的資金のうち特別転貸債及び国の予算等貸付金については、届出対象である(H28年4月～)

7

地方債のリスク・ウエイト

1. 現行の地方財政制度において、地方債の元利償還に要する財源が地方財政計画の策定及び地方交付税の算定を通じて確保されること
2. 公債費負担等が一定限度を超えた地方公共団体に対する早期是正措置としての起債許可制度や、財政状況が一定限度を超えて悪化した地方公共団体に対する財政健全化制度を通じて、地方公共団体の財政運営の健全性が確保されること



地方債のリスク・ウエイト	(参考) 国債のリスク・ウエイト
0%	0%

○ 銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成18年金融庁告示第19号）抄

（我が国の地方公共団体向けエクスポージャー）
 第58条 我が国の地方公共団体向けの円建てのエクスポージャー（特定の事業からの収入のみをもって返済されることとなっているものを除く。）のうち円建てで調達されたもののリスク・ウエイトは、零パーセントとする。

2 略

8

※ 地方債の元利償還金の地方財政計画によるマクロベースでの財源保障

〔地財計画〕

標準的歳出

警察・消防、教育、社会保障、公共事業、公債費等

標準的歳入

地方税、地方交付税（法定率分等）、地方債、国庫支出金等



地方財源不足額
(令和5年度 2.0兆円)

地方財源不足額について地方財政対策による補てん措置を講じ、公債費を含めた地方財政計画の歳出と歳入を均衡させることにより、マクロベースでの財源保障

（根拠条文）

地方交付税法第7条（歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務）

内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

地方財政法第5条の3（地方債の協議等）

7 地方公共団体は、次の各号に掲げる地方債についてのみ、当該各号に定める公的資金（政令で定める公的資金をいう。以下この項において同じ。）を借り入れることができる。

- 一 第1項の規定による協議において総務大臣又は都道府県知事の同意を得た地方債 当該同意に係る公的資金
- 二 前項の規定による届出がされた地方債のうち、総務大臣又は都道府県知事が第1項の規定による協議を受けたならば同意をすることとなると認められる地方債 当該届出に係る特定公的資金以外の公的資金

8 前項各号に掲げる地方債に係る元利償還に要する経費は、地方交付税法第7条の定めるところにより、同条第2号の地方団体の歳出総額の見込額に算入されるものとする。

※同法第5条の4（地方債についての関与の特例）

6 前条第1項ただし書の規定は、第1項及び第3項から前項までの規定により許可を受けなければならないものとされる場合について、同条第7項（第1号に係る部分に限る。）の規定は、第1項及び第3項から前項までに規定する許可を得た地方債について、同条第8項の規定は、第1項及び第3項から前項までに規定する許可を得た地方債に係る元利償還に要する経費について、それぞれ準用する。

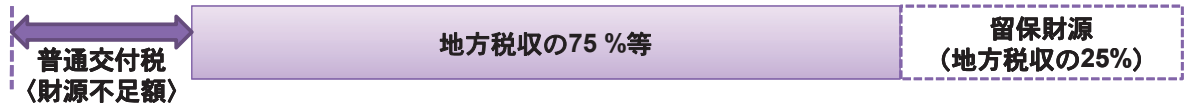
9

※ 地方債の元利償還金の地方交付税措置によるマイクロベースでの財源保障

基準財政需要額

警察・消防、教育、社会保障、公共事業、**公債費の一定割合** 等

基準財政収入額



基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額（財源不足額）について普通交付税を交付することにより、公債費を含めた財政需要について、マイクロベースでの財源保障（基準財政需要額に算定されない部分は留保財源により対応）

〈根拠条文例〉

地方交付税法第10条（普通交付税の額の算定）

普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額とする。（以下略）

同法別表第一（第12条第4項（単位費用）関係）

災害復旧事業債	95% 算入
減収補てん債	75% 算入
臨時財政対策債	100% 算入
⋮	

同法附則第5条（特別の地方債に係る償還費の基準財政需要額への算入）

過疎対策事業債	70% 算入
公害防止事業債	50% 算入
⋮	

10

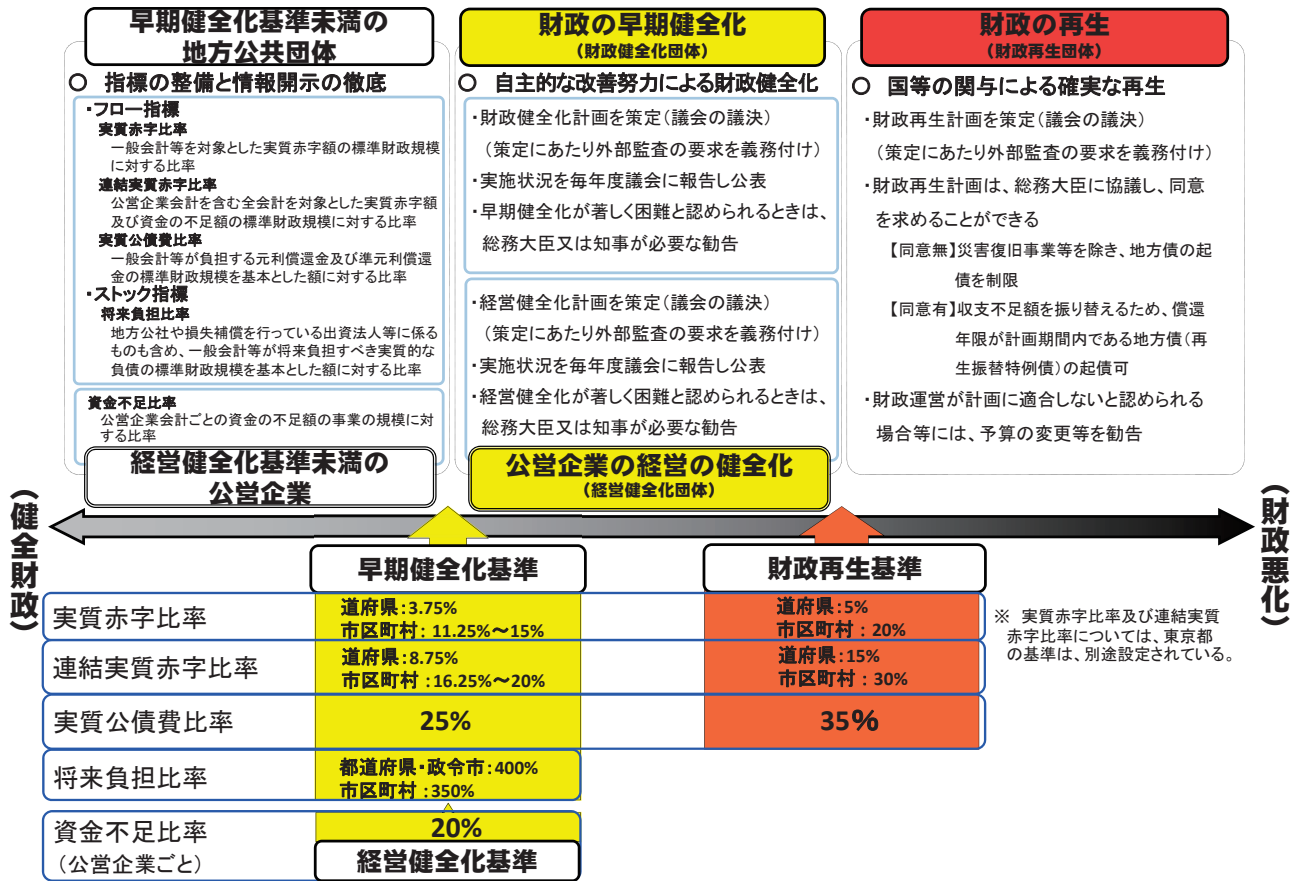
地方債についての関与の特例

次の場合には総務大臣等の許可を受けることを要する。

- ① 一定額以上の赤字を生じた地方公共団体
- ② 実質公債費比率が一定水準以上の地方公共団体
- ③ 元利償還金の支払いを遅延している地方公共団体
- ④ 過去において元利償還金の支払いを遅延したことのある地方公共団体のうち総務大臣が指定したもの
- ⑤ 協議若しくは届出又は許可の手続を経ず地方債を起こした地方公共団体のうち総務大臣が指定したもの
- ⑥ 協議若しくは届出又は許可に当たって不正の行為をした地方公共団体のうち総務大臣が指定したもの
- ⑦ 繰越欠損金を有する地方公営企業等
- ⑧ 普通税の税率が標準税率未満である地方公共団体（地方財政法第5条第5号に規定する経費の財源とする地方債に限る。）

11

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の概要

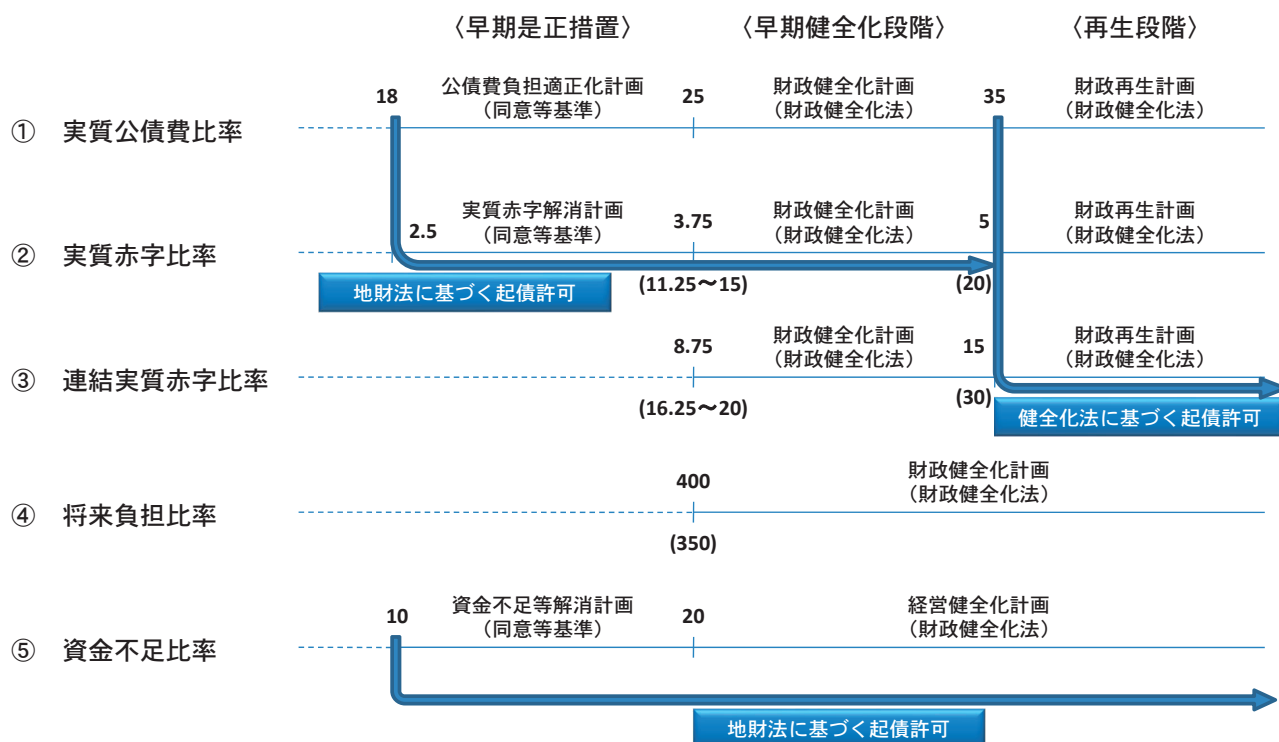


※ 毎年度、健全化判断比率・資金不足比率を監査委員の審査に付し、議会に報告するとともに公表

各種財政健全化指標

各指標	考え方	概要
実質公債費比率	一般会計のフロー指標	一般会計等が負担する元利償還金等の標準財政規模に対する比率 ※ 地方債の返済額(これに準じる負担額を含む)の大きさを指標化し、資金繰りの程度を示す指標 $\left[\text{実質公債費比率} = \frac{\text{地方債の元利償還金等} - (\text{特定財源} + \text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金等に係る基準財政需要額算入額})} \right]$
将来負担比率	全会計のストック指標	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率 ※ 地方債等の将来支払っていく可能性がある負担の現時点の残高を指標化し、将来財政を圧迫する可能性の程度を示す指標 $\left[\text{将来負担比率} = \frac{\text{将来負担額} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等に係る基準財政需要額算入見込額})}{\text{標準財政規模} - (\text{元利償還金} \cdot \text{準元利償還金に係る基準財政需要額算入額})} \right]$
実質赤字比率	一般会計の赤字	一般会計等を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率 ※ 一般会計等の赤字の程度を指標化し、一般会計等の財政運営の悪化の度合いを示す指標 $\left[\text{実質赤字比率} = \frac{\text{一般会計等の実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \right]$
資金不足比率	公営企業会計のキャッシュ	公営企業の資金不足額の事業規模に対する比率 ※ 公営企業会計の資金不足の程度を指標化し、公営企業会計の財政運営の悪化の度合いを示す指標 $\left[\text{資金不足比率} = \frac{\text{資金の不足額}}{\text{事業の規模}} \right]$
連結実質赤字比率	全会計の赤字	全会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する比率 ※ 全会計の赤字や黒字を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の悪化の度合いを示す指標 $\left[\text{連結実質赤字比率} = \frac{\text{連結実質赤字額}}{\text{標準財政規模}} \right]$

地方債協議制度における早期是正措置と財政健全化法



※ ・次の要件を満たす地方公共団体が民間等資金債を発行する場合は、届出による発行が可能。
 ①実質公債費比率が18%未満であること ②実質赤字比率が0%であること ③連結実質赤字比率が0%であること
 ④将来負担比率が都道府県及び指定都市にあっては400%以下、市町村(指定都市除き)にあっては350%以下であること
 ・資金不足比率が0%である地方公営企業が民間等資金債を発行する場合も、届出による発行が可能。

地方債の信用維持の仕組みと取組み

財政投融资改革や政策金融改革を受けて、地方債資金の調達については、基本的に民間等資金にシフトしていくこととなり、市場との向かい合いがより求められる状況である。

このため、地方債の信用維持が重要となってくるが、その仕組みと取組みについては次のとおり分類される。

① 国における制度的対応

- ア 地方税、地方交付税制度に基づくマクロ・ミクロ両面からの財源保障
- イ 地方財政法に基づく早期是正措置としての地方債許可制度
- ウ 地方公共団体財政健全化法に基づく財政の早期健全化・再生

② 地方公共団体における対応

- ア 行財政改革の推進
- イ 地域活性化施策の推進による税源の確保
- ウ 財務情報の開示、IRの推進

③ その他

- ア 第三セクター等の経営改革
- イ 地方公会計の取組み

実質公債費比率が18%以上の団体数の推移

区分	H18※	H19	H20	H21	H22	H23
都道府県	4	2	3	4	6	7
市町村	510	434	396	302	169	107

区分	H24	H25	H26	H27	H28	H29
都道府県	6	4	4	3	3	2
市町村	57	37	25	17	12	13

区分	H30	R元	R2	R3
都道府県	1	1	1	1
市町村	8	6	3	1

※ 平成18年4月から、地方債制度は「許可制度」から「協議制度」に移行。
地方財政法第5条の4に基づき、実質公債費比率が18%以上の地方公共団体は地方債を起す場合等に許可が必要となった。

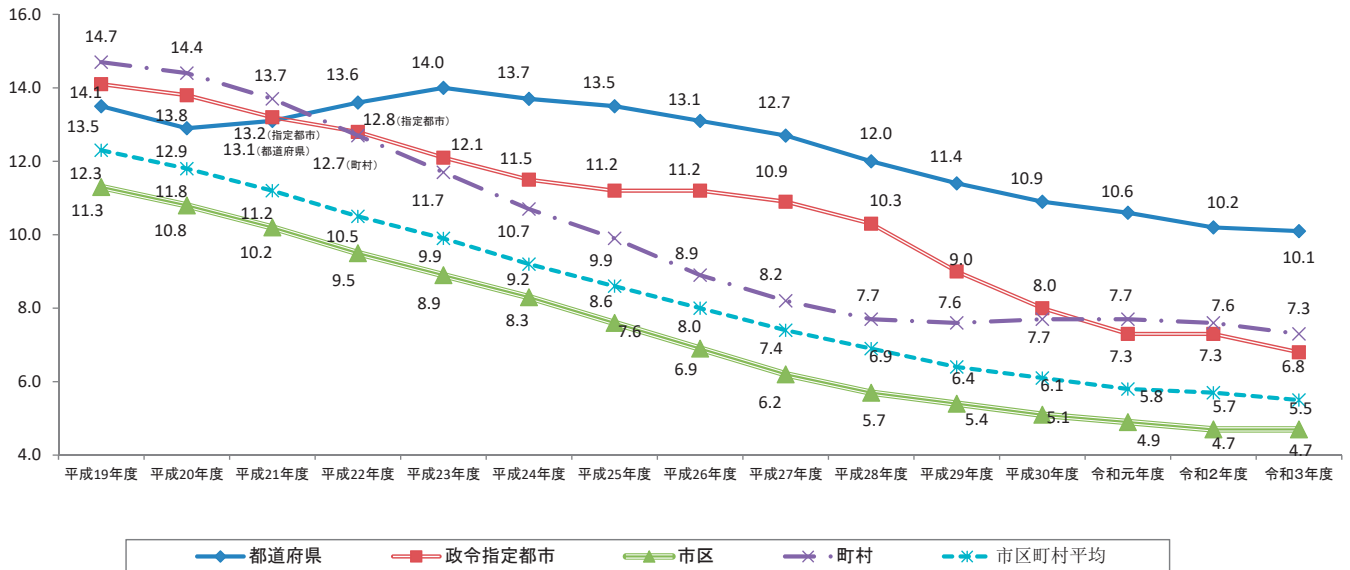
財政再生団体及び財政健全化団体の推移（令和3年度決算）

	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算	平成26年度 決算	令和3年度 決算
財政再生 団体	北海道 夕張市							
財政健全 化団体	青森県 大鰐町							
	大阪府 泉佐野市							
	北海道 洞爺湖町							
	奈良県 御所市							
	沖縄県 座間味村							
	伊是名村							
	北海道 江差町							
	由仁町							
	中頓別町							
	福島県 双葉町							
	奈良県 上牧町							
	鳥取県 日野町							
	沖縄県 伊平屋村							
	北海道 歌志内市							
	浜頓別町							
	利尻町							
	山形県 新庄市							
群馬県 嬬恋村								
長野県 王滝村								
兵庫県 香美町								
高知県 安芸市								
団体数 合計	22団体(1団体)	14団体 (1団体)	7団体 (1団体)	3団体 (1団体)	3団体 (1団体)	2団体 (1団体)	1団体 (1団体)	1団体 (1団体)

※団体数合計の()内の数値は、うち財政再生団体数。

団体種別実質公債費比率の推移

- 都道府県では、平成21年度以降上昇していたが、平成24年度以降低下している。
- 政令指定都市では、毎年度低下している。
- 市区では、毎年度低下していたが、令和2年度以降横ばいである。
- 町村では、平成19年度以降低下していたが、平成28年度以降横ばい傾向である。



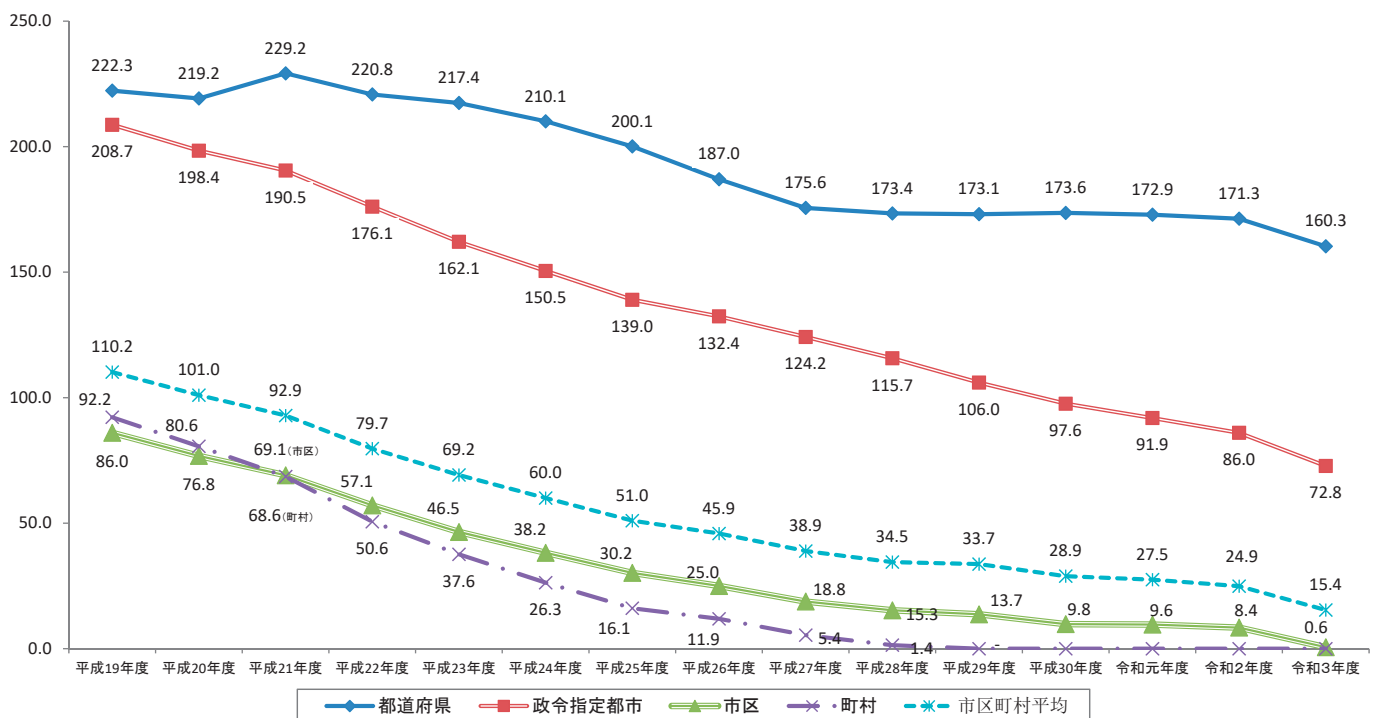
(参考)実質公債費比率が18.0%以上の2団体(令和3年度決算)

- [都道府県] ・北海道…19.6%
- [政令指定都市] ・なし
- [市区] ・北海道夕張市 …68.3%
- [町村] ・なし

18

団体種別将来負担比率の推移

- 都道府県では、平成28年度以降横ばいであったが、令和3年度は低下している。
- 政令指定都市、市区、町村では、毎年度低下している。



19

地方債の発行に対する国の関与の意義

地方公共団体が地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、総務大臣又は都道府県知事との協議が必要とされている。

このように地方債の発行に対して国の関与が行われているのは次の理由による。

① 地方債償還財源の保障

個々の地方公共団体が任意に地方債を発行する場合には地方財政計画を通じた財源保障を行うことはできなくなるため、地方債の発行に当たって予めその償還財源を財源保障制度に組み込むことができる仕組みを設けておく必要がある。

② 財政の健全性の確保

地方債は将来に負担を残すものであるため、その適正限度を保持しなければならないが、国の関与を通じて、個々の地方公共団体の地方債発行の適正限度を確保するとともに地方財政全体の適正限度との調整を行う必要がある。

③ 資金需要の調整と資金の適正配分

地方公共団体全体の資金需要は膨大であるため、国全体の資金計画の中に織り込むことで、公的資金及び民間等資金の需給調整を図るとともに、地方公共団体の資金調達力には格差があることから、協議等を通じて公的資金及び民間等資金の適正な配分を行うことが必要である。

④ 一般財源措置との調整

地方債は、地方税、地方交付税等の一般財源を補完するものであるが、公共事業の地方負担に対する財源措置をはじめとして、地方財政措置は地方交付税等の一般財源と地方債を組み合わせられており、財政措置全体の整合性と適正な財源配分を確保する必要がある。

⑤ 地方債の信用力の補完

国の関与を通じた償還財源の保障によって、金融機関は地方公共団体の返済能力を個別に審査する必要がなくなり、円滑に地方債の発行を行うことが可能となる。これにより、地方債の信用力が高められ、地方債の保証に準じた機能を果たしている。

20

地方債の協議制度の仕組み

① 協議（地方財政法第5条の3第1項）

地方公共団体は、地方債を起し、又は起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合は、軽微な変更等を除き総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。

② 同意のある地方債に対する公的資金の充当（同条第7項）

地方公共団体は、協議において同意を得た地方債についてのみ公的資金を借り入れることができる。

③ 同意のある地方債の元利償還金の地方財政計画への算入（同条第8項）

総務大臣等の同意を得た地方債の元利償還金は地方財政計画に算入される。

④ 同意のない地方債を発行する場合の議会報告（同条第9項）

総務大臣等の同意を得ないで地方債を発行する場合は、地方公共団体の長は、原則としてあらかじめ議会に報告しなければならない。

⑤ 同意基準及び地方債計画の作成・公表（同条第10項）

総務大臣は、協議における同意基準及び地方債計画等を作成し、公表する。

21

2 地方債計画の概要等

令和5年度地方財政計画のポイント

歳入歳出の概要

(通常収支分)

(単位:兆円、%)

区分	5年度	4年度	増減額	増減率
	A	B	C=A-B	C/B
地方税	42.9	41.2	1.6	4.0
地方譲与税	2.6	2.6	0.0	0.1
地方特例交付金等	0.2	0.2	▲0.0	▲4.3
地方交付税	18.4	18.1	0.3	1.7
国庫支出金	15.0	14.9	0.1	0.8
歳入 地方債	6.8	7.6	▲0.8	▲10.4
臨時財政対策債	1.0	1.8	▲0.8	▲44.1
臨時財政対策債以外	5.8	5.8	▲0.0	▲0.1
使用料及び手数料	1.6	1.6	▲0.0	▲0.5
雑収入	4.6	4.4	0.1	3.2
その他	0.0	0.0	0.0	▲122.1
計	92.0	90.6	1.4	1.6
一般財源	65.1	63.9	1.2	1.9
(水準超経費を除く交付団体ベース)	62.2	62.0	0.2	0.2

区分	5年度	4年度	増減額	増減率
	A	B	C=A-B	C/B
歳出 給与関係経費	19.9	20.0	▲0.1	▲0.3
退職手当以外	18.8	18.5	0.2	1.3
退職手当	1.1	1.4	▲0.3	▲21.1
一般行政経費	42.1	41.4	0.6	1.5
うち 補助	24.0	23.5	0.5	2.2
うち 単独	15.0	14.9	0.1	0.7
うち デジタル田園都市国家構想事業費	1.25	1.2	0.05	4.2
地方創生推進費	1.0	1.0	0.0	0.0
地域デジタル社会推進費	0.25	0.2	0.05	25.0
うち 地域社会再生事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
公債費	11.3	11.4	▲0.2	▲1.4
維持補修費	1.5	1.5	0.0	1.9
うち 緊急浚渫推進事業費	0.1	0.1	0.0	0.0
投資的経費	12.0	12.0	▲0.0	▲0.0
直轄・補助	5.7	5.7	▲0.0	▲0.1
単独	6.3	6.3	0.0	0.0
うち 緊急防災・減災事業費	0.5	0.5	0.0	0.0
うち 公共施設等適正管理推進事業費	0.5	0.6	▲0.1	▲17.2
うち 緊急自然災害防止対策事業費	0.4	0.4	0.0	0.0
うち 脱炭素化推進事業費	0.1	-	0.1	皆増
公営企業繰出金	2.4	2.4	▲0.0	▲1.5
水準超経費	2.9	1.9	1.0	56.2
計	92.0	90.6	1.4	1.6

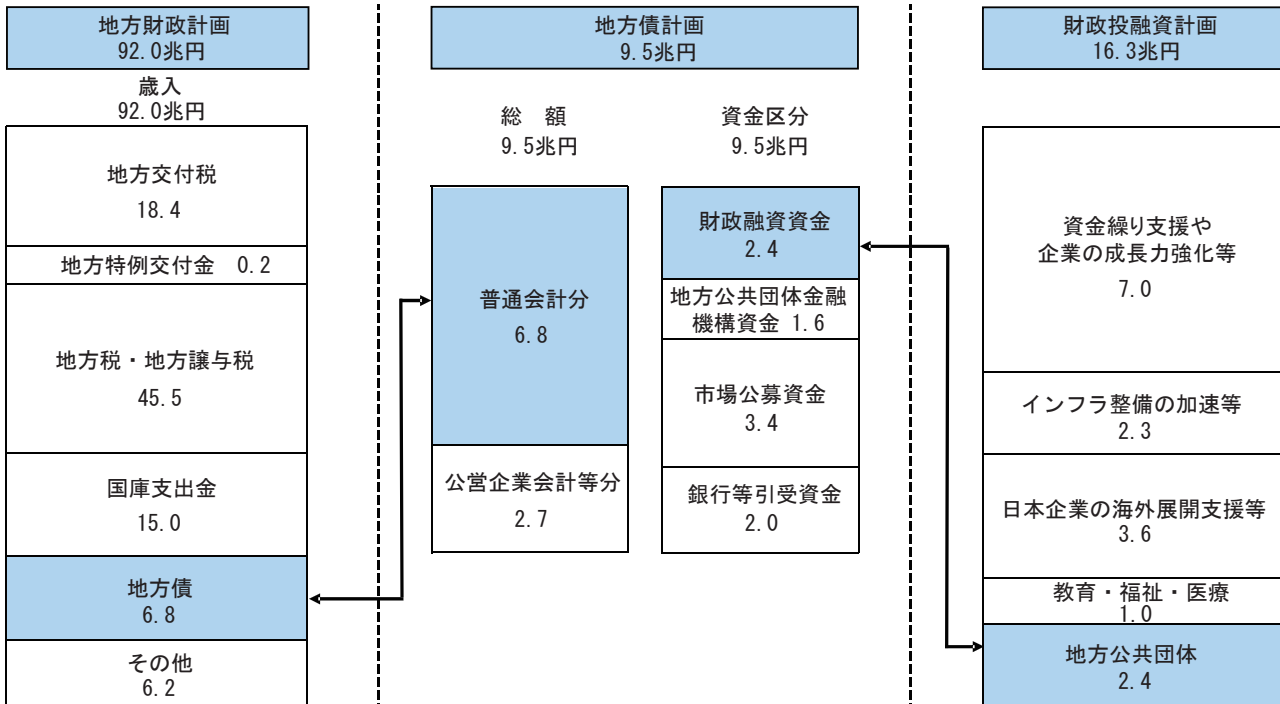
※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない場合がある。

※ デジタル田園都市国家構想事業費の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)及び「地域デジタル社会推進費」(0.2兆円)の合算額である。

※ 地方創生推進費の令和4年度の額は、令和4年度地方財政計画の歳出に計上された「まち・ひと・しごと創生事業費」(1.0兆円)の額である。

令和5年度地方債計画の概要

- 地方債計画とは、総務大臣又は都道府県知事が同意又は許可をする地方債の予定額の総額その他政令で定める事項に関する書類である（地方財政法第5条の3第10項）。
- 地方債計画は、下図のとおり、地方財政計画や国の予算の一部である財政投融资計画と相互に関連している。



※ 表示単位未満四捨五入の関係で積上げと合計が一致しない箇所がある。

令和5年度地方債計画①（通常収支分）

項 目	(単位：億円、%)			
	令和5年度 計画額(A)	令和4年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)×100
一 一般会計債				
1 公共事業等	15,889	15,905	△ 16	△ 0.1
2 公営住宅建設事業	1,099	1,090	△ 1	△ 0.1
3 災害復旧事業	1,126	1,127	△ 1	△ 0.1
4 教育・福祉施設等整備事業	4,108	3,707	401	10.8
(1) 学校教育施設等	1,682	1,454	228	15.7
(2) 社会福祉施設	367	367	0	0.0
(3) 一般廃棄物処理	981	807	174	21.6
(4) 一般補助施設等	541	542	△ 1	△ 0.2
(5) 施設(一般財源化分)	537	537	0	0.0
5 一般単独事業	27,387	28,013	△ 626	△ 2.2
(1) 一般	2,485	2,411	74	3.1
(2) 地域活性化	690	690	0	0.0
(3) 防災対策	871	871	0	0.0
(4) 地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5) 旧合併特例	4,800	5,500	△ 700	△ 12.7
(6) 緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7) 公共施設等適正管理	4,320	5,220	△ 900	△ 17.2
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9) 緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10) 脱炭素化推進	900	-	900	皆増
6 辺地及び過疎対策事業	5,940	5,730	210	3.7
(1) 辺地対策	540	530	10	1.9
(2) 過疎対策	5,400	5,200	200	3.8
7 公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8 行政改革推進	700	700	0	0.0
9 調整	100	100	0	0.0
計	56,684	56,717	△ 33	△ 0.1
二 公営企業債				
1 水道事業	6,035	5,566	469	8.4
2 工業用水道事業	297	300	△ 3	△ 1.0
3 交通事業	1,719	1,963	△ 244	△ 12.4
4 電気事業・ガス事業	333	288	45	15.6
5 港湾整備事業	619	689	△ 70	△ 10.2
6 病院事業・介護サービス事業	4,598	4,193	405	9.7
7 市場事業・と畜場事業	287	379	△ 92	△ 24.3
8 地域開発事業	919	840	79	9.4
9 下水道事業	12,649	12,181	468	3.8
10 観光その他事業	95	78	17	21.8
計	27,551	26,477	1,074	4.1
合 計	84,235	83,194	1,041	1.3

項 目	(単位：億円、%)			
	令和5年度 計画額(A)	令和4年度 計画額(B)	差 引 (A)-(B)	増 減 率 (C)/(B)×100
三 臨時財政対策債	9,946	17,805	△ 7,859	△ 44.1
四 退職手当債	800	800	0	0.0
五 国の予算等貸付金債	(265)	(334)	(△ 69)	(△ 20.7)
計	94,981	101,799	△ 6,818	△ 6.7
内 普通会計分	68,163	76,077	△ 7,914	△ 10.4
訳 公営企業会計等分	26,818	25,722	1,096	4.3
資金区分				
公 債 資 金	40,644	43,713	△ 3,069	△ 7.0
財 政 融 資 資 金	24,228	26,252	△ 2,024	△ 7.7
地方公共団体金融機構資金 (国の予算等貸付金)	(265)	(334)	(△ 69)	(△ 20.7)
民 間 等 資 金	54,337	58,086	△ 3,749	△ 6.5
市 場 公 募 資 金	34,100	36,600	△ 2,500	△ 6.8
銀 行 等 引 受 資 金	20,237	21,486	△ 1,249	△ 5.8
その他同意等の見込まれる項目				
1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・減災・国土強靱化緊急対策事業債				
2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債				
3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債				
4 財政再生団体が発行する再生振替特別債				
5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債				

(備 考)

国の予算等貸付金債の()書は、災害復旧資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

令和5年度地方債計画②（東日本大震災分）

復旧・復興事業

（単位：億円、％）

項 目		令和5年度 計画額 (A)	令和4年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一	般 会 計 債				
	公 営 住 宅 建 設 事 業	8	8	0	0.0
	災 害 復 旧 事 業	1	1	0	0.0
	一 般 単 独 事 業	1	1	0	0.0
	公 営 企 業 債				
	水 道 事 業	3	5	△ 2	△ 40.0
	国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(1)	(1)	(0)	(0.0)
	総 計	(1)	(1)	(0)	(0.0)
		13	15	△ 2	△ 13.3
内 訳	普 通 会 計 分	9	9	0	0.0
	公 営 企 業 会 計 等 分	4	6	△ 2	△ 33.3
資 金 区 分	公 的 資 金				
	財 政 融 資 資 金	10	12	△ 2	△ 16.7
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	3	3	0	0.0
	(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(1)	(1)	(0)	(0.0)

その他同意等の見込まれる項目

- 1 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 2 上記以外の東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 3 上記以外の公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

（備考）

国の予算等貸付金債の（ ）書は、国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

26

令和5年度地方債計画③（通常収支分と東日本大震災分の合計）

（単位：億円、％）

項 目		令和5年度 計画額 (A)	令和4年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
一	般 会 計 債				
1	公 共 事 業 等	15,889	15,905	△ 16	△ 0.1
2	公 営 住 宅 建 設 事 業	1,097	1,098	△ 1	△ 0.1
3	災 害 復 旧 事 業	1,127	1,128	△ 1	△ 0.1
4	教 育 ・ 福 祉 施 設 等 整 備 事 業	4,108	3,707	401	10.8
(1)	学 校 教 育 施 設 等	1,682	1,454	228	15.7
(2)	社 会 福 祉 施 設	367	367	0	0.0
(3)	一 般 廃 棄 物 処 理	981	807	174	21.6
(4)	一 般 補 助 施 設 等	541	542	△ 1	△ 0.2
(5)	施 設 (一 般 財 源 化 分)	537	537	0	0.0
5	一 般 単 独 事 業	27,388	28,014	△ 626	△ 2.2
(1)	一 般	2,486	2,412	74	3.1
(2)	地 域 活 性 化	690	690	0	0.0
(3)	防 災 対 策	871	871	0	0.0
(4)	地 方 道 路 等	3,221	3,221	0	0.0
(5)	旧 合 併 特 例	4,800	5,500	△ 700	△ 12.7
(6)	緊 急 防 災 ・ 減 災	5,000	5,000	0	0.0
(7)	公 共 施 設 等 適 正 管 理	4,320	5,220	△ 900	△ 17.2
(8)	緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策	4,000	4,000	0	0.0
(9)	緊 急 浚 渫 推 進	1,100	1,100	0	0.0
(10)	脱 炭 素 化 推 進	900	-	900	皆増
6	辺 地 及 び 過 疎 対 策 事 業	5,940	5,730	210	3.7
(1)	辺 地 対 策	540	530	10	1.9
(2)	過 疎 対 策	5,400	5,200	200	3.8
7	公 共 用 地 先 行 取 得 等 事 業	345	345	0	0.0
8	行 政 改 革 推 進	700	700	0	0.0
9	調 整	100	100	0	0.0
	計	56,694	56,727	△ 33	△ 0.1
二	公 営 企 業 債				
1	水 道 事 業	6,038	5,571	467	8.4
2	工 業 用 水 道 事 業	297	300	△ 3	△ 1.0
3	交 通 事 業	1,719	1,963	△ 244	△ 12.4
4	電 気 事 業 ・ ガ ス 事 業	333	288	45	15.6
5	港 湾 整 備 事 業	619	689	△ 70	△ 10.2
6	病 院 事 業 ・ 介 護 サ ー ビ ス 事 業	4,598	4,193	405	9.7
7	市 場 事 業 ・ と 畜 場 事 業	287	379	△ 92	△ 24.3
8	地 域 開 発 事 業	919	840	79	9.4
9	下 水 道 事 業	12,649	12,181	468	3.8
10	観 光 そ の 他 事 業	95	78	17	21.8
	計	27,554	26,482	1,072	4.0
合 計		84,248	83,209	1,039	1.2

（単位：億円、％）

項 目		令和5年度 計画額 (A)	令和4年度 計画額 (B)	差 引 (A)-(B) (C)	増 減 率 (C)/(B)×100
三	三 臨 時 財 政 対 策 債	9,946	17,805	△ 7,859	△ 44.1
四	退 職 手 当 債	800	800	0	0.0
五	国 の 予 算 等 貸 付 金 債	(266)	(335)	(△ 69)	(△ 20.6)
	総 計	(266)	(335)	(△ 69)	(△ 20.6)
		94,994	101,814	△ 6,820	△ 6.7
内 訳	普 通 会 計 分	68,172	76,086	△ 7,914	△ 10.4
	公 営 企 業 会 計 等 分	26,822	25,728	1,094	4.3
資 金 区 分	公 的 資 金				
	財 政 融 資 資 金	40,657	43,728	△ 3,071	△ 7.0
	地 方 公 共 団 体 金 融 機 構 資 金	24,238	26,264	△ 2,026	△ 7.7
	(国 の 予 算 等 貸 付 金)	(266)	(335)	(△ 69)	(△ 20.6)
	民 間 等 資 金	54,337	58,086	△ 3,749	△ 6.5
	市 場 公 募	34,100	36,600	△ 2,500	△ 6.8
	銀 行 等 引 受	20,237	21,486	△ 1,249	△ 5.8

その他同意等の見込まれる項目

- 1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策事業に係る地方負担額に対して発行する防災・減災、国土強靱化緊急対策事業債
- 2 地方税等の減収が生じることとなる場合において発行する減収補填債
- 3 公営企業の資金不足額が発生又は拡大することとなる場合において発行する特別減収対策企業債
- 4 財政再生団体が発行する再生振替特別債
- 5 資金区分の変更等を行う場合において発行する借換債
- 6 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する一般補助施設整備等事業債
- 7 東日本大震災復興特別会計予算に係る国庫支出金を受けて事業を実施する場合に発行する公営企業債
- 8 公営企業の事業区分において発行する震災減収対策企業債

（備考）

国の予算等貸付金債の（ ）書は、災害復旧資金貸付金などの国の予算等に基づく貸付金を財源とするものであって外書である。

27

3 地方債資金等

地方債資金の借入れ

① 借入先

地方債の 資金	公的資金	財政融資資金	財務省が財政投融资特別会計において国債を発行して資金調達したもの
		地方公共団体金融機構資金	すべての都道府県、市区町村等が共同で設立した機構が市場で債券を発行して調達したもの
	民間等資金	銀行等引受資金	指定金融機関やそれ以外の銀行・信用金庫・信用組合・農協あるいは共済組合等から借り入れるもの
		市場公募資金	債券発行市場において公募により借り入れるもの

② 借入れの形態

- ◆ 証書借入方式
地方公共団体が借入先に借用証書を提出して資金の貸付けを受ける方法（財政融資資金、地方公共団体金融機構資金はすべてこの方式による）
- ◆ 証券発行方式
地方公共団体が地方債証券を発行し、それを金融機関が引き受けたり、市場において公募したりすることによって資金を調達する方式。地方債証券は当初に引き受けた金融機関や購入した投資家から他の金融機関や投資家に売却され、市場で流通することも多い。

③ 借りる額の計算方法

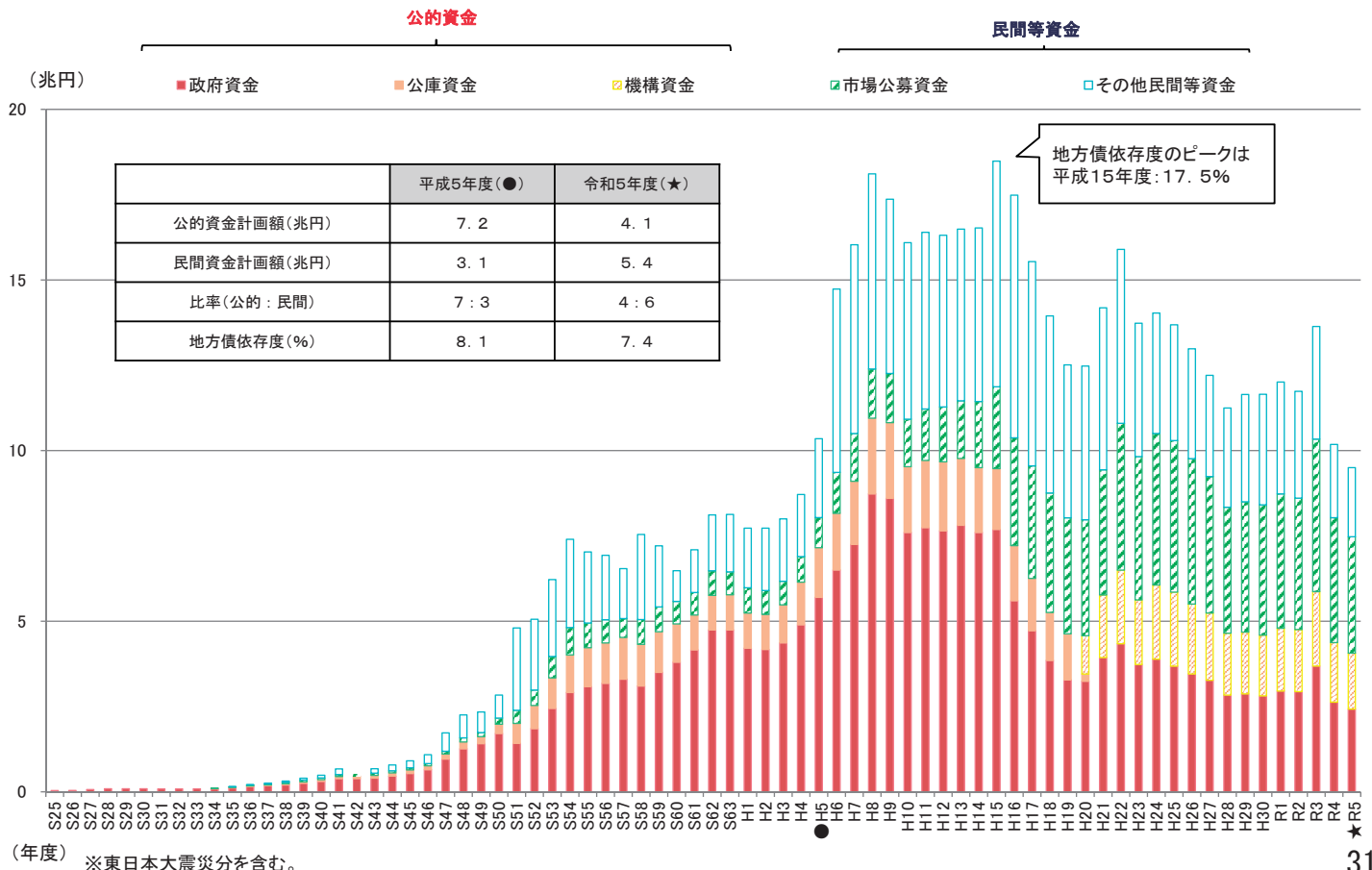
- ・対象事業が地方債のどの事業区分に当てはまるかを「地方債同意等基準」（総務省告示）、「地方債同意等基準運用要綱」（総務副大臣通知）で確認
- ・事業費（国庫補助事業の場合は地方負担額）のうち地方債をどれだけ発行できるのかを「地方債充当率」（総務省告示）で確認

地方債資金の分類



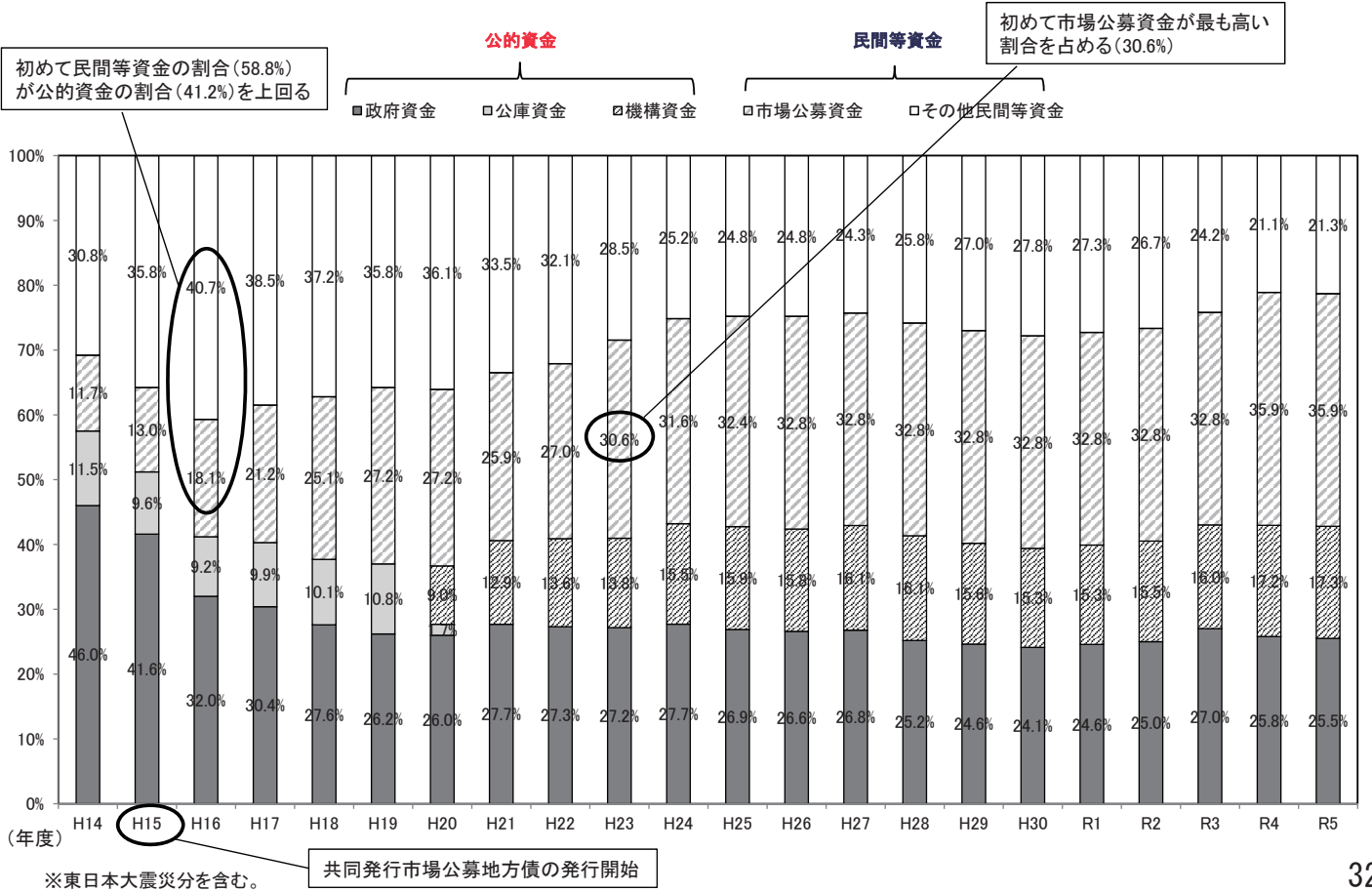
30

地方債計画額(当初)の推移(資金別)



31

地方債計画額（当初）における資金別構成比の推移



令和5年度地方債計画 資金区分

令和5年度地方債計画資金区分
(通常収支分)

項目	合計	公的資金			民間等資金		
		計	財政融資	地方公共団体金融機構	計	市場公募	銀行等引受
一 一般会計債							
1 公共事業等	15,889	4,972	4,617	355	10,917	8,387	2,530
2 営住宅建設事業	1,089	483	362	121	606	545	61
3 災害復旧事業	1,126	1,126	1,126	0	0	0	0
4 教育・福祉施設等整備事業	4,108	2,325	1,939	386	1,783	1,063	720
(1) 学校教育施設等	1,682	1,091	925	166	591	348	243
(2) 社会福祉施設	367	161	72	89	206	139	67
(3) 一般廃棄物処理	981	811	680	131	170	82	88
(4) 一般補助施設等	541	262	262	0	279	120	159
(5) 施設(一般財源化分)	537	0	0	0	537	374	163
5 一般単独事業	27,387	6,990	926	6,064	20,397	11,275	9,122
(1) 一般	2,485	83	0	83	2,402	1,929	473
(2) 地域活性化	690	85	0	85	605	462	143
(3) 防災対策	871	262	126	136	609	366	243
(4) 地方道路等	3,221	298	0	298	2,923	2,473	450
(5) 旧合併特例	4,800	689	0	689	4,111	386	3,725
(6) 緊急防災・減災	5,000	1,678	0	1,678	3,322	1,962	1,360
(7) 公共施設等適正管理	4,320	1,828	100	1,728	2,492	1,376	1,116
(8) 緊急自然災害防止対策	4,000	1,707	700	1,007	2,293	1,281	1,012
(9) 緊急浸透推進	1,100	0	0	0	1,100	741	359
(10) 脱炭素化推進	900	360	0	360	540	299	241
6 辺地及び過疎対策事業	5,940	5,935	4,979	956	5	0	5
(1) 辺地対策	540	540	514	26	0	0	0
(2) 過疎対策	5,400	5,395	4,465	930	5	0	5
7 公共用地先行取得等事業	345	0	0	0	345	108	237
8 行政改革推進	700	0	0	0	700	437	263
9 調整合	100	0	0	0	100	96	4
計	56,684	21,831	13,949	7,882	34,853	21,911	12,942
二 公営企業債							
1 水道事業	6,035	4,853	2,848	2,005	1,182	1,034	148
2 工業用水道事業	297	66	0	66	231	13	218
3 交通事業	1,719	394	123	271	1,325	934	391
4 電気事業・ガス事業	333	73	0	73	260	7	253
5 港湾整備事業	619	218	195	23	401	135	266
6 病院事業・介護サービス事業	4,598	2,041	773	1,268	2,557	650	1,907
7 市場事業・と畜場事業	287	21	0	21	266	198	68
8 地域開発事業	919	0	0	0	919	442	477
9 下水道事業	12,649	7,542	4,053	3,489	5,107	2,994	2,113
10 観光その他事業	95	5	0	5	90	30	60
合計	27,551	15,213	7,992	7,221	12,338	6,437	5,901
合計	84,235	37,044	21,941	15,103	47,191	28,348	18,843
三 臨時財政対策債	9,946	3,600	2,287	1,313	6,346	5,683	663
四 退職手当債	800	0	0	0	800	69	731
総計	94,981	40,644	24,228	16,416	54,337	34,100	20,237

令和5年度地方債資金のポイント（公的資金の確保）

地方債計画額

※ 東日本大震災分を含む。

令和4年度		令和5年度	
計画額	うち公的資金	計画額	うち公的資金
101,814億円	43,728億円(42.9%)	94,994億円	40,657億円(42.8%)

個別事業における主な変更点

○ 市町村の資金要望及び国として特に推進する政策課題に対応するため、以下の事業における公的資金を重点的に確保

区分	令和4年度			令和5年度		
	計画額	財政融資資金	地方公共団体 金融機構資金	計画額	財政融資資金	地方公共団体 金融機構資金
① 学校教育施設等整備事業	1,454億円	800億円	146億円	1,682億円	925億円 (55.0%)	166億円 (9.9%)
② 一般廃棄物処理事業	807億円	559億円	110億円	981億円	680億円 (69.3%)	131億円 (13.4%)
③ 脱炭素化推進事業	—	—	—	900億円	—	360億円 (40.0%)
④ 辺地対策事業	530億円	514億円	16億円	540億円	514億円 (95.2%)	26億円 (4.8%)
⑤ 過疎対策事業	5,200億円	4,465億円	730億円	5,400億円	4,465億円 (82.7%)	930億円 (17.2%)

(注) 資金欄の(%)は計画額に占める割合

34

令和5年度市場公募地方債について

【令和5年度市場公募地方債発行予定額（借換分を含む）】

合計 6.3兆円程度（④ 6.6兆円程度）

—	全国型市場公募地方債 6.3兆円程度（④ 6.6兆円程度）
—	10年債 3.2兆円程度（④ 3.4兆円程度）
—	共同発行分 1.2兆円程度（④ 1.2兆円程度）
—	個別発行分 2.0兆円程度（④ 2.2兆円程度）
—	中期債（5年債等） 1.0兆円程度（④ 1.2兆円程度）
—	超長期債（20年債、30年債等） 0.7兆円程度（④ 1.1兆円程度）
—	フレックス分 1.4兆円程度（④ 0.9兆円程度）
—	住民参加型市場公募地方債 170億円程度（④ 150億円程度）

(注1) 上記数値は、表示数値未満を四捨五入したものであるため、合計と一致しない場合がある。

(注2) 上記の発行予定額は変更される可能性がある。

(注3) 共同発行分には、共同発行分（グリーンボンド）での発行を予定している額を含む。

(注4) フレックス分には、償還年限未定分を計上している。

〈参考〉市場公募地方債の地方債計画（当初）計上額推移

（単位：兆円）

	H26	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5
市場公募地方債計画額	4.3	4.0	3.7	3.8	3.8	3.9	3.9	4.5	3.7	3.4
地方債計画総額に占める割合	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	32.8%	35.9%	35.9%

35

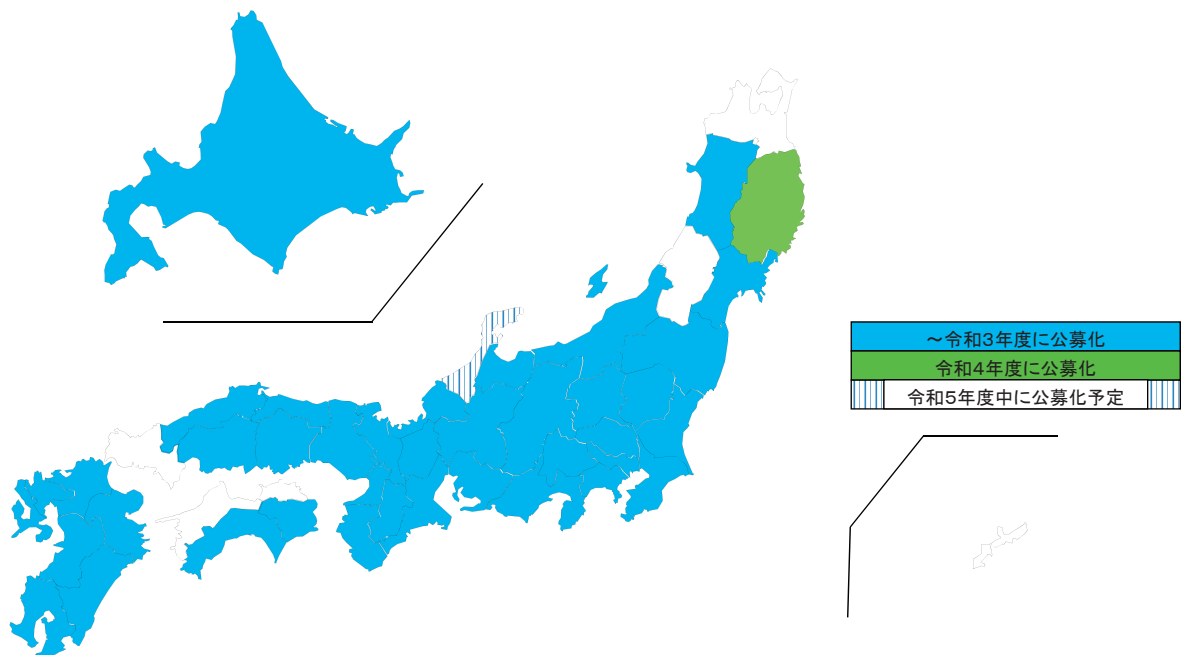
全国型市場公募地方債発行団体の推移

	都道府県	政令指定都市	団体数(累計)
昭和 27 年度	東京都、大阪府、兵庫県	横浜市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市	8
昭和 48 年度	北海道、神奈川県、静岡県、愛知県、広島県、福岡県	札幌市、川崎市、北九州市、福岡市	18
昭和 50 年度	宮城県、埼玉県、千葉県、京都府		22
昭和 57 年度		広島市	23
平成 元 年度	茨城県、新潟県、長野県	仙台市	27
平成 6 年度		千葉市	28
平成 15 年度		さいたま市	29
平成 16 年度	福島県、群馬県、岐阜県、熊本県		33
平成 17 年度	鹿児島県	静岡市	35
平成 18 年度	島根県、大分県	堺市	38
平成 19 年度	山梨県、岡山県	新潟市、浜松市	42
平成 20 年度	栃木県、徳島県		44
平成 21 年度	福井県、奈良県	岡山市	47
平成 22 年度	三重県	相模原市	49
平成 23 年度	滋賀県、長崎県		51
平成 24 年度		熊本市	52
平成 25 年度	高知県、佐賀県		54
平成 27 年度	秋田県		55
令和 元 年度	宮城県		56
令和 2 年度	和歌山県、鳥取県		58
令和 3 年度	富山県		59
令和 4 年度	岩手県		60
令和 5 年度(予定)	石川県		61

36

非公募団体の市場公募化に向けた動きの広がり

■ 令和2年度に和歌山県・鳥取県、令和3年度に富山県、令和4年度に岩手県が市場公募化し、令和5年度には石川県の市場公募化が予定されていることから市場公募団体は61団体となった(非公募団体は6団体)。



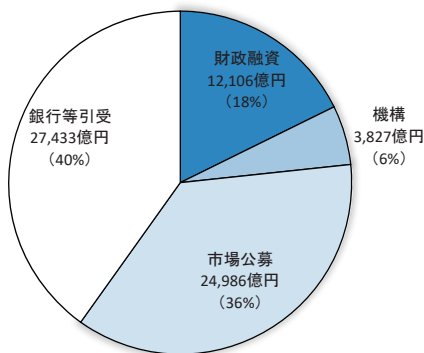
※政令指定都市20市はすべて公募団体となっている。

37

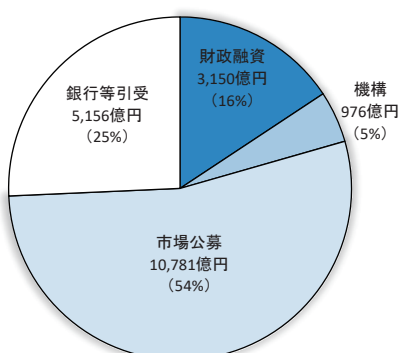
都道府県・指定都市・市町村別の地方債発行実績（令和3年度、資金区分別）

- ・都道府県及び指定都市にあつては、市場公募等の民間等資金が占める割合が高くなっている。
- ・市町村・特別区にあつては、財政融資等の公的資金が占める割合が高くなっている。

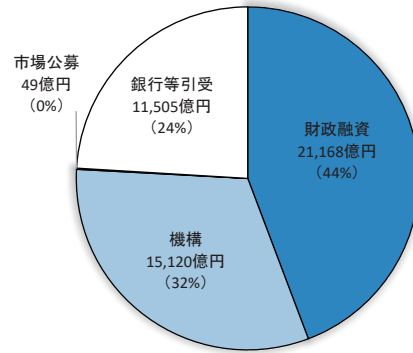
都道府県 (6兆8,352億円)



指定都市 (2兆663億円)



市町村・特別区 (4兆7,842億円)



合計	うち財政融資	うち地方公共団体 金融機構	うち市場公募	うち銀行等引受
136,257	36,424	19,923	35,816	44,094

出所: 地方債協会

※民間等資金は、借換債を除く。

地方公共団体における多様な資金調達について（SDGs債（ESG債））

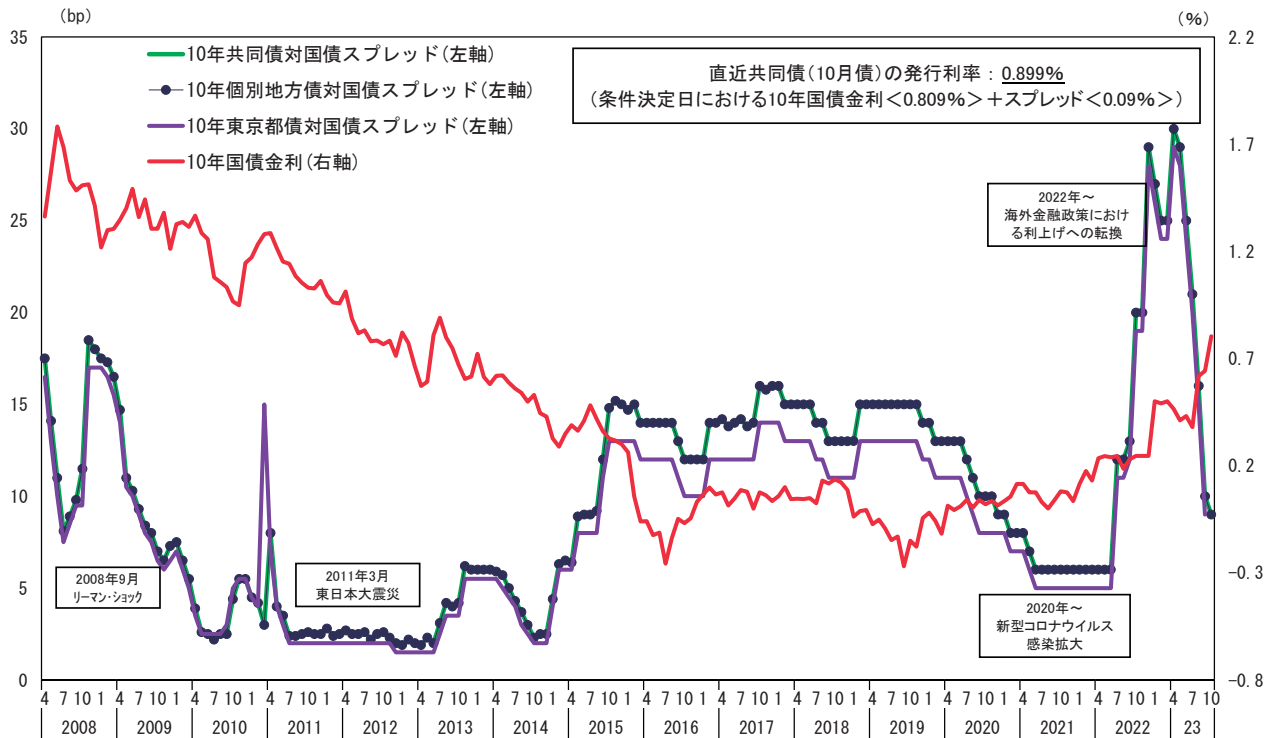
○ 近年発行されているSDGs債（ESG債）とは、一般に、①環境・社会へのポジティブなインパクトを有し、一般的にスタンダードとして認められている原則（ICMA原則等）に沿った認証を取得した債券であり、②対象事業全体がSDGsに資すると考えられ、改善効果に関する情報開示が適切になされている債券のこと。

○ 主なSDGs債（ESG債）※SDGs（Sustainable Development Goals）

ESG（環境（Environment）、社会（Social）、ガバナンス（Governance））

	グリーンボンド	ソーシャルボンド	サステナビリティボンド	トランジションボンド	サステナビリティリンクボンド
概要	環境問題の解決に資するグリーンプロジェクトに要する資金の調達を目的とする債券	社会課題の解決に資するソーシャルプロジェクトに要する資金の調達を目的とする債券	グリーン及びソーシャル双方のプロジェクトに要する資金の調達を目的とする債券	脱炭素社会への「移行」に関連する事業に要する資金の調達を目的とする債券	発行体の定めるサステナビリティ目標の達成度合いに応じて条件が変動する債券
資金使用の例	再生可能エネルギー、エネルギー効率改善、汚染防止及び抑制	手頃な価格のインフラ、必要不可欠なサービス等を対象者層に提供する事業（コロナ対策事業も該当）	グリーン又はソーシャルの性格を持つ事業	エネルギー、輸送、製造	サステナビリティ目標の達成に資する事業の実施（個別事業への紐付けは発行時点では不要）
自治体の充当事業例	・下水道管渠、ポンプ場、処理センターの改築更新 ・ごみ処理施設の整備 ・自治体保有施設・設備（庁舎、信号機等）の照明のLED化 ・環境認証を取得した庁舎新築・改修 ・河川護岸整備、浚せつ、砂防堰堤等の整備	・特別支援学校等、公立学校の整備 ・雇用・就業促進施設等の整備 ・介護老人保健施設等の整備費補助 ・道路のバリアフリー化	左記グリーンボンド関係事業又はソーシャルボンド関係事業	発行例なし	個別事業の紐付けなし
国の支援	・環境省「グリーンボンドガイドライン2022年版」 ・環境省による発行支援補助金	・金融庁「ソーシャルボンドガイドライン」を策定（R3.10）	—	・金融庁、経産省、環境省「クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針」（R3.5）	・環境省「サステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン2022年版」 ・環境省による発行支援補助金

10年新発国債利回りと10年地方債の対国債スプレッド推移



※ 公募地方債は、平成18年9月以降、個別条件交渉方式により決定されているため、ここでは、各月の最初の条件決定がされた個別地方債を用いて対国債スプレッドを算出している。条件決定日における10年国債金利は、償還月差を含む。
 ※ 国債利回りの低下に伴い、共同債(平成28年5~7月、令和元年7~10月、令和2年3月)・公募地方債(平成28年4~8月、令和元年6~11月、令和2年3月)・東京都債(平成28年4~8月、令和元年6~11月)は、絶対値でのプライシングが行われた(同期間の対国債スプレッドは、スプレッドプライシングが有効であった場合の水準)。

40

グリーン地方債(10年債)の需要状況

発行体名	種別	条件決定日	発行額	スプレッド	需要倍率
【R4/9月債】					
兵庫県	グリーン	2022/9/7	100億円	C+13bp	4.8倍
愛知県	(非ESG)	2022/9/2	110億円	C+13bp	1.0倍
【R4/10月債】					
三重県	グリーン	2022/10/5	65億円	C+19bp	8.2倍
千葉県	(非ESG)	2022/10/5	200億円	C+20bp	1.2倍
福岡県	(非ESG)	2022/10/5	150億円	C+20bp	1.1倍
【R5/1月債】					
福岡市	グリーン	2023/1/27	90億円	C+25bp	4.8倍
京都市	(非ESG)	2023/1/6	100億円	C+27bp	2.7倍
【2月債】					
相模原市	グリーン	2023/2/8	50億円	C+23bp	2.7倍
広島県	グリーン	2023/2/15	50億円	C+23bp	4.2倍
広島県	(非ESG)	2023/2/15	50億円	C+25bp	1.2倍
愛知県	(非ESG)	2023/2/3	140億円	C+25bp	1.1倍
【5月債】					
福岡県	グリーン	2023/5/19	200億円	C+27bp	8.3倍
兵庫県	(非ESG)	2023/5/19	200億円	C+29bp	5.8倍

※C:(イールド)カーブ。ここでは、条件決定時点で参照する10年国債の金利を指す。

※報道資料等をもとに作成

41

SDGs地方債（ESG地方債）発行実績・予定（H29～R5）【全国型】※共同債除く

	平成29～令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度（予定含む）			
	グリーン ボンド	東京都 各100億円 (5年50億、 30年50億)	平成29～ 令和元年度	東京都	200億円 (5年150億、 30年100億)	東京都	300億円 (5年150億、 30年150億)	東京都	300億円 (5年150億、 30年150億)	東京都	500億円	岩手県
神奈川県			50億円 (5年)	神奈川県	100億円 (5年)	神奈川県	110億円 (5年)	神奈川県	発行予定	秋田県	50億円	
長野県			50億円 (10年)	長野県	100億円 (10年)	長野県	128億円 (10年100億、 定債20年28億)	長野県	100億円	群馬県	100億円	
				三重県	50億円 (10年)	三重県	65億円 (10年)	三重県	80億円	石川県	50億円	
				川崎市	50億円 (5年)	川崎市	100億円 (10年)	川崎市	100億円	福岡県	200億円	
				福岡市	50億円 (10年)	福岡市	90億円 (10年)	福岡市	発行予定	千葉市	発行予定	
						静岡県	50億円 (5年)	静岡県	100億円	熊本市	50億円	
						愛知県	100億円 (5年)	愛知県	100億円	福井県	50億円	
						大阪府	50億円 (15年)	大阪府	50億円			
						兵庫県	200億円 (10年100億、 20年100億)	兵庫県	260億円			
						高知県	50億円 (5年)	高知県	50億円			
						広島県	50億円 (10年)	広島県	100億円			
						仙台市	50億円 (5年)	仙台市	40億円			
						相模原市	50億円 (10年)	相模原市	50億円			
					京都市	50億円 (5年)	京都市	発行予定				
					大阪市	50億円 (5年)	大阪市	50億円				
GB計	1団体 各年100億円	3団体 300億円	6団体 650億円	16団体 1,493億円	24団体 (16都府県8政令市)		2,130億円+a					

42

SDGs地方債（ESG地方債）発行実績・予定（H29～R5）【全国型】※共同債除く

	平成29～令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度（予定含む）		
ソーシャルボンド			東京都	600億円 (5年)	東京都	600億円 (5年)	
サステナビリティ ボンド			北九州市	100億円 (10年)	北九州市	100億円 (10年)	
				埼玉県	150億円 (10年)	埼玉県	300億円
				横浜市	100億円 (5年85億、 30年15億)	横浜市	発行予定
					宮城県	100億円	
					千葉市	50億円	
				徳島県	50億円		
サステナビリティ・ リンク・ボンド				滋賀県	50億円 (10年)	滋賀県	50億円
SDGs地方債 (ESG地方債) 計	1団体 各年100億円	3団体 300億円	7団体 1,350億円	20団体 2,493億円	30団体 (20都府県 10政令市)	3,380億円 +a	

※京都市は令和3年度に「京都市SDGs債」として11億円（10年）の私募型市場公募債を発行。
 ※神戸市は市ビジョンに対して認証を取得し、令和3年度に発行する個別債全て（1,500億円）を「神戸市SDGs債」として発行。令和4年度も同様の発行を実施。
 ※名古屋市は市総合計画に対して外部評価を取得し、令和4年度12月に「名古屋市SDGs債」として100億円（20年）の全国型市場公募債を発行。

43

共同発行市場公募地方債（共同発行債）

1. 共同発行債の概要

- 共同発行団体が連帯債務による強固な信用力に基づいて発行する地方債の代表銘柄。
- 平成15年4月から開始し、令和5年4月現在、37道府県・政令市が参加。

2. ベンチマーク債としての役割

- 10年債を大きなロット（毎月1,000億円（年間1.2兆円）程度）で発行することにより、地方債の中で、最大の発行規模（残高約13兆円程度（令和4年3月末時点））を有する。投資家にとって事務効率が良い点の特徴。

3. 投資家

- 起債ロットの大きさを好感し、都銀・地銀等の幅広い投資家が購入
（令和5年10月の利率：0.899%）
- 国内投資家だけでなく、海外投資家も保有
（地方債の海外投資家保有残高は令和4年3月末：1.7%）

44

令和5年度共同発行市場公募地方債（グリーンボンド）について

- 我が国の地方債市場におけるグリーンボンド等のSDGs債（ESG債）への需要の高まりを踏まえ、地方団体の安定的な資金調達のため、令和5年度から初めて共同発行方式でグリーンボンド（グリーン共同債）を発行する。

※共同発行方式とは、複数の地方団体が共同して地方債を発行する方式。発行した地方債の元利金償還については、参加団体が連帯して債務を負う。

【グリーンボンドの共同発行のメリット】

- ・ 複数の地方団体が対象事業を持ち寄ることにより、個別にロットを確保できない団体においてもグリーンボンドの発行が可能。
- ・ フレームワーク作成等に係る事務負担や外部評価取得等に係る費用負担が軽減できる。

【発行概要】（令和5年8月現在）

- 参加団体数 42団体
- 発行予定額 1,000億円程度
- 発行時期・年限 令和5年度後半に2回に分けて、10年債を発行予定（初回発行は11月予定）
- 参加団体内訳

	市場公募団体（全61団体）		非公募団体（全6団体）
	参加	非参加	
通常の共同債	37団体	24団体	/
グリーン共同債	42団体 〔うち通常債参加 32 通常債非参加 10〕	19団体	

45

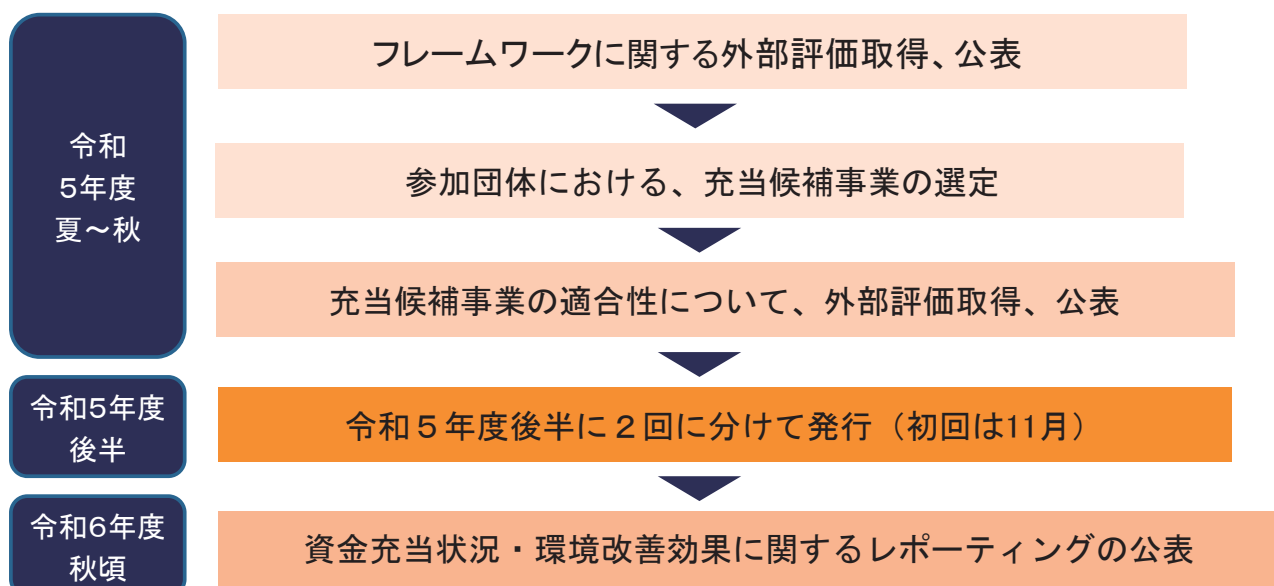
令和5年度におけるSDGs地方債（ESG地方債）の発行予定【全国型】

	合計	グリーン			ソーシャル	サステナ ビリティ	サステナ ビリティ ・リンク
		小計	共同債	個別債			
1. 発行(予定)団体数							
R4	20 (12都府県、 8政令市)	16 (10都府県、 6政令市)	—	16 (10都府県、 6政令市)	1 (1都)	3 (1県、 2政市)	1 (1県)
R5	56 (38都道府県、 18政令市)	53 (36都道府県、 17政令市)	42 (28道府県、 14政令市)	24 (16都府県、 8政令市)	1 (1都)	6 (3県、 3政令市)	1 (1県)
2. 発行(予定)額(単位:億円)							
R4	2,493	1,493	—	1,493	600	350	50
R5	—	—	1,000程度	2,130+ α	600+ α	600+ α	50+ α

※ 名古屋市及び神戸市は、国際原則に準拠していない「名古屋市SDGs債」及び「神戸市SDGs債」を発行（ラベルなし）

令和5年度グリーン共同債発行に向けた主な流れ

- 通常のグリーンボンドでは、各発行体が、発行体ごとに、個別具体の事業も含めてフレームワークを策定するが、グリーン共同債では、用途とする事業類型等を定めた共通の1つのフレームワークを策定し、外部評価を取得する。
- その後、策定したフレームワークに基づき、参加団体において、個別具体の充当候補事業を選定し、その適合性について外部評価を取得する。



グリーン共同債フレームワークの策定

- グリーン共同債が、「グリーンボンド原則(ICMA)」に定める四つの核となる要素に適合していることを示すことを目的として、令和5年8月に「グリーン共同債フレームワーク」を策定。
- 同フレームワークは、外部評価機関2社(株式会社格付投資情報センター、株式会社日本格付研究所)から適合性についての評価を取得済み。

1. 調達資金の使途	充当可能な事業類型として「グリーン関連事業」を定め、グリーン共同債の発行により調達した資金は、これに該当する対象プロジェクトに充当する。
2. プロジェクトの評価と選定のプロセス	グリーン共同債の発行により調達した資金を充当する個別具体のプロジェクトについては、フレームワークに設定した手順に従って選定され、外部評価を実施する。
3. 調達資金の管理	グリーン共同債により調達した資金は、各グリーン共同発行団体が自団体分の調達資金について、フレームワークに定められた手順に従って管理する。
4. レポート	発行の翌年度以降、調達資金が全額充当されるまで、①資金充当状況レポート、②インパクト・レポートを、地方債協会や共同発行団体のHP等にて年次で開示。 ①資金充当状況レポート ・調達金額(調達総額及び各グリーン共同発行団体の調達額) ・対象プロジェクトへの充当金額 ②インパクト・レポート ・対象プロジェクトの「環境改善効果に関するレポート項目」について、実務上可能な範囲において開示

48

グリーン共同債におけるグリーン関連事業

大分類(全9分類)	小分類(全26分類)の例	グリーン関連事業の例
1. 再生可能エネルギーに関する事業	再生可能エネルギー関連施設・設備整備事業	・太陽光発電施設・設備の整備 ・小水力発電施設・設備の整備
2. 省エネルギーに関する事業	公共施設等への省エネ性能の高い機器等導入事業	・公共施設等の照明、信号機等のLED化 ・公共施設等の空調設備の整備(エネルギー高効率な空調設備の導入)
3. 汚染の防止と管理に関する事業	下水処理施設の整備事業	・下水道施設(汚水処理関連)の整備(汚水処理施設の整備、管渠の整備、広域化のための改修事業等)
	ごみ処理関係施設の整備事業	・エネルギー回収型廃棄物処理施設、高効率ごみ発電施設の整備(統廃合、建替)
4. 自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業	森林資源の保全・管理に関する事業	・林道の整備 ・公共施設等における当該団体産木材による木造化、木質化の推進
5. 生物多様性保全に関する事業	自然景観の保全に関する事業	・里山保全事業
6. クリーンな運輸に関する事業	電動車の普及拡大に関する事業	・公用車の電動車化 ・自転車走行空間の整備
7. 持続可能な水資源管理に関する事業	上水道施設の整備事業	・上水道施設の整備(高効率設備の導入、設備のダウンサイジング等によるエネルギー効率の改善)
8. 気候変動に対する適応に関する事業	風水害対策事業	・河川護岸の整備(堤防、堰堤の改修等) ・洪水調整施設(調節池、調整池、ため池等)の整備
	土砂災害対策事業	・砂防施設(砂防堰堤、溪流保全工等)の整備 ・治山施設(治山ダム、流路工等)の整備 ・急傾斜地崩壊防止事業(擁壁工、法面工の整備)・地すべり対策事業の実施
10. グリーンビルディングに関する事業	グリーンビルディングに関する事業	・公共施設等の新築・改修(環境に関する認証を取得するもの)

※ 9. サーキュラーエコミーに関する事業については、グリーン共同債のフレームワークにおいては充当対象事業としていない。

49

公営企業の現状と課題



総務省

令和5年11月10日(金)

自治財政局公営企業課
準公営企業室

1. 地方公営企業の制度概要

地方公営企業の役割

- 地方公共団体は、一般的な行政活動のほか、水の供給や公共輸送の確保、医療の提供、下水の処理など地域住民の生活や地域の発展に不可欠なサービスを提供する様々な事業活動を行っている。
- こうした事業を行うために地方公共団体が経営する企業活動を総称して「地方公営企業」と呼び、サービスの生産提供に要する経費は、対価として受益者から受け取る料金収入により賄うことを原則とした、自立的な生産経済活動を行う。

主な地方公営企業の事業全体に占める割合(令和4年度)

事業	指標	全事業	左記にしめる地方公営企業の割合	地方公営企業の事業数
水道	現在給水人口	1億2,332万人	99.6%	1,781
工業用水道	年間総配水量	41億33百万m ³	99.9%	151
鉄軌道	年間輸送人員	210億53百万人	10.3%	14
自動車運送	年間輸送人員	38億15百万人	19.4%	24
電気	年間発電電力量	8,327億13百万kWh	0.9%	99
ガス	年間ガス販売量	1兆6,844億43百万MJ	1.3%	21
病院	病床数	1,493千床	13.6%	680
下水道	汚水処理人口	1億1,624万人	90.4%	3,600

上記のほか、船舶、港湾整備、市場、と畜場、観光施設、宅地造成、有料道路、駐車場、介護サービスなどの事業がある。

2

地方財政法における公営企業

(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。

但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

(地方財政法施行令第四十六条で定める事業)

- | | | |
|------------|-----------|-----------|
| 一 水道事業 | 二 工業用水道事業 | 三 交通事業 |
| 四 電気事業 | 五 ガス事業 | 六 簡易水道事業 |
| 七 港湾整備事業 | 八 病院事業 | 九 市場事業 |
| 十 と畜場事業 | 十一 観光施設事業 | 十二 宅地造成事業 |
| 十三 公共下水道事業 | | |

3

地方公営企業法における公営企業

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

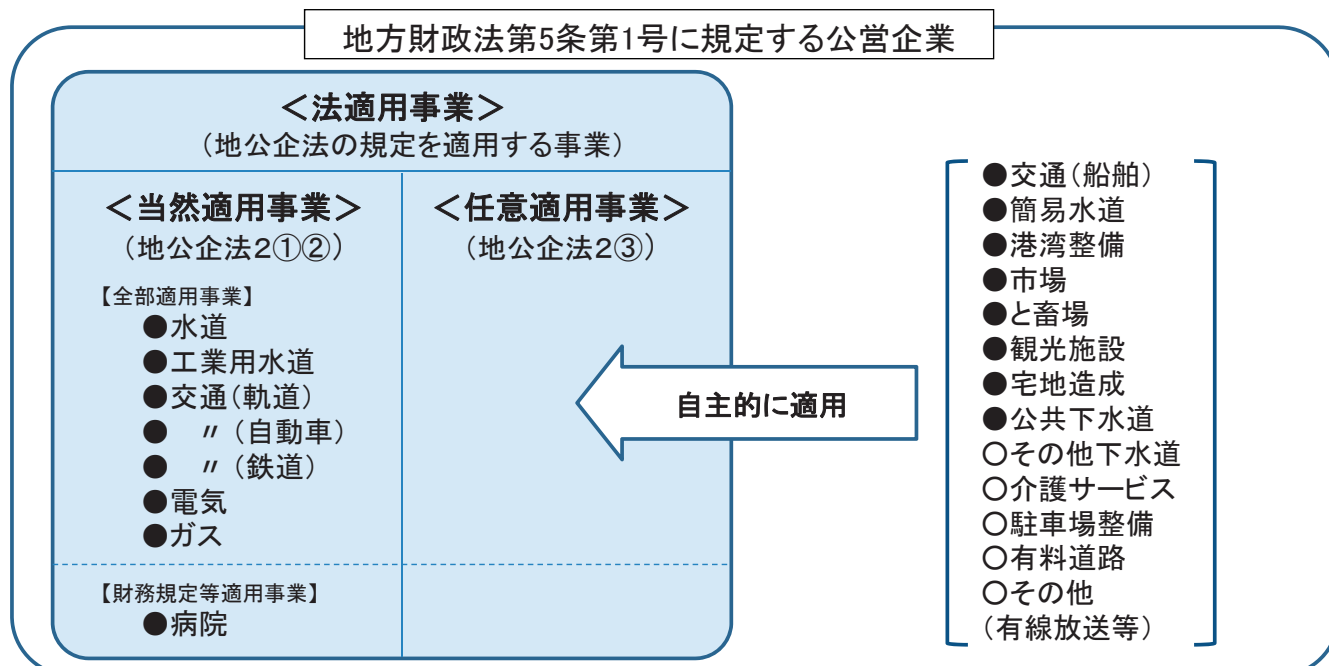
第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

- 一 水道事業(簡易水道事業を除く。) 二 工業用水道事業
 - 三 軌道事業 四 自動車運送事業 五 鉄道事業
 - 六 電気事業 七 ガス事業
- ② 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。
- ③ 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例(略)で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

	組織・職員	財務規定	特会、独立採算	企業債
水道、交通など	○	○	○	○
病院		○	○	○
下水道など			○	○
その他				○

4

地方公営企業法の適用範囲



※ ●のついたものは、地財法第6条に規定する特別会計設置義務のある公営企業。

※ 地方公営企業のうち、法適用事業は4,760事業、法非適用事業は3,295事業となっている。(令和4年度)

◎地方公共団体では、法非適事業に地方公営企業会計を自主的に適用することが望まれる。

5

公営企業繰出金

地方公営企業は、企業性(経済性)の発揮と公共の福祉の増進を経営の基本原則とするものであり、その経営に要する経費は経営に伴う収入(料金)をもって充てる独立採算制が原則とされる。

しかし、地方公営企業法上、

① その性質上企業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費

(例:公共の消防のための消火栓に要する経費)

② その公営企業の性質上能率的な経営を行ってもなおその経営に伴う収入のみをもって充てることが客観的に困難であると認められる経費

(例:へき地における医療の確保を図るために設置された病院に要する経費)

等については、補助金、負担金、出資金、長期貸付金等の方法により一般会計等が負担するものとされており、この経費負担区分ルールについては毎年度「繰出基準」として総務省より各地方公共団体に通知されている。

このような経費負担区分により、一般会計等において負担すべきこととされた経費の所要財源については、原則として「公営企業繰出金」として地方財政計画に計上され、地方財政措置が講じられている。

6

公営企業債について

1. 概要

公営企業の資金を調達するために発行されるもので、その元利償還金は、主として当該企業の収入から支払われる。
(例)水道事業債、病院事業債、下水道事業債

2. 根拠

地方財政法(抜粋)

(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもって、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもってその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)
- 三・四 略
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合

3. 発行条件

- (1)資金:公的資金(財政融資資金、地方公共団体金融機構資金)、民間等資金(市場公募、銀行等引受)
- (2)償還年限:最長40年(耐用年数を超えない範囲。各事業債により異なる。)

4. 償還財源

原則として当該事業により生じる収入による。

一般会計と公営企業会計の負担区分に基づき、一部の公営企業債の元利償還金は一般会計からの繰入れによる。(一部の一般会計負担には地方交付税措置が講じられている。)

7

2. 地方公営企業等の決算概要

8

令和4年度地方公営企業等決算の概要

事業数

水道事業及び下水道事業における事業統合等により減少し、8,055事業（対前年度比△53事業、△0.7%）。
うち法適用企業※の事業数は4,760事業（対前年度比+77事業、+1.6%）で、全体に占める割合は59.1%（前年度末に比べて1.3ポイント増加）。
※法適用企業とは、地方公営企業法に基づき、発生主義会計、複式簿記を採用している地方公営企業をいう。

経営状況

全体の総収支は、物価高騰による営業費用の増加等により黒字幅が減少し、8,126億円の黒字（対前年度比△2,066億円、△20.3%）。
黒字事業数は6,973事業（対前年度比△132事業）で、全体の87.2%（前年度は88.3%）。
赤字事業数は1,019事業（対前年度比+75事業）で、全体の12.8%（前年度は11.7%）。

<主なポイント>

- 水道事業は、物価高騰による営業費用（動力費等）の増加（対前年度比+870億円、+3.2%）等により、総収支の黒字幅が705億円減少した（R4：2,618億円の黒字、R3：3,324億円の黒字）。
- 交通事業は、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した旅客数が増加傾向にあることから、料金収入が増加（対前年度比+525億円、+12.6%）したこと等により、総収支は黒字に転じた（R4：71億円の黒字、R3：371億円の赤字）。
しかしながら、料金収入はコロナ前の水準までは回復しておらず、依然として厳しい経営状況が続いている。
（料金収入 R4：4,705億円、R1：5,434億円）
- 病院事業は、診療収入（料金収入）が増加（対前年度比+1,765億円、+4.3%）したものの、総費用の増加（対前年度比+1,749億円、+3.2%）及び新型コロナウイルス感染症対応に係る国庫補助金等の減少（△1,051億円、△18.2%）等により、総収支の黒字幅が1,299億円減少した（R4：1,996億円の黒字、R3：3,296億円の黒字）。

9

下水道事業の経営原則

独立採算の原則

公共下水道事業は、地方財政法上の公営企業とされ、その事業に伴う収入によってその経費を賄い、自立性をもって事業を継続していく「独立採算制の原則」が適用。(地方財政法第6条、地方財政法施行令第46条)

雨水公費・汚水私費の原則

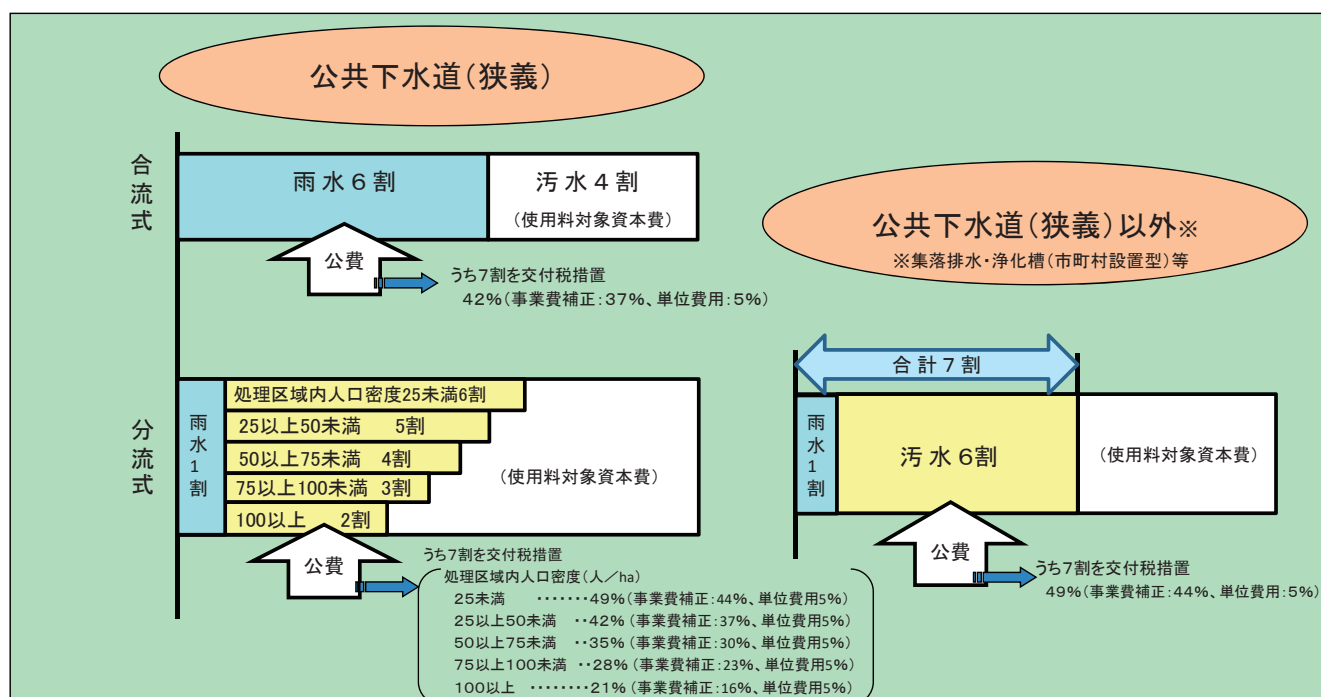
下水道事業に係る経費の負担区分は、「雨水公費・汚水私費」が原則。

- 「雨水公費」とは、雨水排除に要する経費について、雨水は自然現象に起因し、排除による受益が広く及ぶことから公費により負担。
- 「汚水私費」とは、汚水は原因者や受益者が明らかことから、私費(使用料)により負担。ただし、汚水処理に要する経費のうち、公共用水域の水質保全への効果が高い高度処理の経費や合流式下水道に比べ建設コストが割高になる分流式下水道に要する経費の一部などは、公的な便益も認められることから公費により負担。

※集落排水、合併処理浄化槽事業も同様の考え方で運用

下水道事業債の元利償還金に係る地方財政措置

- 雨水公費、汚水私費を原則としつつ、分流式公共下水道に係る汚水処理資本費について、公共用水域の保全等の観点から、処理区域内人口密度に応じて交付税措置(なお、公共下水道以外の施設についても、資本費等の実態にかんがみ交付税措置。)



3. 公営企業における経営改革の推進に係る総務省の取組

公営企業における更なる経営改革の推進について

公営企業の現状及びこれからの課題

- 急激な人口減少等に伴い、サービス需要が大幅に減少するおそれ
 - 施設の老朽化に伴う更新需要の増大
 - 職員数が減少する中、人材の確保・育成が必要
 - 特に中小の公営企業では、現在の経営形態を前提とした経営改革の取組だけでは、将来にわたる住民サービスを確保することが困難となる懸念
- さらに厳しい経営環境

更なる経営改革の推進

経営戦略の策定・改定

- 経営戦略に基づく計画的かつ合理的な経営を行うことにより、経営基盤を強化し、財政マネジメントを向上
- 中長期の人口減少の推計等を踏まえた、ストックマネジメントの成果や将来需要予測を反映させながら、投資・財政計画を策定
- 各公営企業において、令和7年度までに改定を行う

投資試算

財源試算

(計画期間内に収支ギャップを解消する)

投資・財政計画(基本10年以上)の策定

広域化等・民間活用

人材確保、組織体制の整備

新技術、ICTの活用

相互に反映

抜本的な改革の検討

- 公営企業が行っている事業の意義、経営形態等を検証し、今後の方向性について検討

①事業そのものの必要性・公営で行う必要性

事業廃止

②事業としての持続可能性

民営化・民間譲渡

③経営形態(事業規模・範囲・担い手)

広域化等(※)

民間活用

※広域化等とは、事業統合をはじめ施設の共同化・管理の共同化などの広域的な連携、下水道事業における最適化などを含む概念

公営企業の「見える化」

- 複式簿記による経理を行うことで、経営・資産の状況の「見える化」を推進
 - 将来にわたり持続可能なストックマネジメントの推進や、適切な原価計算に基づく料金水準の設定が可能
 - 広域化等や民間活用といった抜本的な改革の取組にも寄与
- 経営指標の経年分析や他の地方公共団体との比較を通じて、経営の現状及び課題を分析

公営企業会計の適用拡大

経営比較分析表の作成・公表

新経済・財政再生計画 改革工程表2022①

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○経営戦略の見直し率 【2025年度までの見直し率 100%】</p> <p>○収支赤字事業数(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【2017年度決算(959事業)より減少】</p>	3. 公営企業の業務効率化とデジタル化の徹底、抜本的な改革等の推進			
		a. 経営戦略に沿って収入、支出、管理者の情報の「見える化」を推進するとともに、繰出基準の精査・見直し、事業廃止、民営化、広域化等及び外部の知見の活用など抜本的な改革等を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		b. 経営戦略が策定済の事業について、内容を充実する観点から、一定期間ごとの見直しを推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		c. 9分野の経営比較分析表について、抜本的な改革の検討にも資するよう、必要に応じ指標の検証を行うこと等により、その充実を図るとともに、一覧して容易に閲覧できる形で公表するなど、各地方公共団体における活用を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		d. 水道、下水道などの公営企業についてICT等デジタル技術を活用した管理を推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省、関係府省庁》	→	→	→

14

新経済・財政再生計画 改革工程表2022②

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○重点事業における公営企業会計の適用事業数(人口3万人未満) 【2024年度予算から対象事業の100%】</p> <p>○その他の事業における公営企業会計の適用事業の割合 【増加】</p>	e. 経営戦略の改定や公営企業会計の適用、公立病院の経営強化などについて、地方公共団体に対するアドバイザー派遣による支援制度の充実を図り、公営企業の経営改革を更に推進。(2026年度以降も継続的に実施) 《所管省庁：総務省》	→	→	→
		4. 公営企業会計の適用促進			
		a. 重点事業(下水道、簡易水道事業)について、ロードマップに基づき、人口3万人未満の地方公共団体においても、公営企業会計の適用を層促進。 《所管省庁：総務省》	→		
		b. その他の事業(港湾整備、市場、と畜場、観光施設等)について、実情や費用対効果を踏まえつつ、公営企業会計を適用すべき対象範囲や目標等の工程を明確化し、公営企業会計の適用に向けた取組を促進。 《所管省庁：総務省》	→		

15

新経済・財政再生計画 改革工程表2022③

KPI 第2階層	KPI 第1階層	工程(取組・所管府省、実施時期)	23	24	25
<p>○公営企業が必要なサービス水準の確保を前提として取り組む経営健全化の成果を測る指標(公営企業型地方独立行政法人を含む) 【公営企業全体及び事業ごとの収支(改善)、繰出金(抑制)】</p>	<p>○広域化に取り組むこととした地区数(完了した地区数) 【2023年度から2025年度までに180地区】</p> <p>○システム標準化を含むデジタル化の推進に関する事項を盛り込んだ下水道広域化・共同化計画を策定した都道府県数 【2022年度末までに47都道府県】</p>	<p>6. 下水道について、広域化・共同化、デジタル化、民間知見の取込み等の持続的経営を確保するための取組の推進 《所管省庁：総務省、農林水産省、国土交通省、環境省》</p>			
		a. 持続的経営を確保するための具体的な方針に基づく取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		b. 改正下水道法等に基づく協議会の活用による広域連携に向けた検討・協議を推進。(2026年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		c. 都道府県における、下水道事業のシステム標準化を含むデジタル化の推進に加え、必要に応じてPPP/PFIの活用を盛り込んだ広域化・共同化計画の策定。	→		
		d. 各都道府県が策定した広域化・共同化計画の実施にあつての課題を整理するとともに、各都道府県に対し、必要に応じ計画を改定するよう促す。また、本計画に基づく取組に対して支援措置を講ずることにより広域化の取組を推進。(2026年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		e. 先行事例の歳出効率化や収支等への効果を公表するほか、使用料の適正化、ICT等デジタル技術を活用した管理、PPP/PFIの導入や広域化・連携を促進。(2026年度以降も継続的に実施)	→	→	→
		f. 具体的な検討を進めている地方公共団体に対する個別支援を継続する。また、先進的な取組を進めている地方公共団体のノウハウを横展開するとともに、PPP/PFI導入の成果について周知する。(2026年度以降も継続的に実施)	→	→	→

16

3 (1) 経営戦略の策定・改定

17

公営企業の「経営戦略」の策定・改定の推進について

○各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
(平成26年8月29日付け公営企業三課室長通知)

○令和2年度までの策定を要請。
(平成28年1月26日付け公営企業三課室長通知)
○令和7年度までの改定を要請。
(令和3年1月22日付け公営企業三課室事務連絡、令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

経営戦略 [イメージ]

投資試算

- 長期の人口減少推計を踏まえた将来の需要予測等に基づく合理的な投資額の設定
- 長寿命化等による平準化等

財源試算

- 料金、企業債、一般会計繰出金等の水準の見直し等

収支ギャップが生じた場合にはその解消を図る

- ・広域化等
- ・指定管理者制度、包括的民間委託等
- ・PPP/PFI等

- 組織、人材、定員、給与の適正化
- その他の経営基盤強化の取組 (ICT活用等)

PDCAサイクル

- ◆ 毎年度、進捗管理
- ◆ 計画と実績の乖離の検証
- ◆ 3~5年ごとの見直し

投資・財政計画の策定

(計画期間は基本10年以上)

- 経営基盤強化と財政マネジメントの向上のツール
- 経営健全化に向けた議論の契機とするため住民・議会に対して「公開」

経営戦略の策定・改定の推進

○「経営戦略策定・改定ガイドライン」の策定・公表

(平成31年3月策定・公表)

ガイドラインの内容

- ・「経営戦略」の策定後も、毎年度、進捗管理や計画実績との乖離検証を行い、**3年~5年毎の改定**が必要。
- ・**収支均衡を図るため、ストックマネジメント、公営企業会計の導入、料金水準の適正化の議論**などを反映し、**質の向上を図る**よう要請。
- ・事業ごとの具体的な策定・改定実務の手引書となる「経営戦略策定・改定マニュアル」を作成。

策定・改定状況 (令和5年3月31日時点)

(毎年度、策定・改定状況を調査・公表)

- 策定状況:「**策定済**」の事業の割合は**96.8%**
- 改定状況:「**改定済**」又は「**令和7年度までに改定予定**」の事業の割合は**85.1%**

財政措置等

- 経営・財務マネジメント強化事業 (令和3年度から)
- 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置 (※)
 - ・水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設 (浄水場、管路等) の建設改良事業
 - ・下水道事業の高資本費対策
- ※ 令和8年度からは、より質を高めるための取組 (物価上昇等を反映した経費の増加等の的確な反映など) を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定。(令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知)

18

経営戦略の策定・改定状況

経営戦略の策定・改定状況 (令和5年3月31日時点)

経営戦略の策定状況

- **令和2年度までの策定を要請** (平成28年1月)
- 6,532事業 (※) のうち、**策定済の事業は6,325事業 (96.8%)**、**未策定の事業は207事業 (3.2%)** となっている。
- ※ 事業数には、地方債の償還のみの事業や廃止 (予定) 事業などを含まない。

経営戦略の策定状況 (令和5年3月31日時点)

(単位: 事業)

	①策定済		②未策定		合計	
	事業数 (構成比)	事業数 (構成比)	事業数 (構成比)	事業数 (構成比)	事業数 (構成比)	事業数 (構成比)
水 道	1,748 (98.9%)	20 (1.1%)	1,768 (100.0%)			
うち上水道	1,296 (98.9%)	14 (1.1%)	1,310 (100.0%)			
うち簡易水道	452 (98.7%)	6 (1.3%)	458 (100.0%)			
工業用水道	138 (96.5%)	5 (3.5%)	143 (100.0%)			
交通	74 (90.2%)	8 (9.8%)	82 (100.0%)			
電気	83 (92.2%)	7 (7.8%)	90 (100.0%)			
ガス	18 (100.0%)	0 (0.0%)	18 (100.0%)			
港湾整備	81 (89.0%)	10 (11.0%)	91 (100.0%)			
市場	118 (83.7%)	23 (16.3%)	141 (100.0%)			
と畜場	29 (76.3%)	9 (23.7%)	38 (100.0%)			
観光施設	168 (83.6%)	33 (16.4%)	201 (100.0%)			
宅地造成	208 (81.6%)	47 (18.4%)	255 (100.0%)			
駐車場	143 (87.2%)	21 (12.8%)	164 (100.0%)			
下水道	3,517 (99.3%)	24 (0.7%)	3,541 (100.0%)			
合 計	6,325 (96.8%)	207 (3.2%)	6,532 (100.0%)			

策定・改定状況の「見える化」

- 毎年度調査を実施し、**策定・改定状況を総務省HPにおいて公表することにより、「見える化」を推進**。(令和5年度は10月に公表)

経営戦略の策定・改定の促進

未策定の事業や、既に経営戦略を策定している事業で **より質を高めるための改定** に取り組む事業に対しては、「**策定・改定ガイドライン**」や「**策定・改定マニュアル**」のほか、JFMと共同で実施している **経営・財務マネジメント強化事業によるアドバイザー派遣の活用を促し**、策定・改定を促進。

19

経営戦略の改定の推進について

「経営戦略」の改定推進について（令和4年1月25日付け公営企業三課室長通知）

- 経営戦略の見直しに当たっては、**特に、次の①～④の事項を投資・財政計画に盛り込むことが持続可能なサービスの提供に不可欠**であること。
 - ① 今後の人口減少等を加味した料金収入の的確な反映
 - ② 減価償却率や耐用年数等に基づく施設の老朽化を踏まえた将来における所要の更新費用の的確な反映
 - ③ 物価上昇等を反映した維持管理費、委託費、動力費等の上昇傾向等の的確な反映
 - ④ ①②③等を反映した上での収支を維持する上で必要となる経営改革（料金改定、広域化、民間活用・効率化、事業廃止等）の検討
- なお、**現在、経営戦略の策定を要件としている**水道事業の高料金対策、水道管路耐震化事業、旧簡易水道施設（浄水場、管路等）の建設改良事業及び下水道事業の高資本費対策に係る**地方財政措置について、令和8年度から、上記の①～④の取組を盛り込んだ経営戦略の改定を要件とする予定。**

令和5年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について（令和5年1月23日付け公営企業三課室事務連絡）

- 地方公共団体において、**現下の課題である物価高騰への対応や、積極的なデジタルの活用（DX）とグリーン化（GX）の推進**などが求められていることを踏まえ、**各公営企業においても、これらの課題に積極的に取り組み、経営戦略に適切に反映**すること。
- **新型コロナウイルス感染症**に伴い生じている、生活様式の変化や働き方・学び方の変容が**各公営企業の経営に与える影響を適切に経営戦略に反映**させること。
- 新たに事業を開始した等の理由により、令和3年度以降に経営戦略を策定した事業においても、このような現下の経営環境の変化や、これまで期限を定めて改定を要請していることなどを踏まえ、改定に係る取組を適切に進めること。
- なお、**令和5年度以降の地下鉄事業特例債（再々特例債）**について、新型コロナウイルス感染症の影響による経営環境の変化に対応するためには、経営戦略の改定が重要であることから、**経営戦略の改定状況に応じた発行要件を設ける。**

20

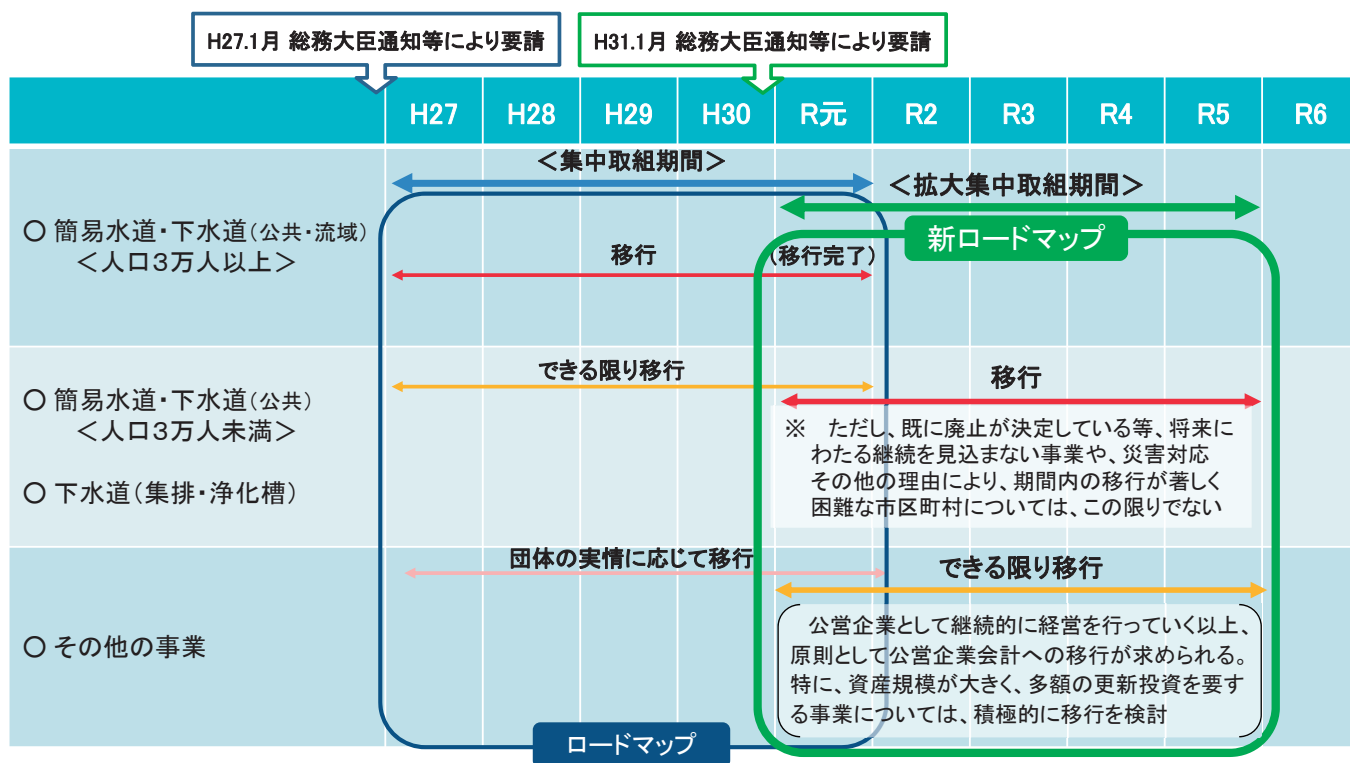
【参考】「経営戦略」の策定・改定に係る通知

- ① **留意事項通知（平成26年8月29日）**（「公営企業の経営に当たっての留意事項について」総財公第107号・総財第73号・総財準第83号総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）
 - ・ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律の施行等を契機とした、集中的な抜本改革の推進（平成21年度～25年度）は一区切りとし、その後の経営健全化の取組について通知。
 - ・ 将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」の策定を要請。
 - ・ その他、地方公営企業法の適用による公営企業会計の導入などを促す。
- ② **策定推進通知（平成28年1月26日）**（「経営戦略」の策定推進について」総財公第10号・総財第2号・総財準第4号総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）
 - ・ **令和2年度までの経営戦略の策定を要請**（「経済・財政再生計画改革工程表」（平成27年12月24日経済財政諮問会議決定）の目標：**令和2年度までに100%**）
 - ・ 「**経営戦略策定ガイドライン**」を公表（留意事項通知の内容を充実。事業ごとの「**経営戦略ひな形様式**」を作成。）
 - ・ 経営戦略の策定に要する経費に係る地方財政措置を設定（平成28年度から）
 - ・ 水道事業の高料金対策及び下水道事業の高資本費対策に要する経費に係る地方財政措置について、経営戦略策定を要件化（平成29年度から）
- ③ **経営戦略の策定に関するQ&A（平成28年5月12日）**
 - ・ 経営戦略の策定に関するQ&Aを公表（令和4年1月25日 改定）
- ④ **「経営戦略策定ガイドライン改訂版」（平成29年3月31日）**（「経営戦略策定ガイドライン改訂版について」総財公第39号・総財第41号・総財準第49号総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）
 - ・ 「**経営戦略策定ガイドライン改訂版**」の公表（既存のガイドラインを充実）
 - ・ 水道事業と下水道事業における先進的取組事例集を公表
- ⑤ **「経営戦略策定・改定ガイドライン」、「経営戦略策定・改定マニュアル」（平成31年3月29日）**（「経営戦略」の策定・改定の更なる推進について」総財公第45号・総財第34号・総財準第52号総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）
 - ・ 未策定事業に対する**策定**のほか、**策定済み事業に対して質を高めるための改定**を要請。
 - ・ 経営戦略の策定や改定に当たっての指針として、基本的考え方や各事業の特性を踏まえた策定や改定上の留意点を、「**経営戦略策定・改定ガイドライン**」として取りまとめ、公表。
 - ・ ガイドラインを踏まえ、各事業における経営戦略の策定や改定実務の手引書となる「**経営戦略ひな形様式**」と、ひな形様式への記載方法をまとめた「**経営戦略策定・改定マニュアル**」を公表（令和4年1月25日 改定）。
- ⑥ **留意事項について（令和3年1月22日）**（「令和3年度の公営企業等関係主要施策に関する留意事項について」総務省自治財政局公営企業課・公営企業経営室・準公営企業室事務連絡）
 - ・ **令和7年度までの経営戦略の改定を要請**（「新経済・財政再生計画改革工程表2020」（令和2年12月18日経済財政諮問会議決定）の目標：**令和7年度までに100%**）
- ⑦ **改定推進通知（令和4年1月25日）**（「経営戦略」の改定推進について」総財公第6号・総財第1号・総財準第2号総務省自治財政局公営企業課長・公営企業経営室長・準公営企業室長通知）
 - ・ 令和7年度までの経営戦略の改定を改めて要請
 - ・ 経営戦略の策定を要件としている地方財政措置について、質を高めるための取組を盛り込んだ経営戦略の改定を要件化（令和8年度から）

21

3 (2) 公営企業会計の適用拡大

公営企業会計の適用拡大のロードマップ



公営企業会計適用の取組状況(R5.4.1時点)

- ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計を適用する人口3万人以上の簡易水道事業と公共下水道事業及び流域下水道事業は、全事業が「適用済」となっている。
- 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計を適用する人口3万人未満の簡易水道事業は97.9%、下水道事業は99.1%、人口3万人以上のその他下水道事業は96.9%が「適用済及び適用に取組中」となっている。

下記の取組状況調査結果は、総務省HPにおいて公表。(URL:https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/c-zaisei/kouei_kaikei.html)

- ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計の適用を要請してきた事業

(単位 事業)

	人口3万人以上			
	簡易水道事業		公共下水道事業及び流域下水道事業	
	R4.4.1時点	R5.4.1時点	R4.4.1時点	R5.4.1時点
①適用済	121 (100.0%)	117 (100.0%)	1,155 (100.0%)	1,155 (100.0%)
②検討中	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
③検討未着手	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
合計	121 (100.0%)	117 (100.0%)	1,155 (100.0%)	1,155 (100.0%)

- 新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計の適用を要請している事業

(単位 事業)

	人口3万人未満				人口3万人以上 その他下水道事業	
	簡易水道事業		下水道事業		R4.4.1時点	R5.4.1時点
	R4.4.1時点	R5.4.1時点	R4.4.1時点	R5.4.1時点		
①適用済及び適用に取組中	405 (94.0%)	418 (97.9%)	1,582 (97.7%)	1,600 (99.1%)	688 (93.0%)	711 (96.9%)
②検討中	24 (5.6%)	7 (1.6%)	34 (2.1%)	10 (0.6%)	47 (6.4%)	19 (2.6%)
③検討未着手	2 (0.5%)	2 (0.5%)	3 (0.2%)	4 (0.2%)	5 (0.7%)	4 (0.5%)
合計	431 (100.0%)	427 (100.0%)	1,619 (100.0%)	1,614 (100.0%)	740 (100.0%)	734 (100.0%)

取組の更なる推進に向けて、簡易水道事業における高料金対策及び下水道事業における高資本費対策に係る地方財政措置について、

- ・ロードマップに基づき令和元年度までに公営企業会計の適用を要請してきた事業は、令和3年度から公営企業会計の適用を要件化
- ・新ロードマップに基づき令和5年度までに公営企業会計の適用を要請している事業は、令和6年度から公営企業会計の適用を要件に加えることとしている。

24

公営企業会計の適用拡大に係る支援方策

1. 人的支援制度

- 総務省と地方公共団体金融機構の共同事業として、団体の状況や要請に応じて公営企業会計の適用に係るアドバイザーを派遣する「経営・財務マネジメント強化事業」を実施(R3年度～)。
- 都道府県ごとに、複数の財務諸表の作成等の経験者をアドバイザーに登録し、小規模団体の問い合わせに対応可能な電話相談体制を構築(R4年度～)。

2. マニュアル・先進事例集等

- 公営企業会計の適用に係る具体的な業務について取りまとめたマニュアルや、先行団体の事例を掲載した先進事例集、団体からの質問を取りまとめた質疑応答集を作成・公表(H31年3月)。
- 利便性向上のため、各種マニュアル等を一元化した上で、地方公共団体における取組の進捗や各団体との質疑応答を踏まえ、先進事例集や質疑応答集を充実。
- 公営企業会計適用後の実務に係る典型的なQ&A集及びチェックリストを作成・公表(R4年度～)。

3. 都道府県による市町村の支援

- 研修会及び個別相談会の開催等、都道府県による市町村の公営企業会計の適用推進のための支援体制を構築。
- 都道府県がこれらの取組に要する経費について、交付税措置。

4. 地方財政措置(令和5年度まで)

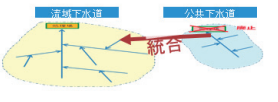
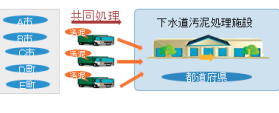
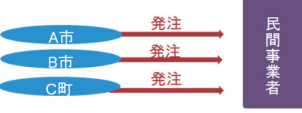
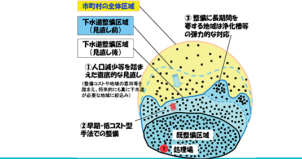
- 公営企業会計の適用に要する経費に充当するための公営企業債(公営企業会計適用債)を措置し、その元利償還金に対して交付税措置。

25

3 (3) 抜本的な改革(広域化・共同化)

下水道事業における広域化等

下水道事業の広域化等については、以下の4類型が主な類型

<p>1. 汚水処理施設の統廃合</p> <p>流域下水道への接続、公共下水道と集落排水施設の接続及び処理区の統廃合などを行う。</p> 	<p>2. 汚泥処理の共同化</p> <p>複数の団体の汚泥を集約して処理を行う。</p> 	<p>3. 維持管理・事務の共同化</p> <p>集中監視・管理、運転管理の共同委託、使用料徴収・機材購入・水質検査等の共同処理などを行う。</p> 	<p>4. 最適化</p> <p>公共下水道、集落排水、浄化槽等の各種汚水処理施設の中から、最適な施設を選択して整備する。</p> 
---	--	--	--

	秋田県の例	山形県新庄市の例	佐賀県の例	
期間	令和2年度から実施	平成16年度から実施	平成28年度実施	
概要	○県がリーダーシップをとり、県と県内市町村からなる連絡協議会を通じて、市町村と課題等を共有・連携することによって、「汚水処理施設の統廃合」と「汚泥処理の共同化」を実施	○新庄市の処理場を中核とし、新庄市と周辺6町村の処理場を集中管理	○浄化槽の整備促進を含め、地域に適した整備手法の選定等を実施	
背景	○人口減少下における下水道事業運営の効率化を図るため、広域化・共同化に取り組む	○先行して建設された新庄市の処理場を中核とした圏域一体での整備について、周辺市町村からの要望をきっかりに検討	○都道府県構想の見直しを通じて検討	
取組内容	<ul style="list-style-type: none"> ○流域下水道に接続し、単独公共下水道の処理場を廃止 ○県及び関係市町村等の施設から発生する汚泥を流域下水道の処理場に新設する施設で共同・集約処理し、資源化を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○新庄市の処理場を中核施設として、管内の処理場をICTを活用して遠方から集中管理・監視<small>(処理場の無人化や監視設備等の一括管理)</small> ○定期巡回による保守点検や水質試験を一括実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○未整備地区においては、個別処理の割合を高めるとともに、浄化槽区域の普及率について指標設定 ○既整備地区においては、水洗化率を指標として定め、経営安定化を図る 	
効果	<ul style="list-style-type: none"> ○維持管理費・改築更新投資を削減<small>(50年間の試算)</small> ・維持管理費 約70億円減 ・改築更新投資 約50億円減 	<ul style="list-style-type: none"> ○維持管理費・改築更新投資を削減<small>(20年間の試算)</small> ・維持管理費 6億円減 ・改築更新投資<small>(既存施設更新のみ)</small> 約34億円減 	<ul style="list-style-type: none"> ○維持管理費を削減 ・年間約3,000万円減 	<ul style="list-style-type: none"> ○浄化槽(個別処理方式)に転換(個別処理人口割合18.5%→22.3%) ○処理区の統廃合数が増加(処理区19箇所減)

下水道事業における広域化・共同化の推進について

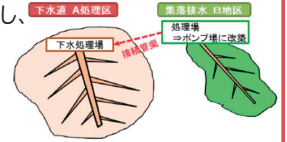
<広域化・共同化の推進の背景・効果>

- 人口減少等に伴うサービス需要の減少、施設等の老朽化に伴う更新需要の増大等、下水道事業を取り巻く経営環境が厳しさを増しつつある中で、下水道事業の持続的な経営の確保が求められているところ。
- **管渠を接続し、汚水処理場を統合する方策が最も効率的**であり、市町村間の統合も積極的に推進する必要があるが、調整に難航するケースが多いことから、都道府県の調整が重要。
- 一方、地理的要因等により**汚水処理場の統廃合が困難な地域においても、維持管理・事務の共同化により、維持管理費用の削減等の効果**。

<「広域化・共同化計画」策定の要請> (国交省、農水省、環境省と連携)

- 平成30年1月に、「汚水処理の事業運営に係る「広域化・共同化計画」の策定について」を发出し、各都道府県に対し、令和4年度までに「広域化・共同化計画」を策定することを要請し、**全ての都道府県で策定済み**。
- 策定支援のため、令和2年4月に「広域化・共同化計画策定マニュアル(改訂版)」を作成・公表

【処理場の統廃合】



<地方財政措置(令和5年度拡充後)>

- 複数市町村の事業及び市町村内で実施する複数事業の施設の統合や同一下水道事業内の処理区統合に必要な管渠等の広域化・共同化に要する施設等整備費について、**通常分から繰出基準を1割引上げ、元利償還金の28～56%を普通交付税措置**
- 流域下水道への統合のための接続管渠等の整備について、**更に繰出基準を1割引上げ、元利償還金の35～63%を普通交付税措置**
- 都道府県が実施する**広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付税措置(令和5年度～令和7年度)**。

<処理区域内人口密度25以上50未満(人/ha)の例>

通常分 【建設改良費等】	一般会計負担(6割)	
	広域化・共同化に要する経費について 繰出基準(一般会計負担)を1割引上げ	→
(R元年度～) 広域化分	一般会計負担(7割)	
	流域下水道への統合の場合に 繰出基準(一般会計負担)を1割引上げ	→
(R4年度～) 流域下水道への 統合分	一般会計負担(8割)	
うち70%を普通交付税措置		

<地方財政措置＝繰出基準×交付税措置率>

処理区域内人口密度 (人/ha)	通常分※1 【建設改良費等】	(R元年度～) 広域化分※2,3	(R4年度～) 流域下水道への 統合分
100以上	16%	28%	35%
75以上100未満	23%	35%	42%
50以上75未満	30%	42%	49%
25以上50未満	37%	49%	56%
25未満	44%	56%	63%

※1 通常分は事業費補正分に加え、5%の単位費用分を措置

※2 令和4年度から同一下水道事業内の処理区統合を対象に追加

※3 令和5年度から複数の地方公共団体で事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を対象に追加

28

下水道事業の広域化・共同化に係る地方財政措置の拡充(R5～)

1. 下水道事業債(広域化・共同化分)に係る地方財政措置の拡充

【趣旨】

- 広域化・共同化に係る維持管理・事務の共同化の検討に当たっては、システムの共同整備(機材の共同購入)にとどまらず、システムの共同整備を通じて集中監視・管理等の事務の共同処理を進めていくことが必要。

【拡充内容】

- **複数の地方公共団体で事務を共同で処理する際に必要なシステム整備費を下水道事業債(広域化・共同化分)の対象に追加。**

【地方財政措置】

- 地方負担額の100%に下水道事業債(広域化・共同化分)を充当し、処理区域内人口密度に応じ、**元利償還金の28～56%を普通交付税措置**。

<処理区域内人口密度25以上50未満(人/ha)の例>

	広域化・共同化に要する経費	
通常分	一般会計負担(6割)	
	広域化・共同化に要する経費について 繰出基準(一般会計負担)を1割引上げ	→
広域化分	一般会計負担(7割)	

<財政措置のスキーム> 交付税措置率(事業費補正分)

処理区域内人口密度(人/ha)	通常分	広域化分
25未満	44%	56%
25以上50未満	37%	49%
50以上75未満	30%	42%
75以上100未満	23%	35%
100以上	16%	28%

※ 通常分については、上記のほか単位費用措置あり

※ 広域化分については、一般会計の負担を増額(3～7割→4～8割)し、その70%を交付税措置

2. 都道府県が実施する広域化・共同化の検討に要する経費

【趣旨】

- 広域化・共同化計画策定(～R4)後も都道府県がリーダーシップを発揮し、市町村への働きかけを継続的に行うことにより、計画の実行・充実に図ることが重要。
- そのため、広域化の効果額等の具体的試算や、広域化の支障の解消など、都道府県が更なる調査・検討を実施することが必要。

【拡充内容】

- **都道府県が実施する広域化・共同化を推進するための調査検討に要する経費について、普通交付税措置(令和5年度～令和7年度)**。

29

官民出資の広域補完組織による下水道事業の支援（秋田県）

取組の概要

県・市町村・民間企業が出資する地域密着型の「広域補完組織」（株式会社）を設立し、自治体の実情に合わせて幅広い業務を支援することにより、持続可能な下水道事業の運営を目指す。

◆課題

- 生活排水処理事業の運営に関して、行財政改革等による職員総数の減少のほか、経験が豊富な技術職員の退職も進行しており、円滑な業務執行と持続的な事業運営に課題
- ストックマネジメント計画の策定等の専門知識が必要な業務や、工事監督補助等の人手が必要な業務など、自治体の多種多様なニーズに対応した個別最適な補完が必要

◆具体的内容

官と民の人材・ノウハウを結集し、持続可能な下水道事業の運営を実現するため、官民が出資する地域密着型の補完組織を構築（図1）

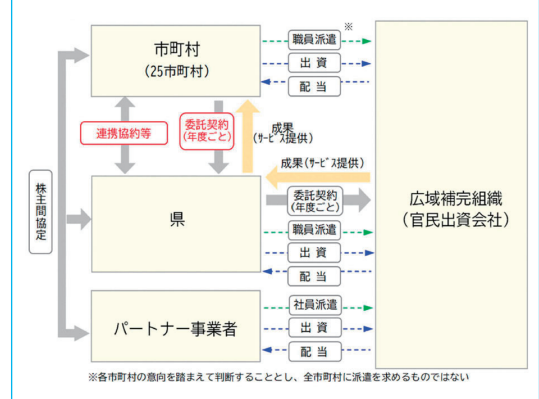
（令和5年11月設立、令和6年4月本格運用開始予定）

- 公権力の行使に関わる業務（使用料改定、条例制定等）や地域企業を中心に広く民間委託が行われている業務（設計、維持管理等）を除いた業務を中心に、広域補完組織に委託（図2）。事業管理者（県、市町村）の権限はそのままに県内自治体の事業運営の弱点を補完
- 事業運営コストの抑制に向けて、計画方針などの統一化及び管理情報の一元化も目指す

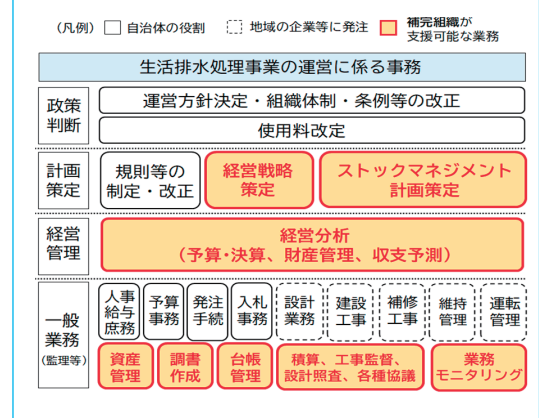
◆効果

- 同種業務の包括的な実施によるコストの縮減と質の向上
- 専門人材不足の解消と自治体職員の負担軽減（注力すべき業務に専念）
- 経営面、技術面でのきめ細やかな相談対応による事業運営の最適化
- 広域補完組織への人材派遣を通じた自治体職員の技術力の向上

広域補完組織のスキーム（図1）



広域補完組織の想定業務（図2）



下水道公社による維持管理の広域化・共同化（長野県）

取組の概要

各県にある下水道公社は、県の処理施設に係る業務の受託を主な目的とするものが大半だが、長野県では、市町村が実施する維持管理業務を下水道公社が受託し一括管理。

◆課題

- 下水道事業に携わる中小市町村の専門技術者の不足、施設の維持管理経費の増大など

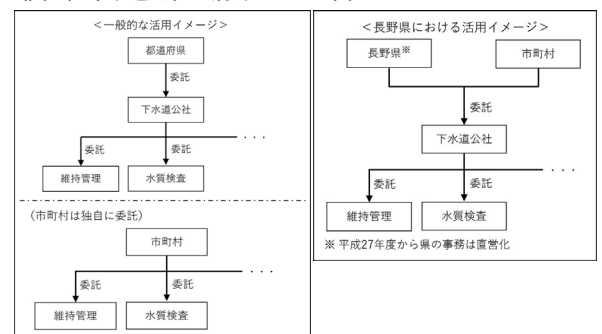
◆取組内容

- 県のみならず市町村等への技術支援及び広域的な維持管理の実施を目的として、平成3年2月に下水道公社を設立（図1参照）
- 公社において、県内市町村等の下水道終末処理場（55市町村・組合の102場）のうち、31市町村・組合の43場（他に農集排16場）の維持管理業務（処理施設の運転管理や修繕、薬品の購入等）などを受託
- その中でも、異なる事業（公共下水道と農集排）の一元管理や複数市町村の処理場を広域管理する事例もあり（図2参照）

◆効果

- 市町村の事務負担軽減
- 職員数の削減やスケールメリット等によるコスト削減（維持管理経費は、公社委託した方が委託しない場合に比べ11%削減（出典：日本下水道協会発行「H22下水道統計」））
- 管理の質が向上（公社のノウハウを活かした効率的・効果的な維持管理、複数年契約による計画的な業務実施など）。

（図1）下水道公社の活用イメージ図



（図2）長野県下水道公社における一元管理・広域管理の状況

